

平成 28 年

# 9 月熊取町議会定例会会議録

平成 28 年 9 月 13 日開会

平成 28 年 10 月 7 日閉会

熊 取 町 議 会

## 平成28年9月定例会会議録目次

(9月13日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長あいさつ	3
行政報告	3
1. 財政健全化判断比率について	3
2. 下水道事業資金不足比率について	4
3. 水道事業資金不足比率について	4
4. 第122回大阪府原子炉問題審議会の概要について	4
5. 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(平成27年度事業対象)の結果報告について	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	7
1. 服部脩二議員	7
1) 最新の防災計画について 見直し後の防災計画における対策の内容について	
2) 自主防災組織の育成について(次の項目に対する取り組みについて)	
①リーダーの不足について	
②活動のマンネリ化(形骸化)について	
③組織の高齢化について	
④組織活動の組織間の格差について	
⑤防災活動に対する住民意識の不足について	
3) 防災士について 「防災士」に関する熊取町の取り組みについて	
2. 矢野正憲議員	10
1) 高齢者の見守り活動について 民間事業者との協定による高齢者の見守り支援活動の充実と、セーフティ ネットの構築について	
3. 渡辺豊子議員	14
1) 動物愛護管理行政とのら猫対策について	
①適正飼養及び終生飼養を推進するための普及啓発事業について	
②みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の促進について	
③のら猫対策として不妊去勢手術の補助制度を導入してはどうか	
2) B型肝炎ワクチン定期接種について	
①事業の内容と周知方法について	
②1歳までに3回接種できない乳児への対応について	
③3歳までにワクチン接種ができるよう助成を検討できないか	
3) がん検診について	
①P S A検査導入の検討状況について	
②胃がんリスク検診および内視鏡検査導入の検討状況について	

4. 江川慶子議員	26
1) 国民健康保険について	
①保険料の値上げに関する理由、対応、今後について	
2) 子どもの貧困対策について	
①大阪府の実態調査状況及びひとり親家庭の支援について（就労支援・経済的支援・相談窓口）	
②就学援助の対象拡大や支給の改善について	
3) 防災対策に関わる事前復興施策について	
①近隣市町と支援し合える広域的な条例と総合基金など広域的な防災計画について	
5. 文野慎治議員	37
1) 学校環境の整備について	
①中学校のエアコン設置について	
②普通教室へのエアコン設置の時期について	
2) 学童保育について	
①指定管理者制度への移行の進捗状況と今後の予定について	
②「くまとり創生戦略 重要業績評価指標（K P I）」実績値報告に記載されている「新たな施設整備等の検討」の内容について	
③学童保育施設の更新・整備計画とその財源確保について	
3) 若者定住策について	
①若者定住施策の復活について	
②新たな定住促進策の内容について	
6. 浦川佳浩議員	48
1) 「くまとり創生戦略 重要業績評価指標（K P I）」について	
①事業の評価方法について	
②各事業の評価・課題などについて	
(1)シティプロモーション事業について	
(2)町内大学連絡会運営事業について	
(3)住民提案協働事業について	
(4)地域活性化事業について	
(5)商工業振興事業について	
2) 「くまとり創生戦略 地方創生加速化交付金事業」について	
①熊取創生プラットフォーム事業について	
②今後の地方創生の取り組みについて	
(9月15日)	
出席議員	63
議事日程	63
一般質問（続き）	64
1. 鱧谷陽子議員	64
1) 適正な労働条例と良質な事業者を守る公契約条例について	
①公共事業や公共サービスに従事する人の賃金の実態と自治体の責任について	
②公共サービス基本法等による熊取町での変化について	
③担い手確保のための公契約条例の必要性について	

2) 介護保険制度の現状について	
①要支援者の総合事業への移行にかかる進捗状況について	
②低所得者への食事、部屋代の町独自の軽減策について	
3) 小中学校への空調設備設置の時期について	
①検討状況について	
2. 阪口 均議員 .....	75
1) 熊取のにぎわいづくりについて	
①軽トラ市場により町の活性化を図ってはどうか	
2) 鳥獣被害について	
①「いのしし被害」の現状について	
②町の対応策について	
3. 坂上昌史議員 .....	82
1) 「アトムサイエンスパーク構想」の推進について	
①熊取町のBNC T関連施策について	
②創生戦略における位置づけとK P Iについて	
③BNC T相談室と熊取町予算の投入について	
④BNC T周知活動について	
2) 協働のまちづくりの推進について	
①住民提案協働事業について	
②行政としての協働を進めるための課題について	
提案理由説明	
議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について .....	95
質 疑 .....	95
採 決 .....	95
提案理由説明	
議案第64号 教育委員会委員の任命同意について .....	95
質 疑 .....	95
採 決 .....	96
提案理由説明	
議案第65号 教育委員会委員の任命同意について .....	96
質 疑 .....	96
採 決 .....	96
提案理由説明	
議案第66号 宿泊施設誘致条例 .....	96
質 疑 .....	98
提案理由説明	
議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例 .....	98
質 疑 .....	99
提案理由説明	
議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの 購入について .....	99
質 疑 .....	100
提案理由説明	
議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について .....	100
質 疑 .....	101

提案理由説明	
議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	101
質 疑	102
採 決	102
提案理由説明	
議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	102
質 疑	105
提案理由説明	
議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	105
質 疑	106
提案理由説明	
議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	106
質 疑	107
提案理由説明	
議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）	107
質 疑	108
提案理由説明	
議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 平 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79 号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号 平成 27年度熊取町水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	108
会派代表質問	
1. 熊取公明党 二見裕子議員	111
 (9月16日)	
出席議員	125
議事日程	125
会派代表質問（続き）	126
1. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	126
2. 熊愛の会 文野慎治議員	135
3. 未来 坂上昌史議員	147
4. 新政クラブ 佐古員規議員	159
決算審査特別委員会の設置・委員の選任	173
決算審査特別委員会正副委員長長の選任	173
提案理由説明	
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願	173
 (10月7日)	
出席議員	177
議事日程	177
固定資産評価審査委員会委員、教育委員会委員紹介、就任あいさつ	178
委員会報告	179

議会運営委員会報告	179
議案第66号 宿泊施設誘致条例、議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について、議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について、議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）、以上4件一括付議	179
総務文教常任委員会委員長報告	179
質 疑	180
討 論	180
採 決	180
議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件一括付議	183
事業厚生常任委員会委員長報告	183
質 疑	184
討 論	184
採 決	184
議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	185
決算審査特別委員会委員長報告	185
質 疑	189
討 論	189
採 決	195
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願	196
事業厚生常任委員会委員長報告	196
質 疑	197
採 決	197
提案理由説明	
委員会提出議案第1号 要議決事件条例の一部を改正する条例	197
質 疑	198
採 決	198
提案理由説明	
議員提出議案第8号 無年金者対策の推進を求める意見書、議員提出議案第9号 さらなる患者負担増で受診抑制がおきかないよう、慎重な審議を求める意見書、以上2件一括付議	198
質 疑	200
採 決	200
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	201

9月熊取町議会定例会（第1号）

## 平成28年9月定例会会議録（第1号）

月 日 平成28年9月13日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	住 民 部 長	下中 博之
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	事 業 部 長	泉谷 徹
事 業 部 理 事	田畑 洋	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	中谷ゆかり	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第64号 教育委員会委員の任命同意について

議案第65号 教育委員会委員の任命同意について

議案第66号 宿泊施設誘致条例

議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第68号 自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について

議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について

議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について



- 議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定について  
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。平成28年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成27年度における行財政運営の成果についてご審議をいただく重要な会議であります。ことし1月に町長選挙があり、平成27年度の決算の大部分は前町長の行政運営の結果ですが、藤原町長は、新たな体制のもとで27年度の活動を評価され、今後の町政運営に反映していかれる責任があると思います。

議員の皆さんにおかれましては、熊取町議会は熊取町民によって選ばれた議員で構成され、町民の代表機関であるとともに、町民の意思を代弁する合議制機関である議会は、地方議会の役割と責任を全うし、熊取町における民主主義の発展と町民の福祉の向上のために活動するという議会基本条例に記載の基本理念を肝に銘じた審議と質疑をお願いいたします。

また、昨年度から本会議の状況についてテレビ視聴とインターネット録画配信が行われておりましたが、この9月議会から、常任委員会の状況の映像が傍聴室及び庁舎ロビーのテレビで視聴できるとともに、数日後にはインターネットで録画配信されるということになりました。これは、藤原新町長のもとで、情報公開を基本とする開かれた議会という議会の目的の実現が大きく前進したことを意味し、熊取町議会の歴史で特筆すべき事項と思います。

後ほど、藤原町長から平成27年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。本町の行財政運営は、依然として厳しい状況下にありますが、議会といたしましては、住民福祉の向上のため、また熊取町の活性化のために、十分に審議を尽くしていただきたいと思います。

あわせて、円滑な議事運営が図れますようにご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時02分」開会）

議長（重光俊則君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

例月出納検査につきましては、平成28年6月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、6月20日、7月19日及び8月18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成28年7月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

平成28年度分

一 般 会 計	5億3,466万8,377円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	6,704万1,644円
国民健康保険事業特別会計	4,591万9,026円

介護保険特別会計	8,994万6,228円
墓地事業特別会計	2,755万7,120円
後期高齢者医療特別会計	2,676万8,777円
水道事業会計	6億3,323万1,822円
歳入歳出外現金	3,095万4,161円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成28年9月熊取町議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任同意の1件及び教育委員会委員の任命同意が2件、条例制定につきましては宿泊施設誘致条例の1件、一部改正条例につきましては介護保険条例の一部を改正する条例の1件、契約の締結につきましては自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についてほか1件並びに平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

また、補正予算につきましては平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）ほか3件、決算認定につきましては平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか6件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご同意、ご可決、ご認定いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、行政報告を行います。

初めに、報告第1号 財政健全化判断比率について報告願います。貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の黄色の分界紙の次からの行政報告のうち、報告第1号 財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各比率につきましては、下記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましてはそれぞれ赤字が発生しておりませんので該当数値がなく、バーで表記させていただいております。早期健全化基準はそれぞれ13.75%、18.75%で、財政再生基準はそれぞれ20.00%、30.00%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては8.4%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては4.4%で、これに対する早期健全化基準が350.0%となっております。

裏面をごらんください。

これらの財政健全化判断比率につきましての監査委員による審査意見書でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、審査に付された当該比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類については適正であり、また、是正改善を要する事項につきましても特に指摘事

項はないということでした。

以上で、財政健全化判断比率につきましての報告を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、報告第2号 下水道事業資金不足比率について報告願います。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、報告第2号 下水道事業資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度下水道事業資金不足比率を監査委員の意見をつけて下記のとおり報告するものでございます。

平成27年度下水道事業資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられるものでございます。

次のページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については資金の不足額がないため、該当数字がない。3つ目に是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第2号 下水道事業資金不足比率についての説明を終わります。

議長（重光俊則君）次に、報告第3号 水道事業資金不足比率について報告願います。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）続きまして、報告第3号 水道事業資金不足比率についてご説明いたします。

水道事業資金不足比率につきましても、先ほどの下水道事業と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度水道事業資金不足比率を監査委員の意見をつけて下記のとおり報告するものでございます。

平成27年度水道事業資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次のページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については資金の不足額がないため、該当数値がない。3つ目に是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないというご意見でございました。

以上で、報告第3号 水道事業資金不足比率についてのご説明を終わります。

議長（重光俊則君）次に、報告第4号 第122回大阪府原子炉問題審議会の概要について報告願います。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）報告第4号 第122回大阪府原子炉問題審議会の概要についてご説明いたします。

同審議会は、平成28年8月30日に大阪府庁本館において開催されました。本町から当審議会委員として重光議長、江川原子力問題調査特別委員会委員長、阪上貞信熊取町原子力問題対策協議会委員長及び藤原町長の4名が出席し、当日の議題は4件でありました。

まず、議題1の役員を選任についての審議は、委員改選以降初めての審議会であるため、会長及び副会長2名のうち1人の選任が必要であるため、委員の互選により、会長には大阪府立大学理事長兼学長の辻 洋氏を、副会長には関西研究用原子炉対策民主団体協議会代表の山口百合子氏を推

薦する提案がなされ、全会一致で承認し、選任されました。

続いて、議題2として京都大学原子炉実験所の安全性等についてといたしまして、研究用原子炉KUR及び臨界集合体実験装置KUCAの状況及び核セキュリティサミットに係る対応について説明を受けました。

1点目として、KURが平成26年5月26日から運転を停止しておりますが、新規基準への適合確認を受けるため原子炉設置変更承認申請書を原子力規制委員会に提出していましたが、平成28年7月27日において審査書案が了承され、事実上の合格を得ました。今後は、保安規定の改定、改造工事等を実施した後、検査を受け運転が再開される見込みとの説明がありました。

また、2点目として、KUCAは平成26年3月10日から運転を停止しており、こちらの施設においても変更承認申請書を提出していましたが、平成28年5月11日の原子力規制委員会において承認され、現在、変更に伴う改造工事の申請を行っており、改造工事実施後に行われます検査の後、運転再開される予定との説明がありました。

3点目として、ワシントンで開催された核セキュリティサミットでの日米首脳共同声明において、KUCAにおいて使用されている高濃縮ウラン燃料を米国に撤去すること及びKUCAを低濃縮化することが表明され、今後、日米合意の趣旨に基づき、関係機関の協力のもと、高濃縮ウラン燃料を撤去していく旨の説明があり、あわせて原子力規制庁、大阪府警本部及び泉佐野警察署等との綿密な連携を図り、高濃縮ウラン燃料に対するセキュリティ対策の維持、向上に努めるとともに、加えて自主的に警備の機能向上、警備体制の強化などのセキュリティ強化を行い、地域住民の皆様に安心していただけるよう安全管理を引き続き徹底する旨の説明がありました。

ページをめくってください。

続きまして、議題3として京都大学原子炉実験所定例報告がありました。毎回定例として報告されているもので、今回は、平成27年6月から平成28年5月までの運転状況と平成27年4月から平成28年3月までの環境放射能測定報告がされました。

運転状況につきましてはKUR、KUCAともに運転の実績はないということ、また、環境放射能測定報告では住民の健康に影響を与える結果は見られなかったとの説明がございました。

続きまして、議題4、その他として、BNCT推進協議会とBNCTシンポジウムについて事務局から説明、報告がございました。

まず、BNCT推進協議会について、平成21年にBNCT研究会を立ち上げましたが、治験が進行し医療の実用化が数年後に迫っている今、今後のBNCTのさらなる普及、高度化に向け、オールジャパン体制による取り組みが必要な段階を迎えたため、BNCT研究会をBNCT推進協議会に改組し、産学官の連携、研究拠点と医療拠点のネットワークを生かしながら、基礎研究、臨床研究レベルから医療としての普及、高度化に向け、さまざまな諸課題に対応可能な体制を整備する旨の説明がございました。

最後に、あす9月14日に東京でBNCTシンポジウムが開催されるという報告がございました。

以上で、第122回大阪府原子炉問題審議会の概要についての説明を終わります。

議長（重光俊則君）次に、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成27年度事業対象）の結果報告について報告願います。中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）それでは、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成27年度事業対象）の結果報告について説明させていただきます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、結果を報告するものでございます。

点検及び評価の対象としましたのは、平成27年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般でございます。点検及び評価の項目の設定につきましては、教育委員会、教育委員、学校教育、社会教育の4つの大項目に分類し、さらに総括目標として、教育委員会及び教育委員には各1項目、学校教育

には11項目、社会教育には9項目を設定いたしました。詳細につきましては次ページからの点検評価報告書のとおりでございます。3ページをごらんいただきますと、設定いたしました項目ごとの総括目標に対する自己評価と今後の課題、方向性を記載してございます。

4ページをごらんいただきますと、総括目標を達成させるための取り組みごとに具体的な取り組み状況を記載し、自己評価としての取り組みによる成果を、さらに課題と課題の解決に向けた今後の方向性を記載しております。以降、同様に、各項目ごとに点検評価を行っております。

個々の説明につきましては時間の都合上割愛させていただきますので、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

報告書のほうにお戻りいただきまして、点検評価の結果につきましては、今後検討すべき課題もあるものの、全体的にはおおむね良好に執行できたものと考えております。

平成27年度の特徴といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受けまして、平成27年4月から教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表となる新教育長と4人の教育委員から成る新たな組織となり、また町長と教育委員会で構成される総合教育会議が設置されるなど、教育委員会活動に大きな変革がございました。

点検・評価報告書の91ページをごらんください。

この点検評価を行うに当たりまして、お二人の評価委員の方よりご意見を頂戴しております。大阪体育大学教育学部の吉美 学先生と熊取町スポーツ推進委員協議会の野口博美会長により、3回にわたる評価委員会の後、意見書に記載のとおり、確実、着実、誠実に、現状にとどまることなく、中学校放課後自習室の開設など、課題解決のための新たな取り組みも進めていることを評価いただきました。なお、引き続きしっかりと取り組むに当たって、記載のとおりのご指摘、ご指導をいただいたところでございます。いただきましたご指導、ご指摘につきましては今後の教育委員会活動にしっかりと反映させてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてはご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成27年度事業対象）の結果報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいまの行政報告5件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）大阪府原子炉問題審議会の報告についてございましたが、その中でKUCAの高濃縮ウラン燃料が低濃縮に変更されるというふうな説明がございました。KURのほうの燃料はどうなっていますか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）今回、ワシントンで開かれたセキュリティサミットの中で、KUCAのものを撤去するというところでございますけれども、KURにつきましては既に撤去しております。

KUCAのものだけ高濃縮ウランが残っていたので、今回撤去するという事になったものでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現在KURにおいて使用する燃料というのは低濃縮になっているんですか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）そういうことでございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

---

議長（重光俊則君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席1番 文野議員、議席14番 坂上巳生男議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る9月7日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成28年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月13日から10月7日までの25日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日9月13日、15日、16日、23日及び10月7日の5日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を9月28日に、事業厚生常任委員会を9月27日に開催していただきます。

また、平成27年度の各会計決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月29日、10月3日、4日及び5日に本特別委員会を開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会を9月27日に、議員全員協議会を9月28日にそれぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第5 議案第64号 教育委員会委員の任命同意についての件及び日程第11 議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の4件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月13日から10月7日までの25日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月13日から10月7日までの25日間と決定いたしました。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、服部議員。

9番（服部脩二君）ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、第1点目、最新の防災計画について、いわゆる5年前の東日本大震災の発生に伴い、その以前の防災計画から大きく見直した防災計画が出されたところ、本年4月に熊本・大分地震が発生し再度見直しをされた防災計画について、どのような対策があるのか、お答えください。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、服部議員のご質問の1点目、最新の防災計画について答弁いたします。

本年4月の平成28年熊本地震につきましては、震度7レベルの前震、本震の後も規模の大きな地震が断続的に発生するなど、被害が甚大となりました。このことを受けた国の動きとしましては、

同地震の経験を踏まえ、国の防災基本計画の見直しを検討する旨の担当大臣による発言があったことについて、新聞等にて仄聞されているところでございます。

また、本町の地域防災計画の最近の見直し経過といたしましては、東日本大震災を踏まえ平成24年及び25年に改正された災害対策基本法並びに同法改正に伴い平成26年に見直しされた大阪府地域防災計画との整合を図り、昨年、平成27年3月に見直しを行ったところでございます。

ご質問の平成28年熊本地震を踏まえた本町の地域防災計画における対応につきましては、ただいま申しあげました国の防災基本計画の見直し及びこれに伴って修正作業が見込まれる大阪府地域防災計画の動向に従い、適時適切に所要の見直しを行ってまいります予定でございます。

こうした計画見直しに係る取り組みの一方で、平成28年熊本地震の経験を踏まえ、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えるための本町における新たな対策としましては、先月、8月に避難所運営を円滑に実施するためのHUG訓練、すなわち避難所運営ゲーム訓練を実施したほか、先般6月定例会の一般質問でも答弁いたしましたように、大規模災害発生時における罹災証明書の発行を初めとする被災者支援を迅速かつ効率的に行うための被災者支援システム導入に向けた検討や、避難行動要支援者等の受け入れに関し、設備、人材等が整っている民間の社会福祉施設等との福祉避難所としての追加指定に向けた協議、調整など、より一層の安全・安心なまちづくりに向けた防災対策の充実に積極的に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

それでは、それらに関しまして次、第2点、自主防災組織の育成についてということで、平成7年1月発生の阪神・淡路大震災で地域防災力の重要性が再認識され、災害対策基本法が改正されて、初めて自主防災組織の育成が行政の責務の一部として明記されました。

自主防災組織の課題として、私は次の5点について熊取町の取り組みを教えてくださいたいと思います。1点目、リーダーの不足について。2点目、活動のマンネリ化、いわゆる形骸化について。3点目、組織の高齢化について。4点目、組織活動の組織間の格差について。最後に、防災活動に対する住民意識の不足について。

以上、個別でもまとめてでも結構ですので、お願いいたします。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、続きまして2点目の自主防災組織の育成に関しての5点のご質問につきまして、順次ご答弁いたします。

まず、1点目のリーダーの不足についてのご質問でございます。

現在、本町では39自治会のうち36自治会で自主防災組織が結成され、世帯数で見ますと97.0%の結成率となっております。各自主防災組織においては役員が置かれておりますが、組織を牽引していく役割を担うこの役員について、なり手がいないといった各組織における課題があることは聞き及んでおります。これにつきましては、一部の組織で、子どもが参加しやすいお祭りなどにあわせて自主防災組織の訓練を実施することで、子どもに同伴する保護者、つまり若い世代の方々の参加につなげ、こうした方を数年かけて関心を持っていただき、人材確保をされている事例がございます。このような創意工夫の実例を、リーダー不足で悩んでおられる組織へとフィードバックしていきたいと考えております。

また、あわせて自主防災組織の充実強化を図るため、大阪府が実施しております自主防災組織リーダー育成研修に各組織から毎年参加いただいております。当該研修の参加者が各地区の組織のリーダーとしてご活躍いただけるよう、今後も組織への周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の活動のマンネリ化（形骸化）についてのご質問でございます。

各組織の活動を続けていただく中で、毎年同じ活動に終始するなどといった事柄に関しましては、各組織が訓練を実施する際には本町に届けていただき、消防署とともに事前に打ち合わせを行って

おりますが、この機会をより有効に活用し、訓練内容等について各組織の取り組み実例を伝えて参考にさせていただくなど、さらなる活動の活性化につなげてまいりたいと存じます。

次に、3点目の組織の高齢化についてのご質問につきましては、1点目のリーダーの不足とも関連性が高いものと考えております。本町では、各組織の訓練の実施に当たり若い方、特に中学生などの参加を広く呼びかけていただくようお願いしておりますが、先ほども申し上げましたとおり、子どもに同伴する保護者などの参加につなげ、幅広い年代の方々の参画が進むよう助言をさせていただきたいと考えております。

次に、4点目の組織活動の組織間の格差についてのご質問でございます。

活動の組織間格差につきましては、2点目のマンネリ化のご指摘とも関連しているものと認識しており、自主防災訓練の事前の打ち合わせの機会を活用してより有効な訓練メニューを検討していただくなど、組織活動の活性化に寄与できるよう努めてまいります。

最後に、5点目の防災活動に対する住民意識の不足についてのご質問でございます。

本町では自主防災組織は36自治会で結成され、前述のとおり97.0%の結成率となっており、住民の皆様の防災活動に対する意識は高いものとも言えますが、さらなる地域防災力の向上には住民一人一人の「自分の命は自分で守る。自分たちの町は自分たちで守る」といった自助、共助の意識を涵養し続けることが極めて重要であると考えております。

本町といたしましては、本年10月30日に開催予定の総合防災訓練に全自治会、自主防災組織への参加を広く依頼しているほか、当該訓練を初め、去る9月5日の大阪880万人訓練や毎年9月の第1日曜日に設定しておりますくまもり防災を家族で考える日での周知、啓発など、あらゆる機会を通じて住民の皆様の防災意識のより一層の向上に努めてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、今後とも引き続き、将来想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えて、地域防災力の糧となる自主防災組織の育成等に精力的に取り組んでまいりますので、倍旧のご理解、ご協力を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ご丁寧な答弁ありがとうございます。

今、部長もおっしゃられたように、私も感じているんですが、自助というのが一番大前提なんです。そんな中でそれに続く共助、最後に公助と、こういう順番になるんですが、せんだつても京都大学の先生が防災についてのテレビ番組の中でおっしゃっておったんですが、何といたしても最初の震災があったり大きな河川の氾濫とか土砂崩れとかいろんな災害があったときには、まず自分で自分の命を守る、それから共助という形になるので、公助というものを当てにすることはだめですよと、そういう意識を皆さんが持つようにしてくださいと。そしたら自助というのはどういうことをどんなふうやっていったらいいのか、わからない人がもう大半だと思います。これは、お仕事で消防とか自衛隊とか警察とか行っておられた方でしたらある程度の想定はできるんですが、一般の民間の方ではそういった災害を想定するというのは非常に難しいです。

では、そんな中で、いわゆる町民のリーダー的な分野に防災士というのが今あるんです。これは次の質問なんですが、特定非営利活動法人日本防災士会というものがございまして、認定試験を実施し、合格者を防災士と認定し、都道府県の支部に所属し、自主防災組織リーダー育成研修に講師として派遣活動をしているが、これについて熊取町の取り組みはどのようにお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、防災士に関する熊取町の取り組みについてのご質問に答弁いたします。

防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格で、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識と一定の知識、技能を修得したとして認められた方で、平成28年7月時点で大阪府では3,430人の資格者が登録されております。また、この防災士の資格を得た人の中から特定非営



利活動法人日本防災士会を組織しており、同会の大阪府支部では平成28年7月時点で215人の会員数となっております。

日本防災士会では、地域防災力の向上と災害時における支援活動に取り組む防災士や住民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを理念として活動されております。その活動の一環として、議員ご指摘の大阪府が主催する自主防災組織リーダー育成研修について、大阪府の要請に応じて当該研修の講師として参画などもされております。

さらに、本町における防災士に関する取り組みといたしましては、近年、本町の総合防災訓練における避難所開設・運営訓練に、住民の方への指導、助言をいただく立場で大阪府支部に参加いただいております。来月10月30日開催予定の同訓練にもご参加いただく予定でございます。

いずれにいたしましても、防災士は地域において人々の生命や財産にかかわる被害が少しでも軽減されるよう被災現場で実際の役に立つ活動を行うことを期待されており、まさに本町が目指す地域防災力向上の担い手として、今後、本町の各種訓練を初め、自主防災組織の訓練への参画などについても検討してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

防災士の資格を得るためには、試験を受けなければならないので、私もことしか来年ぐらいに受けて防災士の資格を取ろうかなと考えたんですが、はたと考えたときに、もう来年で古希なんです。そういった高齢者が防災士の資格を取ってどれだけ役に立ってるのかなと、いざというときに皆さんの世話になるのがやっこさやのにね。やはり40代、50代の若い方がそういった資格を取って、いわゆる自助のそういう認識を強めていただいて、そういった中でどんどん避難所の運営、避難訓練、そういったものに活動してもらえれば非常にありがたいなと思っております。

ですが、この試験、1回受けるのに6万円かかるんです。非常に高いんです。大分市の市議会議長が呼びかけておられるんですが、議員は全員防災士の免許を取れとか資格を取れとか、大阪の防災士会の支部長は堺市の市議会議員がやっておられるんですが、この前、6月19日に大阪府支部の総会があって行ってまいりましたんですが、そのとき見ておっても、やはりかなりの高齢者の方が多いというのを感じております。そんな中で、北大阪のほうは結構若い防災士がたくさんおられて、役員にも入っておられて、もちろん現役でいろんなお仕事に携わっているんですが、そういった活動をしていると。南大阪のほうは、堺市の市議会議員が大阪の支部長をやっておられるんですが、熊取町で215人、大阪府下で3,430人、日本全国で10万人を超える防災士が南大阪のほうは非常に少ないんです。いわゆる防災意識が非常に低いというか、もうちょっと防災に対する意識を高めていただいたらありがたいかなと感じております。

そんな中で、町としてもできる限りの補助とか応援、支援を防災士のほうにしていってもらえれば、私はありがたいと思います。何も受検の6万円の半分を出してくれとか1万円出してくれとか言いませんので、その辺はまた町の財政事情を見て、また状況の変化を捉えて、いろいろ検討していただければありがたいと思います。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、服部議員の質問を終わります。

次に、矢野議員。

11番（矢野正憲君）おはようございます。防災士の民間資格を持っております矢野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

高齢者の見守り活動についてでございます。平成26年3月にもこういうふうな内容の質問をさせていただきましたが、それに続いての質問となります。

関東圏の自治体では、平常時の高齢者の見守り支援の充実を図るため、水道、電気、ガスといっ

たライフラインの事業者や郵便局、新聞の取扱店、さらには宅配業者など、定期的に家庭を訪問する事業者と協定書を締結し、見守り支援活動のネットワーク化に努めておられます。

熊取町も、民間事業者と協定書を締結し、高齢者の見守り支援活動の充実を図り、セーフティーネットの構築を考えるべきであろう、このように考えますが、町の考えをお伺いしたいと存じます。議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の高齢者の見守り活動につきましてご答弁申し上げます。

まず、これまでの取り組みといたしましては、町における高齢者の見守り施策としての緊急通報装置貸与事業を初め、平成27年度に立ち上げた徘徊高齢者等SOSネットワーク事業に加え、地域包括支援センターにおきまして、保健師が独居高齢者の安全・安心な生活を確保するため、健康相談を兼ねた電話や訪問を行い、定期的な見守り活動を行っております。また、地域におかれましても、民生委員児童委員による見守り活動やシニアクラブによる友愛訪問など、住民同士の支え合いも行われております。

矢野議員ご質問の民間事業者との協定による高齢者の見守り支援活動の充実とセーフティーネットの構築につきましては、平成26年3月議会におきましてもご質問をいただいております。それ以降の取り組みといたしましては、町内のコンビニエンスストアや食材等配達業者などの民間事業者と、高齢者の見守り活動のあり方や協力体制について意見交換を行ってまいりました。

今後におきまして、高齢者の見守りネットワークの構築を図っていくため、より多くの民間事業者など関係機関にご参画いただき、たくさんの方々による見守り活動の協力体制づくりに努めていく必要があります。協力していただける事業者から届け出してもらい登録制度の構築をいきいきくまどり高齢者計画2015の期間内である平成29年度中に立ち上げていきたいと考えております。

また、新しい総合事業における高齢者への生活支援という観点で、地域課題の一つとして高齢者の見守りという項目が上がっております。今後におきまして、行政、住民、そして地域で事業活動を行っている民間事業者も加わり、高齢者の見守りについて地域全体で協力、連携して取り組んでいくことを話し合っていく予定でございます。

このように、セーフティーネットが幾重にも構築されることで、高齢者がより安全で安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指して引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）29年度中に立ち上げをするというような答弁でしたね。わかりました。

民間事業者による見守り支援というのは、ちょっと紹介をさせてもらおうと、ひとり暮らしをする高齢者が毎年20万人ずつぐらいふえてきているというふうなことが国勢調査で明らかになっているというふうなことで、このままいけばひとり暮らしの高齢者がふえ続けると。行政だけではもう見守り活動というのがなかなかうまく対応できなくなるんじゃないのかというふうな形から、こういうふうな話が出ているというふうなふうに考えております。将来的には行政だけでは対応し切れないというふうなことから、こういった制度が構築されておるといふふうな形になっています。

北関東の茨城県であるとか埼玉県、こういったところでは、平常時の見守り支援の充実を図るため、さっき言ったようなライフラインの事業者であるとか、あと郵便局であるとか新聞の取り扱いをされているところとか宅配業者、日ごろから地域を巡回しているような、そういった事業者といろいろと協定書を結んでいるというふうな状況になっています。そういったことでセーフティーネットの網の目を細かくして、救える命をしっかりと救おうというふうな形になっているんですが、今、答弁の中ではこういうふうなシステムを構築するというふうなお話があったと思うんですけども、私が言うている協定書を結ぶというふうなことよりも登録制度というふうなお話があったんです。

それはどういうふうな形でされるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）考え方といたしましては、登録制度をまず先に選択させていただいたのは、矢野議員がおっしゃっているように、すごく網の目を細かくするためにもたくさんの事業所のご参画をいただきたいという思いもありまして、協定という双方いろいろ協議をやってというところの発信の仕方もあるんですけども、まず届け出してもらえそうな枠組みといいでしょうか、そういうものをつくらせていただいて、簡易に仕切りを低くした形でたくさんの事業所からのご参画をまずいただきたいなというところを思いまして、登録制度の構築を一応目標にさせていただきました。

ですが、矢野議員おっしゃっているように、協定というところも非常に企業としてのお考えもあるでしょうし、我々としては、ご参画いただける事業所につきましてはこの方法でないとな手を組めないんですというのでは、やはり行政としては器が小さいと思いますので、協定という方法でのご参画という事業所に対してはそれはウエルカムということで考えさせていただいて、一応登録制度という制度を構築するということはあるんですけども、いろんな形でご参画していただける器というものをつくっていききたいなというふうに考えております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）協定書を締結する、または登録制度にするというふうなことで、いろいろ調べると平成25年ぐらいからこういうふうな協定書を結んでやってきているというのが北関東で出てきているんですけども、見ていると、協定書を結んでいるのは大体30業者から40業者ぐらいの間でされておるとというのが普通というか平均みたいで、大阪府内でも八尾市であったりとか、あとは堺市堺区であったりとか、あと河南町がこれから熊取町がしようというふうなことをもう既にされているんです。

八尾市のやつを例にとって見ると、八尾市も登録制度やというふうなことになっているんです。参画してくれている事業者数というのが600を超えるような、それぐらいの事業者が参画してくれているというふうなことです。時系列で言うたら、最初はハードルの高い協定書を結ぶというふうなところから、先ほど答弁があったようにハードルを下げた登録制度にするというふうな形のほうが、逆に言うたら参画してくれる事業者というのは幅広くなるのかなというふうな認識はまた新たにしております。そういうふうなことであるので、締結であったりとか方法はいろいろありますけれども、その辺は熊取町としてやりやすいほうを採択させていただいて、やはりお年寄りを守るような、そういった構築をしっかりしてほしいなというふうに思っています。

平成29年4月からするというふうな話でしたか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）非常に申しわけございません。29年度中に制度の立ち上げを目指して取り組みたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）そしたら、これから例えばそういうふうな事業者の皆さんに説明をしていくというようなタイムスケジュールになっていくんですか。その辺はどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）例えば28年度中に見守り活動をしますよという事業所がもしあらわれた場合でしたら、やはり協定の締結になろうかと思えます。29年度中に立ち上げて、29年度の途中からか、もしくは30年度頭からになるかもわかりませんが、現在の高齢者の計画の期間内にはその制度を立ち上げるということを目標にいたしておりますので、それを立ち上げたときには広く広報、アナウンスした上で、ご参画いただける事業所を広く求めていきたいなと、協力していただけるようにアナウンスしていきたいなというふうに思っております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）結構なことやと思います。ただ、やはり前倒しでやっていけるような、そういうふうなことでもあるのかなと思います。大きな予算を講じないといけないというような問題でもあり

ませんし、先進事例も結構たくさんあるような状況にももう既になってきておりますから、また企業としても社会貢献というふうな意味合いでやられているところも他所で見るとたくさんありますので、そういうふうな投げかけをしっかりとさせていただいて、その中で手を上げてもらうような、登録をしてもらえらるような、そういったことも考えていただきたいなというふうに思っております。

八尾市のほうは、いろいろと見ていると、登録してもらった事業者には簡単な研修ですか、そういったことも実施をされているようです。例えば、日ごろの宅配業務とかをしている中で、いつもいてるおじいちゃん、おばあちゃんがおられないというふうなことから何かあったん違うかというような簡単な気づきとか異変ですか、そういったものを気づくような、そういうふうな研修もされているようなんです。その辺も熊取町もやっていただきたい。さらに言えば、関東のほうであればドライバーであるとかをされるような従業員がすぐに市と町に連絡をとりやすいようなカードをつくっておったりとか、ステッカーでここに電話したら町の福祉課につながるというようなこともされているようです。その辺も熊取町としても考えてほしいんですが、その辺どういふふうに対応されるのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） まず、時期的なスケジュール的なところもあるんですけども、やはり町といたしましては、コアな部分で徘徊高齢者のSOSネットワークを立ち上げたという答弁もさせていただきましたが、これの協力事業所の参画を今実際に事業所を回ったりして呼びかけているところでございます。それとあわせて、見守りについての協力という形で今後は訴えていきたいなというところもあります。ですが、今ある制度、システムのなところをまずは充実させたいなと、広くネットワークを広げたいなというところが町としてはありましたので、少し見守りというところはこの先の次のステップという段階というふうに考えておりましたので、先ほどのような答弁をさせていただきました。

あと、それとステッカーとかそういうところの話なんですけれども、場合によってはそれもあるかなというふうに思っております。ちょっと予算を伴いますので、やはり具体的な事業化につきましては今後いろんなところ、先ほど矢野議員がご紹介いただきましたように、府内では八尾市、堺区が実施しておりますので、そういったところの状況というのを参考にしながらという形になるかと思えます。

また、声かけのやり方であるとか、あと異変に気づくというふうなところのポイントであるとかというのは、やはりそれは発信をやっていく必要があるかと思えますし、現在、町で行っております、少し外れるかもわからないんですけども、徘徊の模擬訓練とかは町でさせていただいております。先ほど、たくさんの事業所にご参画いただきたいというふうにお伝えいたしました。やはり町内の事業所がメインになってこようかと思えますけれども、こういった事業所の方々にたくさん模擬訓練とか声かけのやり方とか、そういったところもあわせてご参画いただけるような声かけなど、いろんな場面を通じてご高齢の方に対しての声かけとか異変とか、そういうところの認識であるとか情報の共有、そういうものを図っていききたいなというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） これからたくさんの高齢者がふえてくる中で、ひとりでお住まいの高齢者もふえてくるというふうな統計も出ていますから、こういうふうな見守り支援というのは非常に大切になってくるだろうなというふうに思えます。行政だけじゃなくて、行政プラス民間でやるというふうなこともありだと思えますし、民間事業者が気づいたらそのままピンポンを押したりとかするというふうなことよりも、まずは行政に連絡していただいて、行政の人間が関係機関と一緒にその場に行く、訪問されるというふうな形をとっておられるようなんです。そやから、業者がおかしいなと思ったら自分で行ってもらうのもありかもしれませんが、まずとりあえずは行政のほうに、熊取町のほうに連絡をいただく、熊取町の職員が訪問するというふうなそういう制度でありますから、そういうふうな形でハードルをできるだけ下げさせていただいて、参画してもらえらる事業者

の数をふやしていただいて、行政と民間でしっかりと守り抜くというような、そういうふうなシステムをしっかりと構築していただきたいなと思います。

私自身もいろんな話を聞くんです。宅配業者の中には、先ほども言いましたけれども、お声かけをしてくれるようなそういったドライバーもおられるみたいです。それは多分、会社としてそういうふうな社会貢献をしようかというふうな一環でされていると思うんですけども、そういったものが熊取町として新しく制度をつくりますよと言ったときには一つ大きな広がりになっていくのかなというふうな思いを持っておりますので、それはしっかりと捉えていただいて対応していただきたいなというふうに思います。

最後に、高齢者の方が熊取町の福祉をどう見られておるのかというのを紹介したいんですが、大阪市で住んでおられた方が、緑が豊かだから熊取町のほうに引っ越しをされてきたと。我々にとったら大阪市内のほうの利便性が高いんじゃないのかというふうな思いを持って話をしたところ、熊取町は福祉行政が進んでいるというようなことで熊取町を選びましたというふうな話がありました。そういうふうなことで、お年寄りが熊取町に来てもらうというふうなことも結構なことですし、そういうふうなイメージで今現在見られているようです。そういったこともありますので、しっかりと対応していただいて、高齢者にも優しい、安心・安全を与えるまちであるというふうなイメージを構築していただきたいなと思っておりますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

私の質問は大体以上なんですけれども、やってくれるというふうな答弁でしたから以上ですが、そういうふうな形でしっかりと対応してください。よろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（重光俊則君）以上で、矢野議員の質問を終わります。

次に、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）では、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、先般の台風10号の影響で北海道や東北では浸水被害が甚大であります。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、亡くなられました方には心からお悔やみを申し上げます。一日も早い復旧・復興を心から願っております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1項目めは動物愛護管理行政とのら猫対策についてであります。

動物愛護管理法が平成24年8月に、基本方針が平成25年8月に改正されました。大阪府においても、法改正の趣旨を踏まえ、大阪府動物愛護及び管理に関する条例が改正、動物愛護管理推進計画が改定されました。特に、今回の法改正により、動物の飼養者の責務として、命を終えるまで適切に飼養する、いわゆる終生飼養すること及び適切に繁殖制限を行うことが明記されました。

そこで伺いたします。適正飼養及び終生飼養を推進するためにどのような普及啓発事業を考えておりますか、また取り組んでおられますか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、動物愛護管理行政とのら猫対策の1点目、適正飼養及び終生飼養を促進するためにどのような普及啓発事業を考えているかについてご答弁いたします。

議員ご説明の動物の愛護及び管理に関する法律は、動物の命を大切に、人と飼養動物、いわゆるペットの共生する社会の実現を図ることを目的とした法律で、主に動物取り扱い業者、危険動物を飼養する特定動物飼養者に対する義務や罰則規定、また行政としては、主に都道府県が担うべき事項が定められております。その中で、飼い主に守ってほしい7カ条として、1、最後まで責任を持って飼うこと、2、危害や迷惑の発生を防止すること、3、災害に備えること、4、むやみに数をふやしたり繁殖させないこと、5、動物による感染症の知識を持つこと、6、動物が逃げたり迷子にならないようにすること、7、所有者を明らかにすることが定められております。

このような中で、本町といたしましては、犬や猫の飼い主に対して、ふんの持ち帰り、放し飼い

をしないこと、感染症に対する周知、不妊・去勢手術の受術などの適正飼養に関することと、犬も家族の一員とうたった終生飼養のPRをホームページや広報を通して啓発しているところであり、今後も啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。一応、そういった内容につきましてホームページや広報等で啓発しているというご答弁やったと思うんですけども、動物愛護管理法ということで、適正な管理、また終生飼養というところの観点につきまして、府のほうの動物愛護管理推進計画の改定版というものがあまして、概要なんですけど資料のほうにつけさせていただいております。資料の2ページ目なんですけど、そこにそういった内容について記載されているわけなんです。その中で、今言った動物の愛護及び管理の普及啓発の推進というところで、普及啓発事業の実施というところが今言う広報活動ということのお話だったと思うんです。

その概要の中に、それは一応府が出しているんですけども、府や市町村や関係団体が連携して実施をしていくべきだというようなことが動物愛護及び管理の普及啓発の推進のところの枠の中にあるんです。府や市町村、関係団体との連携した普及啓発事業の実施というところがあるんですけど、そういった連携した推進事業というものは考えられておられないんでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 先ほど議員の説明のありました推進計画につきましては、大阪府の平成26年4月から平成36年3月31日までの10年間の計画でございますけれども、この計画に基づく大阪府からの説明、協議というのはまだおりてきていない状況でございますので、大阪府から計画に基づく、そういう連携しながらの周知の方法であるとかそういった説明がございましたら、それに沿った形で熊取町といたしましても協力、推進していきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。今、単独で広報しておられますが、そういった動物愛護関係団体と、また府と連携しながら啓発等していただきたいと思います。

その下のほうにもあるんですけど、次世代を担う子どもたちへの重点的な普及啓発の実施というところで、やっぱり終生飼養、飼った犬や猫、そういったペットにつきましては本当に最期まで、命がなくなるまでしっかり飼っていくんですよと、また、よう飼わんからといって途中で捨てたりとか、そういうことをしてはいけないというのが終生飼養かと思うんですけど、そういったことにつきましてはやっぱり子どもたちに教育の観点から、ここにもあるんですけども、次世代を担う子どもたちへの重点的な普及啓発というところも計画の中に書かれてあります。今も、計画がまだまだ31年までなんぞというお話が先ほど理事からもありましたが、これというのはこの計画だけではなくて、やっぱり必要なことかと思うんです。その点につきまして教育委員会ではどのように考えておられますでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田茂昭教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 動物愛護の精神、こういったものを育むためには、やっぱり子どもたちに命を大切にする、他者等を思いやる、あるいは豊かな人間性を育むという取り組み、この充実が何よりも大事だなというふうに考えてございます。そういった中で、学校教育におきましては道徳でありますとか人権教育あるいは特別活動、さまざまな教育活動の中でそういった子どもの心を育てる取り組みを進めさせていただいているということでございます。ですから、こういったところを重点的に取り組むことにより、動物に対しても愛護の精神、これを育てていくものであろうというふうに考えております。

また、それに加えまして、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課より動物愛護の普及啓発のリーフレットがこのたび送られてくる予定になっております。これは動物と楽しく暮らすことというふうに題したリーフレットでして、小学校4年生対象ということになっています。このリーフレット

につきましては、イラストでありますとか、あるいはクロスワードパズルに挑戦してみようということで、子どもたちが楽しく学べるような工夫がなされております。こういったものも活用させていただいて小学校全体に普及していきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。いいリーフレットが配付されるというところで、しっかりとまたそういったリーフレットを活用しながら、子どもたちに本当に動物を初め命の大切さの教育というか、そういったものをしっかり教えていっていただきたいなというふうに思います。それがまた大人、お父さん、お母さんにも影響してくるかと思しますので、子どもたちが本当にそうやって動物を大切にしていける、そういったことを子どもを通じて親がまた学んでいくという、そういったことも必要かと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昔はそれぞれの学校で、いきものがかりという歌手か何かがあるみたいですけども、そういった生き物を飼っている学校もあったんですが、今はいろんな問題、アレルギー問題等があつてそういったところがなくなつてきておりますので、そういったリーフレット等を通じながらまた教育をお願ひしたいと思ひます。

動物愛護推進委員というのがいらっしゃるかと思ひますが、熊取町におきましてはそういう方は何人かいらっしゃるのでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 動物愛護推進委員におきましては、今現在、大阪府の愛護推進協議会委員が11名選任されておまして、熊取町としての委員という方はいらっしゃいません。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

そういった関係団体というところで動物愛護推進委員との連携というのも必要かと思ひますので、町内ではいらっしゃらないということですが、そういった方を町内で、町として単独でそういった委員を指名できるのかどうかわかりませんが、そういった推進委員とも連携しながら、動物愛護精神もまたそういったイベント等を開催しながら、広報だけではなくて、いろんなところで啓発等をしていっていただきたいと思ひます。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 啓発以外のことにつきまして今ちょっと考えておりますのは、来月、環境フェスティバルというのが開催されるんですけども、それは主にリサイクルとかを通して環境、住みやすい地球というようなテーマで行つております。その中で小・中学校の子どもにもポスターの絵を描いてもらつています。地球を大事にしようとか、そういったポスターなんです。今年度は計画が決まつておりますので、もう変えることはできないんですけども、来年度以降につきましては、そのポスターを今のテーマと動物愛護のどちらか選んでいただくようなことを、これから教育委員会とか学校と協議をしなければいけないんですけども、どちらか選んでいただくということで、生徒、学校にも負担のかからない形で、PRだけじゃなしに、先ほど議員もおっしゃつていました子どもを通して大人にも関心を持っていただくということで、ポスターを集めてそういうコーナーも来年度以降は考えていきたいなというふうに考えております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。すばらしいかと思ひます。飼っている動物の犬や猫の絵を描いてそれを展示する、そういったことも動物愛護という、子どもたちが参加できるイベントになると思ひますので、また来年度以降よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、2点目なんですが、改正された動物愛護法において、動物がみだりに繁殖して適正飼養することが困難とならないよう、繁殖に関して適正な措置を行うことが義務づけられました。みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の促進についてはどのようにお考えですか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）次に、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の促進についてご答弁いたします。

動物の愛護及び管理に関する法律第6条では、都道府県が動物愛護管理推進計画を定めることとなっていることから、大阪府が策定した動物愛護管理促進計画では、犬及び猫の引き取り数を削減させるため、動物の適正な飼養及び終生飼養のため普及啓発に努め、飼養者の意識向上を通じてその責任の徹底を図るとなっており、取り組むべき施策の一つとして、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の促進が項目として挙げられております。推進計画の期間は平成26年度から平成35年度となっており、今後、大阪府の施策を注視し、大阪府と連携しながら不妊去勢措置の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。今ちょっと私、避妊と書いているんですが、一般的に不妊と言われていきますので、不妊去勢手術というところの促進につきまして、1ページ目の参考事例で、泉佐野市が動物適正飼養条例というものを制定したみたいで、それをつけさせてもらっているんです。ここは市が単独で、法に基づいて条例まで制定してそういった動物愛護精神を市民の方に訴えているというところで、6番のところは自己の飼養する動物をみだりに繁殖させないこととか、また7番に自己の飼養する動物を捨てないことというところで、こういった条例で規制しているみたいです。このように条例が必要かどうかというところは今後また検討していかないといけないかと思うんですけども、不妊去勢につきましては、みだりにふやさないというところが飼っている方の責任というところで、しっかりとそういったものについては啓発していく必要があるかと思えます。その辺今、府と連携しながら考えていくということでしたので、しっかりと連携しながら今後検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

3点目なんですが、大阪府の動物愛護管理推進計画の計画期間、先ほどもありましたが、平成26年4月1日から36年3月31日までの10年間となっております。殺処分がなくなることを目指して、犬及び猫の引き取り数の削減目標、返還、譲渡率の推進目標を定めております。所有者のわからない猫の引き取り数は、行政機関や関係団体と連携しながら不妊去勢の普及啓発に取り組み、平成18年度の実績数のおおむね50%減を目標としております。

そこでお伺いいたします。所有者のいない猫の適正管理として、いわゆる野良猫対策として不妊去勢手術の補助制度を導入している自治体があります。本町も補助制度を導入してはどうかと思いますが、その点どうでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）次に、所有者のいない猫の適正管理として、いわゆる野良猫対策として不妊去勢手術の補助制度を導入してはどうかについてご答弁いたします。

動物の愛護及び管理に関する法律の今回の改正において、動物の所有者は繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならないとなったにもかかわらず、不妊去勢手術の補助を行うと、所有者の責任で不妊去勢手術しなければならないペットについても、野良猫とペットの区別がつかず補助する可能性があり、補助金の適正を確保する上で適切ではないと考えております。

また、大阪府では平成24年度から平成26年度まで、所有者のいない猫との共生事業、いわゆる地域猫の取り組みを試験的に行い、その後の追跡調査やアンケートでは、手術後、地域で苦情なく管理することは難しく、住民が餌、すみか、繁殖の制限の三本柱をバランスよく管理できない地域は良好な状態を維持できず、苦情も続いているとのことでございます。そのため、大阪府では、当該事業を廃止し、手術ありき、地域猫ありきではなく、餌、すみか、繁殖の制限をバランスよく、かつ地域の状況に応じた住民主体の取り組みを各市町村と連携して支援していける新たな体制を検討中とのことでございますので、今後、町といたしましても、大阪府と連携しながら野良猫対策に取り組んでまいりたいと思えます。よろしくご理解賜りますよう、ご答弁とさせていただきます。



議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 今ご答弁ありましたが、資料でもつけさせていただいているんですが、引き取り数を府のほうが計画で削減していく、減らしています。ですので、ちょっと大阪府のほうにも私、問い合わせいたしましたら、目標数よりかなり引き取り数が今現在減っているんです。だから、府はもう野良猫を持っていても引き取らない、もうそんな状態になっているんです。そしたら、本当に困るのは野良猫のいる地域ですね。府が引き取ってくれない野良猫をどうしたらいいのというので、困っている地域があります。

それで、野良猫対策として、野良猫がふえないようにということで不妊去勢をボランティアで手術してくれている団体があります。そういった団体もあるんですが、まず最初に、団体の中でそういった野良猫の手術等を補助することによって、またそれで地域で困っているというような答弁が先ほどあったかと思うんですが、資料を見ていただきまして、資料4です。大阪府下で17団体、これ、自分でホームページで調べて一覧にさせていただきました。今取り組んでいる団体、大阪市から和泉市まで上げさせていただいたんですが、17団体ありまして、それぞれ大体困っているのは野良猫です。野良猫がいたときにその野良猫の手術、野良猫ですので飼い主がいてません。ですので、その不妊去勢手術をしても誰が費用負担するのというところで、ボランティアがかかわってやってくれているんですが、そういった手術代をそれぞれの市町が補助している、そういった事業なんです。それを17都市でやっておられます。和泉市もこの6月から開始したと聞いておりますが、これを参考につけさせていただいております。1匹5,000円不妊去勢手術につき補助しているというところで、こういった補助金交付制度というものを創設してやってくれているんですが、そういった中で補助金を出して不明猫を減らしている、その1代限りにしている。これ以上ふやさないということをやっておられるわけなんです。

それを市町が補助しているというところで、ここにも備考にあります、連れていった個人に補助しているところもあれば地域猫活動グループに1グループ15匹までという感じで、堺市ではそういう団体に補助している、和泉市も1団体20件までということで補助しております。そういったことは、この管理法ができることによりまして、大阪府が不明猫対策をやらないと言ったら市町村がやるしか仕方がないんじゃないかなと。今先ほど、大阪府は26年でもう事業を終わったよと、所有者のいない猫との共生支援事業はもうやりませんよ、終わりましたよと大阪府が手を上げ、引き取りもしてくれない。そしたら、自分たちの町内で野良猫で困っている地域のために、野良猫のまた命を守りながら市町村がこの補助事業をしなければいけないんじゃないんでしょうか。その辺どのようにお考えですか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） まず、この補助金の導入につきましては、確かに効果は出てくるであろうと思われましても、世の中、犬派もおれば猫派もいるということで、この中でも不明猫だけを対象にしているところもあれば、飼い猫も対象にしている自治体もございます。要は不明猫と飼い猫との区別の難しさがこの一覧表でもあらわれてきているんじゃないかなというふうに思われます。

また、この中で泉佐野市、富田林市のところでは飼い犬の不妊去勢手術代も含まれております。こういったときに、猫だけではなくに犬の去勢手術代はどうするんだ、あるいは犬であれば狂犬病予防対策で注射も義務づけられております。そういったところの不公平感をなくすためにはやっぱりちょっと考える必要がある。それよりもまずは、先ほど議員は大阪府が試験的にやったやつをやめたということでございますけれども、試行的な地域猫対策というのはやめたわけですが、その反省を踏まえて新しい野良猫対策を現在検討中ということでございますので、その検討したものを待って大阪府と連携をしながら、野良猫対策をまず行っていきたいというのが我々の考え方でございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。犬、猫と言うてますが、一番困っているのは多いのが野良猫なので野良猫対策で、飼っている猫とか言ってはりました、今答弁の中で、泉佐野市のようにそういった条例をつくることによって、飼い猫までせなあかんという形になってきているのかと思います。一番困っているのはやっぱり不明猫、野良猫ですので、野良猫についての去勢手術というのはやっぱり必要ではないかなというふうに思っているんです。

現在、永楽ダムで活動してくださっているボランティアがいらっしゃいます、一旦野良猫が減ったときもあったんですが、今、ことしに入ってもう10匹子猫が捨てられていて、その子猫の去勢手術をみずから自腹で、一応雄でしたら5,000円、雌でしたら1万円ですか、かかるんです。普通はもっとするんです。正規でしたら1万7,000円から2万円するんですが、協力してくださっている病院がありまして、そういったところに連れていって手術をして、TNR運動というんですが、捕獲して手術して、そしてもとの場所に帰す、その猫が1代限りで命を終えるようにする、その猫の命をちゃんと大切に見守ってあげるといふ、そういったTNR運動をされておられます。ボランティアがみずから自分のお金を出してやっている、それは町の環境保全ですよ。町のためにやっているんですよ。ですのに町は何もしないというのはいかがなものかと、そのように思うんです。

府が手を打ってくるのを待っている、それはいいのかなと。ほかの市町村は、そうじゃなくて、自分たちもそういった活動に協力しますよと協力してくださっている住民と一緒に、ともにやっていきますよというところで補助金を出しているんです。町としても、やっぱりそういったものに取り組んでくださっている方とともに補助金という形で協力しながら、野良猫対策をしていくべきかと思えます。

今、野良猫か飼っている猫かわからないと言っていました、飼っている猫についてはちゃんと室内で飼いましょねと広報に載せてますやん。飼っている猫は家の中で飼いましょね、名札をつけましょねと広報に載せてますやん。だから、ちゃんと区別はついているというふうに思えます。永楽ダムには、飼っている猫はいてないと思います。ですので、そういったところで検討すべきだと思うんです。もう一度検討願えないでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 先ほど、まず大阪府任せではないかというご指摘がございましたけれども、動物愛護管理法におきましては、都道府県の責務といたしまして、計画をつくって市町村、関係団体と連携しながら取り組んでいくと、そういう仕組みになっておりますので、そういう意味でまず大阪府と連携をしながら、やはり野良猫対策というのは非常に難しい対策であろうかと思えます。先ほど議員おっしゃっていた、野良猫対策をやっているボランティアの方がいらっしゃるわけなんですけれども、変に誤解されて、餌をやっているから野良猫がふえてしまうんだと、逆にその人たちが非難されるという、そういう非常にデリケートな問題でございますので、やはり大阪府との連携をもってこの事業については行政としては取り組んでいきたいというのが考えでございます。

そして、住民のそういう活動に対してのことでは、平成26年度に住民提案による協働事業として取り組んでいただいた経緯もございます。また再度提案され、採択されたときには環境課といたしましても支援するとともに、先ほど来から説明しております大阪府から新たな取り組みが提案されたときには、行政提案型による協働事業も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ちょっと時間がないのでこれで終わるんですけども、今、誤解されると言いましたが、去勢した猫は耳先をVカットしています。ですので、ふえないということなんです。それを住民にわかってもらったら、もっと啓発して、耳先をVカットしている猫は去勢不妊手術した猫ですよと、これ以上ふえないんですよということを住民がわかれば、そういった誤解は受けない

というふうに思います。

それと、前部長がいらっしゃったときに住民提案事業という形で1年間かスタートをされましたが、結局、採択されなかったらその事業は終わりなんです。野良猫がいなくなったから事業が終わったんじゃないんです。採択されなかったら事業は補助ももらえない。それは全然また意味が違うのではないかと思いますので、そういった住民共同提案事業にふさわしいというふうには思いません。また補助事業という形で検討をお願いいたしまして、次の項にいかせていただきたいと思います。

議長（重光俊則君） 渡辺議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時49分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（重光俊則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺議員の一般質問を続けます。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 2項目めはB型肝炎ワクチン定期接種についてお伺いいたします。

B型肝炎ウイルスは、血液や体液を介して感染し、母子感染のほか、血液の傷口への接触によって感染するとされております。このウイルスは感染力が非常に強く、体内に入ると肝炎を引き起こし、肝臓に住みついて肝硬変や肝がんを引き起こすこともあるようです。また、3歳以下の子どもが感染すると、大人になってから感染するよりもキャリア化する可能性が高くなることから、早い時期からの予防が最も大切であるとされております。

国の厚生科学審議会予防接種部会に提出された報告によりますと、定期接種した場合、肝硬変や肝がんの患者数及び死亡者数が約5分の1に軽減されるとしております。このような状況を踏まえ、国は、B型肝炎は人から人に伝染することによる。その発生及び蔓延を予防するため、特に予防接種を行う必要があると認められる疾病であるA類疾病とし、ことし10月から0歳児を対象にB型肝炎ワクチンが定期接種化されることになったようであります。その定期接種についての事業の内容と、対象乳児の保護者の方への周知の方法についてお聞かせください。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、B型肝炎ワクチン定期接種につきまして、事業の内容と周知の方法につきましてご答弁申し上げます。

まず、事業の内容についてでございますが、B型肝炎ワクチンの接種が予防接種法に基づく市町村が実施する定期的予防接種に位置づけられ、本年10月1日から接種費用の公費助成を実施するものでございます。対象者は平成28年4月以降に生まれました1歳未満の乳児で、標準的な接種時期につきましては、生後2カ月以降に1回目、1回目の接種から27日以上の間隔を置いて2回目、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて3回目の接種をすることとなっております。ただし、10月1日以前に任意で接種を受けた対象者につきましては、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとみなし、残りの回数を接種することとなっております。

次に、周知の方法についてでございますが、既に9月号町広報紙や町ホームページでの周知を行っているところであり、9月末には対象者に個別通知を実施する予定でございます。また、接種期間の短い4月から7月生まれの乳児につきましては、4カ月児健康診査実施時に接種時期につきましての個別周知を既に開始していることに加えまして、10月以降も未接種者につきましては電話による接種勧奨を行っていく予定としておりまして、接種期間の短い乳児が1歳までに3回の接種を完了できるように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

今回、この10月1日から定期接種化されるというところで、1回のワクチンは幾らするんですか。  
議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） こちらのほうは、3市3町で泉南医師会と調整した上で、費用的には1回6,437円となっております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。1回6,437円、その分の3回分を公費助成という形になっているわけですね。

先ほど部長の答弁の中では個別に通知を出していただいているというところですが、今この4月から7月、個別に通知を出されている対象者というのは何人いるんですか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 個別通知は今後10月以降、その状況も見まして行っていくということでございまして、まず今の状況で言いますと、4カ月健診、これが8月25日にございましたが、その際にこういったことで10月1日から定期接種が始まるということの周知をさせていただいているということと、今、議員のほうからもございました町広報紙のほうで9月末には予診票と説明書をお送りさせていただくという形になってございまして、10月以降定期接種を受けていただくというような形になってございます。

個別的にまた勧奨させていただくのは、今の4カ月健診、また今後も4カ月健診が9月にもございますので、その都度個別にお知らせさせていただくとともに、そのときにまだ未接種の方がいらっしゃるいましたら、その時点でご案内を個別にさせていただきたいと考えているところでございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。今は8月25日の4カ月健診のときに個別に説明しているというところで、個別通知はまだこれから出していくというところなんですね。今、対象とされるのは何人いらっしゃるんですか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 今までの状況でいきますと、1カ月約20人余りの子どもがいらっしゃるという状況でございます。ですから、この7月ぐらいまででしたら80人ぐらい、8月中では100人ぐらい、大体100人余りになるのかなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。今のところ出生をされた対象者というのは100人余りというところで、あとは10月以降につきましては、また何人か出生されたら母子手帳を配付していますので何人かはわかると思いますが、その対象者には健診のときに通知をするということですね。わかりました。

次の質問に入ってくるかと思うんですが、10月1日からの接種になりますので、0歳児対象といいますが、2つ目の項目で10月からの開始では4月から7月までに生まれた乳児、今100人ぐらいいらっしゃると思いますが、その体調や保護者の方のスケジュール等によりまして、1歳までに3回接種できない場合も考えられるかと思えます。

今先ほど部長のほうで、2カ月後、3カ月後、そして139日後というところで、大体だから150日はかかるわけですね、139日と27日。だから生まれて5、6カ月かかるわけですね。5、6カ月かかるとすれば、4月に生まれた子どもが10月から定期接種が適用となりまして、その赤ちゃんの体調、またお母さんのスケジュール等によりまして1歳までに3回接種できない場合も考えられるということかと思うんです、その間では。

それで、制度の移行期間に誕生した乳児に不利益が生じないようにということで、この制度に移行している今年度に限り、1歳になっても公費助成を行うという自治体もあるように聞いております。本町は、そういった場合の対応についてはどのようにお考えですか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、2点目の1歳までに3回接種できない場合の対応につきましてご答弁申し上げます。

B型肝炎ワクチンの予防接種対象年齢につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、予防接種法施行令におきまして生後1歳に至るまでの間にある者と規定されており、10月1日からの実施であっても本年4月以降に生まれた方であれば標準的な接種期間に接種が可能であるとされてございます。また、長期にわたり療養を必要とする疾患などにより1歳までに定期接種を受けられなかった場合には、定期の予防接種として取り扱う特例措置が設けられてございます。なお、1歳以降でありましても、現行どおり接種費用は自己負担となりますが、接種していただくことは可能となっております。

これまでも、本町の予防接種事業につきましては、基本的には法令に基づき実施してございまして、独自に対象年齢を拡大した場合には、予防接種による健康被害について国の健康被害救済制度が適応されないなどの大きなリスクが生じることが想定されていることから、国の規定に基づき実施すべきであると考えてございます。

また、予防接種事業につきましては、泉佐野市以南の3市3町の広域で実施しておりますことから、現時点では、国の通知等に基づきまして、泉佐野・泉南医師会の協力を得ながら3市3町足並みをそろえまして実施する必要があるとございます。

本町といたしましては、本事業につきましても1歳までに接種が完了するよう周知、個別指導に努めながら国の規定に基づき実施することとし、引き続き、他の自治体の動向に注視しながら3市3町で協議を行ってまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）3市3町で協議するということなんですが、先ほど言いましたように、やっぱり赤ちゃんの体調、また保護者の方のスケジュール等もありまして、この制度の移行期間ずっとではなくて、今年度に限りどうしても、4月に生まれた方が月に20人とおっしゃってられましたけれども、20人例えばいたとすれば、その20人が全員その期間内に、だから4月1日に生まれたとすれば、来年の4月1日までに3回打てるかどうか、やっぱりなかなか厳しい、タイトなスケジュールになっているかと思うんです。

だから、20人が全員その期間内に打てるか打てないかわからないですけども、例えば何人かがやっぱりちょっと体調が悪くて打てなくて1歳になってしまったという場合、本当にわずかかと思うんですが、そういった乳児につきましては公費助成していくのも必要ではないかなと。その赤ちゃんが肝炎にならない、そういった対策としてそれも必要ではないかなと。

せっかく2回打って、3回目が結局1歳になってしまったから公費助成じゃなくて自費負担やと、6,437円自分で払って任意接種で自分で打たないといけないとなったときに、もう3回目、そしたらやめとこかと、負担が大きいのでね。なった場合、やっぱりその赤ちゃんの肝炎、せっかく2回打ったのに無駄になるわけですね。

そういったことを予防するために、制度の移行期間に限り公費助成というもの、今そういった補償等のこともありましたが、実際にやっているところもあるんです、自治体の中で取り組みを。公費助成、1歳になっても移行期間の分についてはやろうじゃないかということ取り組んでいる。東京の府中市なんかそうなんです、やっておられます。そういったこともしっかりまた、3市3町と言っておられましたので、3市3町で協議し、そういった場合検討していただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員が今おっしゃっていただきましたように、ことしの4月から対象で10月から施行してということで、本当に1年目というのは、議員おっしゃられたように、4月生まれ

の子どもについては期間からいくとちょっと短い。通年の1年とは違って、ことしの初めの10月から適用というところでの差というのが生じているかなというふうにも私は感じてございます。

そういった意味で、いろいろ調べてみましたら、国のほうも最初、10月からで、また10月適用ということも考えたようなんですけれども、ただ、同じ年で生まれていて、4月からでもさかのぼって受けられるようにということの話と、そういう通年の1年間というところで、1年目というような4月に生まれて10月から適用で、後の期間が若干短いのではないかなというふうな状況も生じているというのものもあるのかなと感じてございます。

今、議員おっしゃられましたように、そういった状況から私どものほうも、先ほど個別に勸奨のお話をさせていただくということもお伝えしましたが、健診時にその辺の受診者の状況もきっちりと把握しまして、うちの保健師のほうも個別にその辺の事情も確認をさせていただきながら、どういった事情でそれがおこなわれているのか、そういうことも確認させていただきながら、事情も聞きながらその辺をサポートしながら、4月に生まれた子どもにつきましては来年3月ということになりますけれども、その間で接種していけるように取り組みたいなという気持ちでございます。

ですから、今の時点でこの期間をどうするかというところは、やはり3市3町の枠組みの中で今後協議をさせていただきながら、今の状況も我々の取り組みも進めながら、その辺は調整していきたいなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） もう何回言ってもだめなのかなという感じですが、命を救うために、それこそ本当に命を考えたときに、公費助成が必要であるとしっかりと判断していただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

ほかの事例でいいますと、国が決めた制度なので線引きされていますけれども、結局、ことしの10月1日に定期接種化されるわけなんですけど、0歳児が対象なんです。その0歳児は今回ことしの4月1日から生まれた子が対象になっているんですけれども、0歳とくくったときには、去年の10月2日からことしの3月31日に生まれた子と同じ0歳なんです。だから、同じ病院で出産して3月31日に生まれた子と4月1日に生まれた子がいたときに、4月1日に生まれた子は対象児となってB型肝炎の定期接種が受けられるわけなんです。でも、3月31日の子どもは任意接種なんです。受けられないんです。だから、同じ0歳でありながら同じ病院で1日早く生まれるか遅く生まれるかの違いでその制度が適用されるか適用されないかという、そういった違いもありまして、そういったことを解消するために滋賀県の大津市は、去年の10月2日からことしの3月31日に生まれた子についても公費助成をしようという判断をされています。

そういったところで、子どもの命、また肝炎予防、肝がん対策という形で、しっかりと取り組める施策は取り組んでいっていただきたいなと。だから、去年の1年間同じ分をするのはなかなか難しいかもしれませんが、その制度は10月1日からの実施なので、4月生まれの子で3回目が1歳になってしまったという児童に対しましては、やっぱり公費助成というものもしっかりとまた検討して、3市3町でしっかりと協議していただきたいと。せっかくの制度の中で適用されないというところはその子の自己責任ではないので、またその辺のところをお願いしたいと思います。

もう次へいきます。

そしてまた、先ほども述べましたが、B型肝炎はB型肝炎ウイルスによる肝臓の病気です。このウイルスは、血液だけでなく、唾液や汗、涙からも感染すると言われております。保育園での集団感染例や家族内感染事例の報告もあるそうです。感染しても症状がほとんど出ませんが、発症した場合は慢性肝炎、肝硬変、肝がんになるおそれがあります。免疫が不十分な乳幼児が感染すると、ウイルスが体から排除されない持続感染者、いわゆるキャリア化になりやすいとされております。

キャリア化を防ぐために、3歳まで接種できるように公費助成を検討できないものでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、3点目のキャリア化を防ぐために3歳まで接種できるように助

成を検討できないかにつきましてご答弁申し上げます。

国規定におきましては、対象者が1歳までとされているのは、厚生労働省の厚生科学審議会におきまして各種議論され、現時点では1歳までがキャリア化しやすい年齢であると判断されていること、また、1歳を過ぎると保育所入所などで外での活動を始める時期であるということを考慮しまして、できるだけ早い段階での接種を完了することが重要との考えによるものでございます。

本町といたしましては、先ほども申し上げましたが、国の規定に基づき実施すべく周知、個別指導により接種勧奨に努めるとともに、3歳までの助成拡大につきましては、国や他の自治体の動向に注視しながら3市3町で協議を行ってまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 3歳までというのが、先ほども言いましたように、集団生活することによって余計にまた感染もしやすいというところで要望させていただいたわけなんですけれども、唾液や汗、またそういったものから感染するということがわかっただけなので、そういった面で幼稚園や保育所、そういったところで感染しないようにということで、3歳まで拡大できないかというところの質問をさせていただきました。

長野県のほうでは3歳まで拡充しているらしいんです。長野県の松本市や塩尻市はそういった3歳までを対象に、これは全くの公費でなくて、一部助成ですけれどもやっております。1回2,500円補助するという形でやろうと決めておられるそうです。ですので、またそういった先進事例を参考にさせていただきたいと思います。

いろいろ医療費、また国保の保険料の問題等あります。医療費抑制、そういったものを考えたときに、長い目で見たときに、今公費が負担かもしれないですが、それが先々を見たときに医療費の抑制、削減につながるのならば効果があると思えるべきやというふうに思っておりますので、そういった思いも含めてもう一度、3市3町で検討をお願いしておきます。よろしく申し上げます。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 引き続き、先ほどご答弁させていただきましたように、3市3町では協議を進めていきたいと考えてございます。

ただ、1点だけ、先ほどのキャリア化というところでいきますと、国のほうから私ども聞いていますのは、1歳の中にキャリア化しやすいと。1歳を過ぎますとキャリア化の率が下がってくるので、できるだけ1歳までに予防接種を受けるほうが良いというようなそういう見解もございまして、一応1年というような考え方も国から示されているということでございますので、その辺のところはまたご理解いただきたいと思っております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

次に、3点目へいきます。3項目めはがん検診についてお伺いいたします。

国立がん研究センターが2016年のがん患者予測を発表いたしました。新たにがんと診断される患者数は101万200人で、男性57万6,100人、女性43万4,100人、15年予測より男女合計で2万8,100人ふえました。

部位別では、男性の1位が前立腺がん、2位は胃がん、3位は肺がん、女性の1位は乳がん、2位は大腸がん、3位は肺がん、がんによる死亡者数は、男性の1位は肺がん、2位は胃がん、3位は大腸がん、女性の1位は大腸がん、2位は肺がん、3位は胃がんとなっております。

そこでお伺いいたします。

平成27年12月議会で前立腺がんについて質問をいたしました。27年度も前立腺がんは男性の罹患率のトップでしたので、早期発見、早期治療を推進するためにPSA検査の導入についてお伺いいたしました。府内自治体の約半数がPSA検査を導入しております。無視できない状況だと、導入に向けしっかり勉強していきたいとのご答弁をいただきました。検討状況についてお聞かせくださ

い。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、がん検診につきましての1点目、前立腺がんにおけるP S A検査につきましてご答弁申し上げます。

P S A検査につきましては、前立腺がん検診として現在たくさんの市町村が実施しております。全国的に見た場合、実施状況でございますが、平成27年度において83%、また大阪府におきましては、平成28年度の実施状況となりますが、その実施率が約半数の48.8%となっており、それぞれの市町村におきまして独自検診として導入しております。これらの状況を踏まえ、本町におきましても、渡辺議員のご指摘のとおり、導入に向けて勉強していく旨を平成27年12月議会の一般質問の際にご答弁申し上げましたところでございます。

ご質問の検討状況についてでございますが、国における指針の中では、当該検診について積極的には推奨していない状況ではございますが、他市町村の導入状況に加え、がん検診に共通の原則であります早期発見、早期治療という考えに基づき、一人でも多くの住民の方が健康に、かつその生活の質を維持していくことを目的に、独自検診として早期の導入を目指しております。

現時点におきまして、具体的な導入時期をお約束することはできませんが、現在、効率的、効果的な健診となるよう、対象年齢や受診頻度を初め自己負担額などの検討に加え、精密検査の受け入れ医療機関の確保、調整など、その枠組みを整理しているところでございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。早期導入を目指してよろしくお願ひしたいと思います。

和泉市のほうもことしの5月からP S A検査を実施しました。対象が50歳以上の男性で、特定健診、後期高齢者医療の健康診査のときに血液をとって検査をするというところで、500円の自己負担というところで導入しているようでございます。早期実現、来年度から実施をよろしくお願ひしておきます。

次へいきます。

平成27年9月議会で胃がん検診について、血液検査で胃がんのリスク度を調べられる胃がんリスク検診の導入について会派質問させていただきました。検診率向上に向けて胃がんリスク検診及び内視鏡検査導入について検討していきたいとのご答弁でしたが、検討状況についてお聞かせください。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の2点目、胃がんリスク検診及び内視鏡検査導入につきましてご答弁申し上げます。

まず、胃がんリスク検診につきましては、平成27年9月の会派代表質問でご答弁申し上げましたとおり、府内での導入実績も認識しておりますが、国におきまして現時点では、公共が行う検診の目的である死亡率減少の検証が不十分であり、がん検診としての位置づけについてさらなる検証が必要であるとされておりますことから、現段階におきまして早期の実施は考えていないところでございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、胃内視鏡検査につきましては、平成28年2月に国が示すがん検診実施のための指針に位置づけられたことを受け、近隣の3市3町とともに、担当学会や大阪府が主催するがん検診の精度向上を目的とした研修会などの機会を捉えて、当該検査の導入に向けた課題整理を進めているところでございます。

具体的な課題といたしましては、泉州地域における受け入れ医療機関のキャパシティの確認、検査画像のダブルチェックを行う体制の構築や、そのためのスキルを備えた検査医の確保などがございますが、いずれも医師会を初めとした医療機関や近隣3市3町で連携、協力しながら整理していくべき課題でございますので、現時点において、当該検査の導入時期につきましては具体的にお



答えすることはできませんが、できる限り早期に導入できるよう、これらの課題整理を進めていかなければならないと考えております。

なお、現在実施している胃部エックス線検査につきましては、引き続き有効な検査とされておりますので、しばらくの間はこれまで同様当該検査の受診率向上に努めつつ対応してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ご答弁も早口で、ありがとうございます。すみません。

胃がんリスク検診につきましては、和泉市の例ばかりなんです、和泉市もまた胃がんリスク検診を導入しております、担当課のほうに聞きますと、リスク検診のほうを受診率がいいと。普通の胃がん検診は3%ぐらいしかないのにリスク検診ですと2割ぐらいの方が受診してくれているというふうに言っておられました。そして、早期のがんを発見することができる、そういったものにつながっているということをおられました。血液をとるだけなんで、それでそういった効果も出てきているというふうに言われておりました。ですので、和泉市の実施状況等またちょっと勉強をしていただけたらなというふうに思っております。

内視鏡検査で今回は早期に実現できるように、いろんな課題も解決しながら取り組んでいっていただくということでしたので、しっかり検診を受けていただき、早期発見、早期治療につながりますよう、またそれにより医療費抑制の効果につながってまいりますので、命を守る施策としてしっかり取り組んでいっていただきたいことを要望させていただきます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（重光俊則君） 以上で、渡辺議員の質問を終わります。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君） 議長からご指名をいただきましたので、私から3点について一般質問させていただきます。通告書では4点提出いたしましたが、諸事情により3点目は質問を取り下げさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、国民健康保険についてお聞きします。

国民健康保険については何度も質問しておりますが、住民の命と健康に直接かかわる事項ですので、再度質問させていただきます。

今回の保険料の値上げは今までにない値上げだと思います。値上げの率が過去にも同程度あったとしても、保険料自体が既に上がっており、それに追い打ちをかけるように賦課限度額の引き上げで、ことしの保険料の値上げ幅が平均10%値上げとしてもあくまでも平均ですので、それ以上の値上げになった方がたくさんおられます。一体どうなっているのか、住民は国民健康保険事業に不安を持っています。これまでのように保険料が払えなくなるのではないかと不安を抱えています。

今年度の保険料の値上げについて、その理由、対応、今後について質問いたします。

議長（重光俊則君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） それでは、国民健康保険についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成28年度の保険料が値上げとなった理由でございますが、前期高齢者の増加、つまり高齢化の進展とともに、医療の高度化によりまして保険給付費がふえ続けてございます。これが最大の要因となったものでございます。この内容につきましては、議員の皆様方には2回説明の場を頂戴いたしまして、ご説明させていただいたところでございます。まことに申しわけございませんが、繰り返しの説明となることをご容赦いただきたいんですけども、若干本町の国保の現状を説明させていただきます。

これはもう全国的な傾向ではございますが、65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者が増加し続けております。全体で全被保険者の4割を超える勢いとなっております。また、医療の高度化で医療給付費がふえ続けまして、給付された1人当たりの医療給付費は30万円を超えてございます。ご

負担いただいた保険料の3倍超えとなっております状況でございます。

医療費など全体の費用の約8割がもう既に国・府・町の補助金とともに、それから国保以外の会社員などの方が加入する医療保険からの財政支援で賄われておりまして、残りの2割を保険料として加入者の方にご負担いただいております。補助金等の増加以上に医療給付費が増加しておりまして、保険料率を引き上げざるを得ない状況になっておるといっております。

次に、今回の値上げに対する対応でございますが、先ほども申し上げましたとおり、議員の皆様にも事前に値上げに至った経緯など説明させていただくとともに、被保険者の皆様方には直接、お知らせといたしまして、納付通知書を送付する際にチラシを、今回、議員のほうから資料としてお配りいただいております。一部でございますけれどもチラシを作成し同封するとともに、広報、ホームページのほうにも周知をさせていただいたところでございます。発送した直後は、保険料に関するお問い合わせなど窓口あるいは電話を多数いただいたところでございますが、丁寧な説明で対応させていただいたところでございます。

今後につきましては、負担の公平化の観点からも、現状において府内トップクラスの徴収率の維持向上に一層努めるとともに、健康寿命を阻害する最大の要因となり、さらに医療費の増加にも影響を与えます生活習慣病の早期発見、重症化の予防などの機会となります特定健診、特定保健指導の受診・実施率の向上に取り組みます。また、ジェネリック医薬品の利用促進につきましても、その効果額をお知らせする差額通知、これも直接送らせていただいております、医療費の適正化をさらに推進してまいりたいと考えております。

今回の国民健康保険料の値上げにつきましては、我々も決して低い値上げ率であるというふうには思っておりません。しかしながら、市町村国保の制度上の懸案でございます高齢化の進展など、町単独で賄うことのできない現状のもと、かかった医療費を支払わなければ国保を持続可能な制度として維持していくことはできません。加入者の皆様方の応分のご負担についてもやむを得ないものであることをぜひご理解くださいますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

理由の中に、前期高齢者がふえたこと、そして薬の高騰など医療費がふえたことを主な原因にしていますが、この2つの原因というのは他市町と熊取町では違うのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）先ほども申しましたように、これはもう全国的な傾向でございます。他市町村と変わるといえるものではございません。ただ、その割合が他市町村と比べて、例えば前期高齢者の占める割合が、26年度決算ベースではございますけれども、大阪府内で9位の高さであったりだとか、あるいは医療費そのものの伸び率、これ、決算がまだちょっと確定されておられませんので近隣に電話等で問い合わせをしたところでも、やはり近隣よりもかなり高い率で医療費が伸びておるといような状況になってございます。

傾向としては、動きとしてはおっしゃられるように変わるところはございませんが、その中でも前期高齢者の数というのがかなり多うございます。それから、それに伴う形で医療費のほうも多く伸びておるといような現状にございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）医療費が伸びているということと前期高齢者がふえていること、これが全国よりも高いということのご説明だったんですけども、医療費30万円を超しているという、国保につけていた資料の1なんですけれども、皆さんにお届けしているわけですが、ここにも2行目「1人あたりの医療給付費は30万円を超え」ということで、これ、正確な数字はどのぐらいになるのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）1人当たりでいきますと、療養給付費、それから療養費、高額療養費の

1人当たりの額、27年度で申し上げます。療養給付費というのは医科、歯科、調剤という普通のいわゆるお医者にかかったもの、療養費というのがはり、きゅう、あんま、マッサージにかかった費用、それから高額療養費は8万100円超えの高額の医療費、それらになります。まず、療養給付費ですが27万6,967円、療養費が5,642円、高額療養費が3万6,319円という額になってございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）すみません、ちょっと比較のために、それを合計していただいたら幾らになるんでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）31万8,928円という額になります。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）1人当たり31万8,928円というのが約30万円を超えたというところの数字に入ってきますよね。そういうことですね。それで、値上げの状況なんですが大体約10%、ちょうど説明文書の真ん中に10%ということなんです、その前に、医療費がふえたということの原因の中に、これまでもC型肝炎の特効薬が見つかって1錠8万円ですか、それで11名の方が対象になっていて合計数千万円、高騰している原因なんだというご説明を受けたんですが、これは国の予防接種で感染したケースが多いので、原因なので関連医療費は国の負担ではないかなと思うんです。その辺はいかがですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今、江川議員のほうからご指摘いただいた情報は、ちょっと私どもつかんでおりません。もしそういうような形で国のほうからの補助、負担なりが出てくれば我々としても非常にありがたい話なんですけれども、今時点でそういった情報は流れてきてございません。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。しっかり把握していただいて、対応していただくようお願いしたいと思います。

それで、賦課限度額が今回81万円から85万円という金額に上がったこともあり、保険料の値上げの影響はさらに高くなっていると思うんです。それで、値上げの状況、平均10%なんですけれども、一番高いところというのはどういう状況か教えていただきたいんです。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、ちょっとそこまで詳しい資料を持っていないんですけれども、今、江川議員がご用意いただいたチラシの中で「どのくらい保険料がふえる？」というのが、例が3つ挙げてございます。そのうちで1つずつごく簡単に説明させていただきますと、例の1でいきますと、そこに書いてございますように年間で1,800円の増加、月額で150円の増加、例の2でいきますと年間で1万5,700円、月額で1,308円の増加、そして例3のほう所得がやはり高くなりますといわゆる政令軽減がきかなくなりますので、そういった影響もありましてこのあたりになりますと、おっしゃられるように10%超えの値上げ幅になってございます。例3でいきますと3万9,600円、月額で3,300円の値上げというような状況になってございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）これは資料にあるんで、これで計算すればすぐわかるんですけれども、例の1では9%ですね、値上げ。例2やったら10.3、それで例3やったら13.9ということなんです、詳しい資料がないということは、それ以上の負担を願った人の状況、暮らし、そういったことはつかんでいないということなんでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）所得水準の集計表がございまして、先ほどごらんいただいた例の1の範囲

内でおさめますのは、そこにも書いてございますが、国保加入者の約5割の方がその範囲におさまる範囲でございます。それから、例の2の範囲におさまるのがそこからさらに3割ぐらい。合計、例1と例2でほぼ大体のざっとした上がり幅をごらんいただけるのが、8割程度の方がその範囲におさまっておるのかなというふうに考えております。

そこから上につきましては、一番高額になりますと1,000万円超えの方も何名かいらっしゃいます。人数でいきますと45名、率で0.6%ですけれども、いるのはいらっしゃいます。この方になりますと、上がり幅はもう少し多くなるというような状況になってございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）1,000万円超えの方はどのぐらいのアップになるんでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、ちょっと今すぐに計算はあれなんで、また後ほど計算してお示しさせていただきます。世帯が1人世帯から1,000万円超えで5人世帯まであるんですけれども、それぞれの世帯構成によって当然保険料は変わってくるんですけれども、それぞれの世帯構成に応じての保険料をお示しすればよろしいですか。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）一番影響が高いところだけで結構です。

ちなみに我が家の国保料、ここで言うのもちょっと恥ずかしいんですけども、27年度は60万3,800円でした。ことしの保険料は69万1,100円ということで、約14%の値上げとなりました。多分、議員の方だったらそれに近い請求が来ているんやと思いますが、議員は報酬30万円なんで、そのぐらいの人たちは同じような、うちとこは4人家族なんでその分もアップされるんですけども、そういうことなんだろうなど。

この金額というのは、節約してずっと暮らしてきた中で年間9万円近く上がるというのはとても大きいなというふうに私自身も感じていますし、住民の皆さんからも、声をかけられるとやっぱり大変だということをお聞きしております。

それで、この説明では私自身も納得いかないし、電話の問い合わせも来庁して問い合わせもあつたということなんですけど、丁寧に対応して理解してくれたということなんですけれども、本当にわかって理解したのかなというのが、もう仕方がないから帰られたん違うかなというのがとてもそう思ってしまうんです。ちなみに、問い合わせ件数とか状況はどのぐらいありましたでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）集計まではしてございませんけれども、納付書を送らせていただいたのが7月の中ごろです。週末ぐらいに送付させていただきました、休み明けの3日程度は窓口が相当混んでございましたが、それ以降は落ちついておるといような状況でございます。電話と窓口等、合わせて100件から200件の間ぐらいであろうかなというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）その中で、何か相談の中で減免になったりとかした方というのはおられるんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）減免とおっしゃられますのは、これ……

（「減額ですね、すみません」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）減額は余計になんですけども、基準がこれ、やはりございます。減免であれば例えば前年所得と比べて所得が大幅に減っていると、そういった基準がございまして、それに該当するという話であれば当然ご相談いただいた上で、その内容を確認した上で対応ということになりますけれども、今回の値上げがきつから軽減あるいは減免と、そういった話には今回は至ってございません。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ということは、相談に行っても泣く泣く理解して帰った方が100件、200件、それぐらいの方がおられたということで理解してよろしいですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）何回もこれ、もう平行線になってしまう話ではございますけれども、我々としても決して値上げしたくてしているわけではなくて、かかった医療費をご負担いただける分に応じてご負担いただくと。医療保険である以上これはもう仕方のない話で、それをできないということになれば医療保険自体維持できないということになります。

それから、先ほど来よりも既に何回も申し上げてまいりましたとおり、保険料加入者の方にご負担いただいている保険料というのはもう既に2割を切るような状況になってございます。もう既に公費と、それからほかの医療保険からの支援ということで賄われてございます。その辺のところも、詳しく国保の成り立ち、国保の財政状況の成り立ち、その辺のところもチラシに非常にコンパクトにまとめたつもりでございます。このチラシに従ってご説明させていただいたら、窓口のほうではかかったものは仕方がないんやなということでご理解いただけたというふうに聞いてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）国民健康保険事業特別会計での収支不足分を、受益と負担の公平性を確保するため、国民健康保険事業特別会計の中で均衡を図るために一般会計から入れないとかいう答弁があったり、今のように国民健康保険自身が助け合いの制度なんだと、だから国民健康保険は其中で保険会計が苦しくなるから値上げは仕方がないんだということで、熊取町は一切その方向性を変えようとしていないんですが、熊取町は、国民健康保険は総合扶助共済、国保は助け合いの制度ということで、国民健康保険は社会保障制度だという私たちの主張とはずっとかみ合わないで質問がずっと行われているんです。これは、何度となく私が国保の質問をしたときに返ってきた答弁であり、とても残念でなりません。

国保料が高いことで、また滞納する世帯が発生し収納率が落ちる、そのために交付金カットという悪循環を生む、またそのことがさらに国保料の値上げを発生させるというふうに、今度国保料がさらに高くなるのではないかということ懸念するんですが、その辺の手だて、対策はどのように考えていますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）まず1点確認したいんですけども、社会保障と申しますのはいろんな種類がございます。もうご存じやと思うんですけども言わせていただきたいと思います。

社会保障は、いわゆる公的扶助だけではございません。今回のように医療保険のように負担をいただく受益と負担の医療保険、保険制度によって成り立っている社会保障というのも当然この中に含まれてございます。熊取町としても、重要な社会保障の一つである国民健康保険と深く認識してございます。この点についてはまずご確認いただきたいと思います。

それから、今後国民健康保険をどうしていくんやと、これはもう本当に議員の皆様方と我々とも知恵を出していかなあかんところであろうと考えておりますけれども、ただ、これをもう何回も申し上げてまいりましたとおり、国民健康保険、これは国が制度設計をして運営しておるものでございます。国のほうも、我々市町村のこういった窮状を十分理解してくれてございます。今回、社会保障と税の一体改革の中で国保改革が非常に目玉として進められてございます。この中で、まずは窮状を察して公費負担の助成拡大を、これはもう27年度から先駆けてやってくれております。江川議員もご質問の中でされたこともあろうかと思っておりますけれども、保険者支援制度ということで、全国規模ではございますが、1,700億円税金を投入してくれております。また、29年度以降もさらに1,700億円公費を投入する予定になってございます。こういった形で国保改革は国を挙げて重要な課題で

あるという認識のもと、鋭意進めておるところでございます。

さらに、ご存じのとおり、30年度には国保は都道府県化されます。都道府県化されますと、財布が大きな財布に変わります。大きな財布に変わりますと少々医療費が延びようがびくともしない財政状況になりますので、こうなりますと非常に安定した運営ができます。大阪府の担当者いわく、さらにここから先、医療保険というのはやはりナショナルミニマムやと、国で一つの制度であってしかるべきものやおっしゃってございました。これから将来的には、長い将来になるでしょうけれども、そういったことを目指していく、そういったことで国保の今の窮状を改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと今の答弁を聞いて本当にますますおかしいなと思ったんですが、保険者支援制度で1,700億円支援されて、1人当たり5,000円ぐらい大体安くなるという答弁を今までいただいていたのに全然違う金額で値上げされてきたという中で、国に任せて広域になれば持続可能なものができるんだという、夢のような話をされたんでちょっと驚いてしまうんですけども、質問の資料の裏面を見ていただけますか。

これは国民健康保険事業特別会計の決算額の推移でありまして、平成23年度から平成27年度の比較がずっと出ています。広域化の動きに合わせて、歳入のほうでは療養給付費の交付金が32.6%削減され、共同事業交付金が149.2%もふえるということです。そして、歳出のほうを見ていただいたら共同事業拠出金、これが142.6%ふえています。

こういったように、保険財政共同安定化事業による調整交付金、これが一元化になることによって大変金額が大きくなったということで、激変緩和措置も行われております。それが昨年90%で今年度は75%、2017年度は60%に下がっていくということで、交付と拠出を計算すると拠出のほうで熊取町はふえてくるということで、今説明した計算は大阪府の国保の広域化等支援方針策定研究所の第2回の財政ワーキンググループでの話なんですけど、だんだん熊取町の激変緩和措置が下がってくると、またその分が保険料に上乘せになってくるという数字になってきます。

平成28年度の第1回国民健康保険運営協議会を傍聴させていただきました。ここでの議題は、平成28年度の国民健康保険料率についての諮問が行われたわけです。その中で保険料率のアップによる値上げが示され、委員から大いに質問が出され話し合われましたが、納得いかないという反対された委員もおられました。同じ思いで私も傍聴させていただきました。

平成27年度の熊取町の医療費については先ほどお聞きしたんですが、一例ですが、熊取町の先ほどの医療費は31万8,928円、そのときの資料の中に岬町がちょっと目についたんで比較してみたいんです。岬町の年間の医療費は41万3,412円でした。熊取町の年間医療費は先ほど言った31万8,928円であれば、熊取町のほうが低いですね。全国の平均が32万4,543円、大阪府の平均は33万8,021円、こういうふうに、他地域と比べて格段熊取町の医療費が高いわけではありません。

しかし、岬町と比べても平成27年度の保険料は熊取町のほうが高い。4人家族で介護2名分で所得200万円、配偶者120万円、熊取町の1人当たりの医療費に対し、熊取町の医療分が32万8,052円、支援分9万5,121円、介護分7万6,157円、年間49万9,330円、1カ月4万1,611円に熊取町の計算ではなります。ところが、岬町の1人当たりの医療費41万3,412円に対して医療分が28万9,664円、支援分が7万7,828円、介護分が8万9,033円、年間45万6,525円、1カ月3万8,044円、これは所得の影響があると思いますが、熊取町の負担のほうが大きくなっていました。

大阪府下で保険料負担が一番多くなるのが岸和田市である。2位が阪南市、3位が熊取町だという説明がありました。国保運営協議会では、制度の成り立ちから負担もお願いするしかない、やむを得ないとの説明もありました。保険料の収納率については、全国平均90.42、市町村平均88.41という中で、熊取町は職員の頑張りで94.5%と高い数値になっています。収納率向上に努力し健診にも力を入れているにもかかわらず、住民への高負担になっています。職員の努力も報われない、大

阪府へ国保が統合されることによる住民へのメリットはありません。

熊取町としては、一般会計からの繰り入れをするなどの対応は今後も絶対できないのでしょうか。これは町長の判断だと思います。町長の答弁をお願いしたいんですが。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今、江川議員のほうからいろいろ数字のほうも詳しく数多くおっしゃっていただいたんですけれども、ちょっと何点か気になるところがありましたので、確認だけさせていただきますきたいと思います。

まず、決算の推移の表の中で療養給付費交付金、国のほうが32%も減ってるやんかというご指摘がございまして、誤解を受けると困りますので、これは退職者医療にかかわる入でございまして。退職者医療のほうはご存じのとおり26年度末をもって廃止、新規のものはないからこれは減っていているということで、これは熊取町だけではなく全国、制度が廃止によって減っているということでございますので、国の負担金、補助金が減っているという誤解は避けていただきたいと思います。

それから、大阪府内の収支の状況、私、先ほど医療給付、それから療養、高額医療とそれだけの分を手持ちですぐに数字を申し上げたんですけれども、医療費のほうはそれ以外にもプラス食事の療養費だとか移送費だとか出産育児一時金だとか、そういったもろもろのものも含まれてございます。先ほど江川議員が、大阪府が32万円と、うちよりも多い数字に平均なっているとご披露のあった分は、それらを全て含んでおるものでございます。私も、今すみません、26年度決算ベースで大阪府内の全被保険者1人当たりの療養諸費、これは全て含んでおるものでございます。その数字がございまして、私のほうもこれだけご披露させていただきたいと思います。

熊取町は、その数字を合計いたしますと36万1,187円、ランキングでいきますと大阪府内13位の高さになっております。ちなみに、そのときの大阪府の全体の平均が34万7,447円と大阪府平均を上回っておるとい、医療費は高騰しておるといのが実態でございます。

それから、岬町が医療費が高いのに保険料はうちよりも少ないやんというご質問に対しましては、これは近隣の状況を調べますと、岬町におきましては前期高齢者の数が熊取町よりも多いんです。熊取町が26年度、同じく決算ですけれども、前期高齢者の占める割合が41.2%、大阪府内9位の高さなんですけれども、岬町は45.8%、3位の高さということで、岬町はさらに高齢化が進んでいるという状況でございます。そういったことで医療費が高騰しておる状況、それからもう一つ、地域的なことでは、岬町の地理状況を考えていただいているほどとわかっていると思うんですけれども、隣のところに行くと和歌山県和歌山市の大規模な総合病院のところへすぐ簡単にというようところで、医療費がかなりかさんでおるといようなことも直接聞いてございます。

それから、あともう一つ大きな要因といたしましては、所得の水準が逆にかなり低目でございます。所得の水準が低いということは軽減の対象者が非常に多うございます。政令軽減の対象者が60.5%、熊取町はそれに対して54.5%という形になっておりますので、その辺のところは影響しております。岬町のほうは医療費のほうは高騰しておるんやけれども保険料のほうはうちよりも低くなっていると、そういった状況がございまして、その点だけちょっと補足をさせていただきます。

それからあと、話が長くなって申しわけないんですけれども、一般会計からの繰り入れの話は、これはもう延々今までも平行線になってございます。と申しますのも、先ほど申し上げましたとおり、国保財政は2割が加入者の保険料、それ以外はもう既に公費、税金が突っ込まれております。さらにもう一つ申し上げますと、国保の加入者は25%、4分の1となります。4分の3の方はいわゆる被用者保険のほうに入っておられます。被用者保険のほうからは、既に前期高齢者交付金という形で財政上30%近いお金が入ってきております。つまり、国保以外の4分の3の方にはもう既にそういったご負担をご自身でいただいております。支援をいただいておりますという状況がございまして、その上さらに一般会計からの支援を求めるといのは慎重にならざるを得ないということは、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）共産党の江川議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど山本理事のほうから少し長々としたそういう答弁になりました。しかしながら、その中身については、今まで熊取町が4万4,000人の住民の皆さんへのサービス、そういったものを行っていく上で規律ある財政運営を行ってきたというふうなことも私は背景にあると思います。

一般会計から国保のほうへ繰り入れ、これは、やろうと思えばできます。確かに、財政の豊かな島本町とか北摂のほうでそういう形の繰り入れを行っている市町村がございます。それに比べますと、北摂と南泉州は財政的にもかなり大きな差がございます。現に熊取町も、今黒字では通していますがけれども、これも基金からの繰り入れを行った上での黒字化ということは皆さん方も理解をいただいていると思います。

その中で一般会計からの繰り入れをやりますと、一般会計のほうへの予算配分、これをどうしていくか。そうしたときに、一般的な住民の皆さん、これは子ども、幼児から現役世代、壮年、そして今この保険で問題になっております高齢者の皆さん方へのサービス、これがまた質が悪くなる。そういうことも考えながら運営をしていく必要がございます。そういう意味にありましては、法令で定められた範囲内での繰り入れ、これが今、熊取町が進めるべき道ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）同じような答弁をいただきました。

もう1点聞きたいんですけども、これまでの国民健康保険というのは町内の助け合いでしたよね、今までの当局の答弁では。今度は大阪府の統一になるということは、今度は府内での助け合いということになりますよね。社会保障なんだけれども、府内での助け合いとなると、大変苦しいところに、熊取町は、先ほども答弁で所得水準が高いから保険料が上がっているのが影響しているのかもしれないというようなことをおっしゃったんですけども、それであれば、大阪府内で一つになるということは、苦しいところを今度は熊取町が町内での助け合いじゃなくて、大阪府下の中の苦しいところを助ける、そういった大きな枠になると。先ほど夢のような話をされたんですけど、そうなるるとまた熊取町の負担がふえる、そういうふうに進むというふうに思うんですが、その点、町長、どないやと思いますか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）国保ですけども、これは国民皆保険というふうな名称でもあろうかなと思っております。今までの運営基盤は、各市町村が責任を持って、住民の皆さん方により近いところで皆さん方と情報交換しながらやってこられた。しかし、時代は変わりました。高度経済成長の時代から成長のない時代、そして今は少子高齢化、人口減少社会という、これはもう今まで日本が経験したことのないそういう社会へと向かい始めた、そしてその中にある時代です。

熊取町でも、私が町会議員になった平成15年から13年たって約600人強の人口が確かに減っています。この人らの税収があるとすれば、その600人の税収が減ったわけです。町政を運営していく中で社会資本、いろいろな教育施設、そういったものを維持管理していく財源になる、そういうお金は変わりません。逆に、耐震化なりそういった求められている安心・安全に対するお金の増額が目に見えているわけです。

それが片一方にあって、社会保障と言われる国民健康保険、これをいかにして維持していくか、これは、やはり小さいよりは大きい枠の中で、そして国が本当はこれをやるべきやと思いますけれども、まずは府が一元化する、そういう中で運営の安定化を図りながら、高齢者福祉、そして医療に皆さん方が安心して身を任せられるような、そういったシステムを構築しなければいけないというふうに思っております。



これも時代のせいにするわけではありませんけれども、現実には人口が減っています。その中で将来に向かって、これから十年先、二十年先、医療にお世話になる方々が安心して身を任せられるような、そういう機関を構築していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）国がやるべきというところは同じ意見だと思ったんですが、どんどん国のほうの予算を削りながら助け合い制度を大阪府でやろうということやから、年々ふえていくと予想できるんです。何の手だてもしない、大阪府下で決められたことを熊取町は着々とやるんやと。国保の広域化による業務については、今までと変わらない業務を熊取町でするんやけれども、その中身、保険料を決めたり減免制度をつくるだとかいう、そういう決定権はない。そんな中で住民からの相談を受けても、住民の生活や心に寄り添った相談対応ができるのか本当に大変心配です。

行政としてイニシアチブを発揮して、住民を守るとりでとして町長や職員はぜひこれからも頑張ってもらいたいと、きつく要望します。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）転ばぬ先のつえ、本当にありがとうございます。

ただ、言えることは、今こういう議場の中でいろいろと議論をやっていますが、皆様方にもこれはお願いしたいことがございます。

今、熊取町でも、これはもう熊取町の中ですけれども、健康寿命ということを伸ばす、そういう施策も打ってございます。その中で医療費の削減、これはもう熊取町内の政策ですので限定されると思います。ただ、医療が増大するというご負担を願っているだけではなくて、町政としましても、皆さん方の健康寿命を延ばす、そして健康で明るく元気に生活していただけるような、そういう施策も打ってございます。タピオ体操なんかを各自治会で週に1回、2回開いていただく中で、おうちから出ていただく、歩いていただく、そういった施策が定着するようなことも着実に進めております。これは行政だけで進められるかどうかというと、やはり住民の代表である皆さん方の協力もなければなかなか前へ進まないというふうなことを皆さん方にご理解願えたらと思います。

議論は議論として、実際はそういう形でこの役場以外の各地域でそういうものが動いております。そういうのを皆さん方に見てもらった上で、熊取町の健康保険料のことについても福祉についても、またそういう安全・安心なまちづくりについても、皆さん方とそういうものを踏まえて議論していきたいと思っております。どうかよろしくごお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと時間がなくなってきたので、次の質問に入らせていただきます。

2つ目に、6月議会に引き続き……

議長（重光俊則君）江川議員、すみません、一言だけ。

13番（江川慶子君）時間ないんやけど。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）お時間のないときに申しわけございません。1点だけ、国保の広域化、これはもう法律で定まっております。それから所得に応じた負担をお願いするというのも、これも国が決めて全国一律でやっております。大阪府ができない、熊取町ができないという議論は基本的には成り立たないということをご理解いただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）2つ目の質問に入らせていただきます。

6月議会に引き続き、子どもの貧困問題について質問します。

前回の質問でもご報告しましたが、日本の相対的貧困率は16.1%、OECD加盟34カ国中ワース

ト6位という高水準です。子どもの貧困率は16.3ポイントで、OECD加盟国平均を大きく上回り、特にひとり親家庭の貧困率は54.6%と加盟國中、断トツワースト1位となっています。あらゆる年代、階層が、失業や病気などで所得が落ちればたちまち生活が行き詰まり、貧困に陥る危険と隣り合わせで暮らしています。

これらの事態は、労働法制の規制緩和による雇用・賃金の破壊、年金・医療・介護など社会保障の連続改悪、中小企業や地場産業の切り捨てによる地域経済の荒廃など、自民・公明政権の悪政の積み重ねによって引き起こされたものです。貧困と格差の是正は、全ての国民に生存権を保障した憲法の規定に基づき、日本社会の健全な発展を進める重要な課題であります。

大阪府がこのたび、子どもの生活に関する実態調査を始めました。熊取町の調査の進捗状況はいかがですか。また、必要な施策の検討、役割分担などを明確にすると答弁がありました。状況はいかがでしょう。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、子どもの貧困問題につきまして、まず大阪府の実態調査の状況につきましてご答弁申し上げます。

実態調査につきましては、大阪府が子どもの生活に関する実態調査と称しまして、府内市町村の小学5年生と中学2年生のいる家庭それぞれ4万世帯、延べ1万6,000人の保護者と子どもを対象に、7月上旬に調査票を送付し、7月下旬に回収、9月中には単純集計のみを完了する予定でございます。

今後、9月中旬から府内市町村の保育所や小・中学校関係者などの支援機関等約300件を対象とした実態調査も実施予定でございまして、支援機関同士の連携を図るための方法や今後の施策展開を行う参考資料として、市町村に提供される予定でございます。

また、これらを含め、12月には調査結果の中間報告及び大阪府の平成29年度施策に関する予算要求内容についての報告、平成29年3月には実態調査の最終報告と大阪府の平成30年度以降の中長期的な施策が報告される予定となっております。本町といたしましても、今後もこれらの動向を注視するとともに連携を図ってまいりたいと考えてございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

前半の分だけ質問させていただいたんですけれども、アンケートのほうはもう7月上旬から始まっているということで、集計のほうは今9月ですからもう終わっているんですね。熊取町の対象者というのはどういう状態ですか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）すみません、その前に私、先ほど世帯、小学校5年生と中学2年生のいる家庭それぞれ4,000世帯でございまして……

（「4万と言いはったんやね」の声あり）

健康福祉部長（小山高宏君）はい。申しわけございません、4,000世帯でございます。すみません。

それと、今、議員ご質問でございますけれども、本町の対象としましては、小学校5年生で4,000世帯のうち熊取町の在住としましては53世帯、中学校2年生では4,000世帯のうち49世帯となっております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

小学校5年生は53世帯、中学2年生は40世帯、これの抽出方法というのはどのような形でされたんでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）これは、大阪府のほうが無作為といいますか、そういう方法で町のほうの住民の方々の中から抽出したというふうに聞いてございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）府から抽出して出したということですね。

（「はい」の声あり）

13番（江川慶子君）わかりました。

またこれの結果報告が12月には中間報告、3月にはまとまるようですので、それによって中身を深めるということで、それよりも、問題があると感じた場合は先に対応しながら行ってほしいなと思います。

もう一つの質問に入ってよろしいですか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃられましたように、それぞれご家庭のほうでやはりいろんな問題を抱えておられる子ども、保護者の方もいらっしゃいます。そういったところにつきましては、これまでもそれぞれの部署のほうで連携をとりながら、そういった相談なり、またどういった形で対応すればいいのかということはお話をさせていただいているところでございます。そういったところにつきましては今後も、この結果とかいうこととは別に、町としまして取り組みは続けていきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

ひとり親家庭の支援について、引き続き質問させていただきます。

就労支援、経済的支援、相談窓口、子育て世帯の貧困が急速に広がる中、義務教育の子どもの給食費、学用品代、修学旅行費などを援助する就学援助の利用者は小・中学生全体の15.42%、これ2013年度の統計なんですけれども、6人に1人となっています。支給額を実態に合った水準に引き上げるなど、制度の改善、拡充を求めます。就学援助の対象拡大や支給の改善を再度求めます。

ちょっと2つの質問が一緒に入っているんですが、ご答弁よろしくお願いします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員にご質問いただいています通告の中のひとり親家庭につきましては就労支援、経済的支援、相談窓口につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、就労支援につきましては、大阪府が母子家庭等就業・自立支援センターを開設し、情報提供や職業紹介、就業支援講習会等を実施しているほか、就労支援のための給付金や貸付金の制度も設けてございます。

次に、経済的支援につきましては、児童扶養手当が支給されておりました、児童扶養手当法の改正によりまして本年8月から第2子の加算額が5,000円から1万円に、第3子以降は3,000円から6,000円にと増額されているところでございます。

町からの支援としましては、義務教育以下のひとり親の児童へは遺児福祉年金を、義務教育終了後から18歳までは就学経費等助成金をそれぞれ月額1,000円ずつ支給してございまして、また、ひとり親家庭医療費助成制度により医療費助成も行ってございます。

相談窓口につきましては、大阪府岸和田子ども家庭センターが窓口になり、自立に必要な情報提供や職業能力の向上及び求職活動に関する支援が行われてございます。

以上で、ひとり親家庭の支援の内容につきましての答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

議長（重光俊則君）続けて答弁しますか。中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）続きまして、就学援助の対象拡大や支給の改善についてのご質問に対し、答弁させていただきます。

就学援助制度の対象者の基準額につきましては、本町におきましては、要保護者及び前年中の所得が生活扶助基準の1.1倍未満の世帯を対象に給付しております。

なお、この生活扶助基準につきましては、国において平成25年8月に、就学援助費支給認定の際に根拠といたします生活扶助基準の見直しがなされたところでありますが、これにより当該援助費支給の対象外とならないよう、平成26年度以降の就学援助費についても改正前の生活扶助基準により認定を行っているところです。

なお、近隣市町村での比較という視点でございますが、平成27年6月に大阪府が府下市町村を対象に実施いたしました就学援助実施状況調査結果によりますと、標準的な4人家族モデルケースの場合、岸和田市以南5市3町においては本町の設定額が最も高いレベル、つまり支給対象者の範囲が最も広いレベルとなっております。その後、一部の団体におきまして基準額設定方法の見直しがなされておりますが、平成28年度においても本町は高い水準を維持しているところです。

年々増加する援助費に係る財源確保が困難という状況ではございますが、対象拡大は非常に難しいというところではございますが、この高い水準を維持してまいりたいというふうに考えております。

支給の改善につきましては、現在の1学期の支給時期につきましては、近隣市町の中では最も早い7月下旬に支給させていただいているところです。支給の時期を早めることにつきましては、確定申告書の写しやその他の所得に関する資料を提出いただくことによりまして事務の初動を早めるという手法も考えられますが、やはり認定事務には間違いや漏れがないというふうに進めること、また、一旦支給しました援助費の返還が発生した場合、そのようなことをいただくことのほうが、ご家庭の立場になって大変だというふうに考えております。支給事務につきましては、今までどおり7月中の支給を目標にしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）江川議員、時間が経過していますので、あと、今の最後の質問を1問質問して答弁を1回もらうという程度で抑えてください。

13番（江川慶子君）保育所の保険料と同じく、年末調整や確定申告の写しを使い、年明けから申請することで、池田市では5月支給を実施しています。また、近隣泉佐野市ではことし4月から……

議長（重光俊則君）江川議員、すみません。今の次の3番の質問はしないんですね。

13番（江川慶子君）3番は次回に回します。

議長（重光俊則君）今の説明も短時間で発言していただきたいと思っております。

13番（江川慶子君）もう終わります。

泉佐野市では、ことし4月から対象者を生活保護基準の1.2へと広げています。ぜひ、ご答弁いただいて同じような答弁で上がらないんですけれども、拡充を求めまして、私からの質問にさせてもらいます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）1点だけ、申しわけございません。

泉佐野市は1.2倍にされたということですが、新しい生活扶助基準を用いていらっしゃるということで、認定の基準額はまだ本町のほうが高いという状況でございます。これだけのご承知おきいただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）以上で、江川議員の質問を終わります。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

大きな1点目として、学校環境の整備、特にエアコンの問題について聞きたいと思っております。

藤原町長は、さきの町長選挙の公約で小学校普通教室へのエアコン設置ということを示されていますけれども、中学校も設置すべきではないかなど、このように思っておりますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）ご質問の1点目の学校環境の整備についてご答弁いたします。

1点目の中学校のエアコン設置についてでございますが、3月定例町議会における町長の所信表明におきまして、子どもたちが、より授業に集中できる環境を整備するため、小・中学校普通教室へのエアコン設置を進めるとご説明させていただいておりますので、小学校だけでなく、中学校も含めて空調設備の設置を目指しているところでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）所信表明でございまして、庁内でのお話の中では、町長方針に基づいて予算措置とかそういうふうな形の合意形成は今ご答弁であるようですからあると思うんです。

小さな2点目ですが、いつごろ実現させるのかということについてご答弁いただきたいと思いません。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）エアコン設置の時期につきましては、鋭意検討を重ねているところでございます。具体的には、近隣市町の導入方法や経費、設置に要する期間などについての調査をもとに、本町の財政状況を勘案しながら整備時期や導入方法等についての検討を行っているところです。

議員もご承知のとおり、小・中学校の全教室への整備となりますと非常に高額な整備費が必要となることから、その財源をどう賄うのかということが重要な課題となっております。市町村にとって大きな財源である国の学校施設環境改善交付金が、現在、構造体の耐震化やつり天井落下防止対策など人命にかかわるメニューに重点配分されており、空調整備のメニューへの配分がされにくいという非常に厳しい状況であります。

そのような状況ではございますが、今後の国の交付金等の状況の動きを注視しながら、事業費をできるだけ低く抑えるための工夫などさまざまな検討を重ね、早期に整備の考え方を立案し、お示ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）大体庁内合意はできているけれども、財政的な措置の関係でまだ時期はわからないと、要約すればそういうご答弁だったんですが、やり方として、今お考えのレベルというのは、小学校という話があって、それは選挙のときの公約であって、いざ町長になられて所信の中で中学校もということを言われた。それに基づいてこの間、9月時点のきょうのご答弁なんですけれども、まずはそしたら小学校からやっていくのか、もう小中一遍でやるのかというようなロードマップというのはどうなんですか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）できることであれば一度にやりたいという気持ちはございますが、いかんせん非常に高額な経費がかかってまいります。そのような中で、中学校を優先すべきではないかというような形で今現在は考えさせていただいているところでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）中学校優先ですね。それも一つの考え方だと思います。

これ、決定した事項は僕はすばらしいと思うんですよ。きょうの大きな3点目の定住とかそういうふうな意味合いの中で、熊取町は教育環境、教育に力を入れているんだと、子どもたちの教育環境をバックアップするんだと。100%耐震化も達成している、こういうことは熊取町の大きな売りで、そこに普通教室にエアコン設置しますよと。やっぱり昨今の異常気象の状況から見れば、本当に5月の連休が明けたら暑くて、2学期が始まってもまだまだ暑い。こういう状況の中でご父兄の方の部分からすれば、初め小学校からということが出たら、小学校でそういう環境になれて中学へ行ったらまだなくて、そして受験勉強があるんかということになれば、一遍でやってくれるか、どっちかという優先をつけるんやったら中学校というのは、僕はそれは正解だと思います。ただ、そこまで決めていただいている状況の中で、当然財政的な裏づけがなければ、まだちゃんとしたいつからということはいきょう時点では出ないということは理解しますけれども、やはり一日も早くそ

のことを努力していただきたいというふうに思うんです。

国のほうのそういう財政的な裏づけをとるためのアプローチの仕方とか、あるいは概略で結構だけれども、いろんな幅があると思います。どの程度のものを入れるか、そういうこともご答弁の中であったんだけど、大体、中学校全部に設置するにはこれだけ、小学校に設置するためにはこれぐらいの予算が要するという数字はお手持ちであるのでしょうか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）今までも、エアコン整備に関しまして答弁のたびに違う金額が公表されてきたりとかしてございます。そのような関係上、我々といたしましても我々ではじける範囲の金額は持っているんですけれども、まだ公表させていただくほどの熟度にはなっていないというふうに考えております。

その中では、手法といたしまして、国の交付金を頼りにするのか、PFI方式であるとかリース方式であるとか、また備品購入で少しずつやっていくとか、そんないろんな手法を考えながら早くできるだけ経費を抑えたやり方がないのかということ、今それを私ども教育委員会だけではなく、全庁的に優先課題として取り組んでございますので、整備計画を公表させていただける時期をできるだけ早い時期に持ってまいりまして、議員の皆様にお示ししていきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）今のご答弁の中で、教育委員会だけの問題ではなくて熊取町、もうこれこそ戦略的定住促進策と同じことになるんですけれども、住む人が自治体を選べる時代ですから、その時代に一つの大きなこれはメニューだというふうに思います。

学校環境は、それこそ教育委員会関係の皆さん方のご努力によって本当に近隣あるいは大阪府下の中でも胸の張れる環境だし、十分熊取町が教育という問題だけで戦いの場に出たら、ああ熊取町へ行こうという声も多数を占めるような現状だというふうに思います。

そこに知恵を絞っていただいて、エアコン、環境面も準備しますよということをまず一日も早く、28年の補正予算の中でちょっと中学校が出るとか、それぐらいの気構えでスピードアップをしていただけたらと、これは要望としておきたいと思います。また逐次、進捗状況等情報も議員のほうにいただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

それで、大きな2点目でございます。

学童保育について、1項目として学童保育運営の指定管理者制度への移行の進捗状況と今後の予定ということで、これは8月30日に一般質問の締め切りでございましたので、指定管理者でもさきの議会等の中でするいろいろ議論をした中身でございまして、9月7日に健康福祉部のほうから議員報告資料という形で選定結果についてという内容をいただきました。これも踏まえて答弁をご用意していただいていると思いますので、お聞かせください。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、1点目の学童保育運営の指定管理者制度への移行の進捗状況と今後の予定につきましてご答弁申し上げます。

まず、現在の進捗状況でございますが、募集要項説明会には2団体のご参加をいただきましたが、応募いただきましたのは1団体でございまして、当該1団体につきまして、学童保育所指定管理者選定委員会における提出書類やプレゼンテーションに基づく審査結果を踏まえ、先日、NPO熊取こどもとおとなのネットワークを指定管理者の候補者として選定したところでございます。

今後、当該候補者と業務内容等詳細について協議を行いながら、12月定例会におきまして指定管理者の指定議案を提案させていただき、ご審議いただく予定としてございます。その後、正式にご承認いただきましたら指定管理者として協定を締結、必要予算を3月議会定例会に提案させていただきたいと考えているところでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。さきの制度移行というときにいろいろ皆さん方と意見交換もさせていただきました。やっぱり急な話であったということと、これも熊取町の売りの一つの学童だったと。非常に、他地区から見ても熊取町の学童はよくやっていたという、熊取町へ来たら働いても学童に預けたら安心やというようなことがあった中で、指定管理者という形の、町側がこういう形でという移行に当たって、非常に利用している親御さんのほうからの心配な声が本当に寄せられたんです。それで、結果的にこういう形で落ちつくのであればあの議論は……。しかし、どれだけ今までの長い時間経過の中で学童出身の子どもたちがもっと大きくなって進学して社会へ出て、またその繰り返しという、非常に今回のNPOの方が引き続きやっていただけると思うんですが、そういう評価をされていた状況の中で急にそういう話があって心配が広がった。でも、その議論は決して無駄ではなかったと思いますし、議場の中でもそういったことで学童についてるいろいろな立場から意見を交換し合えたということは、これは財産にしなればいけないと、このように思っております。

今、部長のほうから12月定例会において議案を上程するというところでございますが、その間の中で、特に今回、指定管理者として町が任すわけですけれども、指定されたNPOとお話をこういうことを重点的にしたいとかいうふうなこと、もしそういう項目がございましたら、せっかくですでお聞きかせただけならと思うんですが。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今回、結果、NPO熊取こどもとおとなのネットワークのほうに候補者として決定したということとございまして、決定したというその中には、やはりプレゼンテーションということで、こちらの法人の方のほうからもいろいろ提案もいただいて、今まで積み上げてこられた実績等もご説明を受けたという中で結果であろうかなと思っております。それには、積み上げてこられた中の成果というものも詰まっているというふうに考えてございます。

具体的に、例えば募集要項の中には金額的な点、また当然ながら配置人員等もこの提案の中には入ってございます。それはもう当然募集要項を踏まえた中で提案でございまして、そういったところの観点、また当然ながら子どもを安全に保育していただくという観点がございます。そういったところでも提案をいただいておりますので、そういったところを十分話をしながら、いい形でスタートできるように調整していきたいなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひ、今は9月議会、12月議会ということでございますので、この間の中で町が指定管理にしようと思った状況の中と、それと今回、募集に応じてくれて、こういう形にしたいんだというプレゼンの内容とか、そういうことを十分時間をかけて、子どもたちのためによりよい形で、新年度から気持ちよくそういう形でスタートできるような形をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2項目めの小さな項目として、くまもり創生戦略の重要業績評価指標の実績報告の中で、学童保育事業のKPI達成に向けた課題として、安全で安心できる保育環境を維持しながら目標値を継続して達成するためには、新たな施設整備等の検討が必要になると、こういうことが記載をされているわけでございます。具体的には何をどう検討されようとしているのかということをご答弁いただきたいと思ひます。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）続きまして、2点目のKPI達成に向けた課題として、保育環境の整備の検討が必要とは、具体的に何を検討するのかという議員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、学童保育運営事業のKPI目標値としまして、待機児童数ゼロを掲げ、実績につきましては達成しておりますが、本町の学童保育の受け入れ児童数につきましては、ここ数年は横ばい傾向で推移しているものの、基本的には増加傾向もございまして、校区によっては施設が手狭な状況となつてきてございます。

このため、外での遊びスペースを含め、児童が伸び伸びと過ごせる保育環境を確保する必要があると認識してございまして、3点目のご質問とも重なりますが、現在、安全に安心できる保育環境を整備すべく、立地場所、また施設規模、既存施設の課題等の整理も含めまして、整備の優先度やコストなどを総合的に勘案し、今後の施設整備につきまして検討を進めているところでございます。

なお、詳細につきましては、一定の整理ができた段階におきまして議員皆様方にご報告をさせていただきたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ご答弁の中で3番目も項目があったんで、3点目は学童保育施設の更新・整備計画とその財源確保はどうすべきと考えているかという、一部今もご答弁いただいたと思うんで、ちょっと2と3と絡めながら再質問ということで進めたいというふうに思います。

手狭になっているという状況は、もうご承知のとおりだと思うんです。例えば中央なんかはまさにそのとおりでございます。ちょうどこの指定管理が出たとき、学童ということがすごく話題になったときにいろいろ話をさせていただいて、私どもの話としては、やはり子どもの放課後の居場所ということとの絡みの関係で、まず、その前提は、なぜうまくいっている学童保育にそういう指定管理を入れるのかというときに、それを議論するのであればもっと総括的に、学童でもない子どもたち、学童に行かない子どもたちの放課後の居場所、例えばもう一部の小学校の中ではそういう場所があるわけなんだけれども、それが全小学校に行き渡っていない状況であるとか、今やっている事業、そういう居場所の立ち位置だとか、その検証とか、そういった形もあわせて議論した中で学童をいららんだったらいららたらどうですかという議論をした経過を覚えていらっしゃると思います。

教育委員会のほうからもご答弁いただいたりもしたんですけれども、その整理も、これから今、福祉の部長のほうから場所の問題とかいうことも出ましたし、そういうことであれば当然、現行の小学校区の中でそういう学童があるわけですから、学校の空き教室であるとか空きスペースであるとか、またそれをほんなら管理をどうするのかというようなことも実は出てくるとは思うんですけれども、学童は福祉、そういう子どもの居場所で学校で残ってそういう教室で面倒を見るんやということになると教育委員会というような、俗に言う縦に割れているんです。そやけど、放課後の子どもの居場所ということからしたら、役所のそういう担当が割れていることは全く関係なくて、そういう横断的な熊取町としての子どもの夕方家に帰るまでの間の安心・安全であるとか、そこでまた勉強も補習をできるとか運動もさせるとか、そういった価値があると思うんですね、その居場所には。ですから、そういうふうなことが前回の議論以降、何か教育委員会とで進んでいるような話があればご答弁いただけたらと思うんですが。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）まず、議員おっしゃっていただきましたこれまでの経過というところでございますと、健康福祉部の中でも、今の学童の次の指定管理に向けた候補者の決定ということも一つ大きな課題でございましたし、一方、今お話に上がっております施設整備という面でも、現状のところの課題というの、これは健康福祉部内のほうでこれまでも検証してきてございます。

今、議員のお話にあった例えば学校の中とかいう当然の議論でもございますし、そういったところは国のほうから一定の方針も出てきてございます。そういった中で、健康福祉部のほうとしての考え方として、この学校ではこういった課題があるな、ここの学校では例えば学校から離れている、じゃどうするのか、安全・安心にというところではどうなのか、例えば学校の中でつくることができるのかとか、そういったところの議論の前のいろんな条件整備であったりとか学校の状況であったりとか、そういったところでは教育委員会のほうのいろんな協力もいただきながら整備の考え方というものを整備してきているというところでございますし、そういったところでの連携というところはあるのかなと。

ただ、これから具体的にそれをどんな形で進めていくのかというのは、今後その辺も詳細な調整



が必要であるかなど。今、議員おっしゃられましたような縦割りというのではなく、当然ながら横の連携をとりながら、そういったところも検討していく必要があるのかというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）今、福祉のほうからありましたけれども、教育委員会としてどうですか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）私自身、3月までこの件を担当させていただいておりましたので、なかなか教育委員会に来たら違うことを言うというのは難しいところでございますが、6月にもお話しさせていただきましたように、今、学校の教室そのものというのは空き教室というのはございません。少人数学級であるとかそういった形で余裕教室のほうは活用させていただいているところでございます。

ただ、教育委員会といたしましても、学校の時間だけ教育委員会が管理する子どもではございません。子どもは熊取町の子どもですので、必要な連携というのは当然やっていかなければいけないというふうに考えております。

ただ、先ほど健康福祉部長のほうからもございましたように、一定健康福祉部のほうで案をつくるので、学童保育と学校の距離感の整備とか、そういったことをつくるので協議をしましょうということで、今ちょっと待ち状態のところでございます。まず指定管理のほうを決めるということが優先事項であるということでしたので、今決まりましたので、これからどういうふうやっていくのが熊取町の子どもにとっていいのかということで、お話を受けるのを今待っているというのが教育委員会のスタンスでございます。すみません。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）そういう答弁ですね。

これも要望ですけれども、福祉部長、これから12月上程するまでの間にNPOと色々な話が出てきますよね。やっぱりそのときに庁内の話もスタートしておくべきやと思うんです。こっちでまとまって、12月ではっきり決まって新年度からそっちに移行する。12月に決まってから問題がまた教育委員会のほうに、こんなことで福祉のほうと話をやったら来ましたよということではなくて、もうこれはそういう流れて決まっているんやし、今も待っていますという話もいただいているんで、ぜひ、NPOからこういう設備のことやとか、僕、2点目に書いてある、KPIの中に書いている施設整備等の検討が必要になるという、これはもう理解して文面にしているわけやから、そのことで両部局でそういう話が出てくるのが必然なんです。

別にはっきり決まるまでは福祉が窓口で、そこでやってくれたらいいんだけど、しかし教育委員会にもそういう要望がきつと出てくると。学校の施設の問題であるとか状況、子どもたちの学校での様子だとか、そういうふうなこともやっぱり風通しをよくしていく意味でできるだけ早い時点から始めておいていただいて、12月まで、また4月の新年度スタートまで、いろいろ我々側で、大人の世界の中で子どもたちを受け入れる体制を万全にしておけるように。

そして、施設なんかは特に、さあ4月からそんなんというようなことにもなかなかねへんと思います。学校のクラス編成のことやとかそんなことも出てくるし、だから、やはり問題点は何ができてくるかということと、将来にわたってはこれも問題やけれども、まず4月はスタートするけれども、これも継続やなということを当然話し合っていていただいて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君）文野議員、2の（3）まで入ってますか。

1番（文野慎治君）もう言ってます。（3）も言いました。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、中谷次長が申しましたように、私もこの3月まで教育委員会のほうにしておりましたので、教育委員会のほうの状況というのも一定理解しながらお話をさせていただいてい

るということもございます。

そういった中で、今、議員おっしゃっていただきましたように、風通しよく、なかなか私も教育委員会におりまして、やはり学校の子どもたちはどこに行っても一緒という当然ながら意識は持ってございましたし、そういった中で一定お話ししてきていたということもございますので、そういったところをお互いに共有しながら進めていけるように、逆に我々のほうも教育委員会のほうに働きかけをさせていただきながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。

絶妙の4月の異動やったというふうに思っておりますので、そういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君）ここで、文野議員の一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

---

（「15時02分」から「15時15分」まで休憩）

---

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

文野議員の一般質問を続けます。文野議員。

1 番（文野慎治君）残り時間何分ですか。

議長（重光俊則君）30分です。

1 番（文野慎治君）はい。

それでは、続けさせていただきます。

大きな3項目め、若者定住策について。

1点目として、熊取町が将来も継続して住みよいまちであるため、若者の転入・定住策の拡充が不可欠であると思います。平成27年度で打ち切りとなった施策の復活は考えておられないのでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、若者定住策についての1点目、平成27年度で打ち切りとなった施策の復活につきまして答弁申し上げます。

平成27年度末で一部終了いたしました新築住宅固定資産税課税免除を初めとした7つの転入促進策につきましては、平成24年12月に策定の転入促進アクションプログラムに基づき、20歳代から30歳代の若年世代を中心に、本町の生産年齢人口をふやすことを目的に短期集中型で、平成25年度から3年間の期間限定で実施し、多くの転入実績やプロモーション効果を上げたところでございます。そのうち新築住宅固定資産税課税免除、中古住宅取得費補助、太陽光発電システム設置費補助の3つの施策につきましては、多額の財源を要する点や個人の資産形成につながるという公平性の観点から、予定どおり平成27年度をもって終了したものでございます。

それらの施策の復活につきましては、現時点、未定でございますが、仮に数年後、社会増減数が極端に転出超過に転じることになれば、本町へのインパクトを再度もたらすということで、その時点の財政状況や社会情勢などを慎重に見きわめた上で復活の可否につきまして判断していくものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）3月の予算のときにもそのことを申し上げたと思うんですが、せっかくメニューとしてよそにないもの、先ほどの議論でもありましたけれども、子ども・子育て、学校の教育ということは一つの熊取の柱と同時に、転入策、熊取町独自というふうなメニューを立ち上げた。なのにどうしてやめるんですかというふうなときに、この3年間の収支というか、そういうことを一度検証した上でというお答えやったと思うんです。

今の状況の中では、固定資産の免除であるとか中古住宅、太陽光、個人の資産のそれを助けるようなもんやから、公平性の観点からということで、今のところは未定と、転出超過が続くような事態になればまた復活の可能性ありと、こういう3月の答弁から半年たって、ちょっとそういう形に部局の中では検討した答えなんですね。そういうことでいいんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、議員からご指摘ございましたとおり、7つの施策の3年間の総利用数というのは1,790件で、うち430件の転入者の利用があったということで、一定の効果を上げることができたというふうに考えてございます。ただ、その費用といたしまして、単純計算ですけれども、この3年間で1億100万円程度の予算、これを要しているというそういった現状もございます。

ただ、逆に新しく430の方が住民になられているということで、住民税であったり、またその方が3年ないし5年後に固定資産税が課税されるといったことを加味しますと、今から5年後に全て住民になって税金が入ってくるという状況になりますが、25年度からの8年間の合計ですと逆にプラス3億2,000万円余の効果が上がってくるということで、一定の効果があるということは確認してございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）周りの状況を教えてほしいんですけど、この3年間、こういうよそに先駆けてやったこと、それをまねしてというか、熊取町を参考にして近隣の市町村でこういう制度を導入したところはあるんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）本町で行いました施策で最も特徴的なもの、近隣の市町村では行っていない施策としましては、冒頭申し上げました新築住宅の固定資産税の課税免除といったところでございます。

こちらの施策につきましては、まだ岸和田市以南でこれを開始するために事前調査を始めているという団体、これは貝塚市でございますが、その情報は入っておりますけれども、まだ実際に開始したという団体の確認はとってございません。

あと、中古住宅取得費補助であったりとかといったこのような施策につきましては、これは他の市町村も開始しているといった、そういった現状でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）27年度でやめたということは、例えば中古住宅に関しては熊取町はメニューがなくなって、そこを開始した市はあるということですよ。

（「はい」の声あり）

1番（文野慎治君）これは現実の話ですよ。

そこで私は、こういう制度を導入した限りは、これは熊取町の、その時点で政策的な判断をして、何としても人口減をとめるためにそういった状況の中で踏み込んだ施策というのは、やはり継続すべきやというふうに思ったんです。3月の時点でなぜ言ったかといえば、それを決めた町政から新たな町政が生まれ変わったのであるから、休憩前の1番目でも言いましたけれども、町長公約、エアコンの話をしましたけれども、やはり熊取町の現状、所信表明でも言われたように人口減ということが大きな問題で、高齢化社会になって人が減ると同時に税収も減ってくるんだと、だから、まず熊取町としては熊取町を選んでもらって住んでもらう人をふやさないかんのなことなんです。それを引き継いだメニューの中で、これとこれがあるという状況の中で、いや、この部分については3年度で終わるから1回検証するんですわということで、町長へのそういう勉強会のときに、予算の説明のときにそういうふうな形をやって、町長もそれをうんと言うたから3月議会ですういふ形で出てきたと思うんやけれども、何でそれをやめるんですかという意味合いの中で、3月議会の中で物申させていただいたんですよ。

今いみじくもあったように、例えば泉佐野市は中古住宅のことを始めていますよ。もう一つプラス、これは熊取町でも言えることなのですが、空き家が非常にふえていますよね。空き家バンクを創設すると同時に空き家情報を市に登録してもらいますよね。市の空き家バンクの情報で、そこを契約したら中古住宅の取得の部分について補助をしますというふうな、熊取町では宿題の部分もプラス、そしてやめた施策もして、プラスそういうふうな形で、後発のところについては知恵を絞ってやってきているんですよ。だから、そういう面からすると、いまだに思うんです。3月に議論しましたけれども、どうして3年限りやからというてやめたんかなというふうにも今でも思っています。

立派なこういう冊子をつくられましたよね。本当によくできた冊子やと思います。そういうプロの目から見てもぱっと目につくし、本当に役所が考えたのと違って、どこかに頼んでいいものをつくってもらった。例えば「ほほえみ子育て熊取町!」、ネットにも出ています。「住むなら熊取」の一番裏面、3つがなくなったんです。それで「ほほえみ子育て熊取町!」の真ん中の期間限定があるんです。町内にも大きなのを張っていますよ。そやけど期間限定があるんですよ。僕は、それはやはり普通の感覚であればおかしいなというふうにも、今質問しながらでも余計まだ思っています。

熊取町のホームページの中で、本当に子育て支援だとか定住促進策というようなことを一つの項目の中で挙げています。その中で、大阪府内における定住促進策ということで、これも引っ張り出せるようになっています。これは何かということをご紹介すると、平成25年度市町村課研修生卒業研究報告書で、大阪府内における定住促進策についてということで、すごく読んだら立派な、15ページにわたって研修生の方がまとめているんです。この中で、大阪府下の特に3つの自治体を褒めてくれているんです。そのうちの1つが熊取町なんです。書き出しのところに本当にいいことを書いていて、「これまでは行政サービスに大きな差はなく『住民は役所を選べない』と言われていたが、これからは自団体の強みを活かし、他団体との行政サービスの差異をアピールすることで、『住民に役所を選んでもらう』時代となるのではないだろうか。そういった時期を見据え、いかにして住民を定住させるのか、いかにして外から人を呼び込むのかといった、『定住促進策』に力を入れる自治体が増えてきている」。これが「はじめに」というところにあって、そして箕面市と高槻市、いずれも北摂のほうです。それと熊取町が特にこのレポートの中で褒められているんです。

熊取町は、今までの2市とは異なり、箕面市とか高槻市に比べて大阪府の南部、泉州地域にあって、平成22年国勢調査では人口が前回調査より1.27%の増加となるなど、府内の町の中では最も人口が多いまちである。JR阪和線が走り、熊取駅には快速が停車するなど交通の便がよい。大阪みどりの100選や中家住宅など豊かな自然環境や歴史的財産等も有し、また町内には3つの大学と京都大学原子炉実験所等があり、府内でも有数の学園文化都市としての側面もあわせ持つ。そこに、「子どもが笑顔で働くまち 住むなら熊取」のキャッチフレーズのもと、今言ったような施策のパamフレットが大々的にアピールされていて、それも、「町の特徴的な子育てや教育施策などをコンパクトに取りまとめたPRパンフレットを作成し、住宅展示場をはじめ、民間事業者などに広く配布の協力要請を行っており、また住民にもPRを担っていただくべく、パンフレットの全戸配布も行っている、転入を促すための積極的な営業活動を展開している」。営業ですよ。自治体間競争に勝たないかんから、まさに行政マンの皆様方が営業として熊取町を選んでくださいということでの商品がこのパンフレットに書かれているものなんです。

しかし、熊取町は、例えば学校であれば本当に昔から給食もやっているしとかいうことが売りだった。医療費については中学生までと書いてある。ところが、このパンフレットができた後でも、田尻町が高校までとか、もうそういうところが3つほど出てきている。ですから本当に競争なんですよ。なのに、検証という意味で、現実ふえてきている、みんなどのメニューで敏感に熊取町を選ぼうというのはそれぞれ千差万別でやと思いますけれども、こういう示されたメニューの中の1つ

あるいは2つ、こういう施政、そういうことを気に入って入ってきてはと思うんです。

別に転入だけではなくて、例えば収入の面でもふるさとの応援基金というのはふえていますよね。そういった施政を一生懸命やっている、そういうことを応援しようというような方も全国にはいらっしやると思うんです。

ですから、そういうことからすると、せっかく踏み込んだ施策、そしてせっかくつくったポスター、ですから、もう期間限定と書いてしまったと言うんやったら、ポスターのここに28年も継続というシールを張ったらええんですよ。3年と決まっていたからやめなしゃあないんじゃないかと、ですから藤原町長も、今までの状況の中で変わったんやからそういう英断を下してほしかったなということを、今さら言うても仕方ないですが、そういう意味では本当に、先ほどあったように、転出が大幅にふえてきたようなときには復活させますと違って、ぜひとも英断を下してほしいと思います。どうですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）いろいろとご提案いただきました。先ほど文野議員のほうからご紹介いただきましたが市町村課の研修生、これは「自治大阪」に掲載されましたが、こちらの研修生が本町のほうにヒアリングに来られまして、箕面市と高槻市と熊取町、この3つが大阪府内で転入促進策をいち早く手がけられて着実に進めているということでご掲載をいただきまして、この件につきましては多くの方がごらんになられまして、他の市町村の方もうちのほうに確認に来られるといった、そういったところで、まずは平成25年、スタートとしてはいい滑り出しをしたのかなというふうに考えておりました。

その中で、先ほど議員のほうから空き家バンク、泉佐野市がうちの中古住宅に合わせるような、プラスアルファの効果として空き家バンクの取り組みということでございましたけれども、これは昨年の12月議会の浦川議員の答弁等々でも申し上げさせていただきましたが、本町の空き家率、これは国の空き家率13.5に対して2分の1の7%ということで、実質空き家率も3.7ということで、近隣自治体と比較しても最も低い数値ということになってございます。

また、近隣で導入しておりますご紹介のありました泉佐野市、また岬町、こちらのほうなんです、うちもその経過というのを、浦川議員とのお約束もありましたのでその動向というのはしっかりと見きわめておりますが、やはり実績がほとんど上がっていないといったそのような点もございますので、総合的に勘案して転入促進策、新たな促進策として行政が空き家のあっせんを行うという予定、これは今、現時点のところは持っていないといった、そういったところもございます。

本町の基本的な考え方なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、自治法で規定されております補助金の性質上、補助金は団体等への公的な活動に対して行うもの、これが基本でございまして、特に個人の今後の資産形成につながる補助金については慎重に取り扱う必要があるというふうに考えてございます。とりわけ税金ということになりますと、昔から熊取町に住み続けていただいている方との公平性の観点からも、3年間の期間限定、これはインパクトをもたらすためのキャンペーン的に実施した施策になるんですけれども、これが古くからお住まいの住民にもご理解いただけるものではないかなというふうに考えるところでございます。

そのあたりをご理解いただいた上で、残りまして4つの施策全てがなくなったわけではございません。継続した4つのインセンティブ、これをまず基本といたしまして、本町を選んでいただける大きな理由、これは、不動産業者にも確認させていただきますと、最終的に大きな買い物をすることで、やはり不動産価格であったりとか、それから交通の便であったりとか買い物であったり、そして教育、子育て環境、またその後、親から近いかどうかといった、そういったことも確認させていただいております。そういったことで、本町としては、過去から着実に積み重ねてきました充実した子育て・教育施策を中心に、しっかりとした安心・安全なまちづくり施策、また自治会や大学などとのしっかりとした連携のとれた協働のまちづくり、これらを中心として、今ある既存の施策、またこれからプラスアルファで進めていく施策、それらでもってしっかりと、他市町村に負

けない、そういったところで勝負していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）2番のほうの答弁も含んでいると考えていいんですか。

（「そうですね、ちょっと入りました」の声あり）

1番（文野慎治君）わかりました。新たな定住促進策ね。

立ちどころが、やっぱり補助をしていくためには補助金、国からその裏づけがあるかとかいうようなことをかなり意識づけされていると思うんですけど、しかし、熊取町がどんどん、もっと我々も視察等で、本当に自治体としてぎりぎりになってきているところがどうだろうかとか、そういったところを続けて見に行っているんです。そういったところやったら、それこそ、よそから人が来てくれな何もできない、さっきの国保の話ではないけれども、みんなで協力し合って、防災も含めて、そんなことができないんやという部分が非常にありますよ。だから、自分たちが、そこが村だとしたら村の税金を払っているけれども、それを新たに都会から若い子が来て空き家を提供してそこに住むんやったら税金を使うてくれたらええでというような形、そこまでいくとそうなると思うんですけども、熊取町はいかんせん、まだ市にはなれない、中途半端な部分でね。しかし着実に、これは全国の中で漏れなく熊取町は人口減少するんですよ。財政的にもしんどくなるんです。だから、熊取町は子育ての世代の人に特化して、何とか来てもらおう、そして3年限定の中では40歳というふうな形の働き盛りの人、やっぱり役所の考えやから年度年度が実はあるんですけども、民間の人は、自分が何年後かに結婚しようとかそういうふうなライフサイクルを考えたときに、別に3月31日までに熊取で家を買わんとこれないでというんじゃないんです。

だから、たまたま人数はそれだけの結果が出ているけれども、もっとこれ、28年も続けておったら4月、5月でもっとふえていたかもわからへん、こういう発想は民間だとあると思うんですよ。一つの商品としてお金をかけてパンフレットをつくったんやから、そういった形。それと、やはりこういうときになったら古くから熊取町で住んでいる人との公平性とかいうような言葉が出るけれども、それは、やはりまちににぎわい、まちに子どもたちの笑顔、そういうような人があふれるような形で活気ある町政をつくっていくという、議員も皆さん方もそういう腹を持って税金を託していただいて、そういう使い方しているんですよという姿を見せていって透明性を持ってやっておれば、これは理解していただけるんじゃないかなと私は思っているし、そういう形で熊取町もあるべきだと、このように思っています。

ですから、熊取町のホームページの中で今後の展望ということで書かれています。これはシティープロモーションをつくるという話の文章なんやけれど、「『美味しいチョコレート（施策）を用意しても、包装パッケージ（広報PR活動）が見栄え良くなければ、おいしく見えない（良い施策が伝わらない。）』この事は、民間企業なら、最優先に考えることです。本町もまず、熊取町を知って頂き、更に本町の魅力を知って頂くことが必要との考えのもと、PR実行部隊として、平成26年4月にシティープロモーション推進課を創設しました」。これは別にこれを創設する言葉だけではなくて、熊取町に来てください、熊取町をPRすることに全てこの文面はかかってきて、正解やと思うんです。せつかく商品の棚においしい、見ばえのええ包装をしたチョコレートを並べたんやけれど、年度が来ましたから引き揚げます、次いつ販売かわかりませんというふうな形は、もうぼつぼつ手を出そうかと思っていた人にとっては、もうなくなったら熊取町はやめようというようなことになるんじゃないかなという危惧があります。これは、数字としてはわかりません。

ですから、やはり一つの施策として、皆さん方も熊取町の施策を上げて予算を決めて、各部長の中で、また町長の決裁をもらってそういう施策をやっていく、その道筋は大変だと思います。その道筋の中で、やっぱりこれでなければ自分の部署として、熊取町に人を呼ぶ部署としてこれを自信を持ってやりますという限りにおいて、今後できるだけ、年度で切るとかそんな形、仮にとにかくその施策をねじ込むために年度で切りましょうということを行うたとしても、担当者としたらまた

その年度が切れるときに延長しましょうというぐらいの腹を持った施策を、自信を持って庁内の中でそれが主流派になるように、ほかの部局の方にも納得していただくように、町長にも納得してもらうように、そういう形をやってほしいし、逆に町長は、人をやっぱり減らしたらだめなんや、将来の熊取町のために減らしたらだめなんやから、何が何でも歯を食いしばってでもこういう施策は続けえとか、これをもっとメニューを棚に陳列せえとか、そういう町長も我を出していただいて、陳列をするのに、商品開発にもっと自分の気持ちを出していただけたらなど、このように思っております。これは要望です。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ありがとうございます。

ただいまの文野議員からの最後のご意見なんですけれども、応援意見ということで理解させていただきまして、今後につきましても、基本、固定資産税等々の復活につきましては、答弁いたしましたとおり、やはり即復活、では来年復活ということはちょっと今、現時点では想定できません。ただ、また本当に他市町村に対してのインパクトをもたらすという時期が本町にも必要なタイミングが来たということになりましたら、この3つの施策にこだわらず、またそのとき、その時代に合ったインパクトのある施策というのがあるかもしれません。そういった施策をまた議員の皆様からもしっかりとご提案いただきまして、我々ももういろいろと全国津々浦々アンテナを立てているつもりでございますが、また議員の皆様からも何か斬新なアイデアがありますれば企画部のほうまでお越しいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（重光俊則君）以上で、文野議員の質問を終わります。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、議長のお許しを賜りましたので、通告に従い質問させていただきます。

私の本日の質問といたしましては、くまもり創生戦略について伺いたいと思っております。

本町の地方創生の方向性として、自然と共生しながら地域コミュニティや大学との協働により、子ども、学生から高齢者まで多世代が交流しながら互いに支え合える熊取町ならではの人のよさを生かし、人口減少・少子高齢化が進展する中、将来にわたり活力ある地域社会を維持するため、熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、魅力ある選ばれ続けるまちづくり、子育て世代に希望を与えるまちづくり、活力あふれるまちづくり、この3つの基本目標が設定されました。そして、この基本目標に沿って平成27年度を初年度とする今後5年間の具体的な事業詳細が組み立てられています。

本日は、まちづくりの計画がしっかりと進んでいるのか、また目標に対してどこまで進んでいるのかを示したKPIにつきましても、重要業績評価指標につきましても事業の評価方法について伺いたいと思います。

それでは、1点目の事業の評価方法について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、1点目の事業の評価方法につきまして答弁いたします。

くまもり創生戦略における各施策の重要業績評価指標、いわゆるKPIにつきましては、当該施策の成果または結果に関する指標であり、施策ごとの進捗状況を検証するために、国から示された地方版総合戦略策定のための手引きに基づき設定したものでございます。そして、当該KPIに基づき、各年度の実績値を客観的に把握することにより、各事業を評価するものでございます。

なお、27年度においては、各事業担当課において実績値を把握した上で3段階の自己評価を行うとともに、KPI達成に向けた課題及び今後の方向性を検討することで、事業の評価及び改善に向けた検討を行ったところでございます。

今後におきましても、K P Iに基づき、実施した施策、事業の効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うといういわゆるP D C Aサイクルを確立し、本町の地方創生を実現してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

これ、各事業の評価というのは自己評価であると。A、B、Cの3段階に分かれているかと思うんですけども、これは、自己評価にする理由というのは時間的な、いわゆる労力的なものなんでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）時間的と申しますか、やはり実施しています事業原課がその進捗状況というのを一番把握している組織やというふうに認識してございますので、まずは事業原課の自己評価、A、B、Cの3段階評価ということで設定させていただいております。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）総体的に見てAとBがほとんどで、Cというのが1つだけあったわけでありましてけれども、AかBしかないという中で状況が非常にわかりにくいというのがまず率直な意見なんです。仮にこれが主観的でない、いわゆる客観的に見てどうかというところが非常に私としては甘いのかなと思います。これもっと、例えばK P Iについての課題についても特段課題がないというようなことも非常に各事業で出ていますので、もうちょっと厳しいチェックというものが必要なのではないかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの評価でございますけれども、6月に開催いたしましたまち・ひと・しごと創生推進会議、こちらのほうで27年度実績値調査票に基づきまして評価、いわゆるチェックをしていただいたところでございます。まち・ひと・しごと創生推進会議の意見としましては、目標値が簡単に達成されましてその設定値自体が低いのではといった、そういったご意見をいただいております。また、課題なしというそういった表記方法、これは余り適切な表現ではないんじゃないかという、そういったご意見もいただいております。そういったことを踏まえまして、来年度はそのあたり、しっかりと改善してまいりたいということで委員会のほうでも答弁させていただいて、来年対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）熊取創生推進会議ですか、私もオブザーバーとして何度か参加させていただいて、この6月にあった創生会議の議事録なんか公開されていましてので拝見しました。やはり、おっしゃるように意見としては、K P Iの目標値の見直しであったりとか、自己評価という部分で甘いのではないかと、そういったどちらかという改善を要望する内容が非常に多かったと思うんです。私のほうも、K P Iの実績調査票を見させていただいた中で非常に、そもそもK P Iというのは目標に向かったものに対して進捗確認をしていく作業、指標になるかと思うんですけども、それが非常に客観的に見てわかりにくいというか、なぜこの事業自体を進めないといけないのかであったりとか、それを達成することによってどんな効果があるのかというのが非常にわかりにくいと思うんです。今回わかりにくかったんで、あえて一般質問という貴重な時間をいただいて幾つか気になっている項目を質問させていただくんですけども、今後改善ということをするのであれば、ぜひともなぜその事業を進めないといけないのかといったような目標をもうちょっときちっと、ここがゴールなんだと、そのゴールに向かって平成28年度はここまで進んだといったような進捗がもっとしっかりとわかるような資料というか、記載の方法を工夫していただきたい。

あと、評価がA、B、Cしかなくて、ほとんどがAかBかなわけですよ。これ、A、Bでないといけないものなのか、例えば、数値目標というか、達成度何%というような数字であらわすことというのは不可能なんでしょうか。



議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、2点いただいたかと思うんですけども、最後のほうの数値化でございますが、A、B、C評価につきましては、いわゆる大学等々であります優良可という、この3段階評価と考えていただければ結構かなと思います。そういったことで、全38KPIを設定させていただいておりますが、優に当たるAが22項目、良に当たるBが15項目、可もしくは不可というのが1項目であったと、そういった結果でございます。

こちらの指標、来年度に向けてのデジタル化、例えば、デジタル化というよりは5段階評価というやり方も一定考えられようかと思えます。ただ、5段階評価にしますと、よくこれは本町の勤務評定制度でも行っておるんですけども、5と1というのはもうほとんど出てこない数字、よほどじゃないと出てこない数字ということで、なかなかデジタル化するのが原課自身も難しくなるのかなというところで、言ってみましたら5と1を削った4、3、2といった、そういった形で設定させていただいているわけなんです。デジタル化につきましては、きょう議員からもご意見いただきましたので、また検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、KPIの目標でございます。議員も多分ご理解いただいているかと思うんですけども、今般、KPI、こちらのほうは38事務事業を設定させていただいたんです。その中でも多数ある事務のうちから、より効果的な事務事業の中からKPIを選定したものでありまして、このKPIだけを達成すれば本町の地方創生、人口ビジョンの目標値を達成できるというような、そういった認識は持ってございません。ですので、設定しました38のKPIの達成はもとより、そのほかに隠れています全ての事務事業、これらをしっかりと行うことで本町の地方創生、平成52年度での人口4万2,000人の達成につながっていくものというふうに考えておりますので、これはあくまでも、よりその中でも有効的なKPIを設定したという、そういったご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

改善に当たって、先ほど例えば5段階評価という部分でいくと、今回で言うと5が非常に多くて、その5のある事業に関しては特段の課題がないというようなことになってしまうと思うんです。いわゆるAが非常に多かった。そのAを獲得した事業部に関しては次年度以降の課題について特段の課題がないというようなことになってしまうと思うんで、仮にこれが5段階評価であれば、4が非常に多くて、5に上がるためにはどういうことが必要だったのかといったような検証の効果とかというところにもつながってくると思います。事業部にとってもわかりやすく、我々議員が、もちろん住民も含めてですけども、見てもわかりやすい、さらに住民10人ぐらいですか、熊取創生推進会議で構成される住民の人たちから見ても、ゴールに向かって今27年度はここまで進んだんだなといったような、非常に進捗がわかりやすいようなKPIの作成の仕方というか見せ方というか、資料をぜひとも改善に向かってお願いしたいと思います。

それでは、総論についての質問は以上になります。

続いて、各論です。その中の詳細について一つ一つお伺いしたいと思います。

まず、第1点目のシティプロモーション事業についての答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、企画部から1点目のシティプロモーション事業につきまして、3つのKPIを設定してございますので、それぞれの評価、課題について答弁申し上げます。

まず、1つ目のKPIは、転入定住促進特設サイトへのアクセス数でございます。こちらにつきましては、平成26年度末に新たなサイト「ほほえみ子育て熊取町！」を開設し、そのアクセス数をKPIとして設定しており、平成27年度実績は目標値3,100件を上回るアクセス数3,155件となっているため、自己評価をAとしております。課題につきましては特段なしとしておりますが、引き続き、本町への誘引につながる積極的な情報発信に努めるとともに、フェイスブックなどのSNSを

活用した子育て世代向けの効果的な方策を検討し、さらなる本町の魅力を町内外に幅広く発信してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のK P Iである25歳から39歳までの転入者数でございますが、平成26年度実績586名に対しまして平成27年度実績は568名と若干減少しておりますが、ほぼ現状を維持している状態から自己評価をBとしております。

課題につきましては、人口減少が進む中で、活力ある地域社会を維持する上で重要な子育て世代の転出者数を抑制しながら、この年齢層を維持していくための新たな方策を検討する必要があるものと認識しておりまして、1点目と同様、これまで着実に積み上げてきた他市町よりすぐれた本町の特徴や魅力を効果的かつ着実にプロモーションし、子育て世代の転入・定住促進につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目のK P Iである町内大学学生の住民票登録者率でございます。平成26年度21%に対しまして平成27年度は17%と減少しておりますが、平成27年度の調査時点が6月であり、本町の大学に転入した新入生が転入手続をまだ行っていないといった調査時点のずれにより一時的に減少したものと分析しており、自己評価をBとしたものでございます。

課題につきましては、町内大学学生が住民票登録の動機づけにつながるような方策を検討する必要があると考えており、選挙権の18歳といった住民票異動機会の告知とともに、今般の地方創生加速化交付金を活用した若年層向け情報誌及び本町P R動画を作成し活用することで、本町への愛町心を醸成し、住民票登録や将来の居住先の動機づけにつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。3点目の地方創生加速化交付金については後ほど詳しくお伺いしたいと思うんですが、1点目、2点目というのは、いわゆる専門的に25歳から39歳までの転入者をふやすための取り組みかと思います。つかんでいたら結構なんですけれども、25年から27年度における3カ年の25歳から39歳までの転入者数、それから転出者数について、人数を把握されていたら教えていただいてもいいでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、25歳から39歳までの転入者数の過去3年間でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

企画部理事（明松大介君）過去3年間の内訳、データがございますので答弁申し上げます。

まず、25年度から申し上げますと、25年度の転入者は508名、転出者は575名、67名の転出超過でございます。26年度の転入者は586名、転出者は639名、53名の転出超過でございます。27年度の転入者は568名、転出者は639名、71名の転出超過でございます。したがって、過去3年間のトータルといたしましては、転入者が1,662名に対しまして転出者は1,853名、191名の転出超過、こちらが25歳から39歳の転入・転出者の過去3年間の実績でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。3年間トータルとしても、転入が1,662名、転出が1,853名ですので約200人近い方が転入よりも転出のほうが多いと、出ていっている方のほうが多いということをお伺いしました。

先ほど文野議員からも転入・定住促進に関しては詳しく議論があったかと思うんです。近隣他市と比べても、これだけ200人近い人数が出ていっているんですけれども、まだ、先ほど高槻市とか箕面市とかに代表されるような、熊取町もその中に、非常に魅力あるまちだというふうに言えるのは、シティプロモーション課が設置されて専門的にいろいろと営業に取り組まれている成果が出ているかと思うんです。それでいても200人近くやっぱり出ていってしまう方のほうが多いということが今、実態として出ているわけです。

私も転入・定住促進に関しては、先ほど理事のほうからもお話がありましたけれども、昨年12月

議会で問題提起させていただいています。これは、出ていく若い人が多いというのは、町税の減収にかかわるということだけではなくて、やっぱりまちに活力がなくなってくると思うんです。私、先ほど活力あふれるまちづくり、町の3つの基本方針の話も触れましたけれども、税収面だけじゃなくて、そうやってまちに元気がなくなってくるということが非常に大きな問題だと。数字の部分は非常によくわかりやすいというか、先ほどの新築住宅の話もしますと、出ていっている分がこれだけでマイナスだという非常にわかりやすい数値かと思うんですけれども、活力というのは、やっぱり目に見えないところでどンドンと、気がついたら熊取町はまちに元気がなくなってきたなということにもつながってくるのかなというふうに思いますので、何としても転出者を減らすような取り組みというのをさせていただかないといけないわけになります。

私のほうからも、先ほど文野議員から非常に強い要望があったかと思うんですけれども、新築住宅の固定資産税の減免等、せっかく効果があらわれていたのにそれをもうなくしてしまうというのは非常にもったいない。どこの自治体も人をたくさん、効果ある転入・定住促進をしたくていろいろ試してみるけれど余り効果が出ていないにもかかわらず、熊取町は皆さん方のおかげで非常に大きな成果があったと。それをみすみす手放してしまうというのは非常にもったいないと思いますので、ぜひとも早期の再開の実現をお願いしたいと思います。

同じように、12月議会で転入・定住促進で近居・同居支援の導入についても導入の検討をお願いさせていただいたんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）3世代同居・近居支援施策でございますけれども、若年世代の転入促進効果、これに加えまして高齢者の安全・安心や世代間交流といった、そういった複数の効果がある施策であるということは認識してございます。そういったことから、直接的ではございませんけれども、7つのインセンティブのうち同居・近居につながる施策であります住宅リフォーム補助、こちらのほうは継続させていただいたところでございます。

また、国の27年度補正予算、こちらに1億総活躍への緊急対策といたしまして3世代同居・近居の推進として161億円計上されまして、こちらにつきましては、行政を通しての補助というのではなくて、3世代用にリフォームされた住宅メーカーから補助を受けるといった、そういったタイプの補助でございます。一定、国のほうで対応されているという点もございまして、現時点、町単独で補助する予定というのはございませんが、また先ほどの空き家バンクと同様、引き続きしっかりと動向については注視してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。住宅メーカーが非常にそういったところで力を入れていただけたらいいんですけれども、行政としても今後の検証課題になるかと思うんですが、しっかりとですね。

というのは、本町はやっぱり持ち家率が高いといったような話も前々回ぐらいに議論させていただいたんですけれども、持ち家率が高いという、これは本町ならではの優位性だと思うんです。親元に戻ってくるという若い30代、40代も非常に多いと思います。そんな中で、先ほど理事の中でも本町の空き家率、実質空き家が3.7%、非常に全国的に空き家がふえていく中で、本町は逆に空き家がちょっと僕個人的には少ない。いわゆる賃貸で熊取町に住みたいなと思っている若い30代、40代の人たちが、いろんな政策メニューがあって熊取町に魅力はあるけれども、その受け皿がないのであればなかなか住んでもらえないというか、実際に3,000万円、4,000万円の住宅ローンを抱えてこれから新築していくという、もうがつつり熊取町に住もうという本腰の人しか、どちらかという今、受け入れ態勢がないのかなと。なので、そういった意味でも、限られた貴重な空き家を外から見たときに、熊取町にはこれだけの空き家があって、そこにいろんなメニューが熊取町として用意できれば、より転入の促進にもつながってくるかと思えます。

これに関しては、また後日、府営住宅の部分も熊取町の賃貸としてどうかというようなお話も出しておられた議員もいらっしゃいますので、そういったところともあわせて、熊取町の受け皿をどういうふうにふやしていくのかということについてやっていきたいなというふうに思っています。ぜひとも、空き家バンク同様、近居・同居支援についても今後とも引き続き検証していただきたいと思えます。

では、2つ目の事業、町内大学連絡会運営事業について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、2点目、町内大学連絡会運営事業についてご答弁申し上げます。

町内大学連絡会は、町内にある京都大学原子炉実験所、大阪観光大学、関西医療大学、大阪体育大学と町との協調関係を築き、一層の文化振興を図るための情報交換を行うことを目的とし、平成2年に設置要綱を制定し、現在に至っているものでございます。この連絡会は、定例会として年に2回の開催を行っているほか、所長、学長、町長というトップによる懇談会を年に1回開催しております。また、大学側、町側ともに、担当者レベルの職員が集い、大学などの研究、地域における取り組みなど、気軽な話を通じて相互に交流できるきっかけとなるよう、きっかけづくり交流会を年に1回開催しているところでございます。

KPIの数値としております連携事業数につきましては、平成27年度の実績として86事業を報告させていただいており、1年2事業の増加の目標を達しているため、自己評価Aとしております。これは、京都大学原子炉実験所、大阪観光大学、関西医療大学、大阪体育大学それぞれと町との間における事業連携、委員への就任、イベントへの参加協力など、多くの分野にわたる事業の総合計の数値となっております。

今後も、3大学1研究所が町内に所在するという本町の大きな特色を生かし、よりよいまちづくりにつなげるべく、町内大学連絡会を運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

先日情報提供のあった第1回熊取町内大学連絡会資料、これを拝見させていただいたんですけれども、非常にわかりやすいなというふうに思いまして、学園文化都市ということを目指している熊取町が事業一覧としてずっと載っていたのを拝見させていただいたんです。前回私は6月議会で、教育のまち熊取を全国的にPRするための発信として、各それぞれの大学、それから事業者、住民等と連携して、煉瓦館の1棟貸しなんかで大きなイベントをやったらどうかというような提案もさせていただいたんですけれども、町内大学連絡会運営事業、これの最終的なゴールというのはどこにあるんですか。今、各大学が点と点でそれぞれ皆さん頑張っている事業をやられていると思うんですけれども、最終的なゴールというのはどこにあるんでしょう。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）まず、町内大学連絡会につきましては、各大学がそれぞれ町との情報交換を行い、それぞれ何が連携できるかというところを中心に議論させていただいています。最終的な目標というのは、大きなお話になりますが、やっぱり協働という大きな核になる事業になりますので、最終的には熊取町のよりよい、住みよいまちづくりを目指すということが目標になろうかと考えております。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）何ができるかというところを皆さんで模索していく中で、それぞれ各大学でやられるということももちろん重要なんですけれども、ぜひとも横のつながりというか、せっかく町内に3つの大学、1つの研究機関ということでもありますので、その辺が他市から見てもわかるような大きな取り組みというものをぜひとも目指していただきたいなというふうに思います。

これは後ほどの話とも連携してくるんですけれども、やっぱり大学だけではなくて、NPO法人

であったりとか市民団体であったり、もしくは学生、いろんな世代もしくは団体があるわけで、そういった人たちが連携できるような、一堂に集まってワークショップを組んでいけるような、そういった取り組みというのもこれからますます重要なと私自身は思っていますので、そういったことができるのかできないのかということも踏まえて、今後、連絡運営事業については議題の一つに挙げていただけたらと思います。これは要望で、すみません、お願いしたいと思います。

では、3つ目の事業、住民提案協働事業について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、3点目、住民提案協働事業についてご答弁申し上げます。

住民提案協働事業制度は、協働の取り組みに係る基本的な指針として、平成22年に熊取町協働憲章、具体的な協働事業を進めていく仕組みである住民提案協働事業制度を定め、運用しているところでございます。協働事業の提案を協働推進委員会において、提案された事業について公益性や具体性、実行性などの観点から審査を行い、結果を町に提言することとなっており、町はその提言を尊重した上で協働事業を決定いたします。

K P I の数値としております住民提案協働事業実施件数につきましては、平成27年度の実績として3件で、住民提案型が2件、行政提案型が1件の内訳となっており、自己評価はCとなっております。

今後の課題としましては、行政提案型事業の件数の増加に加え、提案者となるN P Oや各種団体を含む住民の方々への制度周知、P Rを広く行う必要があるものと考えているところでございます。このことにつきましては、毎年、職員に対する協働の研修のほか、住民活動団体に向けた意見交換会を兼ねた研修を実施しているところでございます。

加えて、住民提案協働事業制度は、協働のまちづくりを進めていくための一つのツールであると考えており、協働を進めていく上で最も重要なことは、町の業務全般において協働の理念を念頭に置きつつ、住民の方々と町が力を合わせて取り組んでいくことであると考えております。

平成27年度実績における協働事業といたしましては、N P Oや住民活動団体、大学との連携や業務委託は147件の実績がございます。

今後も、住民提案協働事業数の増加を目指すことはもとより、幅広く住民との協働に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）K P I の実績等調査票、各事業において唯一C評価というところで、非常に件数が少ないという部分では全くそのとおりだなと思っています。

これ、26年度の決算委員会でも私、協働事業について触れて、私自身もこれに応募したことがありますのでずっと引き続き見ているんですけども、やっぱりうまく機能していないという部分が非常に大きいと思うんです。住民提案協働事業に関しては、あさって坂上昌史議員から詳しく通告させていただいているので、詳しく多分そこで議論があるかと思うんですけども、私のほうから1点だけ提案させていただきたいなと思うんです。

先月、会派視察として富山県南砺市に我々未来の会派と熊愛の会、議員5人で視察させていただきました。南砺市というのは人口約5万5,000人ぐらいで、人数的には本町とそれほど大きな違いはないんですけども、ここも同じように住民提案協働事業というのをやられていまして、住民とのまちづくりというのに非常に力を入れておられる自治体なんです。そこで住民提案事業の件数というのが非常に多かったんです。その多い内訳として、自治会からの提案事業というのも南砺市では採択されていまして、当然そこに補助金をつけているんです。

我々、議会報告会なんかで行くと、当然、各地区の区長や住民からいろんな要望が上がります。それぞれ、地区の直してほしい、自分たちの地区がより住みやすいような、防災の面であったり防犯の面であったり、ごみ処理の問題であったりにぎわいの問題であったり、いろいろ要望、提案と

いうのを受けるんです。提案協働事業の中に自治会枠というのを、枠というのをつけるかつかないかはまた別としましても、その提案の中に自治会からのそういった提案、自分たちのまちをよくするための提案というか、そういうのを同じように通常の住民団体提案の中の選考基準の中に入れてもいいかと思うんです。自治会の中の提案というの、一度受け入れる体制というのを検証してみてもいいかなというふうに思うんです。

我々議員としても、要望をいろいろ議会報告会が終わるたびに聞いて、担当課の部長、課長に来ていただいて、これはできる、これはできない、いろいろ話をさせていただくんですけども、やっぱりその地区に住む住民の方が何よりもその地区に対しての思い入れというのがあると思うんで、さらに言うと、非常に我々が気がつかないようなところを提案していただいたりもするんで、その辺の自治会からの提案というのを一度選考の中の基準としても入れていただけたらどうかなと。

先ほどもふるさと納税の話がちょっと出ましたけれども、やっぱりそういった自分たちのまちをよりよくしていこうというような取り組みをしていくことによって熊取町を応援したいなといったような人も出てくるかと思えますし、財源も今ここから出ているんですよ、一括提案された30万円とかというのは。なのでその辺は、今たくさんふるさと応援基金というような形で集まっていますので、一度自治会からの提案というのを受け入れてみて、南砺市と同様じゃなくても参考にしていただいて、そのまち自体がどんどんよくなっていくような取り組みというのをされてみてはどうかなと思います。これは要望で上げさせていただきたいと思います。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）貴重なご意見ありがとうございます。

南砺市のほうは、ちょっと資料も見させていただいております。地域特性といたしまして、やはり非常に広大で、本町と環境という面では大きく違うところはあるのかなと。その中で、自治会の方々のみずからしていくという意識も強いというところは非常に感じているところです。

本町の協働を進めていく中で最大のパートナーは自治会であるということは私どもも認識しております。そういうところから提案を受けるといのは非常にありがたく思っております。制度として立ち上げて5年たっているわけですけども、新たに自治会枠を設けるべきかどうかというのは今後の課題といたしまして、自治会からの提案というのは非常にありがたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。ぜひとも前向きに検討していただけたらなと思います。

次に、4点目の地域活性化事業について答弁をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、企画部のほうより4点目の地域活性化事業のKPIであります観光案内所利用者数について答弁申し上げます。

こちらは、駅下にぎわい館の土曜日、日曜日、祝日の館内利用者数を積算したものでございます。平成26年度実績は6,768人に対しまして、平成27年度実績は7,343人と順調に増加しており、自己評価をAとしてございます。

課題につきましては、案内業務の質を高めるため、駅下にぎわい館スタッフのホスピタリティーマナーのさらなる向上と、インバウンドに対応すべく多言語化の対応などが必要であるものと考えており、今後、外国人観光客にも利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）昨年実績よりも約500人ですか、ふえたというようなことで、A評価ということで、これ、ふえた理由というのは何が原因なんでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）基本的に、こちらは集計をとってございますが、ここの利用者数の中で最も数が多いと申しますが、待合機能というのを非常に多くご利用いただいているという実績が出てございます。

昨年なんですけれども、7,343のうち5,863というのが待合利用ということで、どちらかといえば電車の時間、バスの時間、あるいは駅周辺に塾が多くございます。塾の終わった子どもたちが安全に、お父さん、お母さんがお迎えに来られるまでそちらのほうで置いております漫画の本なんかを読んで時間を過ごされるといった、そのようなものも多く見受けられます。そういったことで、本来の目的であります観光案内、道案内というのは全体的に割合が少ないということはあるんですけれども、もともと設置目的は、住民票を発行するという本来の目的に、熊取町の住民がいろいろな意味であそこで憩えるというところで設置、改修したという施設でございますので、そういったことで、待合が多くはございますけれども、行政のほうとしてはまずまずかなというふう考えているところでございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）わかりました。ありがとうございます。

これ、今後の方向性として、今後増加するインバウンド客を中心に、より利用しやすい環境を整えるというふうにあるんですけれども、インバウンドのお客というか、外国人をどういうふうに呼び込もうとされている計画と、それから、インバウンドのお客が来てくれることによって熊取町にどれだけのメリットというか恩恵があるのかなというものを今つかんでいましたらお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まず、熊取町の参考といたしまして入り込み外国人の数というのをご案内したいと思います。こちらは、国から提供されております地域経済分析システム、いわゆるREASASというものがございまして、それによりますと、大阪府全体の1日の平均の外国人の滞在者数は2万3,129人というデータが出ておりまして、そのうち熊取町は31人ということになっております。参考といたしまして、近隣では堺市が588名、岸和田市で111名、泉佐野市は1,733名ということで、泉州地域では群を抜いて泉佐野市が数が多いと、そういった状況でございます。

一方、そのような中で現在、インバウンド対応としましては、堺市以南で構成します泉州観光プロモーション推進協議会で作成いたしました多言語化マニュアルというのがございます。また、指さし会話シートというのもつくってございます。これらを活用した駅下スタッフ、こちらは17名おりますが、にぎわい観光協会の駅下スタッフ17名に対する研修あるいはスタッフの英語堪能者による英会話での対応の自主勉強会など、積極的に取り組んでいるといったことを行っております。

また、先ほどの泉州観光プロモーション推進協議会のほうでは、関西空港を中心とした泉州地域へのインバウンド対応への受け入れ環境整備といたしまして、多言語対応マニュアルや指さし会話シートを作成いたしまして、それらを活用して商工会を通じての地元商店や施設関係者を対象としたインバウンドセミナーを毎年開催いたしまして、本町についても多くの関係者に受講いただいております。

今後なんですけれども、本定例会に上程させていただいております宿泊施設誘致条例、これによりまして泉佐野市のように外国人の入り込み数の増加が顕著になってきますれば、駅前を中心に多言語化のサイン表示等を検討していく必要があるものかなというふう現在考えているところでございます。

あと、外国人が増加することによります恩恵と申しますと、数値的なところはまだ現時点、どれだけの経済効果があるというところまでは分析し切れてございませぬけれども、ただ、泉佐野市等々を見ますとかなりの経済効果が確認されておりますので、少しでも泉佐野市に追いつくような形で頑張りたいというふう考えております。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

なかなか熊取町だけでインバウンド客をたくさん呼び込むというのは難しいという部分も非常に大きいのかなと思っています。やっぱり泉佐野市との広域とか近隣との広域連携なんかを深めていくのがキーかなというふうになってきます。そこで重要になってくるのが、くまとりにぎわい観光協会の位置づけというのがあると思うんです。町としても補助金が毎年250万円ぐらい出ているかと思うんですけども、これからK P I の調査票を記載される際にも、にぎわい観光協会との位置づけというか、その辺のところも目標値の中にぜひとも盛り込んでいただけたらもっとわかりやすい資料になるのかなと思いますので、その辺はぜひともまた検討していただきたいと思います。

では、次の5点目の商工業振興事業について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、商工業振興事業についてご答弁申し上げます。

商工業振興事業として創生戦略に掲載させていただいておりますのは、昨年11月にオープンしました永楽ゆめの森公園内において、公園のにぎわいづくりに資するとともに産業の活性化の一助とするべく、交付金を活用して設備、備品の整備を行い、熊取町商工会加盟業者などの町内業者による出店を行ったことから、その売上金額について目標を設定したものでございます。

平成27年度の実績は、出店各店舗に対して聞き取りを行い、12月から3月の4カ月間で約50日、3店舗計の売上額284万4,000円、1店舗平均94万8,000円という実績値を報告させていただいているところであり、自己評定Aとしているところでございます。

今後も産業振興に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。3店舗で280万円程度の売り上げがあったと。ここにも、今後の方向性として出店料を負担していただくというのを検討するということになっているんですけども、今たくさんだけゆめの森公園に人が来ても、結局、熊取町にはなかなかお金というか、落ちてこない部分があると思いますので、これは前向きに、ぜひとも私自身も検討していただきたいなど。

一度野菜マルシェみたいなのをやるとあったかと思うんですけども、これはまだ継続中なんですか。出ていないんですか。

（「はい」の声あり）

3番（浦川佳浩君）じゃ結構です。すみません、ちょっと通告にもないんで。

いろいろと駐車料金の問題とか水遊び場について質問したいなと思って、ちょっと今回通告に出していないので、これはまた後ほど、次回以降質問したいと思います。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）今後の出店料の関係でございますが、ちょっと今ご答弁に触れさせていただいておりません。これは現在、事業部のほうで公園の指定管理をご検討いただいているという中で、どのような形で指定管理のほうで出店をしていただくとかいうところのまだ議論を詰めておりません。今後、その中でどのような形になるかというのは変わっていくのかなというので、事前にご報告をさせていただきたいと思います。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。また指定管理のときに詳しく議論したいなと思います。

では、2つ目の大きな質問項目に移りたいと思います。

地方創生加速化交付金事業につき、これまでの取り組みと今後の取り組みについて、熊取創生プラットフォーム事業について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、1点目の熊取創生プラットフォーム事業につきまして答弁いたします。



この事業は、本町の地方創生を進める上での構造的な課題であります若年層の転出者数が多いこと、また町内大学等の持つ専門性を生かし切れていないこと、地域の多様な関係団体間の効果的な連携体制が構築されていないことなどを解決するために企画したものでございます。

事業内容につきましては、地域総がかりで実効性の高い地方創生の取り組みが進められるよう、地域の関係者を初め、民間事業者及び地域金融機関が参画するプラットフォームをまず構築し、そこに町内大学の学生を初めとした若年層を巻き込み、それぞれの専門性を生かし、具体的には熊取コロッケのブランド化といった食のブランド化に向けた取り組みや、PR動画及び情報誌の作成といった地方創生人材による本町の魅力発見に向けた取り組みを実施するものでございます。そして、この取り組みを通じて若年層の地域への愛着を醸成し、転入・定住を促進するとともに、取り組みを通じた地方創生人材の育成を図るという事業でございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今回、地方創生加速化交付金ということで1,090万円獲得ということで、非常にたくさん自治体が応募している中で貴重な財源を確保していただいております。

プラットフォーム事業について、先ほどコロッケ、それからPR動画云々の話をさせていただいたんですけども、大体、1,090万円の予算をどれぐらいの配分というか、目安として予算化されているのでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まず、住民部所管の食のブランド化のほうにつきましては340万円、それと地方創生人材による魅力発見のほうで750万円という内訳でございます、合計1,090万円でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）大学生の転入・定住促進の強化事業とか大学生をたくさん熊取町に住んでもらうための取り組みというのも、この750万円の中に含まれているんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの事業につきましては、本町の魅力を再発見できるような動画や若い方が本町の暮らしをイメージできる情報誌を大学生が中心となって作成するものでございまして、加速化交付金750万円の採択を受けた事業でございます。今、現時点の内訳でございますけれども、動画作成のほうで250万円、情報誌のほうで500万円といった一応一定の内訳は持っておりますが、当然、事業をこれからつくっていく上で、その中で多少入り繰りをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。非常ににぎわい創出プラットフォーム、私は物すごく期待しているんです。ゼロ査定になりましたけれども、庁舎の裏に建物をつくってみんなが集まれる場をつくりたいという、非常にあれも夢のある話で、私もNPOを一つやっています、いろいろ横のつながりの中で、各NPOの代表者の方はそれぞれ点と点で動かれていて、なかなか横の連携というのがとれないよねというような話をよくするんです。私自身もそれはNPO子どもの青少年教育育成のためにやっているんですけども、非常にもったいないというか、これだけまちづくり、いろいろ連携してやっていきたいという熱い団体がたくさんいる中で、なかなかそれが横でみんなと一緒に何かをつくっていくというのが、議論する場というのが非常に限られていて、それがようやくできるという部分で、やっとそういうところまで来たんだなと思っていました。

建物自体は今回なくなってしまったわけですね。それにかわるような場というのは何かあるのでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今の現時点なんですけれども、例えばそういった集まれる場を提供するとし

ますれば、やはり役場の庁舎のほう、事務局を持っておられますにぎわい観光協会なんかですと、閉庁後の6時半ないし7時に各部会の方が集まっていたきまして、事務局と一緒に熊取町のにぎわいづくりについて検討していると。そういったところに、最近ですけれども、商工会のメンバーの方が一緒になって参画しているといった取り組みがございます。

ただ、我々としみしても、やはり役所内で行いますと、どうしても庁舎管理というんでしょうか、職員がいないとなかなか貸し出しにくいといった、そういった現状がございましたので、できましたらこの交付金8,000万円、うち4,000万円が施設整備の事業でしたが、残念ながら不採択ということでしたけれども、申請したわけでございます。ただ、今後につきましても、要はそれぞれの持っている公共施設をうまく活用して対応していくことが現時点で基本であるかなというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）すみません、ちょっと補足させていただきます。

NPOの関係で話し合える場がないかということなんですけれども、煉瓦館を協働の拠点ということで位置づけさせていただいて、基本的にはその中でご議論いただくような環境づくりというのはございます。

また、協働の中で本町の職員の研修も行っているんですけれども、そういう団体向けに研修を1年に1回行っておまして、その中で皆さんが寄っていただいた中で意見交換をしていただいているという事実もございますので、それは決まったそういう組織体ではないんですけれども、そういう場を活用いただいて意見交換していただければというふうに考えております。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

実際に、定期的に年に1回というのももちろん重要なんですけれども、定期的にそういった団体が自由に集まってワークショップを行っていく。そこにはファシリテーターが非常に重要な役割を担っているかと思うので、そういったワークショップなりファシリテーターがきちっと住民主体で何か物事をつくっていきけるような、そういった環境づくりというのが私はこれからの時代は必ず必要になってくると思います。年に1回そういう機会を設けていただいているというのはもちろんあると思うんですけれども、ワークショップというのを、ぜひとも住民だけでなく、議員であったり学生であったりいろんな団体が集まれる、自由に交流できるような環境というのをつくっていただきたいなと思います。

ちょっとすみません。時間の都合上、最後の質問に入りたいと思います。

今後の地方創生の取り組みについて答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、次に2点目の今後の地方創生の取り組みにつきまして答弁いたします。

昨年10月に策定しました熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる熊取町創生総合戦略におきまして、本町の地方創生の基本的な考え方を示してございます。

具体的には、地域コミュニティや大学、住民団体などの多様な関係者との協働のまちづくりの理念のもと、豊かな自然に恵まれながら府内中心部への良好なアクセスを有する大都市近郊住宅都市や、3大学、1研究施設のある府内有数の学園文化都市といったまちづくりの方向性を維持していきます。そして、自然と共生しながら、地域コミュニティや大学などとの協働により、子ども、学生から高齢者まで、多世代が交流しながら互いに支え合える本町ならではの人のよさを生かしてまいります。

このようなまちづくりの方向性や特徴を生かし、人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり活力ある地域社会を維持するべく、魅力ある選ばれ続けるまちづくり、子育て世代の希望を実現するまちづくり、活力あふれるまちづくりを基本目標に、人口ビジョンに掲げる2040年の目標人

口4万2,000人の達成に向け、地方創生に邁進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのは前町長がつくられたわけです。藤原町長になってから、まだこれがそのまま踏襲されているわけです。

私、前回ちょっと時間ぎりぎりやったんで、今回もぎりぎりですけど、これ、変更するタイミングが来ているというふうに思っています。というのは、先ほどからずっと申し上げているように、住民が主体となってまちづくりを行っていただけるような、行政主導ではなくて住民主導でワークショップを開いて、それが結果的に自分たちのまちを変えていただけるというような取り組みができるような環境には今なっていないんです。どこにも目標が全然設定されていないんです。目標がないということは当然ながら進捗もないわけで、全然計画としてのついでいかないということになります。なので、藤原町長は住民との対話、我々議員ともしっかりと対話しようと思われている方ですので、その辺がしっかりと反映されたような、まち・ひと・しごと創生総合戦略について特に最後のほう、活力あふれるまちづくりという部分においては、町長の住民と議員といろんな人との対話という部分をきちっとできるような形で修正していただきたい。

これは、前回ちょっとお話しさせていただきましたけれども、そういったことを非常に重要視されている首長が大賞を受賞されました。それが静岡県牧之原市のまち・ひと・しごと創生総合戦略なんです。これは、やっぱり住民、行政、民間企業が連携して新たな取り組みをする、そういう自治体を応援するために地方創生の予算が出ているわけで、ぜひとも、今回熊取町は1次審査ゼロ査定、2次審査も残念ながら減額があったわけですから、従来のやり方では通らないと思うんです。なので、最終的にはそういった連携がうまくできるようなまち・ひと・しごと創生総合戦略に修正する、そのタイミングが来ていると思いますので、ぜひともこれは検討をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ただいま修正のタイミングということがございましたけれども、一定、こちらのほうでございしますが、町長も政策マニフェストといたしましてくまとり創生戦略というのを掲げて選挙に出ておられます。我々も、さきの10月にくまとり創生戦略を策定いたしました。町長が就任なされてからまず一番にこちらを町長に熟読いただきまして、内容をしっかりとレクチャーさせていただいた上で、町長の政策方針と同じベクトルを向いているという確認をとってございます。そういったことで、我々としては、こちらの戦略が直ちに町長がかわったからこれを見直しが必要な戦略であるという認識は持ってございません。

ただ、こちらのほうは5年間の戦略でございしますが、随時変更は可能となっております。その時代の潮流等々によりまして変更可能となっております。本日もさまざまなご意見もいただいてございますので、そういったまち・ひと・しごと創生推進会議であったりとか議員の皆様からのご意見、また社会動向の情勢の変化というものをしっかりと確認しながら、そのときに応じた戦略、また平成30年度から新たな第4次総合計画というのも策定してございますので、その中でもしっかりと新たな新町長の政策というのを盛り込んでいこうかと思っております。そういった機会を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）じゃ、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、浦川議員の質問を終わります。

---

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。  
それでは、本日はこれにて延会いたします。

---

(「16時49分」延会)

---

9 月熊取町議会定例会（第 2 号）

## 平成28年9月定例会会議録（第2号）

月 日 平成28年9月15日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
事 業 部 長	泉谷 徹	事 業 部 理 事	田畑 洋
事 業 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	中谷ゆかり	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
議案第64号 教育委員会委員の任命同意について  
議案第65号 教育委員会委員の任命同意について  
議案第66号 宿泊施設誘致条例  
議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第68号 自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について  
議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について  
議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）  
議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定について

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年9月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）日程に入る前に、一昨日の本会議の傍聴者の方から依頼の連絡がありまして、マイクが十分に通っていない声は非常に聞き取りにくいので、何とかマイクを通して発言していただきたいという依頼がありましたので、今、熊取町議会のマイクは立って発言する音を十分に拾い切れない仕様のものになったままの状態ですので、恐れ入りますが発言される方はマイクに自分の声が通っているかどうか十分意識しながら、発言のほうよろしく願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

一昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、私の質問の2の1で3月議会と書きましたが、6月議会の私の勘違いでした。申しわけありませんが、訂正よろしく願いいたします。

まず初めに、今、若者の自己破産が多くなっているという話を聞きました。大学卒業時に奨学金の借金を500万円以上背負い就職するも、収入200万円以下の低賃金で、返済し切れずに自己破産するというのです。今の若者が非正規で働く結婚する率が下がり、年収300万円以上の収入の人とそれ以下では、結婚率が大きく変わっております。非正規雇用は若者の結婚率を低下させ、ひいては出生率を低下させ、日本の将来を危うくしているものと考えます。

今、地方自治体でも公共事業業務の民間委託が広がり、公共施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進んでおります。その結果、委託や入札企業に働く若者の賃金、労働条件の低下を招いております。官製ワーキングプアの問題が取り沙汰される中、労働者の賃金を守り、雇用を安定させることが日本の未来にとって必要と考えます。公共事業や公共サービスに従事する人の賃金実態と自治体の責任をどう考えますでしょうか。ご答弁どうかよろしく願い申し上げます。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、鱧谷議員よりご質問の適正な労働条件と良質な事業者を守る公契約条例をについてご答弁申し上げます。

まず、今、ご質問いただきました1点目の公共事業や公共サービスに従事する人の賃金の実態と自治体の責任をどう考えるかについてでございますが、公共事業等における従事者の賃金に関しましては、受注者の経営裁量によることから、当該事業において雇用されている方々の賃金の把握はいたしておりません。また、各受注事業者においては、公共工事以外でさまざまな経済活動を行っており、公共事業に限定させての賃金支払いの実態を把握することは極めて困難であると考えております。

そのような実態のもとでの自治体の責任でございますが、建設工事等の予定価格におきましては、積算基準及び積算資料に基づき適切に設計価格を算定し、設計価格に基づき予定価格及び最低制限価格を設定しており、工事完成時の品質確保はもとより、そこで働く方々の賃金等も確保できているものと考えてございます。いずれにいたしましても、これまで同様、公共事業や公共サービスの発注に関しましては、発注者として適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ご答弁ありがとうございます。

要するに賃金の実態については、自治体は知るところではないというふうなお答えやったと思うんですが、また違っていたら言っていたきたいと思います。

これは、ネットヤフーの37歳の女性で、熊取町とは当てはまらないかもしれませんが、図書館の司書の嘱託員でひとり暮らし、月17万円の給料で手取り13万3,442円、ボーナスはなく、年収204万円、手取りからアパート代の5万円を引くと、8万3,000円しか残らない。その上、嘱託員は1年契約、更新は5年と決まっていて、今、4年目で来年には首になります。実家で図書館司書をしていましたが、5年で継続打ち切りで、今、東京でひとり暮らしで司書の仕事をしている。また来年、他の司書職を探そうとしても、貯金もなく、引っ越しもできないので悩んでいる。40歳近くになると、他の仕事も見つけるのは難しいし、そこへ仕事についても給料も変わらないのではないかと思案している。今、将来には不安しかない。

このような状況の方もいらっしゃると思います。1億総活躍と言っても、こういう若者をふやしているのは少子化はとまらないと思いますが、いかがでしょうか。その辺について、お考えがありましたらお聞かせください。

議長（重光俊則君） 林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君） ちょっと議員のお答えになっているかどうかわかりませんが、嘱託員、臨時職員という職種については、雇用については人事を通しまして募集して採用させていただいているところがございますが、まず、その単価でございますけれども、大阪府の労働局が決められている最低賃金、そこはまず下回らないように設定のほうはさせてもらっています。その労働局の決め方ですけども、労働者の生計費とか賃金、事業者の支払い能力、それらを勘案して決められているような実態でございます。その賃金をまずは下回らないように踏まえながら、近隣市町の設定額などを調査しまして、町の財政的な面も考慮しつつ、設定はさせてもらっているところがございますので、今、できる限りの適正な金額は設定させてもらっております。

以上です。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） わかりました。

今、熊取町でのできるだけの最低賃金では出しているというふうなお話やと思うんですけども、非正規で働くという働き方が、将来の不安を多くしているという感じが私はして仕方がないんです。

第2の質問に移らせてもらいますが、先ほど建築業のお話も出ましたが、国は平成21年公共サービス基本法第11条で、国及び地方自治体は、安全かつ良好な教育サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適切な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとなりました。また、26年には、私の参考資料につけました品確法など、一体改革を行いました。これらの法律による町での変化はありましたでしょうか。ご答弁よろしくお願いします。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） それでは、ご答弁申し上げます。

2点目の国は平成21年公共サービス基本法第11条で、適正な労働条件の確保を明確にし、26年6月に品確法などの一体改革を行いました。これらの法律による熊取町での変化についてでございますが、平成26年6月の一体改革につきましては、インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる、いわゆる品確法である公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法が一体として改正されたものであり、とりわけ品確法におきましては、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンプ防止等が基本理念とされております。



熊取町での変化についてでございますが、建設工事において、ダンピング受注の排除の観点から、平成26年10月に最低制限価格の設定基準を見直し、適宜、府下市町村の動向を注視しつつ、国が示す基準を準用している状況でございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

最低制限価格を見直されたという、そのことだけでしょうか。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） 私がご答弁申し上げましたのは、私が所管しております契約部門に関してのご答弁と限定させていただいておりますので、まず、契約に関しましてさせていただいておりますのは、この最低制限価格の適切な見直しということでございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 私の調べたところで、間違っていたらまたおっしゃっていただきたいんですけども、この法律により、交付から1年以内に金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し提出することが求められています。これまでは、下請金額が3,000万円以上の工事のみに施工体制台帳が必要だったが、改正後は維持修繕等の小規模も含めて、金額にかかわらず施工体制台帳を作成して提出することを求められています。

この場合、下請契約書の写しを添えつけ書類として要求していますが、賃金などについては書かれているのでしょうか。その辺についてご答弁よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） 公共工事の受注者に対しましては、下請の業者を使うときにつきましては、その明示したものを提出してくださいということで必ずご提示いただいております。その中には、金額等も当然含まれておりますが、その明細についてはまでは求めておりませんので、この人件費ですが、幾らそのうちを占めているのかということまでは求めてはおりません。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 3,000万円以下についても求めるようになったということは、品確法のほうで変わったということではないのでしょうか。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） 従前より、下請を使用する場合については、下請届というふうな形で提出していただくということで続けております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 3,000万円以下にもきちっと出させていただいているということですね。わかりました。

人件費について言及していないというふうにおっしゃいましたけれど、やはり下請の、今働いている方々の低賃金の問題があると思いますので、これは次の質問に入っていくてしまうんですけども、町のほうできちっと調べていただいて、その辺のことも知っていただけるといふような体制にしていだけないかというふうに思いまして、次の質問に移らせていただきます。

委託や入札企業に働く労働者の賃金、労働条件の低下は、時には雇用不安を引き起こし、委託企業の安定的な継続や事業実施を困難にさせ、住民への大きな混乱を起こしたりします。例えば、委託を受けたものの低賃金で労働者が集まらない、集まってもすぐやめていってしまう。その結果、委託業者がうまく回らなくなったりします。公共事業団体が契約を結ぶ際、入札基準や落札者決定で、契約先における労働者の生活賃金や雇用安定、男女共同参画、障がい者雇用、環境、地域貢献など、社会的価値を評価することを定めるものが公契約条例です。

さきの私の図書館司書の話の中で、幾ら経験を積み仕事に精通していても給料に反映されず、5年で次々に人がかわる。そうすると、仕事の担い手が育っていきません。また、新しい人が来ると、

その人に仕事を教えることに時間をとられたりします。また、品確法なども、基本理念として将来にわたる公共事業の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保をと書かれてあります。若手技術者・技能者の育成のために、担い手確保のためにも公契約条例が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、3点目のご質問の若手技術者・技能者の育成のため、担い手確保のためにも公契約条例が必要だと思うがについてでございますが、公契約条例においては、第一義的には、自治体が公共工事や業務委託を受注する元請企業等に対しまして、従事する労働者の賃金の最低基準額等を義務づける制度とされ、そういう側面からは若手技術者・技能者の育成につながる部分もあろうかと考えますが、他県資料によります本条例の制定状況といたしましては、都道府県では3県、市区町村では千葉県野田市を初め17市区となっており、全国約1,700の市区町村に対する比率では1%程度の制定状況にあり、大阪府並びに府下自治体においても条例制定されている自治体はなく、公契約条例に関する国・府からの本格的な情報の提供もない状況でございます。

今後も本町といたしましては、国・府や府下自治体等の趨勢を注視しながら、これまで同様競争性、透明性、公平性を確保しつつ、よりよい入札・契約制度の構築に取り組むとともに、地元業者の振興対策及び育成も図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ご答弁ありがとうございます。

私も、まだ公契約条例が数が少ないということ、それからまた、公契約条例にもいろいろなレベルがあって、理念的なものからきちっと賃金まで定めているところまでさまざまなことがあるということは存じております。しかし、今のままこの日本が推移していきますと、技能者の伝承もできないし、少子化はとまっていきません。若者が子育てをしたいと思える給料こそ必要なのではないのでしょうか。

野田市の市長の根本氏は、公契約条例を制定したきっかけは、建築業で働く同級生との話の中で、このままだと子どもに跡を継がせられない、日本の物づくり、特に建築業における物づくりの後継者の問題は、賃金が安いということである。もう一つは、アウトソーシングの流れから、業務委託を進め、指定管理制度を始めました。役所は何を基準に業者を選ぶかということ、入札価格です。安いところに落ちると賃金にはね返り、請負業者の下で働く労働者の賃金がどんどん下がっているのです。この2つを一緒にやっと思っと思ったのが今回の条例でしたと、野田市の市長は述べておられます。

また、川崎市では、公契約条例ではなく契約条例の改正の形ですが、中身は公契約条例です。川崎市の阿部市長は、公契約で品質を確保し、それを適正に執行することによって、働く人たちが希望を持って働けるようにする。このような基本的な考え方が今の時代に非常に大事であるということ、信念を持って取り組んでいただくことが一番だと思う。また、利害関係も多いので、いろんな方とよく意見交換をしながら進めていくことが必要だと思う、と述べていらっしゃいます。勇気を持ってこのように公契約条例をつくり、未来の子どもたちに夢を託している市があるのです。

熊取町も、業務委託や指定管理制度、請負業者のもとで働く人、役所や図書館、保育所の嘱託職員などは、今、生活できる賃金なのか、40歳、50歳になって一人で暮らしていける賃金なのか。また、同一労働で賃金格差はひどくなっていないか。その辺の実態をよく見ていただきたいと思えます。すぐには熊取町で公契約条例はできないかもしれませんが、夢を持って働ける社会にしないと少子化はとめられないと思われまます。幾ら、住むなら熊取町と言って熊取町に選択して下さったとしても、少子化をとめなければ、少なくなっていく人口を取り合っているということになってしまいます。

また、大阪府の中小企業振興条例にも、事業活動を担う人材の確保、育成という文言が入ってお

ります。公契約条例とともに、中小企業を支援し、若者を応援するまちへの検討をどうかよろしく  
お願い申し上げます。

議長（重光俊則君）答弁が要りますか。

（「なかったら……。はい」の声あり）

議長（重光俊則君）田宮総務理事。

総務部理事（田宮克昭君）ご要望かと思いましたが、そのようには受けとめさせていただきました  
ところでございますが……

（「はい、結構です。要望です」の声あり）

総務部理事（田宮克昭君）まず、公契約条例の、やっぱり問題点というのも非常にございます。条例を  
制定したからといって、それで実効性が確保はできるのかというところの問題点が、やはり大きな  
ところございまして、全国におきましても公契約条例の制定がなかなか進んでいない。

それと、本来、条例でもってこれを制約するのがもともといいのかということではなくて、まずは  
憲法に保障された権利がございます。それに基づいて各法律が制定されております。特に労働基  
準法であるとか、さまざまな法律がいろんな形で制定されておまして、まずそれを実行してい  
くことが非常に大事な形になると。それでもって、国民の生活が十分に確保できていないというので  
あれば、まず法律でもって改正をした中で、そういう制約をつける。それでもって各自治体におき  
まして、国のほうからも当然その指針等があれば、条例でもってもっと細かい形での各地元業者等、  
発注する相手方への制約等も加えた上での契約の方法なりの検討をしていけというふうな、国から  
の指導・指針等があれば、当然ながら本町といたしましても、そのような形での検討をすぐにでも  
進めさせていただくということになろうかと思えます。

その辺でも、国、国会等でもその辺の議論を十分していただいて、各都道府県の議会においても  
当然検討され、各市町村の議会においてもそういうような条例の制定等についても検討していくと、  
そういうステップも非常に大事かと思えます。いきなり条例を制定したからといって、実効性が確  
保できるということの保証もない中で、なかなか議員おっしゃっていただいたように、公契約条例  
というのがいきなり制定できるのかというところの問題点もございますので、その辺も十分ご理解  
していただいた上で、まずもって本町が現在できることをさせていただく。受注者への適正な契約  
発注というふうなところをまず確保させていただく中で、住民へのそういう利益還元というふうな  
形が図れていくのではないかというふうにご理解のほうを賜りたい  
と存じます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）わかりました。

難しいというのは、初めから思いながらの質問ですが、でも、本当に指定管理の問題でも、きち  
っと賃金のほうの確保、それからそこで働く人の生活実態をきちんと町として捉えるということをし  
ながら、少しでも前へ進んでいっていただけるように、もう一度よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

6月議会で、要支援者を来年4月より総合事業へ移行する、年内には説明するとの答弁でしたが、  
進捗状況はいかがででしょうか。答弁よろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の2点目、介護保険制度の現状についての1つ目、要  
支援者の総合事業への移行に係る進捗状況につきまして、ご答弁申し上げます。

ことしの6月議会、一般質問にてご答弁させていただきましたとおり、市町村事業に移行する予  
防給付の訪問介護や通所介護につきましては、平成29年4月からの実施に向け、準備を進めている  
ところでございます。

その進捗状況でございますが、要支援者への訪問介護、通所介護サービスにつきましては、現行  
相当に加え多様なサービスの構築を予定しておまして、その構築に当たり、要支援者やケアマネ

ジャーの方々を対象に必要と感じている生活支援サービスなどお聞き取り、今後、構築するサービス体系について検討、調整しているところでございます。

その中でも、生活支援に係る部分につきましては、この聞き取り調査により、本町においても支援者は身の回りの動作は自立しておりますが、掃除や粗大ごみの処理、簡易な家の中の修理、買い物、ごみ出し、通院、緊急時の対応などに困っているということ把握することができました。

なお、ごみ出しや緊急時の対応などは、介護保険制度の枠組みを超えた地域のしくみづくりが必要であり、生活支援コーディネーターの研修を受講した町職員を中心に、社会福祉協議会、社会福祉施設等地域貢献委員会、シルバー人材センター、地域包括支援センター、ケアマネジャー連絡会の方々とともに、生活支援・介護予防サービス協議体の準備会を開催し、それぞれの地域課題への対応をどのように進めていくかなど、その枠組みについての検討を重ねているところでございます。

そして、6月議会にご答弁させていただきましたとおり、今年度中、具体的には来年1月を予定しておりますが、正式に当該協議体を発足させたいと考えております。

また、介護保険制度改正の趣旨や新たなサービス体系についての説明会につきましては、介護事業所、ケアマネジャー、民生委員、児童委員の方々などを対象に、本年12月ごろ開催する予定でございます。

なお、この9月議会の会期中でございます9月28日開催予定の議員全員協議会におきまして、議員の皆様には、総合事業移行の進捗状況と生活支援体制の整備についてということで、制度全体の枠組み、現時点の取り組みの進捗状況などにつきましてご説明させていただく予定でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鯉谷議員。

12番（鯉谷陽子君） 28日にご説明いただけるということで、ここでは説明していただけないということなんでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 鯉谷議員ご質問の中で、進捗状況ということでしたので、この内容の説明というところの要旨ではございませんでした。ですので、6月議会の流れからして、今回我々が取り組んでいる進捗状況についてご説明させていただきました。

議長（重光俊則君） 鯉谷議員。

12番（鯉谷陽子君） 進捗状況の中には、内容的なものは一切ないということですか。私に対しての説明というのは、内容に関しては28日まで待ってくださいというような感じで聞こえたんですけども、そういうことで捉えていいんでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） この内容の具体的な、どこら辺の説明が必要かというところで、この進捗状況についての答弁を求めるということでしたので、現在の準備会をしていっている経緯でありますとか、住民の方々、その関係者への説明責任につきましては、いつぐらいになるのかということも6月議会の質問で、そのときは、今年度中という形で答弁させていただいたかと思うんですけども、それを、例えば協議体につきましては来年1月をめどに予定しているということまでは、具体的は申し上げることができるかなということなんです。

あと、鯉谷議員がどこら辺の説明を求めているのかということをお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君） 鯉谷議員。

12番（鯉谷陽子君） わかりました。

現在の要支援者認定数は、何名でしょうか。要支援者ですね。もし、わからなかったらいいですし。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） すみません。これは、いきいきくまとり高齢者計画2015のときにお示しさせていただいております。これを策定いたしましたのが平成26年度中、27から29までの間の計画

でございますので、推計という形になっておりますので、確実に言えるところで、平成26年度の要介護認定者数の数字が1,930名という形になっております。

それと、一番最新の数字で決算附属資料の数字になります。申しわけございません。それで、平成28年3月現在の数値になります。全体で介護認定者が2,031人になります。そのうち要支援者1、2の合計ですが、589名となります。よろしいでしょうか。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

今、要支援者としては589名というのが数字だと思っていいですね。

この28年度と29年度での増加見込みというのが、わかるんでしょうか。大体このぐらい予想されるというふうな数というのは、それは28年度で大体どれぐらい、要介護者がふえていくかというふうな予想とかというのはされているんですかね。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） これも計画の中ですが、計画の中では、27年度では2,052名となっております。これは今、あくまでも見込みですので、先ほどの2,031人とちょっと差異がありますが、平成28年度の数値といたしましての見込み2,127名、平成29年度では2,228名というふうな推計をとっております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） この数字は、介護認定された方の数字でしょうか。要支援としての数字ではないですよ。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 私、今申し上げましたのは、認定者数の将来推計です。ちょっとコアな要支援者の部分ではございません。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） わかりました。

大体、要支援者としてふえていくというのが、急に介護3の人がぼんとあられるということも、中にはあるでしょうけれども、まず要支援から入っていくという感じで捉えると、大体50人ぐらいずつふえていくのかなというふうな感じでは捉えられると思うんですけども、私もさっき具体的な話を、泉南のほうでの具体的な話というのは、どこも捉えられていないんですけども、泉北、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町では、5市1町はサービスを現状どおりにするが、報酬体系は月額包括報酬から1回当たりの回数単位へと変更し、利用者負担の適正化と給付費の抑制を図るとしています。

現行相当プラス緩和型Aに、泉北のほうではそろえようとしているような感じが見えています。私、泉南も3市3町、泉北と足並みをそろえるのではないかなというふうな危惧を持っております。その場合、報酬額というのは、緩和型Aになりますと8.9%報酬が落ちると聞いております。そうなりますと、小さな介護施設では収入が減り、廃業するということが起こるかもしれませんし、緩和型Aでは、一定の研修受講者が介護従事者として働くことができるとされており、29年度の、先ほど聞きました増加数にもよると思いますが、緩和型Aで研修を受けた人が採用されてくると、多くの人が必要になってくるといいんですけども、少なかったりすると、今まで介護者で従事されている人が仕事を追われていくという、そのような危惧も感じています。事業者も収入が減るので、緩和型Aで働く介護職員の報酬が減ると思われるんですが、その辺は私もよくわからないんですが、またお答えいただきたいと思います。

今、介護職員は、給料は安く激務のため、人が集まらないと言われております。介護の離職者がふえ、介護職に今、魅力がなくなったのか、専門学校の福祉介護課に人が集まらないそうです。これからますます介護事業の経営は困難になっていくと思われまます。その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、泉北のほうの動きも聞いておりますし、議員ご指摘のとおり、3市3町の枠組みで単価のほうを設定していくというところの流れがございますので、そういったところで、今、協議を進めているところです。

この制度、そもそもこういう介護保険制度の改正を国から発信してきたのは、介護保険会計、保険制度を今後も、この先も安定的に運営していけるようにということ、これが1つと、高くなり過ぎていく保険料を何とか抑制できないかというところの考え方、また、人口が全体的に減少する中で、議員もおっしゃってございましたけれども、介護人材が不足するというところ、こういったところもありまして、この介護保険制度を何とか長いことこの先も続けていくことができないかという中で、この制度が立ち上がってきております。

そういう意味で、生活支援の専門的なヘルパーのそういうところの資格がなくとも、この生活支援というところで参画していただける方を育てて、そういった方々にも参画していただいて、全体的な経費を抑えて将来的に継続していくということも考えの一つではないかというところで考えておりますので、介護人材の賃金のことも言われてございましたけれども、泉北のほうでの話、ちょっとされておりました。月単位ではなしに、1回行って幾らと、そういうような単価の設定、これは非常にいいことかなというふうに思っております。効果的、効率的に専門職が動けるというところで、長い時間拘束を無意味にされることなく、必要なときに必要な時間、活用できるというところでは、制度的には緩和されたのかなというところもありますので、余り悪い方にはとらなくてもいいのかというふうに思っております。

全体的に、やはりこの介護保険制度を長いこと続けていくためにも、やはり熊取町におきましても、制度の内容の説明はないのかと議員おっしゃいましたけれども、私は、その答弁の中では、現行相当に加えて多様なサービス、これを構築していっているところで、これは具体的にサービスAでありますとか、サービスCという累計のところも考えているということも含めまして、現時点では具体的にどこの事業所がどれだけ参画するというところまでは、やはり3月までわからないところでもありますので、具体的にやりますと町が言うて結局できなかったというたら、ちょっとそれもまた問題かと思っておりますので、言葉を慎重にならざるを得るところはご理解いただきたいと思っております。いろんな方に参画していただいて、サービスの構築をやっているというところではご理解いただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）わかりました。

長く続けるためにそういう制度を導入していくということなんですけれども、そのために、また小さい介護事業所が潰れてしまっていくというふうなことも考えられると思うんです。私の友達も北のほうで小さい介護所をやっていたんですけども、やはり思ったほど介護職員が集まらない。大手のところは、いろんな事業に手を出してはりますので、ここでちょっと安くなっても、住宅施設とかいろいろと老人の施設もいろいろと持ってはったら、どこかで均衡がとれるんですけども、通所サービスとそれから訪問介護サービスだけでやっていこうと思えば、やっぱり値段が下がっていくと人が集まらないというところ辺がすごく大きなネックになって、事業所を潰したんですけども、そういう小さな事業所が潰れていくかもしれないというところ辺をよく考えていただいて、この新しいサービスを導入していくときに、お考えを、さまざまなことを考えていただかないと、長く続けるためにいろんなサービスしました。でも事業所が減ってきて、誰も行くところがなくなってきましたというふうなことになってしまうと、本当に困るというんですか、その辺をすごく私は今、危惧しているんです。

大きなところだけは大きくなっていくけれども、小さなところがなかなか手が出しにくくなっていく。それで、またそういう緩和型Aに手を出そうと思っても、報酬が下がってくるので、そういうきちっと資格を持った人を雇えない、かといってボランティアというの、今のところ何かある

ようでないような感じで見えてこない。そういう気がして仕方がありません。

国のほうは、年寄りを使って年寄りを介護すればいいやと簡単におっしゃいますけれども、本当に年寄りは年寄りで本当に介護を抱えている人にとっては、介護というのは本当に大変なことなので、仕事としてそれをするかと言われると、私も自分の母を介護していたことありましたが思うんですけど、これを仕事にしてするというのは、よっぽど本当に介護していただく方、頭が下がるという思いでおりました。そういう人たちを簡単にボランティアでやってしまうということに対するすごい不安を感じています。

うまくいけば、本当にいろんな人が助かる事例がたくさん出てくるかとは思いますが、下手をすると、たくさんるところを潰してしまうという感じがしますので、本当にいろんな人というんな話をしていただいて、じっくりと足をつけて漏れないように、皆がうまくいくような方法というのが、本当にいろんな人の力をかりてやっていかんと、はい、あんたこれ、任せますみたいな形では、この仕事はやっていけないという感じが、私はしておりますので、今、介護に夢を持って来られた方が夢が潰れてやめていかれたり、介護の学生が今の現状を見て、介護職につくのはどうもというふうな人がふえてきているということが非常に心配になっておりますので、その辺のこと、熊取町だけではいけないかとは思いますが、できないことやとは思いますが、いろいろと話し合われて進めていかれることをお願いしておきます。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ありがとうございます。

小さい事業所の方々についての話を議員おっしゃいました。この先の話ですので、今の時点で何ともちょっと言えないんですけども、やはり単価の設定につきましては、議員かねてから言われていますように、利用者の立場を考えれば、やはりできるだけ抑えてもらいたいということもおっしゃってありました。

また、今回は提供側の、今度はサービス提供側の話で、余り低く抑え過ぎますと、ちょっとまた小さい事業所の運営はしんどいかなというところもあります。やはり、バランスが大事かなというふうに思います。ですので、熊取町だけではなく広域で、広域の中でもまたいろんな情報、ほかの広域の情報も入れながら、参考にしながら、考えているというような状況でございますので、ご理解いただきたいなというふうには思います。

それと、この生活支援の部分で、ボランティアの方々なかなか見えてこないとおっしゃってありました。それで時間をかけてというところもおっしゃってくれました。実は、やはりそのボランティアというところは、国の理想論があるかと思えます。町の中でこの理想論を議論やるというのは、なかなか難しいところではあるので、議員も大きな母体がありますのでよろしく願いしたいなというふうには思っております。

ただ、時間をかけてというところは、おっしゃるとおりで、やはり地に足つけてボランティアの方々を、活躍をやっていけるような土台であったりとか、意識改革である、こういったのは、この4月までにできるかというとなかなかできないので、今できるサービス類型、先ほども申し上げましたサービスA、サービスCはやらせてもらいますけれども、ボランティアの方々によるサービスBにつきましては、今後も継続的にアプローチをやっていけるように、先ほど答弁の中で協議体の話しさしていただきましたけれども、こういった協議体の中でいろんな話し合いをしながら、また地域にもおろしていければというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

長くこれからも続く議論だと思えますので、また質問させていただきたいと思えますので、よろしく願いしておきます。

次の質問に移ります。

介護保険3施設では、低所得者等住居者への食事の補助、補足給付がありますが、昨年から世帯

分離しても配偶者が住民税課税の場合、対象としない、単身1,000万円以上の貯蓄がある場合には補助はなくなる、今年度8月より段階の区分けの決定に非課税年金も算定対象になりました。低所得者への食事、部屋代の町独自の軽減策はとれないでしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）続きまして、私のほうから低所得者への食事、部屋代の町独自の負担軽減策につきまして、ご答弁申し上げます。

介護保険3施設を利用する方の食費並びに部屋代につきましては、サービス利用者と在宅生活者の公平性を図るため、利用者負担が原則となっておりますが、低所得者の方につきましては、申請に基づき補足給付を行い、負担軽減を行っているところでございます。

しかしながら、被保険者の負担の公平性を高めるため、利用者負担段階の判定方法が見直され、平成27年度からは配偶者の課税状況や預金等の資産状況を判定基準に追加し、さらに平成28年度からは非課税年金を収入に含む改正がなされたところでございます。

これらの改正は、預貯金等を一定額保有している被保険者や、非課税年金ではあるものの収入がある被保険者と他の被保険者との負担の公平性を確保する観点から、見直しが行われたものでございます。

したがって、町独自に利用料を減免するという事は、その減額分を他の被保険者の保険料で賄うこととなることから、議員ご質問の軽減策を実施することは考えてございませんので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）わかりました。

毎回質問して、毎回これは被保険者にかかってくるから無理ですと言われるんですけど、これも本当に現状を見ていただきたいと思うんです。

私のところに相談があったんですけども、やっぱり障害者年金を受け取っていらっしゃる方が、今回食事補助がなくなって非常に上がったと。本当に年金と障害者年金だけなんで、生活が苦しい上に上がってしまったということで、介護保険を使っている人の負担というのは大きくなっているんです。特に持ち家でない方にとって、アパート代とそれから自分の部屋代というのは二重に払っているようなものになってしまいます。もしひとり暮らしでも、施設に入所したからといってアパートの荷物を処分できる人は少なく、荷物だけアパートに置いて入所されるという方がいらっしゃいます。食事も2人で1日1,000円で済んでいたところが、施設に入ると1人でも1日で1,000円以上かかってしまう、そういうふうな状況を訴えられていました。

施設の利用者の独自減免をしている自治体は、大阪府下では、今、7市しかありませんが、169名の方が受けています。社会福祉法人を利用している減免は、熊取町では2名のみと聞いております。18年度の7期では、これ以上に利用者負担を2割へ引き上げる、負担上限額を3万7,200円から医療費保険並みに4万4,400円に引き上げる。施設の食事、部屋代補助でも今度は不動産の勘案、固定資産2,000万円以上持っている方については、補助はなくなる予定だと聞いています。これ以上負担が倍になったりして、サービスを控えようとしていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。もうこれ以上の負担は耐えられなくなってきているので、本当にお金持ちしか使えない制度になってきているのではないのでしょうか。ぜひ今、低所得者でも使える制度にしていただきたいと思っておりますので、またこの辺、よろしく願いしておきます。もうこれは、希望だけで終わらせていただきます。

もう時間がなくなってきましたので、次の質問に移らせてもらいます。

小・中学校の空調施設の設置時期はいつごろでしょうか。早期の実現を望みますが、検討状況は、一昨日の文野議員の回答と同じかと思っておりますけれども、よろしくご答弁お願いいたします。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）鱧谷議員ご質問の3点目、小・中学校への空調設備設置時期についてご答弁



いたします。

おっしゃっていただいておりますように、一昨日の文野議員からのご質問にご答弁させていただきましたとおり、鋭意検討を重ねているところでございます。

繰り返しの答弁になってしまいますが、具体的には近隣市町の導入方法や経費、設置に要する期間などについての調査をもとに、本町の財政状況を勘案しながら、整備時期や導入方法等についての検討を行っているところです。しかしながら、空調設置に活用できる国の交付金、学校施設環境改善交付金と申しますが、こちらの交付金はあるものの、現在、国は構造体の耐震化やつり天井落下防止対策に重点を置いているため、空調設置のメニューへの予算配分がされにくい状況でございます。

そのような状況ではございますが、国の交付金の配分の動き等を見きわめつつ、できるだけ早く整備計画をお示ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 私も、先日も友人から泉佐野市ではクーラーがついているのに、なぜ熊取町の小・中学校にはつけられないのかというふうな質問を受けました。お答えいただいたように答弁したんですけれども、子どもを持っている親御さんにとっては、この夏の暑さ、それからまだこれから、今はちょっと涼しいですけれども、どれだけ続くかわからない残暑、それから本当に子どもの生活にとっても、クーラーは今、必要になってきているんじゃないかと思えます。

泉佐野市の友人に聞きますと、クーラーが入ってから子どもが外で遊ぶようになったと言うんです。子どもが外で遊んで、暴れて帰ってきて教室に入って、ああ涼しい、気持ちいいわと言っていると言うんです。やっぱり子どもらしいと思うんですけれども、本当にクーラーがあって、勉強に集中できる環境というのは必要だというふうに感じますので、一日も早いご決断をお願いしたいんですけれども、12月までに決められないと来年の予算には反映されないということなんで、また来年も1年同じ状況が続くということになってしまうかと思えます。

もう本当に決断をお願いしたいという、本当にお願いでしかないんですけれども、子どもたちの1年というのは、本当に大事やと思うんです。クーラーでというような感じかもしれませんが、いろんな手法が考えられると思いますので、先日も、ここよりは大きな町だったと思うんですけれども、太陽光発電を、住民の皆さんにお金を募って町が太陽光発電をつけて、それを小学校なりいろんなところで使って、利益のある部分をまた皆さんに少しずつお返しするというような形で、町でそういう太陽光発電をつけるというふうなことをやってはるところをお聞きしたりしましたし、そういうふうな形で、もし本当にできないんやったら、何とかできるような形をとってもらって、少しずつ、あとすごい借金が残るんか、その辺の計算はよく私ではわからないんですけれども、子どもたちのためにとということで、ご英断をよろしくお願いしたいと思えます。それだけ。

議長（重光俊則君） 中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君） 一昨日もご答弁させていただきましたように、熊取町としての最重要課題ということで、全庁的に取り組んでいるところでございます。その手法につきましても、一昨日もお伝えいたしましたように、国の交付金にのみ頼るのではなく、いろんな手法を検討し、また財源についてもいろんな形で確保できないかということを検討しているところでございますので、英断というお言葉いただいてございますが、町長はもう既に英断されていらっしゃると思いますので、その実現に向けて我々、今、現在全庁的に取り組んでいるところでございますので、一昨日もお答えしたことばかりで申しわけないんですが、その状況につきましては、できるだけ早く整備計画を立案し、議員の皆様にお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 来年に期待しておりますので、よろしくお願しておきます。終わります。

議長（重光俊則君） 以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

次に、阪口議員。

6番（阪口 均君）議長のお許しがありましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

まず、1番目としまして、これは前回の一般質問のときにも軽トラ市場という名称を上げまして話をしたんですけれども、改めてその軽トラ市場の開催について、町の考え方とかいうふうなことをお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、熊取町のまちづくり、軽トラ市場により町の活性化を図ってはどうかのご質問についてご答弁させていただきます。

本町におきましては、地産地消を目的に、余剰野菜を町民の方々へ新鮮かつ栽培履歴の明確な安全・安心な農作物を安価な価格で供給するため、JA大阪泉州熊取営農店舗、野菜出荷協議会、農業改良クラブなどの農業団体が連携し、7月の七夕野菜市を初め、スイカ市、農業祭、歳末野菜市など年5回新鮮野菜等の直売を実施し、住民の方々からご好評を得ているところでございます。

今回ご質問でご例示いただきました団体の状況についてでございますが、くらし軽トラ市は平成23年度に5回実施し、その年以降は実施されていないと伺っております。次に、ながの軽トラ市につきましては、現在も年6回実施されているようでございます。

いずれの団体も本町と同趣旨で実施されているものでございます。町といたしましては、さらに定期的な開催ができないかとの思いを持っており、一昨年にもJA大阪泉州熊取営農店舗とも意見交換などを行ってまいりましたが、実現には至っておりません。

課題といたしましては、野菜市を行うためには、その時期に合わせ生産状況を調整する必要があること、2点目といたしまして、余剰野菜を定期的な販売に合わせて確保することが不確実であること、3点目として販売に係る人員などでございます。

議員のご質問の趣旨は、町としても同感であり、野菜の直販を通じてにぎわいづくりを図っていくことは望んでいるところではございますが、JA初め農家の方々のご協力なくして実施することは困難でございます。引き続き、JAを初め農業団体、農家の方々の意向を尊重しつつ、実現に向け意見交換を続けていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）私の通告の中に倉吉市の、これは動画でユーチューブに上げられているものなんですけれども、それと長野県の篠ノ井、それをごらんくださいと、事前に通告させていただいていました。それを見ていただいたの答弁というふうな形になっていりましたが、これは私が目線を合わせるために、あえてこれ見ておいてくださいねという形にしたんですけれども、皆さんがそれを見られているかどうかちょっと疑問がありますので、一応簡単に私のほうからそれを披露しますけれども、この倉吉市の軽トラ市場、今、藤原理事がおっしゃったように、スタートしたんですけれども、何か歯車が一つ狂ったんだと思いますけれども、既にもう中止になって……

議長（重光俊則君）ちょっとマイク、立てて。

6番（阪口 均君）既に中止になったようです。

このときに、NPOが中心になってスタートしているという状況があります。まちおこしの一つとしてNPOが立ち上がったということです。県内外の農家、もしくは福祉施設から農産物であったり、手芸品とかそういうものも含まれるんだと思いますけれども、そういう物を持ち寄って販売を開始したというふうなことです。このメリットというのは、簡単に準備ができて、開設できると。トラックさえ荷物積んで集まってきたらその場でもうスタートできるということです、簡単に言えば。そういう形でいけるもんだと思ってここはスタートしたんでしょうけれども、残念ながら中止になってしまっているということです。

長野県の篠ノ井というのは、これはもう数年続いています。で、イメージとしては、五、六十台のトラックが1回に集まるというぐらいの規模の軽トラ市場が、ずっと開催されています。想像す

ると、熊取駅から永山病院方向に向かって1個目の信号ぐらまで、両方に軽トラがとまって、歩行者天国にして、そこに人が集まってくるというふうな、そんなイメージだと思うんですけども、それを週1回、私の認識では週1回、毎月というふうにちょっと認識しているんですけども、ちょっとそれはまた後ほどすり合わせするとして、そういう形でこの長野県については開催されています。もちろん町の産物だけでなく、それ以外からも持ってくるでしょうし、お客さんは町内だけやなくて近隣の方も来られるであろうしというふうなことで、相当なにぎわいをつくっているということが、日本各地でそういうことが行われているという現状が、今あります。

以前から、道の駅が熊取町にあったらなとかいうふうな話もあったりするんですけども、今、この期に及んで道の駅と言ったときに、場所がどうなるんやとか、その箱物をつくる費用がどうやとか、非常に難しい問題が出てきますので、それにかわるものとして、各地区でこういった形で農産物の提供をしたりというふうなことをしているということが、この軽トラ市場の現状というふうにとりあえずご認識いただけたらなというふうに思います。

私が今、想定するのは、この役場の隣のふれあいセンター、あの前にトラックなり、ああいうものが、軽トラぐらいでしたら十数台、15台からぐらいの台数は入るであろうなというふうに思っております。もう一つは、この前も言ったんですけど、ゆめの森公園のにぎわいづくりの一つとして、ゆめの森公園に5台なり何なり、何台なり、そういう形で設置してにぎわいをつくればなというふうな思いでこの軽トラ市場というのを今回このテーマにしました。

今、藤原さんのほうからおっしゃっていただいた、これを進めていくに当たって非常に壁があるということの一つに、野菜の手配です。もう一つは、販売者をどうするかというふうなことが大きなテーマになるのかなと思いますけれども、これについて町のほうから働きかけは以前もされたし、またこれからもしていくというご理解でよろしいわけですね。

J A泉州の誰に対して、このアプローチをされていくのか、そこら辺はどういう考えを持っていますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）基本的には、この野菜市というのは、現在、冒頭にも述べましたように、J Aと、そして野菜の出荷を推進している団体、野菜出荷協議会、また改良クラブ、この辺が連携いただいて、現在も野菜市をしていただいておりますので、農協には当然働きかけはいたしますが、そのほかの団体に対しても、今回ご提案いただいた内容については町からもお伝えさせていただきますし、町としても先ほどご答弁させていただいたように、同じ思いを持っておりますので、継続してさせていただきたいと思っております。

ただ、現実、難しいというのは、やはり農家の方が、そういう生産体制を定期的にとれるかどうかというのが、大きい課題になってございます。その辺で農家の方々が本当にその辺の熱い思いを出していただければ、すぐにでも実現できる事業ではないかなというふうには思っておりますので、継続して話をさせていただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）町としての考え方は、私の考えている方向に沿っているという意味では、前に進めていきたいというふうに理解をさせていただきます。なぜ、私はこの事業をしたいかということなんですけれども、非常に低いコストで高い効果を得られるというのが1つにあります。農産物の生産者のやる気とかやりがいの創出にもなりますし、消費者の安いものを、新鮮なものを買えるというふうなそういったメリットも当然ありますし、あるいは今、いろいろと言われている貧困層の方々に対しても、場合によってはもっと廉価で販売することもできるかもしれないし、そういった人の手助けにもなるかなというふうに思うし、きのうの国保の答弁のときに町長がおっしゃっていた、やっぱり健康寿命を延ばしていかなあかんねやというふうなことの一助にもなるのかなというふうなことも思ったりしています。

もっと言うと、ひまわりバスが土日運行することによって、そういったイベントを役場でするこ

とで、ひまわりバスの利用者もふえてくるであろう。そんなことも考えられるし、今、住民部のほうで一生懸命コロッケを推奨されていますけれども、こういった場でまた広めていくということも一つの方法かなというふうにも思っていますし、いろんな副産物がかなり大きいんですね、これやることによって。だからぜひ前に進めたいというふうに考えております。それこそ、トップセールスで町長がJAの理事とお会いしていただいて、そういった思いをぶつけていただくとかというふうなことも一つの方法かなとも思いますし、結局みんながその気持ちになって動かしていかないとなかなか難しい問題なんですけれども、動き出すと非常にメリットの大きいことだと思いますので、ぜひ藤原理事、これもコロッケと同様必死になって前に進めていただきたいというふうに私は思っております。

もう一つ方法としては、住民提案協働事業というのがありますよね。そこで町の思いもそういうことで、そっち向いているのであれば、住民提案協働事業の行政提案型、それに一回乗せていただいて、それで応募してくれる人が出てきたら一歩前へ進むのかなというふうにも思うんですけれど、そこら辺はどうですか。

議長（重光俊則君）ちょっと待ってくださいね。

阪口議員、先ほどの発言の小さいところですが、町長の発言というのはきのうじゃなくて一昨日ですね。そこだけ訂正をお願いします。

じゃ、答弁をお願いします。藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）住民提案事業の行政提案を出すことは可能な、現実的にそれを野菜市の開催ですよ、実際にその辺で手を挙げていただける団体なりがあるのかなというのは、ちょっと危惧してございます。

最終的には、やはり農家のやっぱり生産できるかというところが大きなところであって、JAも、特に農家がそういう余剰の野菜を出せるのであれば、何ら拒むところではないと思いますので、やっぱり最大の課題というのは、やはり農家が定期的にイベントするだけの本当に野菜を確保できるかというところが大きな課題だと思いますので、それさえできれば農協も出荷協議会も拒否することはないであろうかなというふうには感じております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）そしたら、私らが仮に動いて、こういう提供者が出てきましたよということになると、もうどんどん後押ししてもらえるとということはどう間違った。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）協働事業につきましては、第三者の協働推進委員会というのがございますので、住民の団体の方々がそこで公益性があるとか、実効性があるとか、経費の問題がクリアできれば、それは町にいい事業という形で提言を受けますので、その際は、当然町も予算を確保して、ともに協働事業として取り組むことは町としてもありがたいお話ではございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）私もできるだけネットワークを使って、そういうことができる人たちを集める努力をしてみたいと思いますし、ぜひ、目的はやっぱり町民の方が元気になっていただくということが最終目的、私の目的でもあるんですけれども、それに向かって進んでいきたいなというふうな思いでおります。先ほどふれあいセンターと、もう一つ、ゆめの森公園と言いましたけれども、ゆめの森公園のほうの今の販売状況なんですけれども、あれはJAが出してくれているんですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）永楽ゆめの森につきましては、屋外につきましては、町の中なんですけれども、自治振興課が水とみどり課から敷地を買って、その中で自治振興がその地元の事業者に応募いただいているという現状です。ですので、個々の事業者が今、出店いただいているという状況になります。管理棟の中で販売しておりますタオル、野菜等は商工会と協定を結んでおりまして、商工会と町が販売契約を結んで販売しているという、今、2種類の販売形態になってございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6 番（阪口 均君）前から非常に残念に思うのは、あの量で販売していると、やっぱり売れ方も魅力ももう全然ないなというふうに思っています。やっぱり、そこには供給量の問題があるんでしょうけれども、やっぱり売る以上はそれなりの量があって選べるということが、消費者から見たときの最大の買い物の楽しみですから、そういったところへつなげていきたいなというふうに私は思うんですけれども、いずれ駐車料金有料という話にもなってくるんですけれども、そのときにただ単に駐車料上がったなということで、入場客数が減ってしまうようなことのないように、それにかわるメリットをみたいなもの、一つはこれとと思っているんですけれども、駐車料金払わなあかんけれど、あそこへ行ったら野菜とか安く買えるで、新鮮なものが安く買えるでみたいなことになって、別にその利用者からしたときに、そのデメリットがプラスの要素もあってデメリットではなくなるような、あるいは、これは住民部関係ないんですけれども、遊具の楽しいものがふえていとか、やっぱり見返りが消費者の方にないと、利用者の方にないと、そこら辺が一方向的に高くなるだけでは、ちょっと離れてしまいかねないかなとも思いますので、そういうところも含めてゆめの森公園のそういったものの販売拡大、それをぜひ進めていただけたらなというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） 貴重なご意見、ありがとうございます。

ゆめの森公園につきましては、現在指定管理という方向性の中で事業部のほうで検討させていただいております。今後の出店形態につきましては、今はテントで6店舗ほど出しているんですけれども、今後はやっぱり指定管理者の主導のもと、その指定管理者がもうけられる体制、またそれによって公園に遊びに来られる方ににぎわっていただけるような、そういうふうな提案も恐らく指定管理した場合には期待できるのかなと思います。

また本町も、産業振興という観点もごございますので、そういう意味で、今後事業部とも綿密な打ち合わせをしまして、来ていただける方に楽しんでいただけるような形で協議は進めていきたいと思っております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6 番（阪口 均君）指定管理、これは事業部の話になるんでしょうけれども、指定管理に持っていくというのはいつからでしたですか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）現在の時点では、来年度中には指定管理者制度を導入したいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6 番（阪口 均君）ぜひ、私がさっき申しました、やっぱりゆめの森公園は成功させたままで続けていかんといかんと思っていますんで、片方でにぎわいづくりですよね。だから指定管理の業者選定のときににぎわいづくりも大きな選定要件として、今、何台か車を出してもらってやってもらっていますけれども、それ以上に、軽トラ市場も一つだと思いますけれども、こんなことをしますというふうな要件をもって、やっぱり選定していただけて、いつまでもにぎわうゆめの森公園であり続けてほしいなというふうに思いますので、そこら辺はぜひ考えていただきたいと思いますが。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）先ほども住民部の理事のほうからも答弁ございましたけれども、当然指定管理導入に当たりまして事業部としても住民部と協議を重ねて、議員ご提案の事業については前向きに検討してまいりますというふうには考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6 番（阪口 均君）ありがとうございます。

そしたら、1 番目の質問については以上で終わらせていただいて、2 番目、熊取町の鳥獣被害に

関して、その対策はということでご答弁いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、鳥獣被害についてご答弁させていただきます。

まずは、本町におけるイノシシ被害の現状でございますが、大阪府南部農業共済組合並びにJA大阪泉州熊取営農店舗からの聞き取りにより、平成26年度においては被害総額約100万円、27年度においては被害総額約228万9,000円と聞いており、捕獲頭数については、平成26年度が111頭、27年度が84頭となっております。

次に、町の対策といたしましては、イノシシの捕獲を積極的に進めるべく、熊取猟友会に捕獲の委託を行い、山手地区を中心に箱わなを26カ所、くくりわなを18カ所設置し、イノシシの捕獲に努めているところでございます。

また、各農家の方々が設置する電気柵についても設置費の2分の1、上限額40万円となっておりますが、農作物鳥獣被害防止対策事業補助金として各地区に補助し、被害の軽減に努めていただいているところでございます。

今後も、猟友会と連携しながら、農作物の被害を未然に防止するとともに、捕獲業務を実施し、個体数の抑制に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）ちょっと聞き逃したんですけれど、27年の被害額280……

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）228万9,000円でございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）おりが26カ所、くくりわなが何カ所でしたですか。

（「18」の声あり）

6番（阪口 均君）18ですか。

このおりとかくくりわなというのは、町の持ち物、町の財産なわけですね。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）おりにつきましては、熊取町が保管するものと、あと猟友会として持たれるもの、そして猟友会個人の方が当然猟に行かれますので、その量、あわせて26台ということになります。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）猟友会は、熊取支部というふうな形になってはいますが、これは猟友会熊取支部ということは、その本部のくくりとしてはどういうくくりなんですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）一昨年まではこの熊取猟友会は大阪府猟友会の支部として存続していたんですが、夏前に独立しまして、熊取猟友会という一つ単独となっている、今、団体になってございます。内容については全く変わっていないんですけれども、支部から外れている状況になっています。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）そしたら、この猟友会の熊取の人数というのは、今、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）現在12名ということでお聞きしております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）猟友会に動いてもらうための依頼する方法、それはどういうルートがあるんですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）まず、イノシシを捕獲するためには、当然捕獲する資格が必要になってまい

ります。その資格を持っている方が猟友会の方々になりますので、年当初に捕獲の契約を行ってご  
ざいます。1年間通して。それは報奨金でお支払いして、実績として1頭捕まえるごとに8,000円  
という形でのお支払いで、1年間通してその捕獲契約を結んでいるというのが実態でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 例えば、熊取町のある地区でちょっと被害が大きくなっているから、おりを設置し  
てもらえないかというようなことは、やっぱり熊取町に依頼する話になるわけですね。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） はい、基本的には熊取町にご要望いただければと思います。おりにつきまし  
ても、現実26台、今フル活動で、高田地区が一番多いんで、永楽ダムのほうが多いんですけども、  
高田地区、成合地区、順次出没の多いところを優先的にしております。ただ、今、ご指摘あったよ  
うに一部の地域で集中した場合には、そこからおりを移動させた形で対応する場合もございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 26台というのは、いつから26台ですか。ずっと昔から26台ですか。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） ちょっと定かな数字ではないんですが、熊取町が最終買ったのが平成25年度  
に最後2台買ってございます。猟友会はそれぞれ個人がお持ちなので、いつ買われたかまではちょ  
っと申しわけございません、把握はできてございません。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 年々やっぱり被害がふえていますんで、数がこれ以上ふえないとなると、やっぱり  
ますます被害がふえていくんですけども、そこら辺は町としては予算どりの関係もあるでしょ  
うけれども、どういう考え方を持っていますか。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） このおりの問題につきましては、従前から内部でもふやせないかというこ  
とで調整はしておりますが、結果的に予算確保できていないというのが実態でございます。当然、お  
りを多く設置すればかかる割合というのはふえてくるのは当然ではございますが、ただ設置に際し  
てやはり地主のご了解いただけないという事例も特にございます。また、先ほど言いました猟友会  
12名が常時おりを監視いただきますので、幾つもしてもそれを管理できない、餌をして管理できな  
いというのもございますので、一定おりの数にも制限があるのかなというふうには思っています。

この辺は猟友会のご意見聞きながら、また財政部局と予算の都合もつけながら、できる限り捕獲  
できるような体制は今後も継続して頑張っていきたいとは考えております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） ぜひ、この被害がふえているわけですから、予算どりもしっかりしていただいて、  
おりの数をふやせば被害が最少で済むならば、やっぱりそっちの方向が正しいと思いますから、よ  
ろしくお願ひしたいなと思います。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） あともう1点、冒頭でご答弁させていただいたんですけども、農家の方々  
に対しても、電気柵の補助金を出しております。やはり本来、家でもそうなんですけれど、防災ま  
ずみずからしていただくというのが基本ではないかなと思っていますので、特に被害の多い山間部  
の地域については、やはり自己防衛という形で、電気柵の設置というのもぜひ農家の方々にはして  
いただきたいというのは、町の思いです。

それを補完する上で、町が、先ほど申しましたおりの数をふやして総合的に捕獲していくとい  
うのを目指しております。ぜひ、農家の方々にもそういう自己防衛をお願ひしたいというのも本音の  
ところでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 猟友会に入ろうとしたら、どういうふうにして入るんですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）会長がいますので、そこにお声かけすれば特に普通に入れると思います。最近1名入っている方を聞いておりますので、特に何ら試験とか何もないので。ただ猟友会入るためには、先ほど言うたその資格、銃であるとか箱わなをする資格、免許が要りますので、当然事前にはそういう免許を持っていただくというのは必要かなと思います。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）わかりました。

最近、私も小谷ですので、上地区、二、三ヒヤリングしたんですけれども、高田、和田、小谷、成合、久保、この地区なんですけれども、特に高田、和田というのは、ことし変わった被害はというのは、余り聞き取れなかったです。ただし、小谷の南3丁目というところなんですけれども、これはイノシシ、庭まで出てきています、民家の庭まで。だから、民家の玄関からいうたらもう数メートルのところまでおりてきているという現状があります。それと、小谷の古谷という池があるんですけれども、その下池のU字溝、その近辺を掘り起こしてU字溝に今、泥が詰まっているというふうなことが新しい被害として、そういうものが出てきています。

それと、あと久保地区です。これはこの前、議会だよりで行ったときに、久保地区の方から話が出てきたんですけれども、久保2丁目、これも民家に出てきています。庭まで。それから、久保の寺ありますよね、その横の、これは民家じゃないんですけれども、まだ田んぼなんですけれども、そこに最近出てきていると。そこに出てきているということは、子どもの通学路を越えてきているということが考えられるというんです。

もう一つ、成合のことを言いますと、成合東には、これも民家に出てきています。これは昨年のお話です。ことしじゃないです。ということで、被害が農作物に対しての被害というのは、これはもう当たり前のように今あるんです。そのことを別にしても、人に危害を加えてしまう可能性のあるようなところまで、もう近寄ってきているよという認識は持っておいてほしいなというふうに思います。

久保の場合は、もう通学路をまたいでいるん違うかというふうなことになっていますから、イノシシの習性を見ている、こっちから何かしない限り余り襲ってもこないというふうなそういう生き物らしいですけれども、でも、ネットなんかで見ていると、兵庫県で何年間の間に26名ぐらいの被害者が出ていたとか、最近でしたら小学校4年生が襲われたとかいうふうなこともあります。夜行性ですので、昼間余りどうのこうのないんですけれども、ただ薄暗くなってきたり、これから日没も早くなりますから、そんなに遅くない時間であっても外へ出て子どもがそういうものに遭遇して、対処のしようもなく、石でもぶつけようもんなら本当に襲ってくるような、そんな状況まできているということ認識しておいてほしいなというふうに思っています。

ですから、被害は余り伝わってはこないと思うんですけれども、何か区長会なり何なりでそういう新しい被害、農作物の被害は、もう云々は別に誰も言わないと思うんです。やられて当たり前みたいな、そういう感じにもなっていますから。ただ、人に危害を加えられかねないようなそういう情報は、ぜひ町としても吸い上げておいてほしいなと思います。そういうルートは考えられますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）確かに農地以外のところで発見されて、町のほうに情報提供が来ることはたまにございます。先ほど申し上げました久保地区についても、町としても把握しております。

その際の対応ですけれども、まず本町におきまして、大型野生獣の出没等緊急対応マニュアルというのをもう既につくっておきまして、それに基づき対応することになっています。具体的には、大阪府と泉佐野警察、猟友会、そして本町の危機管理課など庁内組織の連絡体制をしっかりとできましようという形の対応マニュアルは既にできております。

事実、その久保地区の通報があったときも、各小・中学校に、当然情報がすぐに来る場合もあれば、きのう見たよというような情報もありますので、すぐに来たよという場合であれば、各学校に



連絡を入れます。そして各自治会長も含めて、迅速に各連絡をして、注意喚起を行っております。さらに必要な場合は、その地域限定される場合は、実際に久保地区、お話しいただきましたけれども、28年3月にチラシを各戸にまかせていただくなど、緊急にも人命に被害が出ないような形での活動は実施させていただいております。ただ、あいにくその情報をいただくのは、きのうの夜見かけたんやとかいう情報が結構多くて、そのときはもういないという状況がありますので、本当に今見たというような情報であれば、直ちに職員を現場に派遣して対応はきっちりさせていただきたいと思っております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君）冒頭おっしゃった農家の自己防衛ということで、電気柵の補助、それはされているというのは、それはそれでやっていただくべきことだと思うんですけども、今、申しましたように、民家に来たとき、これはもう農家関係ないんで、民家に対しても補助というのは、今後考えていかなかんの違うかなというふうに思ったりするんですけども、そこら辺は見解どうですか。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）今、うちの町の要綱では、農作物被害防除というのが大原則になってございますので、今後の検討課題ということでさせていただきます。

なかなか現実の話として、家の周りに家庭の方が電気柵を張られるのかなというのちょっとございまして、そこはちょっと今後の検討課題とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君）ぜひそれについても考えていただきたいなと。張る意志のある人が言ってくると思いますが、多分出てきたからというてすぐ張るという発想はないと思います。張ったらここは安全やなという人が、恐らく言ってくると思うんで、農家、実行組合通じてだけじゃなくて、そこら辺の個人宅に関してちょっと配慮をいただけるような考え方を持っていただきたいなというふうに思っています。

以上になります。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（重光俊則君） 以上で阪口議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時37分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（重光俊則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） それでは、議長のお許しを賜りましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず1つ目ですけれども、アトムサイエンスパーク構想の推進についてご質問させていただきます。

熊取アトムサイエンスパーク構想は、熊取町と京都大学、大阪府の三者で平成19年にまとめられたと思うんですけども、このアトムサイエンスパーク構想の骨子の中身を見ますと、アトムサイエンスのポテンシャルというところにほとんどのページを使われてこのBNC Tの内容が書かれています。ということを見ますと、このアトムサイエンスパーク構想というのは、大体ほとんどがBNC Tを中心として成り立っているものと考えられるんですけども、このBNC Tと熊取町の施策の関係について、なかなか町民の方もわかりにくい部分があると思うので、何点か質問させていただきます。

まず1つ目の熊取町として何の目的にどのような効果を期待して、この構想の推進に向けた取り組みをされているのか、基本的な考えをお教えください。

議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）熊取町におけますBNCTの関連施策についてでございますが、本町に所在いたします京都大学原子炉実験所は、昭和38年4月に全国大学等の共同利用研究所として開設されまして、以来50年以上にわたりまして研究用原子炉などを活用し、一貫して核エネルギーと放射線の利用に関する研究教育活動を進めてこられました。

この実験所の研究で、とりわけ特徴的で、特に大きな成果を上げておりますのが中性子のがん治療へ応用いたしましたホウ素中性子捕捉療法、通称BNCTの研究でございます。BNCTは、現在、革新的ながん治療法として世界から注目されております。もともとBNCTは、アメリカでその原理が考案された後、日本に研究が引き継がれまして、京都大学原子炉実験所におきまして研究が進められた結果、確立されたものでございます。まさにこの熊取で花が咲いたがん治療法でありまして、タンポポに例えますと、綿毛を世界に向けて放つ時期に来ていると言えます。今後、世界に向けてBNCTをさらに発信し続けるためには、教育研究拠点や医療拠点、行政といった関係機関との連携というものが重要になってまいります。

このBNCTの関係機関の一つに京都大学原子炉実験所の地元自治体であります熊取町があるわけでございますが、世界をリードする研究が進められているという施設がこの熊取町に所在することは我々の誇りでありまして、貴重な財産でもあります。これは他の自治体にはない本町の特性であり、本町の発展のため、積極的にまちづくりや施策の展開に活用していくべきだと考えております。なお、本町では、我が国の学術、産業、医学の発展などを期待して、研究用原子炉を有したこの実験所の開設を受け入れた、こういった経過があるとお聞きしております。過去の経緯や先人の方々の思いを未来へきっちりと承継することも私たちの責務であると認識しております。

以上が、熊取アトムサイエンスパーク構想の推進やBNCT関連施策に関する本町の基本的な考え方でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）その点については、いつもご説明いただいている内容なので余り変わらないかなと思うので、それではちょっとわからないので、個別に質問させていただきます。

まず、熊取創生戦略における位置づけについてお伺いします。昨年10月に熊取町が策定しました熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に、基本目標3の活力あふれるまちづくりに熊取アトムサイエンスパーク構想の推進という項目が1項目めに上がっているんですけども、この戦略に記載されているBNCTの関連施策について、内容と、いわゆるKPI、これが達成した場合どう活力あふれるまちづくりにつながるのかお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本町が今後もまちの活力を維持し続けるため、平成27年度を初年度とする今後5カ年の基本目標や施策の基本的方向性、具体的な施策をまとめたもので、昨年10月に策定したものでございます。この中で、地域活性化を図る取り組みの一つとして熊取アトムサイエンスパーク構想の推進が掲げられておりまして、3つの項目で構成されております。

1つ目は、BNCTの周知でございます。具体的には、300名の集客を目標とする講演会を開催するものでございまして、本年3月、町民会館ホールにおきましてシンポジウムを開催いたしました。当日は、ホールがほぼ満員となります311名の方にお越しいただきまして、アンケートでは約8割の方々から「よかった」とか「とてもよかった」というご感想をいただき、また、アンケート用紙には、「BNCTの原理がよくわかった」や「BNCTのがん治療に明るい未来をもたらすものであると感じた」といった内容がたくさん見受けられました。ご参加いただいた方には、BNCTにつきましておおむねご理解いただきまして、目標は達成できたと認識しております。

それから2つ目でございます。BNCTによるまちの活性化でございます。具体的には、固定資産税の軽減措置が講じられます投資促進優遇税制につきまして、関連企業の進出を促し、本町にお

ける産業を活性化させるために、平成26年度、1者に適用されましたこの制度を平成31年度には3者とする目標を掲げているものでございます。現在のところ目標は達成できておりませんが、まだ3年半、期間が残されております。積極的な企業PRをしてまいりたいと考えております。これまでの町内事業者に対する案内チラシの配布などに加えまして、先月には町外の10社の企業を訪問いたしましたして、制度のご案内をしたところでございます。

最後、3つ目でございます。BNC T相談室の開設です。これは昨年5月から、実験所の医師と本町の看護師によります相談を熊取ふれあいセンターの2階で実施しているものでありますが、戦略では、平成31年度の相談者数を100名とする目標を掲げております。平成27年度は、5月から3月までで延べ91名の相談がありまして、今年度は、4月以降8月末現在で59名の相談があり、来年3月までの相談人数は100名を超えるものと見込んでおります。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。先ほどお答えいただいた中で活性化のところで企業にPRをしているところなんですけれども、PRに行ったところ、どれぐらいの手応えはありましたか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）手応えといいますか、本町の制度のPRをさせていただいたというところでありまして、まだ一度しか面会してはいない状況でございますので、手応えといいますか、はっきりとわからない状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）10社訪問したということやったんですけれども、その10社のうち、今後何社か絞って継続してPRしていくという考えはあるんですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）まずは一つでも多くの企業の方々にこの制度を周知する、PRするというのが目的ですので、今のところ8月にお伺いした企業につきまして、特段その相手の企業様のほうから何かお問い合わせ等がない限り、もう一度伺うということは現在のところ考えてございません。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）要は熊取町としては、これは企業に来てほしいから打った政策ですよ。なぜ電話かかってこないから行かないんですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）10社、その訪問したところにつきましては、一通り制度の詳細なご説明をさせていただいております。余り過度なPRというか、しつこくやりますと、やはり相手様のお忙しいところ伺ったりしますから、なかなか印象といいますか、心象を悪くするというようなこともございますので、特段、今のところ2回目以降の訪問ということは考えておりません。それよりも、一つでも多くの企業の方にこの制度を知っていただくということのほうが重要だと考えておりまして、そちらのほうを中心に今後、PRをやってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。でも嫌がられない程度に行くことは必要なんかなというのは、要は、熊取町としてその企業に来てほしいのであれば、やっぱり何度か足を運ぶべきかな、それでも無理なんであればまた違う企業に行けばいいかなとは思いますが、ぜひその10社の中で何社か絞ってでも、ころ合いを見計らって検討していただけたかというのは営業活動として必要かなというところと、一つでも多くの企業に知っていただくというところであれば、企業に対して郵送でその制度の紹介を送ったりとかいうようなことはしないですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）町内の事業者様につきましては、郵送ではなく税の納入通知などをお送りするときにご案内をさせていただいております。町外の方々につきましては、今のところは郵送ということと考えてございません。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）実際に足を運ぶところも重要なと思うんですけども、とりあえず1回目、郵送で送っても失礼ではないかなということもありますので、いろいろな周知の仕方はあると思うので、多くの企業に知ってもらおうということであれば、そういう手段も考えてほしいと思います。

それで、先ほどの答弁の中で、BNCT相談室のところがあったので、その質問をさせていただきます。

熊取町まち・ひと・しごと創生戦略におけるBNCT関連施策として3つの事業が挙げられましたが、この中で企業誘致施策の展開については、私は活力あふれるまちづくりという目標、方向性というところでは合致できたんですけども、BNCT相談室の開設については、熊取町が設置する必要があるのかという点で疑問があります。相談室というのは医療機関が設置すればいいもののかなという思いはあります。患者の方からすれば、そういうBNCT相談室ですか、あったらいいと思うんですけども、何もこの行政機関がわざわざ設置して、これが熊取町の人を対象にしているというのであれば理解できるんですけども、熊取町外の人も対象になっています。熊取町の予算を投じる以上、熊取町の住民の皆さんが最も恩恵を受ける形でなければならないと思うんですけども、そこで相談室開設に対する熊取町の考えと、熊取町がやる必要性、運用状況についてお尋ねします。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）BNCT相談室でございますが、昨年1月に本町と京都大学原子炉実験所がBNCTの早期実用化に向けまして、相互の人的・知的資源の交流、活用を図るための体制整備を図ることを目的といたしまして、両者で取り交わした申し合わせ書の規定に基づき設置したものでございます。

BNCTのこの早期実用化に向けた研究、着実に進められているわけなんですけど、その反面、専門的な相談体制というのが整っているとは言いがたい状況にございました。BNCTの研究機関の地元自治体であります本町が熊取町としてできることをやるという、そういった思いで設置に至ったものなんですけども、まずは、このBNCTに関する相談、どこに相談をしたらよいかわかりにくいという状況からは改善が図られまして、がんで苦しんでおられる方のお役に立っているものと認識いたしております。

この相談室でございますが、相談のその個々の概要につきましては、個人情報保護の観点もございますので、詳細をお話することはできませんが、自分の症例がBNCTの対象になるのかとか、あと、現在の研究状況はどうなっているのかというご相談が多いというふうに聞いてございます。また、開設以来、専門の医師が対応に当たりますので、専門の医師との会話によりまして不安が緩和されたという相談者からのご意見とか、あと、医療従事者からの評価といたしまして、セカンドオピニオンの役割も果たされているというふうな評価、ご意見いただいております。

近々実験所の研究用原子炉が運転再開されるというふうに伺っております。臨床研究のほうも間もなく再開されるという状況でございます。また、加速器を使った治験のほう、こちらも順調に進められていると、こういった状況を鑑みますと、この相談室の存在、ますます重要になるものというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）質問した、なぜ熊取町が相談室を設置しなければならないかという点がやっぱり不明なんです。要は、京大原子炉実験所がやってくれればいいんじゃないかと僕は思うんですけども、例えばこの予算を半分半分でしているというのであればわかる場所もあるんですけども、なぜ熊取町がこれを設置しなければならないかというのはどうお考えですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）先ほどご答弁させていただきましたとおり、昨年の1月に取り交わした申し合わせ書の規定に基づいておるところでございます。まず、この設置に係る費用、事実上、実験所の医師の人件費というのは、これは実験所のほうで負担していただいておりますので、本町では看護師のほうの人件費を主にこの相談室の予算として計上してございます。したがって、負担というところで言いますと、折半というところで、先ほどの申し合わせ書の規定、相互の人的・知的資源の交流、活用を図るということで、両者がそれぞれ対応できる場所を対応したというところでございます。

それから、なぜ設置するのかということにつきましては、まだそのような相談の体制が当時はきっちりと構築できていなかったということで、繰り返しになりますが、実験所の地元自治体であります本町が、実験所と費用を事実上折半という形で設置をしたものでございます。

また、BNCTの相談室の役割なんですけれども、がんで苦しんでおられる方を最適と考えられる機関へおつなぎするといった役割もでございます。患者にとっては一分一秒でも大切な時間であり、問合わせ窓口の集約という観点からも、本町が相談室を開設した意義は大きいものというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）BNCTの相談室については一定理解できましたけれども、患者を最適な医療機関につなげるという点だけであれば、何も熊取町が熊取町に設置しなくてもいいんじゃないかなという考えはあります。

そこで続いて、熊取町の予算の投入というところの質問をさせていただきます。

熊取町がBNCTの相談室を設置していることについては一定理解できたんですけども、熊取町という範囲だけを捉えるとそうとは言い切れません。熊取町の住民の方が優先的に、あるいはBNCTの治療法を優先とか安い費用でがん治療を受けられるようになるわけではないですし、熊取町を訪れる方が増加しているというわけでもないと思います。非常に難しいところであると思うんですけども、熊取町の予算を投じる以上、熊取町の住民に直接メリットが及ぶようなBNCTの展開も検討していただきたいと思うんですけども、そこで、このアトムサイエンスパーク構想の今後の推進に向けてということで、この施設の絵が載っていたんですけども、こういう施設の開設とかが住民の方についてはわかりやすいと思うんですけども、熊取町としてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）それは、がん治療施設の開設ということでよろしゅうございますか。

がん治療ができる施設がこの熊取町に開設されるということ、住民の皆様が切に望んでおられるということは重々認識いたしております。しかしながら、がん治療施設、いわゆる医療機関、病院なんですけれども、施設整備には大変な費用がかかります。また、それを誰が負担するのかといった問題もございまして、医師、看護師、放射線技師といった専門スタッフの確保とか、あと、難しい病気でございますので、患者を集める、いわゆる集患体制の構築といったものなど、なかなかその実現には乗り越えなければならないこういったハードルというものたくさんあるというふうには考えてございます。

がんの治療する施設の開設というもの、非常に重要だと考えておるんですけども、まずは、その前に現在研究が進められておりますこのBNCT、医療としてきっちりと確立されるという状態

に持っていくことがまず先決でございます。そうでなければ医療施設を設置しても効果が余りありませんし、また具体的な議論も進められないと考えてございます。

現在、BNCTの研究なんですけれども、悪性の腫瘍、頭蓋骨の中にできるがんとか、あと頭頸部がん、首のこのあたりにできるがんなんですけれども、こういったものについて非常に高い効果があるとされております。今後、乳がんとか、あと肉腫といまして筋肉とか骨などにできる腫瘍なんですけれども、こういったところに対しますBNCTというのも非常に効果があるということがわかってまいりまして、研究がこれから進められていこうとしているところでございます。

このように、BNCTのいわゆる適用症例といえますか、こういったBNCTの範囲が広がれば治療の対象となる患者の数もふえてまいります。そうすれば医療機関の増設の必要性という、この議論もますます高まってくるわけございまして、そういったこの議論を進めていくためには、まずはこの適用拡大に向けた、実験所が今力を入れておりますこういった研究を促進していく、応援していくと、そういったことが必要不可欠というふうに考えてございます。本町といたしましては、まずはBNCTの適用拡大に向けた研究の支援、応援と、周知の拡大といったものに力を入れてまいりたいと考えてございます。

本町におけますがん治療施設の開設といったところにつきましては、京都大学原子炉実験所、それからこの周辺の地域医療機関、それから関西BNCT医療センターといった関係機関と連携いたしまして、この適用拡大に向けた研究の状況、それから社会情勢の変化などを見きわめながら最善策を模索してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。すぐには施設整備は無理だということやったんですけれども、このアトムサイエンスパーク構想、骨子案ですけれども、できたのは19年ですよ。これ、今まで見直しはしていますか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）この構想そのものについて見直しというのはしておりません。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）見直しをしていないのに、10年たっていないですけれども、このまま進めていって、予算もちょっとずつですけれども投入していつか出てくる直接的なメリットは出てくるとお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）議員がご指摘されるそのメリットという切り口は、恐らく住民の方々が直接利益を享受できる、BNCTの施策を本町が推進することでたくさんの方がこのまちにやってきて、お金をたくさん使って、そういった効果が短期的かつ直接的に住民の皆様に還元されるという観点からのメリットだと思いますが、残念ながらBNCTのこの施策というのは、そういった直接的な効果というのは期待してございません。

BNCTの存在、それから、それを研究しております京都大学原子炉実験所、また地元自治体でありますこの熊取町が、このBNCTがどんどん広く知れ渡って全国の方、世界の方から注目されるような医療として確立されることによって、本町の知名度、それからブランド力が向上することで、そういったものが回り回って住民の皆様に還元できると考えてございまして、間接的な長期的な視点から、間接的にそのような効果が出るというふうに考えてございます。したがって、具体的にいつ何どきこの効果が住民の方々に享受できるかというものではないと考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）これ、熊取町が一生懸命、京大の原子炉実験所とこのBNCTの治療法、頑張っ

日本中に世界中に周知していったって、いろいろ乳がんとか肉腫とかに適用になったとしても、病院自体は大阪の高槻市にできるんですよ、治療機関として。結局そっちに患者が行くということになると思うんですよ、もし適用されればね。であれば、今、熊取町が少しずつであれ予算投入してはいますけれども、その回収の見込みというのはどうなりますか。

議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君） 具体的にその回収の時期というのは申し上げられません。そういう性質のものではございませんので、あくまでも間接的な効果というところで住民の皆様が利益が享受できるというような性質のものと考えてございますので、そういう、ちょっとお答えしかできないという状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 中尾副町長。

副町長（中尾清彦君） いつ熊取町の住民に、お金で返ってくれば一番わかりやすいんですけど、今のところは、今言われた高槻市のほうに関西医科薬科大学の敷地内に平成30年に建設予定であります、今、理事が申しあげました関西BNC T……。大阪医科薬科大学ですね、その敷地内に医療施設ができるということは、議員おっしゃったとおりでございます。

患者がそこに行かれるというのはまず間違いはないと思うんですけども、そこで実績が出たものについて、その実績をたくさん蓄積してまいります。その実績を踏まえて熊取町のほうで京大原子炉のほうでまたフィードバックなりしていただいて、町としては、京大実験所と一緒にフィードバックの結果を研究拠点としての役割を持ちながら、あわせてやっていくということで、単体で熊取町が全て研究も治療もやっていくというのは、これは不可能でございます。当然、薬剤の関係もございまして、それは、地域あるいは大阪府、関西、これを巻き込んだ中でトータルでこれに取り組んでいきつつ世界に発信していくという位置づけでございますので、直、すぐにいつ何年度に熊取町の住民が京大実験所があるからメリットが得れたというふうなことには至りませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

議長（重光俊則君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） わかりました。直接的な住民に対するメリット、お金が入ってくるというわけではなくても、このBNC Tが確立したときには、原子炉実験所のほうで町民やと優先的に受けられるということとか話し合っていたらなと思うんですけども、そこで、この26年度の予算でアトムサイエンスパーク構想推進調査委託というところにつくったやつやと思うんですけども、この中で、原子炉実験所と熊取町でイメージが共有できていないという項目があるんです、4ページの中に。現在、そのイメージの共有というのは、すり合わせとかはやってますか。

議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君） はい、すり合わせをやっております。

以上です。

議長（重光俊則君） 中尾副町長。

副町長（中尾清彦君） 一つ前の質問で骨子案の件、お尋ねになりましたけれども、見直ししているのかということなんですけれども、19年に策定して以来、理事が答えましたとおり、見直しはしてありませんが、今、議員がお話に出された今後の推進についてのまとめ、調査、前段階にありましたけれども、そのまとめをつくる際に骨子案の案を外しつつ、この今後のまとめを、もう10年近くたちますので、お互いの最終の目標とか方向性とかというのをすり合わせるために27年度につくったものでございます。

当然ながら、国等に要望していく際に、京都大学実験所と熊取町、あるいは大阪府と違う方向を向いているような要望にも行けませんし、そういうのに資するという目的でこれをまとめたということで、そういう意味でイメージの共有化というのは持ったつもりでございます。

議長（重光俊則君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。ということは、これができてから国への要望とかは何か行かれたということですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）現在、国へ直接それを持って行って要望したということはございませんが、大阪府の副知事との面会時とか、あと、京都大学の総長と面会させていただいたとき等、そういった機会を利用しながら、熊取町の考え方、本町の考え方についてご説明をさせていただいておるところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）国への要望はしていないというところなんですけれども、その次の課題で、施設とか設備が不足しているというのがあるんですけれども、施設が不足しているというところであれば、ここにも施設の絵が描いてあるので、不足しているのであれば、国に言いつくりたいんだという意思表示をしてもいいかと思うんですけれどもどうでしょうか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）先ほどのこの調査報告書の件なんですけれども、直接これを持って行って国のほうに要望したということはございませんが、こういう考え方があるんだということは、国要望の際に内容を要望項目としてまとめて要望させていただいておるところでございます。失礼しました。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）せっかくお金かけてこういうのまとめて、施設があったほうがいいよねというところが書いてあるので、ぜひその辺、高槻市に治療拠点ができるというところであれば、熊取町にも小さいなりに数人の治療拠点があってもいいとは思えます。研究拠点が実際にあるんですから。そこで、結局このアトムサイエンスパーク構想、建物もないし、ずっと僕が生まれてからある京大原子炉実験所があってBNCTの研究をやっていると、よく知っている人でそこぐらいまでは知っていると思うんです。何をやっているかわからないですよ。ここに、課題の3にあるんですけれども、ブランド化できておらず、住民にとって遠い存在になっているというところなんですけれども、ここについては、これをまとめられてからどうお考えですか。何か対策は打っていますか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）京都大学原子炉実験所という立地を生かしたブランドの推進でございますけれども、今春、この春以降、実験所のほうもみずからのそのブランド戦略というのをこれからどうしていこうかということを検討しておられるところでございますので、本町と一緒にこのブランド化をどのように確立していくのかということにつきまして議論を始めたところでございます。近々またその協議の場が設けられる予定になってございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）結局、余りわからないですよ。結局どうなるのか、ゴールが、こういう絵にあるように20年後でもこれができますよとなれば町民はわかると思うんです。でも、見えないブランド化とか直接的なメリットはない、金銭的なメリットはないとか、そういうのであれば結局わからないと思うんです。でも、それをわかっただけでおもうのであれば、やはりちょっと熊取町としての情報の発信は少ないかなと思うんです。なぜ熊取町がBNCTの関連施策を推進しているのか、なぜ熊取町が京大原子炉実験所の研究を応援しているのか、十分説明なされていないと思います。

3月に行われたシンポジウムは大変おもしろかったですけれども、これも1年に1回というのは期間短いかと思うんですけれども、数年に一度でもあれぐらいのシンポジウム開くべきかなと思うんです。医療拠点をつくらないのであればつくらない、つくりたいならつくりたい、そういう情報を発信していったらいいかなと思うんですけれども、このBNCTを応援する周知活動について



てお伺いします。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）本町では、ホームページにこのBNCTに関する項目を設けまして、原理でありますとか、この構想の骨子案とか、あと研究の状況、それから、3月に行いましたこのシンポジウムの内容など、詳細にご紹介させていただいておるところでございます、一通りこれをごらんになっていただきますと一定の内容というものをご理解いただけるようなものになってございます。

今後とも、BNCTを取り巻く環境の変化に対応させながら、内容を充実してまいりたいというふうに考えてございます。また、住民の皆様に対しましては、時期を見きわめながら適宜広報などを通じまして情報提供してまいりたいと考えてございます。なお、BNCTのその取り組み、なかなかよくわからないというところがございますが、詳細なご説明、必要であれば、いつでもご説明に伺いますので、お気軽にお声がけいただけたらと思っております。

それからシンポジウムの件なんですけど、本年3月に本町の公民館で行いましたものにつきまして、まず住民の方々にBNCTをご理解いただくという戦略のほうにも掲げておりましたので、それを達成させるというところでシンポジウムを開催させていただいたところでございます。

本町単独といたしまして、当分の間、シンポジウム、現在のところはこういったものを開催する予定はございません。といいますのが、3月に行ったところであるということと、それから3月のシンポジウムはあくまで町内の方々に周知させていただくということが目標だったと。それが一定達成されたということで、一定のこの次のシンポジウムを開くまでの期間、状況の変化というのを見きわめる必要がございますので、未来永劫そういったものをやらないというつもりではなくて、しばらくの間、様子を見るというところで、当分の間開催する予定はないというところでございます。

それから、本町も事務局としてホウ素中性子捕捉療法推進協議会というものに加盟しております。京都大学とか大阪府等々が構成員になっておるわけなんですけど、昨日、東京のど真ん中、丸の内です。シンポジウムを開催してきたところでございます。首都圏の医療関係者とか大学関係者、それからゼネコン関係者などを中心に300名近い方の参加がありまして、成功裏に終わったところでございます。本町からも議会開会中のお忙しい時期であるにもかかわらず3名の議員の方々にご参加いただきました。本当にありがとうございます。

このシンポジウムで、本町が作成いたしましたパンフレットとかDVDをお配りして、首都圏の皆様へ本町の取り組みとかBNCTの現状といったものをしっかりとPRしてきたところでございます。なお、DVDにつきましては、ある神奈川県の実業家から問い合わせがありまして、本町の取り組み、それからBNCTについて興味を持っていただいた、関心を持っていただいたのではないかとこのように受けとめておるところでございます。

今後とも、なかなかわかりにくいと言われる取り組みなんですけれども、早期実用化に向けた本町の取り組みについて、できるだけわかりやすく情報発信してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（重光俊則君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）先ほどちょっと発言させていただいた中で、学校の名前であるとか名称であるとか医療センターの名称をちょっとあやふやに言ったのでちょっと訂正させていただきます。高槻市にあります大阪医科薬科大学の敷地の中に関西BNCT医療センターができると、こういうことでございます。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）るるご質問いただいて、総括的に再度確認も含めてですけれども、ご指摘いただいた点は、非常に大きなBNCTという世界にも通ずる事業ですし、ただ、まずは住民の方によ

りわかりやすく理解いただくことが、根底にあるのが必要かなというふうに考えておりますので、今後そういったPRには十分、周知という点も含めて力を注いでまいりたいと考えております。

また、京都大学という、やはりこういう地域資源、ほかにはもう類するものがない非常に大きな地域資源でございますし、協働のまちづくりの点からも本町が積極的に連携を求めていくのも不可欠であるというふうな考え方を持っております。直接的に病院がそこで人々が熊取町にということは、将来的には今後目指していく点であるというふうに理解しておりますし、町にそういったBNCTの拠点がある、京大があるということで、住民の皆様の誇り、地域愛にも通ずるものもございますし、ひいては定住促進、あるいは転入促進につなげることも可能かと考えております。

それと、機会あるごとに、先ほどの府に対する要望であったり、今回も29年度の国予算に対して本町が報告書としてまとめた中で、仮称ですけれども、一定、病床とか、あるいは人材育成のための施設、研究施設等も含めた仮称のBNCT総合医療研究センターを熊取町の中に何とか設置したいという考え方とともに、住民の方と技術者、研究者が交流を行うための施設、あるいは宿泊施設も含めて、これも仮称でございますけれども、グローバルコラボレーションセンター、こういった施設を将来に向けて町のほうに設置できれば、このあたりが、構想の、あるいはこういった考え方が実現できれば、議員のご指摘いただいておりますようなまちづくりにつながるのかなというふうに考えておりますので、我々も積極的に取り組んでまいりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

実現できればというより、しっかり期限を切って、10年なら10年、20年なら20年でもいいですけれども、病院をつくるなり研究拠点をつくる、整備するというのは期限を切って、いつ見直しをするんだ、修正していくんだというのを決めないと、結局、これも国に要望したとはいえ、住民、僕も含め、ふわふわして結局何するんだらう、アトムサイエンスパーク構想はどこへ行くんだらうというふうな人が多いと思います、名前は知っていると思うんですけれども。

だから、しっかり熊取町としてお金をかけるのであれば、住民にゴールはここだよというのを示すべきだと思います。これは別で何か資料なりつくって、住民に対するゴールはここやという旗振り役をつくっていただきたいと思います。これは要望です。

ちょっと時間がないので、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の協働のまちづくりの推進についてということで、この間配っていただいたこの資料の重要業績評価指標実績値等調査表において、住民協働提案事業の自己評価がCとなっていたんですけれども、この目標がそもそも7件であったのに、それをも下回っているというところはどうお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）総括のご答弁よろしいですか。もういきなりご質問でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

住民部理事（藤原伸彦君）まず、目標値につきましては、提案件数が減少する中で、過去5年の最大値を上回るような形で目標を設定しております。結果的に、その目標値を設定する中では、NPOとか住民団体の提案があって初めて成り立っていく事業でございますので、その辺を加味して7件とさせていただきます。

目標値に届かないということでありまして、あくまで冒頭申し上げましたように、住民のご提案がなければなかなか実現できないということもございます。それ以外にも、ちょっと答弁の中に触れていたんですけれども、提案事業以外で協働事業を進めて約1年間で140件余り実際にやっております、協働事業としては、あくまで今回は住民からのご提案が少ないということでご認識いただけたらと思います。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）その協働事業は百何十件やっているということなんですけれども、この制度についての質問ですので、この制度で目標7件とするのであれば、下回っているというのはCという評価は正しいと思います。

この制度、結局うまくいっていないんじゃないかなとなるわけですよね、目標にっていないんですから。その中で住民提案協働事業でやるとなれば、プレゼンがあるんですけれども、このプレゼンが一個ハードルになってだんだん減ってきているんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）まず、住民提案協働事業は、住民との第三者機関である協働推進委員会の中で審議いただいております。その審査におきまして、その提案書とプレゼンテーションを含め審査をして、最終的に町のほうに提言するという流れになってございます。プレゼンテーションにつきましては、提案者がその提案書だけではなく、やはりそれ以外のことを述べたいという場合もございますし、一方、また審査する側におきましても、やはり提案者の方から意見を聞きたいというようなこともございますので、このプレゼンについては有効的な制度であるというふうには考えてございます。

また、過去におきましても、住民団体の方からプレゼンが弊害となっているというようなことは聞いてございませんが、今回、議員のほうからプレゼンが難しいというようなご提案、恐らく住民からのご提案を受けているんだろうと思うんですけれども、もしございましたら、また今後、制度を見直す中で、その協働推進委員会の方向にまたご提案するということも検討させていただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）この提案事業の提案数自体が減っているというところは、何か制度に問題があるというところやと思うんで、ぜひ、何かやりたいなと思っている住民がもっといると思うので、何かしら間口はもっと広く設けていただきたいなと思っております。

それで、この住民協働提案事業の中で行政提案型というのがあると思うんですけれども、この行政からの提案、ことしは3件やったんですけれども、これ、少ないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）まず、行政提案型は、26年度の提案で27年度の実施、新しい制度でございませ

す。先ほど冒頭申し上げましたように、制度に乗っからないで従前から大学であるとか住民団体と、協働を既にもう実施してございます。その結果、行政提案型、新たに生まれるということが現在ないんで3件という、結果的にこれは町としても満足している数字ではございません。今後、その部分については改めて各部署と連携とりながら、少しでも提案がふやせるような形では努力していきたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）行政からの提案で満足していないということやったんですけれども、結局3件やったというところは、ほかの部課としては住民に担っていただきたい役割はなかったんかなと思うんです。

先日の渡辺議員の質問の中で、不明猫の避妊手術というのがあったと思うんですけれども、これ、行政提案型で出していただけたら、あれは補助金は10分の10やったと思うんですけれども、すごくいいんじゃないかなと思うんです。ぱっと思いついただけでこれがあったんですけれども、これが出なかったというのは、職員のほうで、意識が住民の協働というところでまだ足りないのかなという思いはあるんですけれども、そういうのに気づかないというところで、そこはどうお考えですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）個別の住民提案事業について、今、地域猫というご指摘がございました。これはそれぞれの部署で議論していただいております。結果的に出ていないということでございます。

今、一人一人、職員の意識が少ないんじゃないかということがあったのは非常に残念に思っています。職員につきましては、先ほど言いますように、提案事業とは別に、日ごろから大学、それで住民団体の方と日ごろ協働の意識を持って取り組んでいますので、決して職員が意識が低いというふうには思っておりません。ただ、言うように、提案事業そのものを見ますと結果的に数字がないというのは、私たち真摯に受けとめるべきやというふうには思っております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）では、その制度に乗った事業を提案していくというところで、どう改善していったらいいと思えますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）現在の制度について全く問題あるというふうには認識はしておりません。あくまでこれは、住民、団体であるとか学校であるとか、そういう意識をいかに私どもが感じていたか、行政に参画いただける意識を知っていただくかということが非常に重要であるというふうに思っています。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）それでは、このアクションプログラムの全協の資料なんですけれども、アクションプログラムの実績報告についてというところで、この協働推進事業の27年度の評価で、提案された事業について計画どおり実施されたことで、住民の皆さんのニーズに合った、より身近できめ細やかな公共サービスを提供できたと書いているんですけれども、先ほど言った実績値等調査表でC評価、ここは何かちょっと離れているかなと思うんですけれども、その点についてはどうですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）このCの評価につきましては、やはり前年を下回っているという観点でCをつけさせていただいていると。あくまでも件数のみの判断でCをつけさせていただいているということでございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）これ、行政提案型が少ないというところでまた質問するんですけれども、行政の中で担当レベルで若手の職員で、もし思っても、これはどっちなんやろ、協働提案したほうがいいのかな、それとも行政で担ったほうがいいところなんかなというのは、わかりにくい部分があるのかなと思うんですけれども、もしそういう枠組み、これは協働にふさわしい事業だよとか、行政で担うべき役割だというのがわかっていれば、担当レベルで判断しやすいと思うんですけれども、そういうところの線引きについてはどうお考えですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）そもそもその辺の客観的に判断できるものではないと思います。

まず大きなところで言いますと、行政が行うべき業務、これはご存じのように、行政処分であったり公権力を行使する部分、こういうところは行政が当然担わなあきません。それ以外に、また法律や条例、その中で定められた一定縛りのないものについては町が主体となって、その中で住民団体に、例えば委託するとかお願い、そういうふうな形になります。

あくまで行政提案というのは、やはり町の裁量が一定あって、その中で住民の提案もやっぱり組み入れる、そういうふうな事業を明確にしていくことが重要でないかなというふうに思って、ですので、さっき言うように、担当者が右が左か丸かバツかというふうな客観的なものはございません。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）それは客観的な指標をつくれれば、もっとふえるんじゃないですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）客観的な数字ができればそれでいいんですけども、現実的には、法の全体の事業の解釈をしていくこととなります。逆にその辺、今、ご提案いただきましたので、もしお考えありましたら、ご教授ください。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）熊取町はいろいろ住民に対してきめ細やかなサービスをやっていて、すごくいいと思うんですけども、ライフスタイルとかが多様化してきている中で、かなりのニーズに応えていかなければならないことにもなってきています。

それで、ある程度、住民に対しても役割を求めていくのは、限られた予算の中で必要かなと思うんですけども、そういう中で積極的にこの協働提案事業を進めていこうとするのであれば、行政のほうからもっと提案があるべきかなと考えているんですけども、行政から提案すれば、より、この今行政で担っている役割というのが減ってくるわけですね、負担が。行政の仕事をシンプルにしていくという手段の一つかなとも思うんですけども、やっぱりこの範囲を決めていくというのは、それは難しいことなんでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）改めてちょっと言うまでもないんですけど、まず協働事業というのは、行政だけでできるものではございません。先ほど住民に任すということのご提案があったんですけど、任すというのにもいろいろ意味がありまして、一方的に行政から住民に対してお願いしても、これはもう住民が下請では成り立っていきません。あくまで住民が行政に対してどういうふうにかかわっていくという、そういう意識の問題が非常に重要だと考えてございます。

ですので、住民と、また行政がそれぞれの役割、どういう役割があるのか、そしてお互いに対等な関係でこの協働を進めていくというのが基本的な理念であると思っていますので、一概に全てを任せていくというスタンスでは、なかなかいい協働にはならないかなというふうには思っています。

ただ、ご指摘のように、行政から積極的に提案するというのは、もうご指摘のとおりでございますので、改めてもう一遍、事業全体の中で本当に担っていただけるものかというのは、積極的に意識して今後につなげていきたいと思っております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。協働というのは進めていくべきことやと思うんで、その中で僕としては、やりやすい方向として、枠組みとか一定線を引いて、これは住民の方に役割を担っていただくと思うことを全庁的に決めたほうが、行政からの提案がしやすいかなというふうに思ったので質問させていただきました。

その辺は、難しいといえども、一定基準を決めて、これから行政提案型がふえていけば、また住民の方からも、それができるんやったらこれも自分たちでできるんじゃないかというのもふえてくるかと思うんで、行政からできるアプローチというのをこれからどんどんしていただきたいなと思います。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）貴重なご意見ありがとうございます。

私どもは、先ほど申し上げますように、どうやって住民や団体の方にこの協働の理念を理解いただくかというのが最大の課題やと思っています。議員におかれましても各地域でいろんな活動をされて、自治会や団体の方と接触する機会もあろうかと思っておりますので、その中で、今、協働に対する議員の熱い思い聞かせていただきましたので、ぜひ住民の方々に対しましてもPRいただければ非常に幸いです。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）これで質問終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終わります。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第4 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の辰巳喜志夫氏につきましては平成28年9月26日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第63号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第5 議案第64号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第64号 教育委員会委員の任命同意についてご説明を申し上げます。

教育委員会委員の山本洋子氏につきましては平成28年9月30日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の4ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第64号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(重光俊則君)次に、日程第6 議案第65号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)議案第65号 教育委員会委員の任命同意についてご説明を申し上げます。

教育委員会委員の下中直子氏につきましては平成28年9月30日付で任期満了となります。その後任といたしまして松井みゆき氏を任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の6ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(重光俊則君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第65号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(重光俊則君)次に、日程第7 議案第66号 宿泊施設誘致条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松企画部理事。

企画部理事(明松大介君)それでは、宿泊施設誘致条例についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

まず、提案理由でございますが、宿泊施設を新設する事業者に対し奨励措置を講じ、宿泊施設を積極的に確保することにより、観光振興、にぎわい創出、雇用創出を図り、もって本町経済の活性化及び住民福祉の向上に資するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、議案書8ページをお開き願います。

第1条、本条例の目的でございますが、先ほどの提案理由と同様の内容といたしまして、本町に宿泊施設を新設する事業者に対し奨励措置を講じ、宿泊施設を確保することにより、本町の観光振

興、町内のにぎわい創出及び雇用機会の創出を図り、もって本町の経済の活性化及び住民福祉の向上に資することを目的とするものでございます。

続いて、第2条では、定義といたしまして、用語の意義を5つ規定してございます。第1号では宿泊施設、第2号では宿泊施設事業者、第3号では新設、第4号では新規常用雇用者、第5号では障がい者についてそれぞれ用語を規定し、後の条文中での参照解釈として規定してございます。特に第3号の新設の定義でございますが、客室の数が50室以上のホテル営業の用に供する施設または20室以上の旅館営業の用に供する施設を新設または増築して設置することと明記してございます。

次に、第3条では、事業者の指定として、宿泊施設事業者がこの条例に基づく奨励措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請し、指定を受けることを条件と規定し、第3項では、新設しようとする宿泊施設に関して条件を付することができる旨を規定してございます。続きまして、議案書9ページをお願いいたします。

第4条、申請事項の変更でございますが、こちらは申請事項に変更が生じた場合、規則により申請変更を行い、承認を受けなければならない旨などについて規定してございます。

次に、第5条、奨励措置でございます。第1号は固定資産税奨励金として、当該新設した宿泊施設の土地及び建物に係る固定資産税に相当する額を交付する奨励金として、下の第2項で当該奨励金の期間として営業開始した日以後において、当該宿泊施設に係る固定資産税を新たに賦課する年度から5年間とするものでございます。

上に戻っていただきまして、第2号、借地料奨励金でございます。こちらは、当該新設した宿泊施設の敷地として土地を賃借する場合に係る借地料の2分の1に相当する額、当該額が年額500万円を超える場合においては年額500万円を交付する奨励金として、下の第3項で当該奨励金の期間として、営業開始した月から5年間と規定してございます。

上に戻っていただきまして、第3号、雇用促進奨励金でございます。こちらは、当該新設した宿泊施設に係る新規常用雇用者の人数に30万円を乗じて得た額、当該額が600万円を超える場合においては600万円を交付する奨励金をいいます。ただし新規常用雇用者に障がい者が含まれる場合は、障がい者の人数に30万円を乗じて得た額、当該額が150万円を超える場合においては150万円を加算するもので、その期間は、下の第4項のとおり、1事業者当たり1回限りとするものでございます。

続きまして、第6条では、奨励金の交付申請として、第1項では指定事業者の奨励金の交付の申請につきまして、第2項では交付について規定してございます。

次に、議案書10ページに移りまして、第7条では遵守事項として、指定事業者に対して10年以上の営業について、また建設及び営業に当たっての法令遵守を規定してございます。

次に、第8条では、町の施策への協力といたしまして、指定事業者は災害対策、観光振興等に関する町の施策の協力についての努力義務を規定してございます。

次に、第9条は、地位の承継でございます。指定事業者は、宿泊施設の合併、譲渡、相続、廃業その他の理由により、当該宿泊施設を他人に承継する必要があるときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない旨を規定し、第2項では、その届け出が適正であると認めるときは、当該承継者を指定事業者とみなすことができるとし、この場合の承継者に対する奨励金の交付期間は、固定資産税奨励金及び借地料奨励金の期間から承継前の指定事業者が既に奨励金の交付を受けた期間を控除した期間と規定するものでございます。

次に、第10条では、休業または廃業したときの届け出義務について規定してございます。

第11条は、報告等といたしまして、指定事業者の指定または奨励金の交付に関し、必要な限度において、宿泊施設事業者に対して報告を求め、またはその事務所もしくはその他関係ある場所に立ち入り、関係書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる旨、規定し、第2項では、立ち入り等を行うときの身分証明書の携帯、提示について、また、第3項では、是正の必要があるときは是正指示ができる旨について、それぞれ規定してございます。

次に、第12条、指定の取り消し等でございます。こちらは次の各号のいずれかに該当したときは



当該指定を取り消し、または既に交付した奨励金の全部もしくは一部を返還させることができる旨、規定してございます。

次に、第13条の適用除外として、指定事業者には、産業活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の規定は適用しないことと規定してございます。

第14条は、規則への委任規定でございます。

最後に、附則第1項は、施行期日として、この条例は公布の日から施行するものでございます。第2項は、この条例の失効といたしまして、平成32年3月31日限り、その効力を失うものでございます。ただし、この条例の失効前に指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、この条例は同日後もその効力を有するものと規定してございます。

以上で、議案第66号 宿泊施設誘致条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対して質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第8 議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書12ページをごらんください。

提案理由でございます。介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定・更新の事務に係る手数料を徴収するため、この条例案を提出するものでございます。

手数料を徴収することとなった経過でございますが、現在、大阪府から熊取町に権限委譲され、泉佐野市以南3市3町共同の広域福祉課で行っている指定居宅サービス事業者等の新規指定・更新の事務に係る手数料の徴収につきまして、3市3町で協議を行った結果、受益者負担の観点から手数料を徴収することとなったものでございます。

それでは、13ページをごらんください。

こちらのほうは条例の改め分でございます。

改正内容の説明につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、議案書の最後から3枚目、ピンクの分界紙の次にございます資料1-1をごらんください。

介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

まず、第2条の2として、手数料に関する条項を定めており、第1項では、手数料徴収対象者及び手数料の金額等に関する事項を別表により追加規定してございます。第2項におきましては、手数料の減免並びに免除規定を、また第3項におきましては、既納の手数料については還付を行わない旨をそれぞれ規定してございます。

それでは、別表をごらんください。

別表の1から3では、要介護1から要介護5の方が利用する指定居宅サービス事業者及び要支援1から要支援2の方が利用する指定介護予防サービス事業者の指定・更新に係る手数料を規定しており、1は、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定のいずれかの申請をしようとする者につきましては3万円、その下の2につきましては、指定居宅サービス事業者の指定の申請と同時に指定介護予防サービス事業者の指定の申請をしようとする者につきましては3万

5,000円、その下の3は、指定居宅サービス事業者の指定の更新、また、指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請をしようとする者につきましては1万円と定めるものでございます。

次のページ、資料の1-2の4から6につきましては、要介護1から要介護5の方が利用する指定地域密着型サービス事業者及び要支援1から要支援2の方が利用する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定・更新に係る手数料を規定しており、4は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定のいずれかの申請をしようとする者につきましては3万円、その下の5は、指定地域密着型サービス事業者の指定の申請と同時に指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請をしようとする者につきましては3万5,000円、その下の6は、指定地域密着型サービス事業者の指定の更新、また、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請をしようとする者につきましては1万円と定めるものでございます。

次に、7及び8では、要介護1から要介護5の方のケアプランを作成する指定居宅介護支援事業者の指定・更新に係る手数料を規定しており、7は、指定居宅介護支援事業者の指定の申請をしようとする者につきましては3万円、その下の8は、指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請をしようとする者につきましては1万円と定めるものでございます。

次の9及び資料1-3の10につきましては、要支援1から要支援2の方のケアプランを作成する指定介護予防支援事業者の指定・更新に係る手数料を規定してございまして、9は、指定介護予防支援事業者の指定の申請をしようとする者につきましては3万円、資料1-3に移りまして、10につきましては、指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請をしようとする者につきましては1万円と定めるものでございます。

なお、別表に規定しております手数料の金額につきましては、大阪府条例で定める手数料と同額でございまして、また府下の他市町村も同額としているところでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書14ページにお戻りください。

附則でございまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第9 議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について説明させていただきます。

議案書の15ページをごらん願います。

当該案件は、平成27年6月に日本年金機構において、個人情報漏えいに関する事案が発生したことを受け、平成29年7月開始予定のマイナンバーの情報連携までの間に全国的に新たな情報セキュリティ対策の抜本的な強化に取り組むことを目的といたしまして、同対策用のハードウェア及びソフトウェアを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品名は、自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェア、契約の方法は、指名競争入札によるもので、業者5者を指名し、応札業者2者により、8月25日に開札を実施いたしました。契約の金額は、税込みで3,095万2,800円でございます。契約の相手方でございます。

が、泉南郡熊取町五門東3丁目6番6号、ナダ商事株式会社熊取営業所、代表取締役、迫田 洋でございます。

続きまして、購入物品の内容でございますが、資料に基づいて説明させていただきます。

恐れ入りますが、桃色の分界紙後ろ2枚目の資料2をごらん願います。

(1) ハードウェアでございますが、仮想基盤サーバー4台、リモートデスクトップ用サーバー4台、バックアップ用NAS2台、ファイアウォール1台、L2スイッチ4台、UPS（無停電電源装置）4台、静脈認証装置100台となっております。

続きまして、(2) ソフトウェアでございますが、ファイルサーバー機能1式、資産管理ツール1式、ウインドウズ・アップデートサービス1式、ウイルスソフト更新サービス1式となっております。

2の納入場所については熊取町役場庁舎内、3の納品期限につきましては平成28年10月31日を予定しております。

以上で、自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第10 議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）それでは、議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についてご説明申し上げます。

議案書16ページをごらんください。

本件は、町立小・中学校に設置する校務用コンピュータ等を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品名は、校務用コンピュータ等1式でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。この入札につきましては、熊取町指名競争入札要綱等に基づきまして5者を指名いたしまして、郵便入札を実施し、平成28年8月5日に開札を行い、決定したものでございます。契約金額は、2,239万9,200円で、契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町五門東3丁目6番6号、ナダ商事株式会社熊取営業所、代表取締役、迫田 洋でございます。

この購入は、小・中学校において事務の効率化などのために平成22年度に購入いたしました校務用コンピュータ等の一部を更新するものでございます。

購入物品の内容につきましては、桃色の分界紙の後ろ、資料3をごらんください。最終ページでございます。

ノートパソコン40台、カラーレーザープリンター16台、ネットワークハードディスクドライブ8台、ファイアウォールルーター8台及び校内ネットワーク関連機器としまして、L3スイッチ等のスイッチ類ほか8式でございます。納入場所は、小・中学校全校で、納入期限は、平成29年1月31日までとなっております。

以上で、議案第69号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。佐古議員。  
10番（佐古員規君）これ、さきの第68号議案もそうなんですけれども、今、5者を指名しましたということ、こちらの場合は5者で、前のところと同じ業者なののでしょうか、それが1点と、それから何社が応札されたのでしょうか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）では、議案第69号のほうでございますが、指名いたしました業者につきましては5者でございますが、そのうち3者から辞退の申し出がございました。2者によりますところでございますが、開札当日、1者が無効でございましたので、結果といたしましてナダ商事株式会社に決定したものでございます。

議長（重光俊則君）追加で、5者は第68号と一緒にどうかという、そこはわからないか。貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）議案第68号のほうですけれども、こちらのほうは純粋に物品の購入という形になりましたので、地元育成の観点から町内あるいは準町内業者を中心に選定しております。

先ほどの、そしてその中から3者辞退で2者応札されて1者が無効となっております。先ほどの補足ですけれども、私どもの第68号のほうは、もう純粋にハード、ソフトですけれども物品の購入ですけれども、一部、教育委員会のほうは、委託の中身をカスタマイズ的なそういった中身を含んでおりましたので、物品購入はたしかなかったように、業者の選定は電気通信のほうから選んでおりますので、町外業者も含めて、落札したナダ商事以外に、株式会社大塚商会、株式会社阪南ビジネスマン、西日本電信電話株式会社大阪支店、あと、リコージャパン株式会社と。結果的に同業者になっておりますけれども、指名のほうは全く違っております。

以上です。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）先ほど電気通信という言葉が出ましたが、私どもも指名願の電算機で1位の指名願を出している業者で、かつ、こちらのほうは100万円以上の自治体への納入実績がある者としてございますので、結果といたしまして、先ほど指名いたしました5者につきましては、企画部長が申しあげました業者と全く一緒でございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第11 議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。

平成27年度水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金のうち一部を減債積立金として処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金14億3,100万2,744円の内訳につきましては、平成27年度の純利益5,291万4,123円、平成26年度繰越利益剰余金13億3,808万8,621円及びその他未処分利益剰余金変動額4,000万円となっております。2つ目の利益剰余金処分額、（1）減債積立金4,000万円につきましては、このたび減債積立金として処分するものでございます。3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては、その差し引き残額13億9,100万2,744円を平成28年度に繰り越すものでございます。減債積立金とする4,000万円につきましては、平成29年度予算の資本的支出の財源に充当する

予定としてございます。

なお、この処分内容につきましては、平成27年度熊取町水道事業決算書7ページに剰余金処分計算書(案)として記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。  
議長(重光俊則君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第70号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。山戸上下水道部長。上下水道部長(山戸 寛君) 議案第70号のご可決、ありがとうございます。

お手数ですが、配付しております平成27年度熊取町水道事業会計決算書の7ページに記載してあります平成27年度熊取町水道事業剰余金処分計算書(案)の(案)を削除していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(重光俊則君) 貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) すみません。若干補足です。

先ほどの議案第68号と第69号に関連しての佐古議員のご質問の件です。

私の説明のほう若干言葉足らずだったことをおわびしたいのと、それで、改めて訂正なんですけれども、先ほど冒頭申し上げた業者名、ナダ商事以外に町外の株式会社大塚商会、阪南ビジネスマシンあるいは西日本電信電話株式会社、リコージャパン株式会社というのは、これは教育委員会の発注業者選定の指名業者に間違いございません。

私の説明は、教育委員会の第69号のほうをしたつもりではあったんですけども、私のほうの第68号のほうは町内・準町内業者ですので、落札されたナダ商事以外に、株式会社フジカク、株式会社カタナヤ熊取支店、有限会社西浦正和商店熊取支店及び溝端プランニング工業という形で、私どものほうは、先ほど来申し上げますように物品の購入ということで、事務機器用品の中の事務機器の登録のある業者、町内・準町内業者でございます。教育委員会のほうは、カスタマイズ等の委託を含むので、先ほどの5社を電気通信の電算機で物品のというふうなことにつながりますので、若干訂正のほう、おわびとともにさせていただきたいと思っております。

以上です。

---

議長(重光俊則君) 次に、日程第12 議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) 議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第3号)につきましてご説

明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、くまとりふるさと応援寄附に係る謝礼品費の増額、消防団分団器具庫の耐震補強等に係る経費、所要見込み額の増による障がい児通所給付費の増額などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをお開きください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,278万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億692万2,000円と定めるものがございます。第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては、地方債の補正でございます。

4 ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、消防団分団器具庫改築事業債220万円につきましては、消防団第3分団器具庫の改築事業に係る財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては75%であり、交付税措置は元利償還金の30%でございます。次の消防団分団器具庫耐震補強事業債410万円につきましては、その他の分団器具庫4カ所の耐震補強事業に係る財源として借り入れるもので、充当率につきましては100%であり、交付税措置は元利償還金の70%でございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりです。

2の変更でございますが、臨時財政対策債につきまして、平成28年度発行可能額が確定したことにより、5億3,300万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5 ページ、6 ページは総括ですので省略させていただきます。

8 ページ、9 ページをごらん願います。

まず、歳入でございますが、款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税7,996万7,000円の増額につきましては、平成28年度交付額の確定によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫支出金、目 民生費国庫負担金の障がい児通所給付費負担金1,722万8,000円の増額につきましては、障がい児通所給付費の所要見込み額の増に伴うものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金92万7,000円の増額につきましては、介護保険事業者が実施する介護ロボット等の導入補助金に対するものでございます。また、その下の保育対策総合支援事業費補助金225万円の増額につきましては、民間保育所等における保育支援システム導入補助に対するもので、補助率は4分の3でございます。また、その下の子どものための教育・保育事業費補助金100万円の増額につきましては、保育所等利用者負担軽減に係るシステム改修経費に対するもので、補助率は2分の1でございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障がい児通所給付費負担金861万4,000円の増額につきましては、国庫支出金のところでもございました障がい児通所給付費の所要見込み額の増に伴うものでございます。

次に、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金4,385万5,000円の増額につきましては、本年4月から7月下旬までの間におけるくまとりふるさと応援寄附の実績によるものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金510万円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金6,133万7,000円の増額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。また、目 くまとりふるさと応援基金繰入金20万円の増額につきましては、平成

27年度に受けた寄附金を活用するための繰り入れでございます。

次に、項 特別会計繰入金、目 後期高齢者医療特別会計繰入金2,000円の増額及び目 介護保険特別会計繰入金4,000円の増額につきましては、いずれも平成27年度繰出金精算に係る余剰金の繰り入れでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金267万7,000円の増額につきましては、平成27年度決算における実質収支の確定によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の総合体育館等指定管理業務利益還元金8万1,000円の増額につきましては、指定管理者における平成27年度の利益の2分の1を還元いただくものでございます。その下の消防団員安全装備品整備等助成金24万1,000円の増額につきましては、刃物やガラス等によるけがを防ぐため、消防団員が使用する耐切創手袋の購入に対するものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、健康保険料負担金13万9,000円、その下の厚生年金等負担金22万1,000円の増額につきましては、再任用職員に係る厚生年金保険等の適用拡大に伴うものでございます。その下の非常勤職員関係事業、健康保険料負担金166万3,000円、その下の厚生年金等負担金265万2,000円の増額につきましても、職員給与関係事業と同じく、非正規職員に係る厚生年金等の適用拡大に伴うものでございます。

次に、目 財産管理費の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金2,687万5,000円の増額につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成27年度実質収支確定分の2分の1をめぐりに積み立てるものでございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、謝礼品費9,174万円とクレジットカード等決済手数料120万9,000円の増額につきましては、寄附見込み額の増に伴うものでございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障害者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金625万7,000円の増額につきましては、平成27年度の障害者自立支援給付費及び自立支援医療費の確定による返還でございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の未熟児養育医療給付事業、国・府支出金等返還金25万6,000円の増額につきましては、平成27年度未熟児養育医療費の確定によるものでございます。その下の民間保育所等助成事業、保育対策総合支援事業費補助金300万円の増額につきましては、民間保育所等における保育業務システム導入に係る補助金でございます。

次に、目 児童福祉施設費の保育所運営事業、臨時保育士賃金86万6,000円の増額につきましては、産休代替臨時保育士の賃金でございます。その下の児童発達支援事業、消耗品費1万8,000円、障がい児通所給付費審査手数料11万1,000円、障がい児通所給付費3,445万7,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。その下の国・府支出金等返還金25万円の増額につきましては、平成27年度障がい児入所給付費等の確定によるものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

項 介護保険費、目 介護保険費の介護ロボット等導入支援特別事業、介護ロボット等導入支援特別事業費補助金92万7,000円の増額につきましては、介護保険事業者が実施する介護ロボット等導入に対する補助金でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の狂犬病予防事業、消耗品費20万円の増額につきましては、ふるさと応援寄附金を活用し、犬のふん処理袋を購入するものでございます。

次の款 土木費、項 河川費、目 河川維持費の河川維持事業、維持修繕工事費340万円の増額につきましては、普通河川和田川の護岸補修工事に係る費用でございます。

次の項 都市計画費、目 緑化対策費の緑化対策事業、熊取町緑と自然の活動推進委員会補助金

50万円の増額につきましては、永楽ダム周辺の桜の保存活動に対する補助金でございます。

次の款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費の消防施設管理事業、建築確認等手数料3万3,000円の増額につきましては、消防団第3分団器具庫の改築に係るもので、その下の測量・設計・監理等委託料718万1,000円の増額につきましては、第3分団器具庫の改築工事と、第3分団を除く合計4カ所の消防団器具庫耐震補強工事の設計に係る費用でございます。

次の款 教育費、項 社会教育費、目 熊取交流センター費の熊取交流センター管理事業、防犯カメラ設置工事費82万8,000円の増額につきましては、煉瓦館施設内における非行行為の防止と記録のため、防犯カメラを設置する費用でございます。

なお、16ページ、17ページの補正予算給与費明細書と18ページの地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書につきましては、後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

以上で、議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

---

（「15時01分」から「15時15分」まで休憩）

---

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議長（重光俊則君）次に、日程第13 議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、大阪府後期高齢者医療広域連合に対する平成27年度分の保険料の精算及び一般会計からの繰入金の精算を行うための補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,415万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ及び5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金259万9,000円の増額でございます。これは平成27年度からの繰越金を計上するものでございます。



続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金259万7,000円の増額でございます。これは平成27年度分の保険料収納額の確定により、大阪府後期高齢者医療広域連合に対し未精算分を支払うものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金2,000円の増額でございます。これは平成27年度の一般会計から負担すべき事務費の確定により、前年度の一般会計繰越金の精算を行うものでございます。

以上で、議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第14 議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、平成27年度決算に伴う前年度繰越金、平成27年度介護給付費及び地域支援事業費の確定による国・府支出金の返還金等の補正でございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,842万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,662万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、省略をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金2,842万5,000円の増額につきましては、平成27年度決算における実質収支黒字額を平成28年度に繰り越したものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金における介護給付費準備基金積立事業の介護給付費準備基金積立金898万1,000円の増額につきましては、歳入でご説明しました前年度繰越金から、その下でございます国・府支出金等返還金及び一般会計繰出金を除いた額を、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金における国・府支出金等返還事業の国・府支出金等返還金1,944万円の増額につきましては、平成27年度保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となった介護給付費負担金及び地域支援事業交付金を国・府へ返還するものでございます。

次に、項 繰出金、目 一般会計繰出金における一般会計繰出事業の一般会計繰出金4,000円の

増額につきましては、平成27年度一般会計からの繰入金のうち超過交付となった分を一般会計へ戻すものでございます。

以上で、議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第15 議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

このたびの補正予算の内容につきましては、10月1日から非正規職員の厚生年金等の適用が拡大されることに伴う補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。平成28年度熊取町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。平成28年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出として、第1款事業費、第1項営業費用の既決予定額に30万5,000円を増額し、補正後の額を9億975万1,000円とするものでございます。それにより、第1款事業費の補正後の額を9億7,410万6,000円とするものでございます。

次に、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の既決予定額に30万5,000円を増額し、補正後の額を1億1,782万1,000円とするものでございます。

次ページをお開きください。

平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。詳細については、6ページからの説明書でご説明させていただきますので、6ページをお開きください。

収益的支出の目 配水及び給水費、節 法定福利費として30万5,000円を増額してございます。これは、10月1日から非正規職員の厚生年金等の適用が拡大されることから、対象となります水道技術嘱託員2名分の健康保険料及び厚生年金の負担金を補正するものでございます。支出合計として既決予定額に30万5,000円を増額し、補正後の額を9億7,410万6,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページをごらんください。

平成28年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）でございます。

次の4ページは、補正予算給与費明細書でございます。

また、次の5ページは、平成28年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第2号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第16 議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17 議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18 議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19 議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第22 議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、平成27年度各会計の決算書を初め関係書類をあらかじめ配付しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入歳出とも前年度に比べ増加しましたが、各種基金を活用することにより、実質収支におきまして52年連続の黒字決算となりました。

歳入総額ですが、133億4,852万4,420円となっており、前年度決算額に比べると12億4,781万9,846円増加しています。次に、歳出においては132億5,028万3,345円となっており、前年度決算額と比べると12億7,306万3,602円増加しています。これら歳入歳出の差9,824万1,075円を翌年度へ繰り越すものですが、この繰越額には、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額4,528万2,720円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は5,295万8,355円の黒字となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入は11億8,016万7,685円、歳出は11億8,015万8,248円で、歳入歳出の差し引きは9,437円の黒字となり、これを28年度に繰り越しました。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は60億4,304万4,327円、歳出は60億9,217万3,225円で、歳入歳出の差し引きは4,912万8,898円の赤字となり、これを28年度予算の繰上充用により措置したところです。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は4億7,791万5,024円、歳出は4億7,531万7,962円で、歳入歳出の差し引きは259万7,062円の黒字となり、これを28年度に繰り越しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は30億2,625万7,005円、歳出は29億9,783万2,610円で、歳入歳出の差し引きは2,842万4,395円の黒字となり、これを28年度に繰り越しました。

墓地事業特別会計につきましては、歳入は4,779万9,351円、歳出は4,779万9,351円となり、歳入歳出とも同額となりました。

水道事業会計につきましては、総収益は9億2,709万6,212円で、総費用は8億7,418万2,089円となり、差し引き5,291万4,123円の当年度純利益となりました。これに26年度からの繰越利益剰余金13億3,808万8,621円及びそのほか未処分利益剰余金変動額4,000万円を加えた結果、14億3,100万2,744円の当年度未処分利益剰余金を計上することができました。

続いて、27年度において重点的に取り組んだ施策についてご説明をいたします。

昨年度は、地方創生元年として熊取町人口ビジョン及び熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり活力ある地域社会を維持するべく、魅力ある選ばれ続けるまちづくり、子育て世代の希望を実現するまちづくり、活力あふれるまちづくりを基本目標に、本町の地方創生に資する取り組みを推進しました。

具体的に申し上げますと、子育て施策の充実につきまして、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、育児相談などを実施するとともに、集いの広場事業やファミリーサポートセンター事業、ホームスタート事業などを住民と行政の協働により実施するなど、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を推進しました。また、町立保育所において新たに管理栄養士を配置し、子どもと保護者に対する食育をより推進するとともに、施設整備面では、北保育所の耐震補強及び非構造部材耐震改修工事等に係る実施設計を行いました。加えて、本年4月に新たな認可保育所として開園したすみれ保育園の施設整備への支援を通じて、夜10時までの延長保育や休日保育の実施など、多様化する保育ニーズへの対応に努めました。さらに、乳幼児医療費助成制度を子ども医療費助成制度へ改称した上で、通院・入院医療費の助成対象を中学校卒業まで大幅拡充することにより、子育て世代の方がより安心して子育てできる環境を整備しました。

次に、教育の充実については、外国語指導助手ALTを活用した英語教育や、学生を初めとする多くの地域のボランティアにご協力をいただいている学習支援ボランティア派遣事業や全小・中学校への学校図書館司書の配置などにより、児童・生徒の学習意欲を喚起し、学習習慣を育成、定着させる取り組みを引き続き実施するとともに、全小・中学校の校舎及び体育館の天井や照明器具などの非構造部材の耐震化工事を実施し、100%耐震化済みの附帯部分を含め、安全に安心して学べる環境を整備しました。また、くまとり元気広場や放課後学習の実施により、放課後や週末に子どもの安全な居場所を確保し、地域のボランティアの参画によりさまざまな体験活動、交流活動を推進するとともに、大阪府の100%補助を受け、新たに町立中学校の余裕教室を活用して中学校放課後自習室を開設し、延べ1,277人の参加者を得ることができました。

次に、道路、公園、上下水道施設などの社会基盤の整備については、道路整備において町道小谷穴釜線道路改良事業を実施し、全線早期整備に向け未買収地の取得を進めるとともに、官民境界における構造物設置等の工事を行いました。町道野田中央線交差点改良事業においては、事業用地を取得するとともに、詳細設計業務を行いました。加えて、登下校時における児童・生徒の安全確保に向け、町道久保高田線歩道拡幅を目的とした予備設計業務を実施しました。また、公園整備においては、とりわけ永楽ゆめの森公園整備事業を完了させ、27年11月21日にオープンし、開園式典には内外からおよそ6,000人の方にお越しをいただき、本町の新たな交流拠点として多くの方にご利用をいただいております。加えて野外活動ふれあい広場において、貸し出し用の日よけテントを整備し、気軽に自然に触れ合える環境を整備しました。上水道施設整備においては、配水管布設替工事を実施し、計画的に耐震管路への更新を推進するとともに、第3配水区域拡張及び町道五門久保小谷線旧配水管布設替工事の設計業務を実施しました。下水道施設整備においては、五門・小垣内・青葉台・大久保地区において公共下水道布設工事を実施し、27年度末時点で人口普及率78.3%を達成しました。

次に、社会基盤の長寿命化については、熊取町道路橋梁長寿命化計画に基づき、老朽化対策を実施するとともに、熊取町道路舗装修繕計画及び熊取町歩道舗装修繕計画に基づき、優先度及び緊急度の高い路線の舗装修繕を実施しました。公園施設の長寿命化については、国の交付金を活用し、まちなか公園の遊具の更新を実施するとともに、奥山雨山自然公園のハイキングコース改修に向け

た測量設計業務を行いました。下水道施設についても国の交付金を活用し、計画的、効率的な施設更新に向け、管渠等更新工事や人孔鉄蓋更新工事を実施しました。

次に、自然災害発生などに備える安全・安心なまちづくりについては、台風を初めとする自然災害発生時における緊急情報の円滑な伝達が可能となるよう、防災行政無線のデジタル化工事を実施するとともに、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進し、27年度末時点で39自治会のうち36自治会で結成され、全世帯の97.0%の加入率を達成することができました。また、火災現場用長靴や消防用ホースなど、消防団の装備を拡充し、消防体制を強化しました。加えて、災害発生時において避難所となる全小・中学校において、指定避難場所の電源確保を図るべく、大阪府の補助金を活用し、太陽光発電設備及び蓄電池を設置しました。

次に、熊取アトムサイエンスパーク構想の推進については、ホウ素中性子捕捉療法BNCTのさらなる周知を図るため、京都大学原子炉実験所、大阪府を初めとする関係機関等の協力を得ながら地方創生熊取アトムシンポジウムを開催し、内外から多くの方にご参加をいただくとともに、27年5月から京都大学原子炉実験所所属の医師及び本町の看護師による相談を行うBNCT相談室を設置するなど、BNCTの早期実用化に向けた取り組みを推進しました。

また、産業振興の推進については、産業活性化基金を活用し、熊取ブランド創造事業を実施し、熊取コロッケの普及活動に対する活動支援やブランド創造のための料理コンテストを開催したほか、永楽ゆめの森公園内に店舗を出店し、地場産品の野菜やタオルの販売を行いました。加えて、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地を形成すべく、熊取駅西整備に向け泉佐野市及び大阪府と協議を進めるとともに、熊取駅西交通広場測量設計業務を実施しました。

次に、協働のまちづくりの推進については、全39自治会長の皆様への町政連絡事務嘱託員の委嘱や、年5回の実施の町政連絡事務嘱託員連絡会などを通じて、引き続き地域と行政が緊密な連携を図るとともに、住民提案型、行政提案型を合わせ、3件の住民提案協働事業を実施しました。

次に、25年度から集中的に取り組んできました転入・定住促進策については、充実した子育て・教育施策を初め、本町の魅力を内外へ発信すべく、リニューアルしたパンフレット、ポスターを活用し、JR及び南海電気鉄道の車両内に中吊り広告を実施するとともに、ラジオ、FMや新聞広告など多様な媒体を通じて、大規模なシティープロモーション活動を行いました。

これらのほか、安定した介護サービス等の提供や機能強化のため、本年4月からの地域包括支援センターの民間委託化に向け、事業者を選定するとともに、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送れることを目指し、熊取町医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）を中心に、その専門部会である認知症施策研究会を立ち上げ、認知症施策の推進などに取り組みました。

また、熊取町議会の取り組みとして、住民に開かれた議会を目指し、議会の情報公開を積極的に行うため、27年12月定例会から一般質問の録画映像をインターネットでごらんいただけるようになりました。加えて、大阪府内市町村初の取り組みとして、27年11月22日執行の大阪府知事選挙から、JR熊取駅東西自由通路内に期日前投票所を設置し、投票率の向上に努めました。

以上、重点的に取り組んだ施策のほか、各主要施策の推進に当たりましては、年度当初にお示しました町政運営方針での考え方や方向性を基本に、社会経済環境の変化を的確に見きわめながら、計画的かつ効果的な行財政運営に努めたところです。

なお、次ページ以降の主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況等について、第3次総合計画に定めるまちづくりの方向に従い整理していますので、後ほどごらんください。

最後になりますが、27年度のさまざまな施策について成果報告できましたことに深く感謝するとともに、今後におきましても、住民協働、官民連携のもと、子育て、教育に代表される本町の強みを維持、拡充しながら、まちの活力の維持やにぎわいの創出に向けた取り組みを通じて、さらなる地域の魅力の拡充に努めてまいりますので、引き続き議員各位を初め住民の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、平成27年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、熊取公明党を代表して、二見議員。

7番（二見裕子君）議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党としまして会派代表質問をさせていただきます。通告の項目に従いまして、させていただきます。

まず初めに、公園整備事業について。

昨年の11月に開園された永楽ゆめの森公園の利用状況と今後の運営についてお聞きしたいので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の1点目、永楽ゆめの森公園の利用状況と今後の運営についてご答弁申し上げます。

永楽ゆめの森公園の利用状況につきましては、昨年11月21日の開園以降、多くの方々にご来園いただいております。8月末現在での来園者数が22万8,000人を超える状況となっております。今後の運営につきましては、喜ばしいことに予想以上の方々がお来園され、安全に楽しく公園を利用していただくため、交通警備員等の費用が増大していること、また、5月14日から6月12日において実施いたしました永楽ゆめの森公園利用者アンケートにおいて、駐車場有料化の質問に対し、91.6%の方から有料化を肯定する回答をいただいていることから、維持管理費の財源確保と受益者負担による公平性の確保のため、来年度から駐車場を有料化させていただきたいと考えております。あわせて、来年度中には指定管理者による管理運営を開始し、民間のノウハウを活用したサービスの向上と経費の削減に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、駐車場有料化の詳細につきましては、9月28日の議員全員協議会でご説明させていただく予定としてございます。

今後におきましても良好な維持管理に努め、多くの方々にご来園いただき、安全で安心して楽しんでいただけるよう、魅力ある公園づくりを行ってまいりますので、ご理解賜りましてご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

指定管理を考えているということで、時期的には来年度でよろしいのでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）今のところ来年度の後半期からというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）指定管理の場合、いろんな形があるかと思うんですけども、具体的に何か運営、このようにしていくというものが決まっておりますら教えていただきたいんですが。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）現在、この永楽ゆめの森公園とあわせて永楽墓苑のほうもあわせた形で、公園と墓苑一体管理という形で指定管理者制度を導入していきたいというふうに現在のところ考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、来年度の後半期までの間ですけれども、その指定管理に移行するまでは、維持費であるとか運営に関してはどのような形でされていくのでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）来年10月1日を今のところ目指しているわけですがすけれども、それまでは今年度予算と同様の形で、9月30日までの部分を来年度の当初予算といった形で計上して、10月1日から指定管理者制度を導入して指定管理者への委託料という形で予算上は考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）アンケートのほうで駐車料金ということで28日に説明をしていただくというふうになっておるんですけども、駐車料金については、前にも説明があったときにさまざまな意見があったと思うんですけども、公園に運動に来られる方であるとか、お墓参りに来られる方とか、毎日利用される方など、そこら辺も町内の方でも徴収するのか、また、利用者アンケートでは、町内の方よりも町外からの公園利用者が80%というふうになっていましたので、その辺、統一にするのか、また町外からの方から取るのかとかいうふうな具体的なことというのは、もう指定管理に任せるといって、まだ考えてはいないでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）駐車場の有料化につきましては、来年の4月1日からというふうに考えてございますので、この駐車場の有料化につきましては、町が主体となって実施していきたいというふうに今のところ考えてございます。

それと、あと料金制度でございますけれども、詳しくは議員全員協議会のほうでご説明いたしますけれども、現時点では利用時間に対応できる利用時間ごとの利用料金制度というふうに、現在のところはちょっと考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）その場合、町内、町外かかわらずということですか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）はい、現在のところは同じというふうに考えてございます。

それと、あと、先ほど議員、町内の方、非常に少ないというご発言がございましたけれども、アンケートのほうで見ますと、町民の割合が約2割程度という結果が出てございます。この2割程度でございますけれども、利用者の方は、遠くは北は堺市のほうから南は和歌山県のほうからと、かなり遠方な方も多く見られている状況でございます。

このように広域利用の状況から見れば、大体そのくらいの数字になるのかなというふうに考えてございます。例えば、8月末までで22万8,000人という数字が出ております。その例えば2割と計算しますと4万5,000人余りという数字が出てございますので、町の人口とほぼ同じ方が利用されているという状況を見ますと、外部の方も、町外の方も多けれども町内の方もかなりな人数かなというふうには、現在、考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。またその9月28日のときの説明で聞かせていただきたいと思えます。

今、店舗ということで永楽ゆめの森公園のほうに出店している店舗というのがあるかなと思うんですけども、これはどれぐらいの店舗、いつ出されているんでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）現在の状況ですが、現在、6店舗、出ているところがございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）前も何か出店料とかというのは取っていないとおっしゃっていましたが、それは。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）今のご指摘のとおり、現在取っておりません。今後は、先ほど阪口議員の中でもご答弁させていただいておりますが、指定管理者制度を前提にされていますので、今後、使用料等については、その指定管理の中でご検討いただくように考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。スケートボードの大会とかをあそこでするようなことであるとか、そういう大きな催しとかを開かれるような予定もあるかなと思うんですけども、そのときに今、図書館のほうで外店という形で店を開いたりしていますけれども、やっぱり若い人が来たときに、ちょっとおしゃれなといいますか、カフェという感じのものをこの永楽ゆめの森でもされてはどう

かなと思うんですけども、そこら辺は何か考えているものがございませうでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ご提案のカフェとか住民が憩えるお店かと思えますけれども、そういったお店等につきましても、町が主体になって設置をしていくのか、あるいは、指定管理者の公募の段階で、指定管理者の独自事業の提案というの、当然募集の際にはいろんな案を出してくださいというふうに募集要項には明記するつもりでございませうので、そこらは今後そういった議員ご提案のお店等も可能かどうかも含めまして検討してまいりたいと考えてございませう。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、町のほうとしましては、特に今、6店舗ぐらい出ていますけれども、それを含めたいろんな店舗を、指定管理のところにして下さいよみたいな投げかけというのはされるということですか。それとも独自に指定管理の方に任すという感じでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）今後の話で、あくまで現在は自治振興からお借りして産業活性の一環という形で出ささせていただいておりますが、今後、指定管理になりますと、やっぱり全体の運営管理の中で検討していただく必要はあろうかと思えます。その中で、今後、産業振興の観点でそういうお店を継続的にしていただくのか、もしくは、先ほど申し上げました指定管理者の裁量の中で運営をしていただくのかというのは、今後、また事業部ときっちり詰めて決定していきたいと考えております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

あと、羊ヤードがあると思うんですけども、その計画というふうには上がっていると思うんですけど、これはどのようになっているんでしょうか。いつごろ羊は来るのでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）羊に関しましては、6月議会の一般質問とかほかの議員さんからも、動物は大変維持費と手間がかかると、見直してはどうかといったご意見などを頂戴しているところでございませう。既に飼育小屋は設置してございませうけれども、そういったご意見等も受けとめて、現在、大阪府とも協議を行い、ほかの利用ができないか、これらも含めて現在検討を行っているところでございませう。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。羊ヤードのところは、私も見に行かせていただいたんですけども、ちょっと坂になっているところに小屋が建っているということで、これを何かほかのものに使うというのはすごく難しいのかなというふうに見ていたんですけども、もうちょっと私たちも広い場所であれば、今、やっぱり犬を飼われている方がたくさんいらっしゃるの、本当はドッグランであるとか、町内にもつばさが丘のところにドッグランがございませうけれども、やはり登録しないと使えないというのは、もう本当に町民にとっては、一々鍵をもらいに行つてとかというのがやっぱりすごく大変やなというふうにありますし、堺市の臨海なんかは土地があるので自由にドッグランという形で大きい犬、小さい犬と分けた柵の中で遊べるようなところもあるということで、何かそういうもののできるようなものがあればいいかなというふうには思っていたんですけども、ちょっと場所的にはすごく狭いので、町としては協議中ということですが、何かこれというものはまだ考えてはいないでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）現在検討中ではございませうけれども、よく議会の場でもご提案のございました水遊び場とか、そういった例えば小さいお子様が遊戯、遊べる幼児用の遊具をそこに集めるとか、そういった形で、現在ちょっと検討のほうを進めているところでございませう。

議長（重光俊則君）二見議員。



7番（二見裕子君）わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、すみません、2点目の質問にいきたいと思います。

公園施設の長寿命化については、国の交付金を活用し、まちなか公園の遊具の更新を実施されていますが、高齢化が進む住宅地では、使用されていない公園や周りから死角となる公園で危険がいっぱいあるんですけれども、そこら辺について何か考えはあるのでしょうか。また、公園の取捨選択というのは考えておられるのでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の2点目、まちなか公園における死角となっている公園の対策及び公園の取捨選択についてご答弁申し上げます。

本町には、まちなか公園と呼ばれます都市公園は、現在、103公園ございます。25年度に公園施設長寿命化計画策定のため、当時管理をしてございました都市公園96公園、遊具372基を対象に、国から示された基準に基づき公園施設を調査した結果、改修が必要と判定された公園は72公園で、遊具の数は183基ございました。

この調査をもとに26年7月、熊取町公園施設長寿命化計画を策定し、27年度より優先度の高い公園から社会資本整備総合交付金を活用した改築、更新を進めており、27年度につきましては、希望が丘2号公園を初めとし、8公園の遊具25基及び施設の更新を行ったところでございます。また、今年度におきましても、若葉1号公園を初めとし、8公園の遊具24基及び施設の更新を予定しているところでございます。また、部分的な修繕等で使用可能になる遊具につきましては、26年度及び27年度において35基の修繕を行い、今年度におきましても遊具10基の修繕を行う予定でございます。なお、同計画に位置づけていない遊具につきましても、26年度及び27年度において26基の修繕を行い、今年度におきましても遊具26基の修繕を行う予定でございます。

ご質問の高齢化が進み、使用されていない公園や周りから死角となっている公園は危険があるが、何か考えはあるかにつきましては、先ほどご説明させていただきました長寿命化計画により公園の改築、更新を行う際には、遊具の種類等について地元自治会と協議の上、児童遊具を健康遊具に変更するなど、地域の方々にご利用していただける公園として順次改修を進めているところでございます。

また、樹木等の繁茂により見通しが悪く死角となっている公園につきましては、公園パトロールなどにより確認し、樹木等の剪定や伐木などを行い、見通しがよく安全で安心して遊べる公園管理に努めているところでございます。

次に、公園の取捨選択につきましては、本町の都市計画は、大半が都市計画法開発許可基準に基づき設置された公園でございまして、公園の廃止や用途変更につきましては、現時点では困難であると考えてございます。

今後におきましても安心して地域の皆さんにご利用いただける公園となるよう、維持管理に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜り、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら改修をすべき公園が72公園で、183基改修しないといけないと、今、これ順番に数を言っていましたけれども、この183基、もうそしたら全部修繕できた形になっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）この熊取町公園施設長寿命化計画の中で位置づけされた公園が72公園、183基でございまして、それで、現時点で、27年度末ではパーセンテージにいたしますと32.8%、28年度末では51.4%の完了の予定でございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。じゃ、これからまだ国の交付金を使ってやっていけるということでよろしいんですか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）はい、そのとおりでございます。この計画と申しますのが、平成26年から35年度までの10カ年の計画で想定してございますので、この期間の間で完了を目指したいと考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほど開発した公園というのは廃止とかはできないということで、公園自身の取捨選択というのは、ちょっと極端な話になると思うんですけども、違う利用ということで、先ほど見通しが悪いところはパトロールしていただいて草刈り等もやっていただけるといふふうに言われていたけれども、全ての公園に何かしらのやっぱり遊具というのは全て備わっているんでしょうか、公園というのは。ベンチだけとかというところではなくということですか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）中には遊具のない公園等もございます。ただ、うち、都市公園は全て遊具があろうがなかろうが年2回に職員によるパトロールとか、よく地元の自治会の方とか公園に隣接する住民の方からよく木の樹木が伸びてきて見通しが悪いですと、そういったケースも多々ございますので、そういう通報あるいはパトロールによって、うちが確認の上、見通しが悪いなど思った時点では、すぐ作業に入るようにはしてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほど高齢化が進む住宅地なんですけれども、この国の交付金を使って遊具を更新ということにおきまして、遊具を廃止してベンチを設定するとか、また先ほど健康づくりのための遊具にかえるとかそういう更新であっても、交付金というのは——更新以外になりますよね、違うものにかわる——それは使えるものですか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）この計画に位置づけていけば、当然可能となってございます。今まで答弁書の中にもございましたように、児童遊具があったんですけども、当然地元の意向をお伺いして、かなりお年寄りがふえておって健康遊具の要望も高いとなれば、当然地元と協議の上、遊具の変更というのも可能でございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。健康づくりのための遊具、永楽ゆめの森公園にも幾つか場所をそんなにとらないような遊具で置いてありましたし、ちょっとネットで調べていたら、ベンチでも背中を伸ばせる、座ってでもちょっと運動ができる、年いかれた方が座ってそこでちょっと背伸び運動というんですか、できるようなベンチとかもありましたので、またその辺も自治会との相談の上で、高齢化の進んだところにおきましては、そういうものにかえていただくというほうが公園利用というのはできるんじゃないかなというふうに思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）今、議員ご指摘のございました背伸ばしができるベンチというお話がございまして、現在、うちの大原公園であったかと思ひます。それと、大原池の周りに遊歩道を設置してございまして、その途中にも1カ所、たしか背伸ばし式のベンチがあったかと認識しております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）この公園なんですけれども、花壇とか花を植えたりとかで季節をちょっと呼び込めるじゃないですけど、そういうのをするというのは可能なんですか。遊具だけのものの交付金ということになるんですか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）例えば希望が丘とか自由が丘の中の公園では、地元の方が率先して花壇を設置していただいているとかそういうケースはございますので、そういった方につきましては、当然町から自治会に管理を委託している面もございまして、当然自治会の中で相談をいただければ

我々もありがたいことですので、そういった実情というのをございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）その場合、具体的に費用とかはやはり自治会にお願いしているという形ですか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）そういった費用は、ちょっとこの国の交付金対象にはならないんですけども、例えばうちの課で所管している部門で言えば、大阪府から例えば樹木の苗を無償でいただけるとか、そういった格好で申し込みを行えば、無料で苗木とかそういうものがいただけるという制度もございますので、ご相談をいただければご配慮させていただきたいと思えます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ありがとうございます。

次、3点目にいかせていただきます。

公園の中にトイレがある公園とない公園があるんですけども、これはどのような形でそういうふうになっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の3点目、公園内のトイレの設置についてご答弁申し上げます。

現在、本町の103カ所ある都市公園のうち、トイレを設置している公園は、永楽ゆめの森公園、中央公園、大久保防災コミュニティ公園、長池オアシス公園、七山児童公園の5つの公園となっております。そのうち七山児童公園以外の4つの公園につきましては、公園としての用途だけではなく、テニスコートやグラウンド施設があり、また、地域防災計画に位置づけているなど、近隣以外の地区からの利用者も多い、比較的敷地面積の大きな公園となっております。また、七山児童公園は、旧保育所用地で所管がえにより都市公園となったもので、当時からトイレが設置されていたことから、現在も引き続き使用しているところでございます。

本町の都市公園につきましては、住宅開発により設置された小規模な公園が大半でございまして、近隣の方々が主な利用者であることから、自宅のトイレを利用していただけると考えてございまして、トイレの設置はしておらず、現在のところ新たにトイレを設置する予定はございません。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）比較的大きな公園と、その用途の運動しているところにはトイレが設置されているということですので、災害のときの避難場所とされているところもあるかなというふうに思うんですけども、そこにベンチであるとかそういうものの設置についてなんですけれども、ちょっとこれ、防災的なことにはなるかなと思うんですけども、何かかまどベンチであるとか災害のグッズを入れられるようなベンチであるとか、そういう防災に役立つもののベンチの設置というのは考えておられないでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）議員おっしゃった防災に利用できるベンチ等ということで、現在、うちにございますのが永楽ゆめの森公園にあずまやを設置してございます。そのあずまやは、ちょっとベンチの部分が可動式に動けるようになっておりまして、永楽ゆめの森公園のあずまや部分については、災害時に利用できるという形態がございまして、それ以外の公園については、現時点ではそういった施設になってございません。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）公園にはベンチというのはないのでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ある公園、ない公園、さまざまでございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）もしそのベンチが傷んでかえるときがきたりとかということもあるかなと思うんですけども、そのときはそういう災害のことを見越してのベンチを置いていただくというのも一つの手かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、トイレのある公園の場所というのは、熊取町のホームページを見ても載っていますでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ホームページには記載していなかったように思います。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）子どもを遊びに連れていかれる、今、永楽ゆめの森公園には行かれるかと思うんですけども、そのほかの公園でもやはり公園にトイレがあるのがわかっているならば、またちょっとそこで遊ぼうかなと、トイレ心配ないねというふうになるかなと思いますので、できればホームページでもこのトイレの検索ができればいいかなと思いますので、またその辺も考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）すみません。2点目のご質問の中で自治会のほうで花植えをしていただくというお話の中で、先ほど来から協働というお話しさせていただいております。そういった機会の中で、最終的には協働委員会の中で審査いただくこととなりますが、もし可能であれば自治会からそういう協働の提案をいただければ、審査させていただいて、万が一協働で進めるということも可能性あるかなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）今、そしたら、そういうのは上がってきてはいないということですかね。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）自治会から上がっているものはございません。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

じゃ、続きまして、防災対策の充実についてお伺ひしたいと思います。

1点目、避難所となる小・中学校の非構造部材の耐震化及び太陽光発電設備設置等、防災機能の強化として評価はできますが、その成果と今後の取り組みについてお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）二見議員ご質問の2点目、防災対策の充実についてのうち、避難所となる小・中学校の防災機能の成果と今後の取り組みについてのご質問に答弁いたします。

まず最初に、小・中学校の非構造部材の耐震化の成果について、お答えさせていただきます。

平成27年度におきまして、国の学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、町内小・中学校において、体育館を初め全校舎の非構造部材の耐震化工事を実施したところです。具体的には、天井や照明器具の落下対策、窓ガラスの補強、テレビや収納棚、ピアノなどの転倒防止対策などを実施し、とりわけ体育館では、窓ガラスへの飛散防止フィルムによる補強、照明器具の落下防止のための金具設置などを実施しました。このことにより、非構造部材の転倒等による直接的な人的被害のほか、道路の通行阻害等の2次災害が防止できるという成果につながったものと考えております。

学校施設の耐震化につきましては、構造体については、既に校舎、体育館ともに耐震化率が100%となっており、今回の整備によりまして、構造体、非構造体ともに全小・中学校において対策工事が完了したところです。

今後の取り組みといたしましては、学校施設の大規模改修に合わせ、人と自然に優しい整備に努めてまいりたいと考えております。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、避難所となる小・中学校の太陽光発電設備の整備の成果と今後の取り組みについてですが、まず、太陽光発電設備等の設置につきましては、これは大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業、いわゆるグリーンニューディール基金を活用いたしまして、平成26年度から27年度にかけて整備を行ったものであり、災害時に指定避難所となる町立小・中学校の全8校の校舎屋上等に太陽光発電設備を設置するとともに、体育館付近に蓄電池を設置し、災害による停電等が発生した場合でも避難所内の照明等への電気供給が可能となっております。

それぞれの太陽光発電設備は10キロワットの発電能力があり、避難所体育館への電力供給と夜間等の使用のため、蓄電池に7.2キロワットアワーの容量で充電しております。同発電設備等の整備により、災害等の停電時において、夜間でも避難所となる体育館の高所LED照明4台、入り口やトイレの照明を初め業務用ノートパソコン、テレビや携帯電話の充電等が可能となり、災害時に大きなストレスを抱えて避難してこられる住民の方に照明等を確保し、安心して過ごしていただけるものと大いに期待しております。

なお、平常時におきましては、発電した電気を体育館で使用し、さらに余剰する分は校舎棟で利用しております。また、今後の取り組みにつきましても、同設備等について適切な管理のもと、引き続き避難所運営において有効活用を図るとともに、平常時におきましてもこうした再生可能エネルギーを有効に活用してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。ということは、今、もう現在、太陽光で発電したものは使われているということでしょうか。

（「はい」の声あり）

7番（二見裕子君）わかりました。

そしたら、ちょっとそれにかかわることで2番の質問にいかせていただきたいと思うんですけども、災害時の避難場所にLEDのソーラーライトを設置してはどうかということで提案させていただいているんですけども、災害時に停電、浸水が起きても充電された電気で点灯が可能となるということで、先ほど言われていた太陽光発電の設備というのは、体育館の中のみというか、入り口とかトイレとかということで、それ以外の場所のところでLEDのソーラーライトの設置というのをされてはどうかというふうに思うんですけども、長池オアシスとか熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園には、既にLED太陽光の太陽灯の設置をさせていただいているんですけども、それ以外のところで何か考えられているところというのはありますでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目の災害時の避難場所にLEDソーラーライトの設置をしてはどうかというご質問に答弁いたします。

LEDソーラーライトは、LED照明に太陽光発電パネルとともに蓄電池装置を取りつけ、夜間になると昼間に充電した電気を使用し、商用電源を必要とせず点灯できるものです。

本町におきましては、現在、地域防災計画において、災害対策基本法に基づき、火災発生時に住民が一時的に退避するための一時避難場所として、熊取歴史公園、長池オアシス公園、大久保防災コミュニティ公園のほか、町立小学校のグラウンドなど合わせて9カ所を指定し、また、広域避難場所として町民グラウンド周辺1カ所を指定しております。

これら避難場所のうち、熊取歴史公園を初め長池オアシス公園、大久保防災コミュニティ公園につきましては、1点目のご質問でも申し上げました大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業の補助金を活用し、先ほど議員のほうからもご指摘がありましたように、27年度にLEDソーラーライトを設置したところでございます。

他方、本町の地域防災計画の地震被害想定においては、火災の炎上出火件数が、上町断層帯B及び中央構造線断層帯直下型地震による1件に、火災件数として1件にとどまっており、大火災によ

る多数の住民が一時的に避難を要する可能性は低いものとは認識しております。したがって、今回の整備につきましては、前述の大阪府の補助金を有効活用して実施したものであり、現時点では、当該補助金に相当するような財源も見当たらないことから、現時点では当該事業を継続して実施する予定はございません。

今後におきましても、こうした災害時の避難場所等の照明設備や指定避難所における誘導等につきまして、防災に関する多様な施策の一つとして、今後、緊急性、有用性及び必要な財源の確保等を総合的に勘案しつつ、他自治体の取り組み実例を収集の上、今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほど、すみません、長池オアシス、熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園はついていて、あとの町民グラウンドとかほかももうついているということですか、一時避難所となる部分にも。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今のところは今の3カ所のみので整備でございます。

ちなみに他のところは、先ほど申し上げていましたように、基本的には火災、炎上の場合の一時避難所という位置づけがございますけれども、その他の利活用等も考えられますので、そういった際には各小学校が避難所に指定されておりまして、そこに発電機であったり投光機等も備えておりますので、そういったものの活用とか、あるいは、先般議員にご質問賜りましたので、念のために関西電力のほうと広域的な何か連携がないかということで確認しましたところ、高圧発電機車という、被災して地域的にエリア的に停電があっても、かなり大きく病院とか学校なんか一気に割と広いエリアで電源の確保ができる、そういった機材といいますか、車等もあるので、それは必要等によってそういったものの導入も可ということも承っておりますので、共助なりそういった精神も含めて地域ぐるみ、あるいは広域的な応援等も含めて対応できればと、今のところはそういった考えでおりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）住民から以前に、台風か何かで大雨のときに小学校に避難しようと思ったら、そのときは停電ではなかったわけですがけれども、小学校の入り口から体育館までがやっぱり街灯も、雨も降っていたりとかすると暗くてとても怖かったというお話をお聞きしました。大きな災害が来るかどうかというのはわからないことですがけれども、そのときに電気があるかないかでやっぱり気持ちの不安とか、懐中電灯を持っていましても本当に全部停電してしまうと、今まで私たちはそういう目に遭ったことがないので想像を超える不安になるんじゃないかなというふうに思いますので、やはり何か自然についているといったらあれですけども、太陽光でもってついているものがあれば、もう少し道案内になるんじゃないかなというふうに思うんです。

離れたところから小学校なり避難所に行くときに、避難所の看板というのが、私は南小校区なんですけれども、ちょうど小学校の場合は、小学校のちょうど交差点のところ避難所何メートルというふうに表示が出ているんですけれども、やはりこれ暗かったら、大体の土地勘はわかっているので行けないことはないかなというふうに思うんですけれども、これをサイン表示というのをつけられるソーラーもそこに一つあれば、この方向に行ったらそこが小学校があり避難所になっていますよというような道案内の部分でも活用できるものがあるというのをお聞きしていますので、そこら辺のところもまた検討していただいて、交付金というのがなかなかないので、そこら辺の金銭的な部分がすごく町としても厳しいかなというふうに思うんですけれども、何かあったときではやはり遅いかなというふうに思いますので、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）住民の生命、財産を守ることも最大の行政としての使命と、まずは認識は持つ

ております。ただ一方では、今、ご自身もおっしゃられたように、補助金なり整備するための原資となるものの、そういった助成となるものの研究とかは引き続き進めていきたいと思っております。

それとあわせて、避難所への誘導の看板と。一部にソーラーつきはもう既に何カ所かつけておるのはつけておるんですけど、そういった充実等につきましても、今後、検討のほう進めていきたいと考えております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしましたら、3点目にいかせていただきます。

乳幼児の防災グッズをつくってはどうかということで、これは寝屋川市のほうで、ことしの4月生まれの子どもからされているのが新聞に載っていたんですけども、出生のお祝いに乳幼児防災グッズをプレゼントするという取り組みを始めているということで、熊取町としましても、出産記念品として名前入りのタオルセットをお渡ししているとは思うんですけども、寝屋川市では、このプレゼントを保存水の500ミリが2本と使い捨て哺乳瓶5本、ウエットティッシュ、お尻拭き、おむつ用消臭袋、タオル、ブランケット、防犯ブザー、エアマット座布団型を手提げのバッグに入れてお渡ししているということで、どうしても震災になると乳幼児の必要物資が手に入りにくかったりとか、また、おむつとかでしたら町としても、ミルクとかも考えて物資に加えてくださっているかなというふうに思うんですけども、この前、服部議員がご質問、防災のことでされたときに、やっぱり自分の命は自分で守る自助という部分はあるかなというふうに思うんですけども、やっぱりその意識というのがなかなか災害って起こらない、起こったことを経験していない者は何とかなるやろうという気持ちがやっぱりすごく大きいので、その辺、自主防災組織も、自治会39ある中36ということで、熊取町としては本当に97%の高い水準で自主防災組織が組まれていますけれども、じゃ、意識の部分はどうかといったら、箱物というか自治会がやるから、でもそこに皆さんが乗っているかといったらそれはどうかかなというふうに、組織としてはありますけれども、それはそれとして若い親御さんたちがやっぱり自分の子どもをしっかりと守っていくという意味で、意識をつけるためにこういうものを配布するというのも一つの考えじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今のお話の中で、答弁のちょっと入っておりますけれども、ご回答させていただきますけれども、続きまして3点目の乳児用の防災グッズをつくってはどうかというご質問でございますが、まさにご承知のとおり、大阪府の寝屋川市では、全国の自治体に先駆けて、この9月1日の防災の日前の8月29日から4月1日以降に出生届を提出された保護者を対象に、ご指摘の使い捨て哺乳瓶であったりおむつ用の消臭袋など、9品目の乳児防災グッズの配布を始めております。同市では、この制度について、赤ちゃんの誕生を祝うとともに、各家庭での防災意識の啓発につなげることを目的とした施策と位置づけされております。

また、本町におきましては、現在、生活必要物資を各指定避難所に備蓄しており、その中には粉ミルクを初め非常用の飲料水、哺乳瓶、おむつなど乳児用の必要物資もそろえており、災害時に避難所を開設した際には、乳児が被災されても対応できるよう適切に準備を整えているところでございます。

本町といたしましては、こうした準備を行う一方で、各家庭における自助としての必要物資の備蓄等、災害に対する準備の必要性について、毎年9月の第1日曜日に設定しているくまもり防災を家族で考える日を初め、今月5日に実施いたしました大阪880万人訓練など、さまざまな機会を通じ啓発を図っていくことが重要と考えております。

したがいまして、議員ご指摘の乳児用防災グッズの配布につきましては、当面は乳児用も含めた本町の備蓄物資の充実の観点からさらに検討を深め、あわせて先進自治体の事例研究や住民へのこうした情報提供に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げ、答弁と

させていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）出産記念品としてタオルとかを渡されているということですので、そこら辺の財源の部分とすりかえるという言い方はちょっとあれかもしれないですけども、やはり言っても、子ども、小さいうちの、もう本当にすぐその避難所に行けなかったときのこと、避難所に行ければそれはミルクもあつたりとか何かあるかと思うんですけども、母乳でお母さんが赤ちゃんに飲ませている方は、急に何かあつたときに母乳がとまってしまったら、そんな粉ミルクなんて家にも置いていませんし、ましてや家から出れないような状況の中で、やっぱり何か少しでも渡してあげるといのは意識づけになるんじゃないかなというふうに思います。

なので、もうこれをすごく強く強く要望させていただきたいなというふうに思いますので、ご検討よろしくをお願いします。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ご指摘の点は重く受けとめたいと考えます。

ちなみに、事前に寝屋川市のほうにも、人口24万人程度の大きな自治体でございまして、問い合わせした中で、やはり予算として1,000万円措置したという話で、1人当たりのグッズをつくるのに大体単価5,000円程度で2,000セットというふうなこともお話しされておつたことと、そういった意味で財源確保等の検討であつたり、あるいは、本町のほうもご指摘のとおり、タオル、名前の刺しゅう入りの、これはやはり地場産品、町の特産としてのタオルというものを活用という意味もございまして、すぐにこれを機会にというのはなかなか厳しいのかなというのが正直な、ちょっと感想でございまして。平成27年度で319人の方に本町のほうでこの出生のお祝いとしてタオル等は配つておるのは事実ではございまして。

いずれにしても、冒頭申し上げましたように、やはりできれば自助の範囲で各家庭にこういったグッズの9品目等、これは住民の方にお知らせさせていただいて、非常のときに各家庭に備えていただく。なかなか手に入りにくいというのは差し当たって考えにくい、エアマット座布団とか何かこういうのはちょっとどうかと思いますけれど、何とか自助の範囲で、あるいは共助、こういったところも念頭に置いて町ぐるみで対応できればと考えておりますので、引き続き調査研究のほうは進めさせていただきたいと思つています。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、よろしくお願ひしたいと思つています。

そうしましたら、障がい者福祉について、児童発達支援事業についての成果と今後の取り組みについてお聞きしたいと思つています。よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、障がい者福祉についての児童発達支援事業についての成果と今後の取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

児童発達支援は、平成24年の児童福祉法の改正によりまして、障がい児が身近な地域で療育や支援を受けやすくなるために新たにスタートした制度で、障がい児通所支援サービスとしましては、現在4つのサービスがございまして。まず1つ目としまして、療育が必要と認められる未就学児を対象に、食事やトイレなどの基本的な生活習慣を身につける訓練や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援。2つ目としまして、体の機能に障がいのある未就学児に対し、児童発達支援及び治療などを行う医療型児童発達支援。3つ目としまして、学校に就学している障がい児を対象に、放課後や休日に学習面の支援やコミュニケーションなどの基本的な生活習慣を身につける訓練や社会との交流など、本人の希望を踏まえた多様なメニューを提供する放課後等デイサービス。4つ目としまして、保育所等を利用している障がい児の通つている保育所等に支援員が訪問し、保育所等に集団生活の適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援がございまして。



このように、児童発達支援事業につきましては、障がい児に対して行う支援に加えまして、保育所などの育ちの場におきまして障がい児が集団生活に適応するための体制づくりや就労を希望する保護者への支援、また、家族への精神的な疲労の軽減のための支援として提供しているところでございます。

なお、利用状況につきましては、平成24年度と平成27年度を比較しますと、利用人数が約2倍となっており、これに伴い、給付費も増加してきている状況でございます。これは本町のみならず大阪府全体においても同様の状況となっております。

また、児童発達支援事業についての成果でございますが、利用者からは、身体的な発達のおくれにより、1歳になってもハイハイができなかった児童が手足の訓練によりハイハイができるようになった、また、コミュニケーションが苦手だった児童が児童発達支援事業の訓練を通してコミュニケーションをとれるようになったなど、通所サービスを利用してよかった、引き続き利用したいとの声が多く聞かれております。

今後の取り組みといたしましては、引き続き保護者の方とも十分に相談を行い、障がい児及びその保護者の思いを十分に尊重しつつ、障がい児の成長や発達の状態に応じた適切なサービスを提供するなど、切れ目のない支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）お聞きしたいのは、児童発達支援給付という部分なんですけれども、これは1カ月の給付というのは時間数が決まっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）1カ月の時間、日数につきましては、基本的には23日との制限ということでの中での利用のほうをお願いしているというところがございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）例えば保育所に通われていて、その後、通われるというか見ていただくというふうな場合は、どういうふうになっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃっていただきましたご相談がございましたら、当然ながら保育所等、行っていただいて、その後、例えば先ほどのそういう支援事業所のほうに通われて、そこで療育を受けるというそういうことにつきましては、こちらのほうも相談に乗らせていただきながら、その子どもの状況であったり、保護者の方の例えば勤務されているとかお仕事の状況もございまして、その辺の事情をお聞かせいただきながら、サービスの内容を計画時にご相談を受けさせていただき、協議をさせていただいているという状況でございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）住民から少しご相談あったときには、何か時間の制限をかけられるとかということがあって、23日だけないみたいなことがあったりとか、また、家族の日々の疲れをとってもらうためのレスパイトケアの役割も、この児童発達支援の給付というのは担っているかなというふうに思いますので、そこら辺もあわせてしっかりと聞いていただいて、本当に育児放棄でも何でもなく、やっぱり大変困っておられる保護者もいらっしゃいますので、そこら辺、また町としてもよろしくお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員おっしゃっていただいているとおりでございまして。

保護者の方もやはり子どもを見られているという状況の中でお仕事も持っている、そういった中で大変な状況も聞いてもございまして、そういったところにつきましては丁寧に対応していきたいと考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、熊取公明党、二見議員の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

---

（「16時55分」延会）

---

9 月熊取町議会定例会（第 3 号）

## 平成28年9月定例会会議録（第3号）

月 日 平成28年9月16日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 理 事	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 理 事	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
事 業 部 理 事	泉谷 徹	事 業 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	中谷ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定について  
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）大西事業部理事から発言を求められていますので、これを許します。大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）恐れ入りますが、昨日の公園整備事業に係る二見議員の会派代表質問において、答弁の一部訂正をお願いいたします。

二見議員から、災害時に利用できるかまどベンチはありますかとの質問に対しまして、永楽ゆめの森公園のあずまやにあります、ほかにはありませんとご答弁申し上げましたが、翠松苑児童公園にかまどベンチが1基ございます。改修時に地元自治会と協議をさせていただき、設置いたしました。

なお、永楽ゆめの森公園には、車椅子で利用できるテーブルはありますが、かまどベンチはございませんので、訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

---

議長（重光俊則君）それでは、前日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから、主要施策の成果、決算に関する日本共産党熊取町会議員団を代表いたしましての会派代表質問をさせていただきます。

まず1点目は、基金のあり方についてであります。自主財源の乏しい自治体にとって、寄附によって新たに積み立てられた基金の有効活用や既存の基金の適切な管理が重要な課題であると考えます。

そこでまず、お聞きしたいのは、第1点目は、ふるさと応援基金の活用についてであります。ふるさと応援寄附は、PRの工夫や謝礼品のグレードアップ等により1億円を超える寄附が寄せられました。ふるさと応援基金の27年度末残高は9,690万円。これは、自主財源の乏しい本町にとって貴重な財源であります。

寄附金控除による税収への影響はどうでしょうか。寄附金がたくさん集まっておっても、寄附金控除による影響が大きければ非常に問題となりますので、その辺をまず確認しておきたいと思えます。27年度の影響額と、そして28年度の見込みをご報告願います。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）それでは、ご質問の1点目の基金のあり方についての①ふるさと応援基金の活用についてのうち、イの寄附金控除による平成27年度及び平成28年度の税収への影響についてご報告させていただきます。

まず、寄附金控除についてですが、各年1月1日から12月31日までの間に、本町にお住まいの住民の方が本町を初めとする地方自治体に対して寄附行為を行った場合、寄附額の2,000円を超える部分が所得税と住民税より控除されるものですので、直接本町に対して行われたふるさと寄附金の額と関連するものではございません。

ご質問の寄附金控除による税収への影響についてですが、平成27年度分が約380万円の減収となっており、平成28年度分が、現時点の見込みで約1,905万円の減収となっております。

以上、簡単ではございますが、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

平成27年度分の影響額が約380万円、28年度分の見込みが1,905万円と、税収への影響額で大きく伸びておるんですが、それはあれでしょうか、寄附金そのものも大きく伸びていると。もちろん、本町に対する寄附と本町への住民税の影響額とはストレートに連動しているわけではございませんが、本町への寄附金額も伸びているわけなんでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）ふるさと寄附につきましては、いろいろとメディアも含めましてPRのほうで非常に進んでいるということで、本町の住民の皆様の方でも、本町も含めまして寄附される方の人数についてはふえているというふうに考えてございます。

控除の部分につきましては、一定28年度分がふえている分につきましては、ワンストップの制度

がスタートして、給与所得者がわざわざ確定申告をしなくとも寄附金控除の適用が受けられるというようになったほか、上限額が1割から2割と引き上げられたこと、ふるさと寄附の制度上の改正に伴うものが控除額のふえた要因の大きなものであるというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

応援寄附の税制上の改正とか、そういったことの影響もあったようでございますが、現時点では影響額は寄附金の金額に比べればはるかに少ないということで、現時点においては寄附金の大幅な増額が本町への貴重な税収、税収と言っていいのかあれですけども、貴重な自主財源となっているということは確認できたかと思えます。

そこで、口のほうの質問に移りますが、平成27年度の応援基金の取り崩しはようになっておりますか。これを聞くというのも、これはもう既にこれまでの議会あるいは議員全員協議会等でも報告があったように思いますが、基金の取り崩し額が寄附金の額に比べて非常に少ないというふうなことを聞いておりますので、まずこの点を確認しておきたいと思えます。

活用を協働事業に限定していると、基金はたまる一方ではないでしょうか。広く有効に基金を活用するには、基金条例の見直しも含めた検討が必要ではないでしょうか、答弁を求めます。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、2点目の27年度の応援基金取り崩し額につきまして、企画部より答弁申し上げます。

27年度におきましては、住民提案型協働事業1件の30万円及び行政提案型協働事業1件の30万7,549円の財源として、合計60万7,549円を基金から取り崩しており、27年度末時点で基金残高が9,689万9,281円となっております。

議員ご指摘のとおり、このまま順調に推移いたしますと、住民提案協働事業に活用事業を限定しておりますと、基金残高は増加する一方となります。

そこで、今後におきましては、基金をより有効に活用するため、くまとりふるさと応援基金条例の設置目的である「協働による定住魅力あるまちづくり」を基本として、幅広く協働事業の財源として充当してまいりたいと考えております。具体的には、28年度から、現在の住民提案型の住民提案協働事業や行政提案型の協働事業に加え、本町の特徴的な取り組みである協働によるまちづくりによる多様な協働の取り組みといった広い意味での協働事業の財源にも充当してまいりたいと考えております。

なお、今回の基金活用事業の拡充はもとより、寄附の動向を踏まえ、協働事業以外への基金の活用につきましても、必要に応じて、条例改正を含め、他団体の事例も参考にしながら、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

ただいまご答弁いただきましたが、協働事業を住民提案型協働事業、行政提案型の協働事業に加えて、広い意味での協働事業に活用してまいりたいと、そういうふうにおっしゃっていただきました。

そこで、おっしゃられた広い意味での協働事業ということ、じゃどういうふうに定義するのかという問題が生じてくると思うんですけども、広い意味での協働事業、それは町の実施する事業、さまざまございますが、それは何でもオクケーというふうになってくるのか、もちろん行政処分とか権力の執行とかありますので、全て当てはまらないということはわかっておりますが、どこまで広げるのか、その辺のところはどう考えておられるんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）これは、あくまでも現時点の想定でございますが、例えばと、現在、39自治会への補助金関係といたしまして1,600万円、各自治会、39自治会のほうに補助を出している事

業がございます。これらは、もうまさに協働事業、広い意味での協働事業に該当してこようかと思  
います。またあるいは、来年度、各自治会へ40台設置予定の防犯カメラ設置事業、これなんかも当  
然該当してこようかと思います。

ただいま例示させていただきましたような、広い意味で協働事業である既存の事業あるいは今後  
行っていく広い意味での協働事業、そういったものに活用してまいりたいというふうを考えており  
ますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）その辺は一定理解しましたが、やはり本町の条例の規定では、ふるさと応援基金  
条例ですけれども、第1条で「住民、法人その他団体との協働による定住魅力あるまちづくりを推  
進するため、くまとりふるさと応援基金を設置する」、第6条で「基金は、第1条の目的を達成す  
るために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」と、このよ  
うに規定されておりまして、明らかに協働事業というふうな規定があるわけなんですけれども、こ  
ういった条例をそのまま解釈する限りでは、やはりどうしても用途が限定されてくるというふう  
に思います。

先ほども、答弁の中で、条例の見直しも含め検討したいというふうにおっしゃっていただきまし  
たが、あちこちのふるさと応援基金条例とか、あるいはふるさと応援寄附条例、いろいろと調べて  
みました。

泉佐野市の場合ですと、基金条例とか寄附条例ではなくて、泉佐野市の場合には寄附金要綱とな  
っておりますが、泉佐野市の場合には寄附金要綱の中で13の事業を指定しております。寄附に当た  
って、13の事業の中から指定できると。もちろん指定しない場合もあるわけなんですけれども、教育  
施設等の公共施設整備事業、奨学金貸付事業、社会福祉活動推進事業など全体で13の事業があっ  
て、そして「事業を指定した寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金又  
は、第1号に定める基金により管理し、運用するものとする」というふうになっておりまして、第  
4条のところでは泉佐野市にあるさまざまな基金が例示されております。泉佐野市には13の、もっ  
とあるかもわかりませんが、ここに例示しているのが10種類の基金を例示しております。その  
10種の基金にこのふるさと応援寄附を充てることができると。だから、一旦寄附されたものを10種  
類の基金に積み立てることができるというふうに泉佐野市では規定しております。泉佐野市では、  
基本は一旦寄附されたものを10種類の基金に積み立てる、もちろん積み立てずに直接使うこともで  
きるわけなんですけれども、そういうやり方をとっております。

あるいはまた、ちょっと場所は離れますけれども、所沢市ふるさと応援寄附条例によりまして、  
ここでは応援寄附の活用する事業として、緑の保全及び緑化の推進に関する事業、地域産業の活性  
化に関する事業、未来を担う子どもたちのための事業、その他7種類の事業を規定しておりまして、  
この7種類の事業を推進するに当たって、やはり積み立てる基金を規定しているんですけれども、  
その基金については、所沢市緑の基金、そして所沢市地域産業活性化基金、そして最後に所沢市ふ  
るさと応援基金という、こういう3種類の基金に積み立てることができるというふうな規定の仕方  
をしております。

自治体によって、さまざまではあるんですけれども、本町のようなふるさと応援基金一つだけに  
限定したような、そういう条例は少ないかのように感じております。ぜひ、条例見直しも含めて、  
このふるさと応援基金が協働のまちづくりも含めて住民の福祉向上あるいは教育施設整備等、そう  
いったことに有効に、しかもタイミングを失わずに有効に活用できるよう、ぜひ急いで検討して  
いただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、基金に関するもう1点目の質問に移りますが、公共施設整備基金の運用についてであ  
りますが、公共施設整備基金については、平成25年度において土地開発基金からの組み替えがあっ  
たため一時的に増加したものの、それ以後は再び減少に転じ、27年度末には約17億円となりました。

今後の公共施設の改修等を考えたとき、基金の運用について、長期的な見通しはいかがでしょ

か、答弁を願います。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、公共施設整備基金の運用についてのご質問に関し、答弁させていただきます。

公共施設整備基金につきましては、ご承知のとおり、当該基金設置から現在に至るまで、ひまわりドーム、熊取ふれあいセンター、煉瓦館、永楽ゆめの森公園など、さまざまな公共施設の財源として活用してきたものでございます。

ご質問のとおり、当該基金につきましては、平成25年度において、土地開発基金を廃止したことに伴う繰入金約5億2,000万円を公共施設整備基金に積み立てたことにより、25年度末基金残高が約20億円となりましたが、以降、26年度に2億円、27年度には1億円を繰り入れ、公共施設整備の財源として活用したことにより、27年度末における基金残高については約17億円に減少したところでございます。

また他方、当該基金積み立てのための財源といたしましては、現状では基金運用に係る利子収入と町有財産の売却益相当分の積み立てが見込まれており、将来にわたり基金額を大きく増加させることは困難な状況にあります。

議員ご指摘のとおり、今後、老朽化した公共施設の維持管理経費や更新費用が増嵩することが予想されることから、現在、それらの中長期的な経費の見込み等を整理した公共施設等総合管理計画の策定を庁内で進めているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き長期にわたって基金の設置目的に沿った安定的な活用ができるよう、各年度の時宜を得た本町の予算編成方針等を基本に、各事業の規模や緊急性等を精査しながら、当該基金の活用に関し、適時適切に対応してまいりたいと考えますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

公共施設整備基金については、今ご説明いただきましたけれども、私が議員になりました当初、今から17年ほど前になりますが、その当時はまだ開発負担金という制度がございまして、住宅開発がかなりもう下火にはなりかけておったので、開発負担金による収入も低下傾向にはありましたが、まだ一定の金額が開発負担金で入っておりました。

それから何年かたって、これは国のほうのそういう制度変更等もあったのかと思いますけれども、全国的にも開発負担金は取らないというふうな方向に変わってきて、近隣自治体でも廃止する自治体がふえ、熊取町におきましても開発負担金を廃止して今日に至っております。

現時点では、先ほどご説明いただきましたように、基金の利子収入か、あるいは公共財産の売却収入、そういったものを基金に積み立てることはあったにしても、積み立てはごくわずかで、取り崩しがずっと続いているというふうな状況であるわけなんです、そして長期的な観点からの計画ということに関しては、先ほど公共施設等総合管理計画を現在準備中だということをお聞きしましたが、それについては公共施設等総合管理計画の中で財政的な部分もそういう計画としては入ってくるんですか。

議長（重光俊則君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）議員お話しのご公共施設等総合管理計画でございますが、一定その計画に記載すべき内容として総務省から示されている幾つかの柱がございまして、その中では公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み、またこれらの経費に充当可能な財源の見込みということで、計画の中でそういったものを示すということとなっております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。



財源の見込みといった場合に、我々、議会ごとに予算、決算で公共施設整備基金の取り崩しとか、そういったものが発生するたびに、取り崩しの基準ということをよく聞いたりするんですけども、結局取り崩すというのは財源不足が生じたときに取り崩すという感じで、財政調整基金の取り崩しと基本的に大きく変わらないのかなという気もするんですが、公共施設等総合管理計画の中で財政調整基金の取り崩しとかいうことに関しては、何らかの言及とか、そういうものは出てくるんですか。

議長（重光俊則君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）先ほどご答弁申し上げました中長期的な経費の見込み、あるいは充当可能な財源の見込みということでございますが、一定総務省から提供されております公共施設更新費用試算ソフトというものがございまして、そこに過去の投資的経費に係る数値を、決算額となるんですけども、そういったものを入力して算出した額をこの計画の中に落とし込むというのが総務省から求められている事柄でございます。

今現在、作業中ではございますが、私、中間的なものを担当のほうから提供を受けて見ておるんですけども、議員がおっしゃるような、一つの事業に対して補助金が幾らついて、そこに地方債の起債が幾らできて、その最後のところに一般財源として一般財源を入れるのか公共施設整備基金を入れるのか、あるいは財調を入れるのかというふうな、そこまでの詳細な内訳はこの計画の中では求められてございません。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

そういった詳細な計画というのは、立てても余り意味がないのかもわかりませんが、状況がどんどん変化してまいりますので、ただ、我々議員の立場、議員の立場というのは住民代表の立場ということなんです、取り崩す一方で、若干心配にもなってくるわけなんです、ただ、先ほどのふるさと応援基金のところでも若干言及しましたが、ほかの自治体等の条例や要綱などでは、そういうふるさと応援寄附で寄せられたお金も公共施設整備基金に積み立てると、そういったケースも見られます。そういうことを考えて、ふるさと応援寄附の一部を公共施設整備基金に充当すると、そういったことも可能なと思いますので、その辺はまたご検討願いたいというふうに思います。

それでは、次の大きな項目の産業活性化についてお尋ねいたします。

産業活性化の第1点目ですが、産業活性化基金の活用について、融資制度の利用件数が前年度に比べ大きく減っています。これは、町長の成果報告に付随した資料の中に記載されておった数値なんです、その数値を見たところ、融資制度の利用件数が前年度に比べ大きく減っています。どういう事情によるものでしょうか。

また、創業支援について、実績や計画があれば報告願います。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、ご質問の2、産業活性化についての1、産業活性化基金の活用についての融資制度の利用件数の減少及び創業支援に対する実績についてご答弁申し上げます。

まず、融資制度でございますが、平成25年度までに市町村連携型小規模企業サポート資金、いわゆる町制度融資に関する信用保証料の補助を実施しておりましたが、平成26年度からは、これに加え、大阪府制度融資であります小規模企業サポート資金、経営安定サポート資金、開業サポート資金に関する信用保証料の補助を追加したほか、補助金支払いの時期につきましても、完済後を改め、保証料の支払い後とするなど、利便性の向上に向けた制度の改正を行ったところでございます。

制度の利用実績でございますが、制度全体の融資といたしまして、平成26年度は29件、融資総額2億7,306万2,000円に対しまして、平成27年度の融資は21件、総額2億1,740万円となっており、差し引き8件、5,566万2,000円の減となっているところでございます。

この融資に対する補助実績は、平成26年度においては13件、64万9,248円に対し、平成27年度に

おいては計11件、51万2,260円となっており、利用件数としては2件、13万6,988円の減となっているところでございます。

また、融資を受けられる件数の減少は、景気の動向や事業者の方々の個々のご事情もあろうかと推測されるものではございますが、信用保証料の補助制度の利用割合につきましては、平成26年度は融資件数29件中13件で約45%、27年度は融資件数21件中11件で約52%になっており、7%の増加となっており、事業者の方にも有効に利用されている状況と考えております。

しかしながら、信用保証料の補助については、融資を受けた約半数近くの方が利用されていない現状もでございます。毎年、取り扱い金融機関、泉佐野税理士会、泉佐野納税協会の窓口へ出向き、チラシの配布を行うとともに、広報紙、ホームページなどの周知に努めているところではございますが、さらに多くの事業者の方々に利用していただけるよう、制度周知を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、創業支援に対する実績についてご答弁申し上げます。

本町におきましては、国から平成28年5月20日付で創業支援事業計画の認定を受けております。この創業支援事業計画では、これまで各機関がそれぞれ個別に取り組んでいた創業に対する支援について、情報集約、一元化を図るため、商工会及び地域金融機関とともに創業支援ネットワークを構築し、創業希望者及び創業者に対し、きめ細やかなサポートを行うこととしております。

また、本町に創業支援のワンストップ窓口を設けるとともに、熊取町商工会において創業に係る個別支援やセミナーの開催などを行い、連携して創業者への支援を行うこととなっております。

現在のところ、商工会、連携金融機関及び本町の窓口における具体的な相談の実績はございませんが、緊密な連携をとりつつ、引き続き創業者への支援に努めてまいりたいと考えております。

さらに、産業活性化基金の新たな活用方策として、創業支援など新たな補助制度の構築についても検討を行っているところでございます。

今後も、町内の中小企業等への積極的な支援を通じ、産業振興に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

融資制度の利用件数の状況についてご報告いただきましたが、報告していただいた数字と資料の数字とが違うんですが、これはどういう事情でしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）この成果報告の資料の作成の時点で、今年度につきましては町融資制度、町が融資している制度の1件のみを掲載させていただいております。昨年度におきましては、全体の融資件数を掲載させていただいたので、差額が大きく出たものでございます。

これは、資料の取りまとめの中で、ちょっと統一性がなかったことにつきましては反省しているところでございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）平成26年度から、大阪府の融資制度に対する信用保証料補助もやり始めたということで、府制度融資も町と同じように扱うということで、26年度の実績では29件となっているわけですね。ですから、27年度分についても、本来は報告書の中に21件と記載すべきところを、町の融資制度の分だけ1件と書いておったということのようですが、その辺は事前にきちんと統一しておいていただきたかったというふうに感じております。

そういうことで、減りぐあいはそんなに大きくはないようなんですけども、先ほどの報告の中で信用保証料補助についての利用状況が余り芳しくないようなこともお聞きしましたが、それについては、せっかく信用保証料補助をやっている、結局これはあれですかね、借りる金額に比べれば、信用保証料補助を受けようが受けまいが余り大したことないよという、そういう感覚なんじゃないですか。それとも、ただ、信用保証料補助があるということが浸透していないということなんですか。

ようか、その辺はいかがですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）今回、融資を受けている者につきましては、各銀行の窓口になってございます。銀行から本町に対しまして、誰がお金を借りたという情報は、個人情報関係でちょっと報告されないということもございます。あくまで、今からご答弁させていただくのは推測の域でのご答弁になりますけれども、3点、ちょっとうちのほうで考えております。

まず1点目は、補助要綱に満たないため申請されないという場合がございます。例えば、町内で事業を営んで6カ月未満の者。要件は6カ月以上住んでいる方ということに限定されております。

2点目が町・府民税を滞納している者、そして3点目は、直近3年間で補助金適用を受けた者ということで、毎年融資を受けられる方については、この補助制度は合致しないということで申請されないということもございます。これは、28年度実績におきましても、既に町融資3件されているんですけれども、そのうち2件の方が3年以内に融資を既に受けているということで申請されていないという事実もございます。

あと、2点目の理由といたしましては、本人の失念による場合が考えられます。

あと、もう1点は、銀行に、各機関に本町からチラシ等の配布でPRに努めておりますが、銀行から本人に対して周知が漏れているというふうなことも想定できるかなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

いろんな事情から、信用保証料補助の適用対象にならないというケースもあるということなんです。ぜひPRのほうは、また引き続ききちんとやっていただいて、せっかくある制度ですから大いに活用していただけるよう進めていただきたいと思います。

創業支援に関しては、新たに創業支援事業計画ですか、そういったことが始まったということをお報告いただきましたが、それは、もう一度確認のため、いつの時点ですかね。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）この計画につきましては、国の認定を受けるということに、制度、なっております。その認定を受けたのが、平成28年5月20日で認定を受けて、そこからその事業の計画が執行されているということになっております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、まだ始まったばかりで、認定計画ということについては、具体的な成果というふうなところはまだ把握できる状況にはないかと思っておりますけれども、ぜひ町として、せっかく国のそういう制度を活用した認定計画ができたわけですから、ワンストップ窓口、ワンストップ窓口というのは、町のほうにそれができたということですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）そのとおりでございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）そういったワンストップ窓口もぜひPRしていただいて、産業振興、事業者に対する支援という点では、既存の事業者に対する支援ももちろんのことですが、やはり今の時代、創業支援ということも非常に大きな位置づけが求められていると思います。ぜひこの点でも、事業者にとって大いに役立てられるように進めていただきたいと思いますということを要望しておきます。

産業活性化の2点目ですが、泉州地域において、中小企業振興条例を制定した自治体が多くなっています。また、大阪府下では大阪府、そして14の市が制定しており、近隣では和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市が制定しています。名称は、各自治体によって若干異なりますが、行政が中小企業振興、産業振興に取り組む姿勢を示すものとなっています。

熊取町においても、産業振興をより積極的に進めるために条例制定を検討してはいかがでしょうか

か。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）続きまして2点目、中小企業振興条例についてご答弁申し上げます。

中小企業振興条例につきましては、中小企業の振興、発展を図ることにより、住民生活の向上に寄与するという趣旨で制定されている条例であり、大阪府中小企業振興基本条例を初めとし、府内では14の市が条例を制定している状況でございます。

本町におきましては、中小企業等の振興は重要であることは十分に認識しており、現在も商工会と連携、協力しつつ事業に取り組んでいるところではございますが、条例の制定につきましては、商工会を初め中小企業の方々の機運の高まりは当然のこと、ご意見等も拝聴することも重要でございます。

今後は、条例化の必要性も含めて他市町村の動向を引き続き注視しつつ、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）現在のところ、条例制定についてはまだ考えていないということのようですが、地元の事業者、商工団体等の機運の高まりを待ってということ、周りからそういう条例制定しようやないかというふうな働きかけがあれば検討しようかなということのようですが、確かに本町では、これまで既に産業振興ビジョンが制定されておりまして、また数年前には産業振興ビジョンも事業者に対するアンケートに基づく改定が行われ、そしてさらに産業振興ビジョンをより、部分的にはありますけれども、部分的に詳細にした形のにぎわい創造アクションプログラムですか、そういったものも策定されております。

そういうふうに、具体的な計画でもって進めているということもありますので、考えによったら、条例がなくてもそういう産業振興ビジョンがあるんだから、それでいいじゃないかということも言えるかとは思いますが、条例制定によって、より一層行政の役割の明確な位置づけ、そしてまた継続的な事業展開が可能になってくると思われまます。

全国的には、このところ、条例制定する自治体が非常にふえる傾向にありますので、その辺はぜひご検討いただきたいと思います。

これは、中小企業関連の団体からの働きかけとか、そういったことの影響もあるようなんですが、国におきましても、このところ、中小企業、そしてさらに規模の小さい小規模事業者の振興をめぐって、法の新たな制定、そしてまた改正等が続いております。

平成22年6月には中小企業憲章が閣議決定され、平成25年6月には中小企業基本法の一部改正、これは小規模企業活性化法とも言われております。

そしてまた、平成26年6月には小規模企業振興基本法が制定され、そして同時に商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律というものが制定されて、その中では商工会、商工会議所が小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う伴走型の支援を行う体制を整備するなど、市町村や地域の金融機関等と連携して小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援する体制を整備するとなっております。

そしてまた、平成26年10月には、国のほうで小規模企業振興基本計画が策定されております。これは5年間の基本計画であります。このように、ここ数年間、中小企業憲章を初めとして中小企業関連のさまざまな法律の制定、改正が行われ、国のほうも、これはやはり中小企業、小規模企業がやはり経済の影響をもちに受けやすいというふうなこともあって、中小企業、小規模事業者に対するさまざまな法制度でてこ入れをしなければということのあらわれかと思っておりますけれども、そういったこともぜひご検討いただいて、条例制定も研究していただきたいと思います。

それでは、最後の3番目の質問に移らせていただきます。

岸南線の事業推進についてであります。都市計画道路大阪岸和田南海線の2期区間につきましては、昨年度、都市計画の変更がございました。幾つかあった都市計画の中に岸南線の計画の変更

も含まれており、そして地元説明会も実施されました。その関係でしょうか、住民の方々の中に、2期区間の事業が進み出したという期待を持った見方も出てきております。

これまで、昨年の9月11日の議員全員協議会での報告や11月19日の都市計画道路特別委員会における報告等で計画変更についての説明は聞いておりますが、現時点における1期区間残事業の進捗状況及び2期区間の事業の見通しはいかがでしょうか、ご報告願います。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）それでは、3点目の大阪岸和田南海線の事業推進についてご答弁申し上げます。

ご質問の大阪岸和田南海線の大阪外環状線から府道泉佐野打田線までの2期事業区間につきましては、大阪府に対し、早期の事業実施を強く要望してまいりましたところ、昨年度、事業実施に向け、測量作業並びに大阪外環状線との交差点の平面交差化のための都市計画変更が実施されたところでございます。さらに、本年3月、大阪府におきまして、都市整備中期計画（案）の見直し改訂が実施され、8月には大阪岸和田南海線も含めた事業路線ごとの建設事業計画が公表されたところでございます。

まず、先ほどの2期事業区間につきましては、平成28年度から32年度までの5年間のうちに着手する路線と位置づけられたことから、今年度におきまして、用地測量業務を発注予定と聞き及んでございます。

また、現在、現道を利用した暫定拡幅整備を実施していただいております泉佐野市との行政界から芦谷北交差点までの1期事業区間につきましては、同じく28年度から32年度の5年間におきまして、4車線での概成区間と位置づけられたところでございまして、既に4車線化に向け、修正設計及び用地測量業務を発注したところと聞き及んでございます。

今後におきましても、事業主体の大阪府に対しまして、あらゆる機会を通じ、積極的に事業推進を要望してまいりたいと考えてございますので、議員皆様方におかれましても、早期実現に向けたご支援、ご協力、また大阪府への働きかけなどにつきましてお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

本年3月に大阪府の都市計画道路の中期計画の見直しがあつて、そこで岸南線が5カ年の事業計画の中に位置づけられたという解釈でよろしいんですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）8月には中期計画の見直し、またその路線ごとの資料編の中で本町の岸和田南海線が位置づけられてございます。その中で、5年間のうちに、28年度から32年度までの5カ年のうちに、第2期事業区間につきましては着手、そしてその間に、5年間の間に第1期事業区間につきましては4車線化に向けた事業実施というところで、5年間の間に1期事業区間につきましては、概成区間ですから完成形を目指して進めていくというような内容でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）5年間の中で、第1期区間については4車線化、完成形を目指す、そして第2期区間については着手すると。

先ほど、用地測量業務ということもおっしゃられましたけれども、第2期区間について、用地測量に入っていくということなんですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）2期区間につきましては、現在のところ、まだ発注予定というところで聞いてございます。用地測量の今年度発注予定というところで聞いてございます。

第1期事業区間につきましては、4車線化に向けた用地測量をもう発注したと、そして4車線化に向けた詳細設計業務の修正業務を発注したというところで聞き及んでございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

かなりの間、ストップしておった第2期の事業化区間ですけれども、昨年度、都市計画の変更があって、立体交差から平面交差へ、若干車線の変更等もあったわけなんですけれども、そのときからもかなり期待感を持って我々受けとめておりましたが、これまで、今年の9月議会でも矢野議員の会派代表質問でしたか、その折の答弁にもかなり前向きな答弁をさせていただいておりましたが、今、改めて中期計画の見直しの中できちんと位置づけられたということを確認させていただきました。

これまで、町の担当職員も、町長を初め、働きかけ等、鋭意努力されてきたということの成果かなと思いますけれども、そしてまた我々議員の立場でも、これまで大阪府を通じてさまざまな要望活動もしてまいりました。

この岸南線につきましては、熊取町域の中の一部の都市計画道路でありますけれども、かなり広域的な意味で重要な道路であるというふうに認識しております。熊取町外の方々の利用も、当然のことながら非常に多いですし、広域幹線道路でありますから、そしてまた災害時のそういう緊急避難道路というふうなことでありますので、大変重要な道路となっております。

住民の方々の要望も、議会報告会に行っても、いまだに、いまだにという言い方もあれですけれども、折に触れて住民の方々から、岸南線の事業はどうなっているのか、あるいは外環の4車線化は一体いつになったらできるのかというふうなことを要望いただいております。

岸南線の事業推進が、外環の渋滞解消、そしてまた熊取町全体の道路事業を促進する上でも非常に重要な事業かと認識しておりますので、担当部局には大阪府への要望活動も引き続きお願いしたいし、また我々も折に触れて要望活動を行っていききたいとふうに考えております。

以上で、私の会派代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、日本共産党熊取町会議員団、坂上巳生男議員の質問を終わります。

次に、熊愛の会を代表して、文野議員。

1番（文野慎治君）おはようございます。それでは、熊愛の会を代表いたしまして会派代表質問をさせていただきますというふうに思います。

大きく、今回、3点の問題を通告させていただいております。

まず1点目は、「談合事件」損害賠償金の回収と終結に向けてということでございます。

平成25年12月、最高裁判決の結果、遅延損害金を加えた損害賠償金の合計は約4億7,000万円になりました。現時点で、なお2億7,000万円の未回収額があり、このままだと逃げ得を許すこととなります。

質問の1点目といたしまして、新たな顧問弁護士のもと、現状をどのように分析し、対応しようとしているのか、お教えいただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）失礼いたします。

それでは、文野議員よりご質問の「談合事件」損害賠償金の回収と終結に向けての第1点目のご質問でございます。

新たな顧問弁護士のもと、現状をどのように分析し、対応しようと考えているのかについてでございますが、現時点における損害賠償金等の回収状況といたしましては、完納業者は10社、分割納付履行者が3社、完納に至らない者は建設業者10社及び不真正連帯債務を負う個人2名であります。この建設業者10社と個人2名に係る損害賠償金は私債権に当たり、税や国保料などの公債権が有する調査権がないことから、民事執行法に基づく財産開示手続により申し立て理由が認められ、実施決定を受けましたが、財産開示に応じない者もあり、損害賠償金に充当できる資産を把握することは非常に困難な状況でありました。

このような状況なもと、平成28年4月より委託しております顧問弁護士からの教示を受け、町といたしましては、今後も資産調査を継続し、損害賠償金等の未払い業者及び個人との面談を行うな

ど、個別に資産状況の聞き取りや納付勧奨などの交渉を行い、債権回収につなげるとともに、回収不能な状況に陥った場合においては説明責任を果たすよう取り組んでまいりたいと考えております。議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

現状分析、これはこの間、議会のたびに、まずこの問題を私のほうから質問させていただき、また田宮理事のほうからも同じ内容の回答で、一つ変わったのは、この新年度から顧問弁護士がかかったと、こういうことでございます。この点に関しては、非常に、新町長のほうで顧問弁護士をかえてくれと、中にはこういう先生もいるじゃないかということをお場の発言の中でさせていただく中で、その方向で新年度から、百条委員会でもお世話になりました岩本弁護士と契約を結んでいただいた。このことについては、まさに英断であったと感謝申し上げたいというふうに思います。

新顧問弁護士就任していただいて、8月3日の日に債権回収に係る勉強会ということで、この間、長くこの問題にかかわってきた、議員の立場でもかかわらせていただいた私としては、初めてと聞いていい、顧問弁護士と議員全体で勉強会をすると、こういう機会を開催していただいて、非常にコンパクトに、今までの経過も含めた、裁判経過も含めた内容についてまとめていただいた、そういう報告を受けました。その中でも、今ご答弁があったような説明が理事者側からあったというふうに思っています。

要は、かなり時間の経過がしている。これは、いつもまた言わせていただくんですけども、今時点での状況はこうですという形は常に答弁としてあるんですけども、その間、すごい時間がかかっている。財産の開示請求をとということをやった。やったという事実は、確かに経過の中にも出ているし、やることの一つのメニューとしては、こういうことをやっているんやなと思うけれども、しかしそこに至るまでの時間経過、議会の定例会の何回か終わった後でやっとこれが実現したとか、そういった状況の中で、まさに新顧問弁護士も言っていましたけれども、本当に差し押さえするとか、そういうふうな財産が見当たらないんだと、こういうことを率直に先生のほうからもお聞かせいただいたわけなんですよね。

そこで、どうするか。

やはり、完全に納付をしていただいた業者の方10社、私はこれもいつも言っているんですが、当時の熊取町を取り巻く入札にかかわる建設業界の中では、本当にそこに加入しなければ仕事ができない、入札がとれない、そういう状況で、やはり、そしたら加入をしたら必然と談合に参加したという業者に分類されてしまっているわけですね、事件としてあらわれた限りは。しかし、事件は事件として、その方は、やはり早くその状況を脱して、悪いもので、金額的にこれだけ払いなさいと言われたことについては誠意を示して払っていただいている。この事件に関しては、今となって私は被害者だというふうに思っていますし、その人たちからとって、今、私が冒頭申し上げましたように、払っていない人は逃げ得なんだという表現をさせていただいていますけれども、まさにそういう状況だというふうに思っています。

そこで、新しい弁護士との対応が問題になってくるというふうに思います。

今の答弁の中で、報告というのか説明責任というんですか、そういうこと、私も過去の質問の中で検証してくれということをおっしゃっていただけなんですけれども、今、田宮理事のほうの後段、終わりのほうであった言葉についての内容の説明をお願いしますでしょうか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）議員おっしゃいましたように、8月3日に岩本弁護士に来ていただきまして、議員全員の方々に参加していただきまして、議員勉強会という形でもって岩本弁護士の見解、町のほうとも十分に、資料等も見ていただいて、お話も経過も報告させていただいた中での岩本弁護士の見解をまず述べていただきまして、各議員のほうからそれぞれ疑問に思っている点、どうなるんだというふうなところもご質問いただき、明快に回答をいただいたという状況ではございます。

その中でも、岩本弁護士のほうからもお話がありましたとおり、まず今後何をするのか、残って

いる債権をどうするのかということが一番の問題であるというふうなことにつきましても岩本先生のほうからのお話もあったと思います。

そういうことを受けまして、町のほうといたしましても、まずこれが最重要課題であるという認識のもと、今後どうやっていくのかということにつきましても岩本先生ともご相談申し上げまして、まず残っている10社と個人2名につきまして面談を行わせていただきたいということで、まず弁護士の方から通知というんですか、熊取町長名での通知を出させていただいて、まず話を聞きたいということでの接触をさせていただく、それで会った上で、なぜ、今、返納に至っていないのかというふうな事情も十分、個別、各事業者において事情があるかもわかりませんので、この辺につきましては十分お話を伺いさせていただいて、返納できない理由等、現在の資産の状況等もお話ししていただくというふうな状況をまずさせていただく、そういう十分な調査をさせていただいた上で、どういう形になるのかというのはちょっとまだ決まってはおりませんが、同じような、議員にまたお集まりいただいて、その中での報告会をさせていただくのかというふうなところも含めまして、まずはそういう説明のほうを、議員を含めましてご報告させていただく機会を設けたいというふうに現在考えております。

その後、住民に対しても当然説明責任がございますので、どういう形になるかわかりませんが、そういう説明責任を果たしていく機会を持たせていただくなりを検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）8月3日、やったことの実の評価は、お互いの立場で、これはやってよかったなということは共有できると思います。

もう1カ月ちょっとたっているんですが、そのとき、今おっしゃったように、弁護士のほうから、これからどうするんですかという形のときに、今の答弁のような内容を聞かせていただきました。個別に呼び出して面談をすると、これは大体いつごろになるんですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）まだ決定はいたしておりませんが、年内にはまずそういうことをさせていただきたいと。順番等も、数の関係もございますので、その調整を現在、岩本先生とさせていただいているという状況でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ちょっとスピード感ないですね。私は、あえて終結に向けてということの前段、前の議会ぐらいからこの問題についてはやっているけれども、事件発生から、そして本当に行政が真相を解明するという怒りを持ってやることのスピード感というのは全くなかった。これは、ずっと批判をさせていただいています。

ここに至って、もう終結なんです。そして、先ほど言ったように、この状態は逃げ得を許している、まだ町長はそんな形なんかということなんです。ですから、一つの手段として、私は早く終結、熊取町として、この事件を乗り越えて次の時代に行くためにということで、一つのまずやらないかんこととして弁護士をかえてくださいと言いました。その弁護士をかえていただいたわけですね。ですから、4月に就任していただいて、8月にそういう場を持っていただいて、こういう方針でやるんだということになった以上は、次は年内という形では、ちょっとこれは住民の皆さん方には説明のできないスピード感だというふうに思っているんです。

もう一つ言いますと、そういうことを、また8月3日みたいに議員にも報告を、報告会というのはそう報告して意見を聞くという、これはやらんよりやってもらうほうが当然結構やし、そういう情報提供は常にやってほしいんですけども、住民に対しての説明責任を果たすという状況の内容については、ちょっとまだ、今からまた聞きますけれども、差があるのかなというふうに思っています。

8月3日の岩本弁護士の話の中で、あれっと思ったことがあります。それは、今、完全に無視を



している業者が10社と2名の個人、不真正連帯債務の方2名、5,000万円と4,000万円、合わせて9,000万円ですね。滞納が2億7,000万円あるうちの9,000万円がこの2名なんですよね。どうも、今までの、直接顧問弁護士からこういう我々が聞く場というのは今回初めてで、前弁護士とはそういうことというのは一切なかったんですけども、ですからこういう答弁でお聞きするとか、そういうことでしかなかったんですが、個人の問題については、業者が終わってからでないとな手につけられないというふうなことをおっしゃっていたように思うんですよ。しかし、岩本弁護士のほうからは、いや、これは同じ債権として同時にこれはできる話であったと、こういう話があったんですね。この点についてはどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）勉強会のほうで岩本弁護士のほうから、今、文野議員おっしゃったように、個人等の不真正連帯債務が劣後するものではないというお話は、したことは事実でございます。同時に進行することも可能であるというふうなお答えをさせていただきました。

これにつきましても、それを含めまして、今後どう対応していくのかということをも、すぐにも検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）今のお答えは、そしたら今までの顧問弁護士からは、田宮理事たちが担当部として相談したようなときには、そういう話にはなっていなかったんですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）いえ、確かに劣後するという事はないということ聞いておりました。ただ、業者にあります債権のほうにつきましての回収の全く途中でございましたので、幾ら回収できるのかという見込みがなかなか立っていない状況の中では、なかなか、まず不真正連帯債務を優先してやることについてはちょっとどうかというふうなお話はあったのは事実でございます。だから、その様子を見ながら、個人についても当然ながら請求するというふうな形になるのかなという話はございました。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）非常に、そこ、重要なところなんですよね。そしたら、業者のほうは、まだこういう進行形やからめどが立っていない、今でもめどが立っていないですよね。その間に、今言ったような同時に進行できるんだという情報があったら、まずこのお2人の4,000万円、5,000万円の不真正連帯債務を持っておられる方の財産調査であるとか、あるいは資産がどういうふう動いているとか、そういうふうな調査はやっていたんですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）個人2名については、調査はずっと過去からやっております、現在も継続しております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）私が当時調べておいたら、そういう状況の中で、言葉で言うたら期間、言ったみたいに絞られるんやけれども、現実はずごい長い状況ですよね。その中で、抵当権つけたり、いろんなことをしていますよね。今、財産開示請求をして、何がありますかといって、何もありませんというような状況を、あえてスピード感のない中で生まれてきたことも事実やし、もっと言えば、今のご答弁のような形を議員側にも議会のたびに質問したら説明をしている状況の中で、非常に今までの過去の節目節目の議会で決定をしたり議論をしたりするようなときに、そういう情報が誤って、こういう手もありますよということをおっしゃらずに、議員側は、少なくとも私も恥ずかしい話ですけども、業者のほうの手をつけないと不真正連帯債務の個人の問題は手をつけられないんかなというふうな思い込んでいた節があるんです。

だから、今までの結果、この表、去年の12月ぐらいの議会かな、それで出ささせていただいたけれども、これだけの期間がある中で、今の岩本弁護士にかかわって、8月3日に議員も全部出て、それ

ぞれの思いを言わせていただく中でそういう言葉がぱっと出てきたら、まず私はそれだけが後に残ったんですよ、今まで言うていたことと違うと。

そういうことも踏まえて、やっぱりこれから検証していく状況の中で、きっちり町側の責任、前弁護士の責任、そういうことについてもはっきりしなければいけないんじゃないかなというふうに私は今思っています。

町長、ご答弁いただきたいんですが、3月の前議会でこういう資料を出させていただきましたときに、町長のほうは見えていないということやから後でちゃんと見ておいてくださいと。見ていただいた中で、やっぱり今まで和解で分納を始めた業者も、ぱっととまったきっかけになった議会があるんですよ。平成26年の9月議会等以降、そこですごく差が出てきているんですよ。

こういうことを、今、私が言ったように、そのときの議会で議論をいろいろする前提の法的な専門的な形の中で、個人のほうの部分については後からしか手をつけられないというふうな状況の中でこういう審議が行われているんですよ。ですから、これは逆に顧問弁護士をかえていなければ全然わからなかった問題なんです。しゃあないで終わっている状況やと思います。

これは、議員の立場でおらせていただいた私どもも勉強不足やなということを痛感しているんですけども、町長、まず、これは今聞きますわ。中西前町長は、この裁判を住民が起こしてくれて、本来行政がせないかん裁判を住民のほうが原告となってやっていただいて、最高裁までいって、過去の談合事件で血税が取られた部分を、去年の決算の9月では、それを基金にしようという思いと、それは、いや、一般の中へ入れるという中で、1年前の決算を不承認したというようなこともあったんですけども、町長は、今そういう状況の中でこういう裁判があったということは、中西前町長はありがたくなかったと言っている、ありがたいとは思わないとね。町長はどう思いますか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）個人それぞれの考え、思い、行政の進め方、いろいろ持つての行政を進めてこられたというふうに思います。前町長は前町長なりに、それが当人にとれば最善のやり方やというふうに考えた結果やと思います。

私は、公平・公正、これをモットーに、政治信条として今まで議員活動をやってきた人間でございまして、そういう観点からこの物事については当たっていきたい、進めていくべきだというふうに考えております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）すごく配慮したご答弁やと思うんですが、きょうは英断やということのを先に言うたから、弁護士かえていただいて、8月3日のこういう場も持つて、今後も進行状況に応じて議員と顧問弁護士とのそういう場も持つてくれる、報告会もしてくれる、これは評価します。

僕は、もう一つ、宿題として行政側に投げかけているのは、後の検証する問題なんですよ。

中西前町長は、この結果、談合事件が起こって、全国的に熊取町はマイナス面でも有名になった、その首長をしていたということで腹立ってんかどうかわかりませんし、個人の性格かもこれはわかりません。ああいう答弁を議会でするかと思うような表現としてやられました。

今度は、今の新町長として、この事件は過去の問題ではなくて、これからまだ、逃げ得を許さないがためにどういう、限られた法的な手段の中でどう持つていくかという大きな責務があると思います。それと同時に、なぜこの事件が発生したということは、これは最高裁で明らかになんのですが、住民の一つの大きな怒りのきっかけが、裁判闘争として最高裁までいって、誰もが、専門家の弁護士ですら、そういう判例がない中で、住民が勝てないだろう、町は勝てないだろうと言われていた裁判を見事、本当に判例史に残るような事例として、また各地で談合とかそういうふうなことが、これは熊取町の判決がこうなんだから、こういうことをいまだにこういう地域で続けたらいいかなというような警鐘を鳴らすような、非常に大きな成果をかち取った裁判だというふうに思います。

次の新町長の仕事は、今言ったように、後をやっていただくことと、それとこの裁判がずっと続

いていた、議会がずっと続いていた、今のこの時点までの検証をちゃんとやってほしい。これも前回も言っていますが、要望という形だけで終わっていますけれども、ぜひそのことをやってほしいんです。決意、聞かせていただけませんか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）町長へのご質問でございますが、まず私のほうからご答弁させていただきたいというふうに思います。

2点目の、談合事件発覚から損害賠償金回収が困難になっている状況を分析し、過去のその時点ごとの対応も含めて検証し、公表すべきと考えるが、町長の決意を伺いたいについてでございますが、平成19年10月の談合事件発覚後、住民監査請求、住民訴訟提起、平成25年12月の住民訴訟の最高裁決定による控訴審判決の確定を受け、損害賠償請求訴訟に至り、現在は損害賠償金の回収に努めておりますが、債権の全額回収が困難な状況でございます。

これらの状況について、新たな弁護士に今後の債権回収の方向性などを検討するため、町の対応経過や法的手続について、分析としては、現在の法制度においては、住民訴訟の判決確定により請求の義務づけが決まり、損害賠償請求の後、未払い者に対し、損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴により債務名義を得ることとなり、債務名義を得た時点においては、既に差し押さえるべき資産がなくなっている場合が多く、地方自治法に規定される住民訴訟制度が従前の制度に比べ時間を要することもあり、国に対し問題点の指摘も行っている状況にあるとの見解を受け、それを踏まえて検証し、今後の入札・契約行政はもとより、債権管理などの業務に反映したいと考えております。

なお、公表につきましては、情報公開請求を受けた際には、情報公開条例並びに個人情報保護条例に照らした上で、公開、部分公開、非公開を決定し対応するものとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

今後も、財産調査などを継続し、強制執行が可能な財産が確認でき次第、速やかに差し押さえなどの法的手段を行使し、債権回収に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）今の答えは全くノーです。

町長、今まで議会でも聞いてもらっていると思うけれど、私の言うているのはそういうことではないですよ。

顧問弁護士、かえていただきました。顧問弁護士というのは、士業の方はそうなんですけれど、やっぱり顧問先のオーダーに応じてやるんですよ。岩本弁護士に、よっしゃ頼もうということで英断を下していただいたということは、これは平成19年、町長が町議で議長のときに発覚した問題ですよ、それが今までこういうふうになんか状況がやってきて、もうここまで来た。私が言っているのは、やっぱりこの時間のスローテンポさ、これが恣意的に行われていたというふうには私は思います。もっとやらなあかんこと、てきぱきやらなあかんと思うんですよ。これは、役所の時間軸で言うてん違います。私は、中西前町長の時間軸、どこに配慮したんかはわからへんけれども、そういうふうな形で、だからこういうことをやる前に、ば一っと財産とかそんなん散らばしとけよみたいなことをやっているように、私は、私見ですけども、そう思わざるを得ないようなことがあるんです。

しかし、これは個人の損失ではないんですよ。公の税金を、談合事件なんです。

ですから、私は、新顧問弁護士に、やっぱりやるべきことをやっていなかった、このときに、私は8月3日にも先生に言うたんですけども、私も4年間離れていた状況の中で、まだこんな質問せなあかんか、先生にも言いました。百条委員会で一応終わって、裁判が始まって、そういう結論が出ているのに、まだこんな状況ですわと。

だから、その中で、今、先生には、そのあとの残りをどうするかということをやっただくオーダーは当然一つ。

もう一つは、この事件の、行政として、熊取町として対応してきた形が今の顧問弁護士の目から

見てどうだったか。幾らお医者の名医がここにやっとなって来てくれても、これも言いましたよね、来ても、もう本当に病巣が体のあっちこっち散らばって、そやけどこの時点でこんな検査していたらもうちょっと何とかなったでというような、わかりやすく言えば、そういう新しい顧問弁護士から見たら、こういう形もあつたん違うか、しかしこれができていなかったというふうな、正直に、これは行政の皆さん方からしたらあれかわかれへんけれども、そやけど行政の皆さん方もトップの指示でやっぱりこれは動いていたんやし、仕方ないです。これは甘んじて受けてほしい。

そして、いつも最後に言うんだけど、こういう事件が二度と熊取町で起こらない、起こったことを財産にして、今後こういうことは絶対起こらない、熊取町にバリアを築くために、この事件の総括の報告書、それこそ住民に対する説明責任やと私は思うんです。町長、どう思われますか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）談合事件、これはもう本当に納得のできない不公平な、住民を欺く本当に、まあ言えば、熊取行政にとっては本当に住民の皆さん方に顔向けできない、そういう事件だったというふうに思っております。

その解決については、当時の町長が当たったわけですがけれども、その中で、先ほど文野議員がおっしゃったように、損害賠償訴訟、これはありがたい裁判やと言われたということですがけれども、そういうものがあって今の状況があるのではないかなと思います。

私も、その当時の顧問弁護士に何回かお会いして、損害賠償事件についての話を聞かせていただきましたけれども、これは話を聞いている中で、弁護士もクライアントである熊取町の意向にこれは沿わざるを得ん、そういう関係にあるということが話の中でよく理解できたというふうにその当時は思っております。注文、仕事を出す側、仕事を受ける側、その中では意思の疎通は、これはもう図って業務を進めるものやと思います。

今回、新しく岩本弁護士に本町の顧問弁護士に就任していただいたわけですがけれども、岩本弁護士と私の関係、これは契約関係以外に、私の政治信条、そして岩本弁護士の仕事上での信条、これが一致しているというふうに私は考えております。

この公平・公正、納得できない今の状況をいかに皆さん方に情報提供して、こういう事件でありましたということ、これはもう説明責任を果たすのが私の残された一つの仕事かなと思っております。

そういうことでありまして、岩本弁護士をお願いしている今までの経緯も含めた中で、この残された未回収金についての回収できる方法があれば、そこでいろいろと手を打ってもらう、その一つの手段として、応じていない業者を面談の中でどういう状況なのかということも改めて明らかにしていく、そして文野議員が言われていた分納していた業者が分納をとめた、そういういきさつのことについても、岩本弁護士、そういう新しい立場から検証していただいた上で、これをまた皆さん方に報告、そして説明させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひ、町長、やり切りましょうよ。立場は一緒やと思いますからね。この事件に対する怒りから始まって、やはりこのままでは、もうほんまに終結にならない。終結の一つのものとして、ちゃんとした記録を残しましょう。ぜひ、今の答弁を実行していただくことをお願いしたいと思います。

それでは、2点目の項目に移ります。

工事契約の入札について。

熊取町内の建設工事等の入札において、町内業者の活性化と町内業者育成のためにも入札規制の見直しが必要と思われませんが、町の考えをお聞きしたいというふうに思います。

1点目は、平成20年以降の準町内業者の登録数はどれぐらいですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、ご質問の工事契約の入札についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の平成20年度以降の準町内業者の登録数についてでございますが、工事契約についてのご質問でございますので、建設工事に登録のある業者数でご答弁させていただきます。

準町内業者数は、平成20年度から平成25年度までの間は、各年度3者の登録でございます。平成26年度が6者、平成27年度が16者、平成28年度が現在22者の登録でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）非常にふえてきているんですね。

これも前の議会でも言いましたが、準町内業者というのは、どの位置づけなんですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）町外に本店があって、熊取町内に支店等を置く業者ということでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）それは、登記簿上、実質、そういう点はどういう調査されていますか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）この登録につきましては、大阪府のほうの業務となっております、大阪府が許可を出して登録を認めておるということで、それをもって本町のほうにその書類の添付をしたものを、事業所の写真等を添付していただいて、ファクス、電話、机等の写真、現在の場所の位置等の確認できるものを提出していただいて、本町の指名登録に提出していただくということでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）よく、建設業の登録のときに現地写真というのを撮るような、そういう資料を見てはるわけですね。現地確認とかいうのは、そこまではされていないかな。前も答弁いただいたかな。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）現地確認まではしておりません。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）すごくふえてきているんですね。今、22者まできている。

現実を見ますと、何か一つの建設会社の近くに看板がばばっと、同じような支店の、名前は違うけれども、あって、しかしそういう写真とかそういうのを見ると、ファクスや机やそんなんが写っていると、そういうふうなことがあるというところが何か多いのかなと。

市町村によったら、町内・市内業者でないとかいってある状況の中で、熊取町はそういう状況の中では準町内業者ということも指名の対象になっている。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）現在の登録制度、入札の制度の中におきましては、町内業者、準町内業者、町外業者というふうな区分をいたしまして、それぞれにご登録いただいて、入札指名要綱に基づきまして、差別化はしておりますが、指名をすることがあるという状況でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）直近の契約調書をちょっと幾つか見ますと、今のご答弁であったように、本当に25年以降、ばーっとふえてきているなというふうには実は思います。

今、一つ、例に出しますと、入札業者が20者ある中の9つが準町内、あるいはもう一つの調書を見ますと17のうちの7、あるいは18のうちの7、あるいは14のうちの8、13のうちの8、こういうふうな何か調書を見るとね。もちろん、今の入札ですから、全て20者が応札に応じたら、全部最低制限価格で入っているから、その中で抽せんをするというふうな形には実はなっていますよね。分母がふえてきている、その分子のほうも準のほうが入ってきている、こういうことなんです。

それで、先ほどの1点目の談合事件もそうだったんですが、町営住宅の建てかえ工事に技術も体力もない会社が入札をして、入札を落ちると同時に大阪市内の会社に下請、また孫請、そういうふ

うな形が、この談合事件の中で図式が出ているんですけども、やはりどう見ても準町内業者という、熊取営業所を持っているという形の写真だけでは、そこが本当にそういう工事をする実力があるのかないのかということがわからないし、ましてや分母はふえてき、分子もそこに準町内が入れば、本来の町内で頑張っておられる業者がなかなか、今、くじ引きですか、そういうふうなところでも当たる確率が少なくなってきた。

これは、町内業者を育成しなければいけないということは、これはおわかりになると思うんです。今みたいなこういう、もちろん税収面のものでもそうやし、産業振興というか、会社としてなりわいをきっちりやっていたいただいて、稼いでいただいて、税金もちゃんと払っていただく、これも大事やし、災害時、こういう異常気象が続くような状況の中で、やっぱりそういう町内で頑張っておられる、そういう業者の方々の協力をやはりいざというときは頼まなければいけない、そういうふうな意味合いの中では、町内業者を育成するという大きな柱はあるというふうに思うんですけども、それを阻害する要因に準町内を認めている、認めているというか工事によってですけども、その部分がどうも育成ということと相矛盾をしている現状としてあるのではないかなというふうに思っているんです。そういう点は、ご所見ございますか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）2点目のご質問と重なる部分がかかなりあると思いますので、2点目の答弁を含めましてご回答させていただきたいと思います。

2点目、入札における準町内業者の取り扱いの見直しについてご答弁させていただきます。

現段階で、建設工事の入札参加者資格登録の取り扱いでは、町内業者につきましては、土木一式、建築一式、水道工事、交通安全施設、その他工事の5工種のうち3工種の登録が可能で、準町内業者及び町外業者につきましては1工種のみ登録ができるということで差別化を図っているところでございます。

また、指名競争入札につきましては、これまでの経過といたしましては、平成19年の談合事件の発覚後、平成20年度に入札制度の抜本的な改革として、建設工事等に係る関係要綱の全面的な見直しを実施し、建設工事においては、必ず3者以上の町外業者を含めて指名選定していたところを、町内業者及び準町内業者の受注状況を鑑み、段階的に町外業者の選定数を改正し、平成27年度からは町外業者1者以上を含め5者以上の業者選定とするとしてきたところでございます。

あわせて、年間発注見通しのおおむね4分の1の案件につきましては、町内業者、準町内業者のみを選定する運用基準を制定し、町内業者等の受注機会の拡大を図ってきたところでございます。

今後の準町内業者の取り扱いに関しましては、町内に本店を置く町内業者をまず最優先と位置づけた上で入札に係る取り扱いを検討することとし、適時適切に制度の検証、見直しを行うとともに、競争性、透明性、公平性を確保し、よりよい入札制度の構築に取り組むとともに、地元業者の振興対策及び育成も図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）相応の前向きな答弁だというふうに評価しますが、どのぐらいの時期にやるんですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）指名登録と申しますのは3年に1回でございます。現在の指名登録期間が本年度中となっております。29年度には、新たに全ての業者におきまして指名登録願を出していただくということになりますので、予定ではございますが、29年1月にはそういう業者のほうから指名登録願というものを提出していただく形になりますので、それに向けてこの制度の見直しを行いまして、町内業者の最優先を図った制度に改善させていただくという予定で、今現在、作業を進めているところでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）泉佐野市では、もう既に市内業者というふうな形の契約事務取扱要綱というか、そういうことも既に実施をされているようです。

ですから、これもまた本当にスピード感持って、やはり先ほどもあったように、ペーパーの中で準町内というような形がずっときていて、確かに19年の談合事件以降、平成20年に熊取町の競争入札にも新しいルールができて、そこにもちゃんと出ているけれども、しかしまた時代がずっと、状況が変わってきている、たっている状況の中で、26年からずっとこれがふえ続けている状況というのは、新たな熊取町の20年につくってずっとやっている入札制度についても、やはり変えていかないかん時期なんですよ。

そういう意味で、ぜひ、今、いつからということもご答弁いただいたんで、それに向けて制度改正、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）この問題につきましては、町長のほうからも直接ご指導いただきまして、ご指令もいただいている案件でございます。

まず、町内業者を最優先するということを大前提に置きまして、今後の制度の改正に向けて、今現在、制度構築に向けて案を練っているところでございます。

残念ながら、今現在、議員のほうにそれをお知らせするという段階には至っておりませんが、当然ながら時期が決まっております。28年中には、ちゃんとした形で委員会にも諮りまして、こういう制度にしていく、そして町長にも決裁をとらせていただき、こういう形で新年度、29年度から3年間、まずは3年間でございます、29、30、31年度につきましての基本的な方向性をまず決めさせていただくということでもあります。

議員おっしゃっていただいたように、指名制度、契約の公平性、競争性、透明性というのは常に確保しながら、一番よい方法、その時点時点で状況が変わってまいります、議員ご指摘いただいたとおりでございますので、その時点で最もよい方法をとるということにつきましては常に念頭に置いて、制度については点検、チェックを行っていくということでございます。今までもそういうことをさせていただいた、その経過として今までご説明させていただいたような制度の変遷があるということもまずご理解いただきまして、今後もそういう努力を続けてまいる所存でございますので、よろしくご理解のほうお願ひ申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）よくわかりました。ぜひよろしくお願ひします。

3点目、国民健康保険について。

平成27年の決算の意見書等の中のことも質問の細部には書いているんですが、時間の関係もあるのでそこははしょりまして、1点目で、ことし、10%余りの値上げがございました。非常に住民の方の関心が強うございます。

しかし、町のほうから聞いている理由、それも一つあるかもわかりませんが、根本的な理由が、大阪府が進める共同化ということが原因ではないかなと、こういう観点からの質問をまずさせていただきます。ご答弁よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険について、まず1点目の今年度の平均10%余りの値上げの根本理由は大阪府が進める共同化が原因ではという1点目のご質問にまずお答えをさせていただきます。と思ひます。

ご指摘の共同事業でございますが、平成27年度決算におきましては、確かにその対象の拡大がございまして、赤字の要因の一つとなりまして、平成28年度で繰上充用を行った、その結果として影響が出たところでございます。

しかし、平成28年度の保険料算定に当たりましては、この制度自体の拡大はございせんので、その影響はごくわずかで、共同事業そのものだけが保険料の値上げの要因ということになったもの

ではございません。

今回の値上げは、これまでもご説明をさせていただきましたとおり、前期高齢者の増加、つまり高齢化の進展とともに医療の高度化によりまして医療費がふえ続けております。そういったことが大きな要因でございまして、平成27年度の決算で見ますと、対前年度比5.7%、額では約2億円の増となっております。この伸びや、これまでの保険料の伸び、あるいは被保険者の推移などを考慮いたしますと、今後も医療費は増嵩傾向にあるということから、今回、保険料の値上げに至ったものでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）今までも、議員に対しても、あるいは窓口に来られた住民の方に対しての説明と、そう変わらない状況ですよ。

2番目の、共同化を進める限り、熊取町の継続的な国保料の値上げは必至ではないかということを書いているんですが、今回、非常に汗をかいていただいて、丁寧に我々にも情報提供していただいている、住民にもそういう窓口で言っている。

しかし、根本的に欠けているのは、大きな大阪府・国の流れの中で、平成30年をめどに、こんな形のたたずまいが進んでいる状況の中の激変緩和の今状況ですよという、その制度説明が抜けているんですよ。その点についてどう考えられますか、2点目も含めてですが。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、それでは2点目の今後も継続的に値上げが必至ではどのご質問でございまして、ご存じのように、市町村国保が抱えております高齢化、医療費水準の高さなど、これは全国的な構造的な課題への対応といたしまして、国のほうでは社会保障と税の一体改革の一環といたしまして、国保改革がプログラム法に基づきまして順次実施をされております。主に、公費の拡充等による財政基盤の強化と、それから運営のあり方の見直しを行うことによりまして、将来にわたって持続可能な制度になるような仕組みを構築すべく法改正が行われてございます。

これによりまして、財政基盤の強化といたしまして、ご存じのように、先行して平成27年度から、保険者支援制度の拡充といたしまして、全国規模で1,700億円の投入がそれ以降継続されております。29年度以降は、さらに1,700億円が拡充されまして、3,400億円の財政支援が実施されます。

そういったことで、保険料率の設定が適切な水準であれば、財政基盤の強化、つまり保険料の抑制に寄与するメニューが幾つも用意されておるところでございまして。

あわせて、議員のご指摘のございます運営のあり方の見直しというところで、都道府県が財政運営の責任主体になることで、国保事業で共通して必要となる財源、これは都道府県に新たに設置されることとなります国保特別会計で一元的に管理されることとなります。財政規模が非常に大きくなることで、小さな市町村で努力の及ばない予期せぬ医療費の急激な増加による収入不足と、そういったことはなくなります。翌年の保険料でその不足分を賄う必要がなくなりまして、安定した運営が期待できるものとされてございます。

すみません、ちょっと長くなって申しわけないんですけども、また本町といたしましても、負担の公平化の観点から、現在、トップクラスの徴収率の維持向上に努め、さらには医療費の適正化の観点からも特定健診・特定保健指導の啓発・促進、そしてジェネリックの利用の推進に努め、総合的に保険料の抑制を行っていきたいというふうに考えておるところでございまして。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）熊取町原課としては、非常にいい方向に流れているというふうな評価をされているんですかね、ぶっちゃけて言うたら。

もう、ちょっと時間ないんで、うなずいていただいたことでそうやと思うんですが、実はいろんな問題を含んでいるということがあると思うんですよ。



そういった点について、もう残念ながら議論できないんですが、大きな流れの中で、例えば熊取町は今までいろいろ努力をしてやっている状況の中で、国のほうで都道府県化しようというのにプラス大阪方式という状況が出てきていて、そこで何が起きているかといえば、熊取町のようなちいちゃなところが、財政も今までは熊取町で会計持っていたんですが、大阪府になりますよ、そこで統一的な保険料も決められて、今まで各自自治体がそれぞれの事情に応じてやっていた減免措置であるとか一般会計からの繰り入れだとか、そういうことで住民の皆さん方の顔を見ながら、これだけ保険料を上げないためにどうしようかということでもいろいろ知恵を絞ってきた、そういったものも含めて大阪府が管理をしようという形に、実は大阪府の部分はなっているんですね。国の大きな流れ、プラス大阪府と、あと数県だけ、こうしようという状況が、今、出てきています。

今、その途上にある、激変緩和措置の状況にある状況の中で、熊取町は、先ほどのあれじゃないけれども、2、3年ぶりに10%上げました。しかし、激変緩和措置が、どんどん数字が減ってくる状況の中で、値上げが出てくるというのは必至やというのはそういう意味合いなんですね。激変緩和措置がまだ大きい状況の中で、こういう状況が出てきた。今までは、熊取町は、皆さん方の努力だとか財政的な運用の中で値上げを1年、2年辛抱して、またそれを5%にしたときもあったし、また1年、2年あけて、今回10%というようなことにもなった。

しかし、これからは、そういうことが府でやられるという状況になってくると思うんですね。

ですから、きょうの質問、尻切れとんぼで終わるんですが、そういう状況を30年に迎えるというときに、やはり皆さん方は、大阪府のそういう会議に出ていく中で、どう自分たちの立場を、住民のものを考えてやっていくか。熊取町の人口の4分の1の方が保険料を払っていて、その保険料をそのまま大阪府の財布の中に入れてしまえば、熊取町独自の努力してきたものがなくなるのではないかなという危惧を持っています。

大きな財布に入れて、今、現象的にあらわれているのは、大きな自治体、例えば大阪市なんかは毎年黒字、黒字、黒字……

議長（重光俊則君）ちょっとまとめていただけますか。

1番（文野慎治君）はい。累積赤字がこのことによって減ってきているということに利用されているんですよ。

そういった意味合いの中で、ぜひ、今回、請願等も出ている状況でございますので、議員も含めてこの問題、また勉強会もお願いしているようでありますから、じっくり腰を落ちつけた場でもっと議論をさせていただきたいなというふうに思っていますし、この会派質問の中では問題提起、これは問題だということ述べさせていただいて終わらざるを得ないんですけども、ぜひ、今後も原課のほうにもいろいろお尋ねしたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ありがとうございます。

国民健康保険のほうをご心配いただいてのご質問やというふうにとらせていただきたいと思います。

本町といたしましても、大きな流れの中で、これはもう何回も申し上げておりますとおり、法律で定められた広域化という流れの中に我々もおります。そういった方向に進んでいくというのは、これはもう紛れもないことでございます。

それから、文野議員のご指摘のあった共同事業の話につきましては、少し時間があれば詳しくご説明もさせていただくことができるんですけども、ちょっと若干、共同事業というのが、細かく説明していきますと、熊取町にとってもやはりこれは重要な制度である、保険の保険であるという制度でございますので、ことしは赤字やから、これはもうちょっとまずい制度やというわけではなくて、やはり保険の保険なんで、来年、ひょっとしたらまた黒になるかもわからん、そういった制度であるということも、ひとつこれはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（重光俊則君）以上で、熊愛の会、文野議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時57分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

会派代表質問を続けます。

次に、未来を代表して、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）では、未来を代表しまして、通告に従いまして会派代表者質問をさせていただきます。

まず、1点目の教育環境の向上について、小中学校のクーラー設置についてということで通告させていただいたんですけども、一般質問で2の方が質問されていたので、答弁、一緒かなと思うんですけども、出した以上は聞かせていただきます。

まず、先日の答弁で優先事項と言っていたんですけども、どれほど優先なのかというところがよくわかりませんでしたので、今、実際、教育委員会でのどの程度話しされていて、どこまで話が進んでいるのか、言える範囲で結構ですので、お答えください。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）それでは、用意させていただいております答弁書は、議員ご指摘のとおり全く同じものがございますので、優先順位がどれぐらいなのかということで、学校の環境施設の整備の中では1番、最優先だというふうにお考えいただきたいと思っております。

教育委員会の中でどれぐらいの熟度なのかということですが、なかなか費用だけの問題ではございませんでして、議員もご承知のとおり、学校の大規模な改修とか工事を伴うものにつきましては、大体夏休みの時期に設置させていただいているということになります。じゃ、それでいけば、来年ないやんか、再来年以降なんかえという話が出てまいりますので、そのあたりも含めまして、設置にかかる期間、工事の期間と授業がどのようなタイミングでやっていけるのかとか、そういった具体的などころまで含めて検討しているというのが現状でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）では、つけると言うてくれているので、最優先事項というところはわかるんですけども、やっぱりその中でもいつだというのは、まだ言えないということですか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）私たちが、やりたい、やりたい、やりたいと言いましても、当然先立つものというのが必要となってまいりますので、そのあたりを含めまして熊取町の財政状況を勘案し、そしていような財源、国の交付金は当然ですけども、交付金に頼らずやっていけるような財源の確保とか、そういったことも含めて考えておりますので、今、この場でこれぐらいのスケジュールでこういうふうにやっていきますというのが、まだちょっと発表させていただける状況ではございません。

ただ、早い段階で、こういう方向性で進めていきたいということは、議員の皆様にお知らせする機会をつくらせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）では、教育委員会の中で、このクーラー設置についての話し合いが前向きに行われ出したのは、いつからですか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）実際のところ、今年度に入ってからでございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）過去数年さかのぼっても、よくクーラーの質問されていたんですが、結局その質問をされた議員は無駄やったということやったんですか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）無駄ということではございませんでして、当然イニシャルコスト、ランニングコスト、そのあたりがどうなるかということで、苦渋の選択という中で、決断が先になっていたというところでございます。

ただ、藤原町長からの指示もございまして、これは是が非でも進めていかなければいけない事業であるということで、今年度になりまして具体的に検討を進めているところでございます。

当然、大阪府のほうへの協議でありますとか近隣への視察であるとか、そういったことも含めて4月以降実施しているところでございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。議論始まったのは最近やったということで、その辺は理解いたします。

それで、以前の鱧谷議員の質問の答弁の中で、小・中学校合わせて149台、それで2億8,000万円ぐらいの費用がかかるという答弁やったんですけれども、その2億8,000万円というお金の根拠を話をさせていただきますけれども、文化振興財団のお金、3億1,000万円ぐらい戻ってきていると思うんですけれども、それは使えませんか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）返還金として一旦熊取町にお返しさせていただいておりますので、その経費につきましても、熊取町全体の事業費の中で充てていくべきところということを検討していく必要のある経費でございますので、丸々それをクーラー設置に持ってくるというのはちょっとできないかなというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）その文化振興財団の3億円が戻ってきますよという説明は、前教育長の西牧さんが説明されたと思うんですけれども、僕の受ける印象では、教育委員会に戻ってきたお金なんだから、教育委員会のところで使ったらいんじゃないかと思うんですけれども、この辺については町長は、3億1,000万円ある中で、町長もつけたいと思っているようなので、お金足りているんじゃないかと僕は思うんですけれども、このお金、使う気はどうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）町長へのご質問ですけれども、平成27年度末に3億1,000万円を財政調整基金のほうに積みさせていただいて14億3,000万円、今、年度末で。ただ、それはもう、本来的な財政調整基金という目的は年度間の調整のために、要は町政運営を財政面から円滑に進めるための、もう既に財政調整基金のほうには積みさせていただいている状況です。

そのお金をということで、確かに西牧前教育長のご発言と私も記憶はしておりますけれども、今は町長の英断という形で、マニフェスト事項でもあり、進めていくという方針は決定しております。ただ、このお金で、財源ありきでという議論ではなくて、先ほど教育次長のほうからもありましたように、いつ、どの規模で、どういった形で進めていくか、むしろ政策として、その事業計画として、そちらの積み上げのほうで、今、急務でございまして、そちらのほうで整理できた段階で、また議員各位にはお示しさせていただいて、ご協力等いただければと考えておりますので、経費については何らかの、先ほど来申し上げている補助金の確保であったりとか、できる限り町民の血税のほうを抑えられるような形で事業のほうで推進できればと考えておりますので、その点ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）なかなか話は進まないと思うんですけれども、優先事項、今、話し合い頑張っ

いますと言われても、結局どんな条件がそろえば、さあこれからやということになるんですか。近隣の状況、交付金の要項を見ましてというのがいつもどおりの答弁なんですけれども、どうなったらつけようという段階までいきますか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）どうなったらというよりも、先にどうすべきかというところをしっかりと計画させていただきまして、お示しさせていただきべきなのかなと思ってございます。

先ほど、議員のほうから、過去の答弁の中での2億8,000万円という金額2億9,000万円だったと思うんですけれども出てきておりますけれども、その金額が本当に正しいのかという議論も当然しなればならないと思っております。何とか、もっと安価に設置する方法はないのか、そこを今、教育委員会だけでなく、いろんな部署に協力いただきまして検討しているところです。

あとは、先ほども申しましたように、設置にかかる期間、この期間を何とか短縮しながらやっていく方法はないのかという、大きな意味で言いますと、タイムスケジュールと、あとは経費という形が大きなところになってございまして、そのあたりを一定整理しつつ、熊取町のいろんな事業をさせていただかないといけない中で、これだけに全部お金費やすわけにもいきませんので、計画的に実施するという方向性を、これできるだけ早い段階というのを常にお伝えさせていただいておりますが、やはり一定、今年中には何らかの方向性を議員の皆様にお伝えしていかなければいけないのではないかなというふうに思っておりますので、いましばらくお待ちいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）何らかの方向性というところがちょっとふわふわしてわからないんですけれども、何らかの方向性というのは、今後のタイムスケジュールなりが決まりましたというのは無理やとしても、こういう条件がそろいましたら、じゃ実施していきましょうということを出すのかどうなのかというところがわからないので、お答えください。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）つけていくというのは方向性として決まっておりますので、あとは、お知らせできるのは、そのタイミングがいつなのか、どういう順番でつけていくのか、そういった具体的なことをお知らせすることになるのかなというふうに思っております。

当然、今までランニングコストの面も多少影響しておりましたので、そこでの足踏みというところもございましたが、今回、電力自由化に伴いまして、電気料金も安くなる方向で動いていておりますので、それに伴いまして学校での電気消費量も安くなっていくだろうということもございまして、今、再度いろんな算定をし直しているところでございますので、そういったことも含めまして、どんな順番で、どれぐらいつけていくのか、いつをめどに、あとそれをするためにどれぐらいお金が要するのかということをお知らせしていきたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今までよりは、かなり具体的な答弁いただいたと思いますので、ぜひ、今年中に具体的な、どれぐらいお金かかって、いつ、どんな順番でつけるのかというのはぜひお知らせいただきたいなと思います。

これは南中学校の例なんですけれども、夏休み明けから2週目ぐらいからですか、暑さ対策で、体操服で登校したり授業を受けたりしているということですし、また暑過ぎて気分が悪くなって早退してしまうというような生徒もいるようですので、これはぜひ、具体的な答弁いただいた後ではあるんですけれども、設置する期限まで、できるだけ今年中に決めていただけたらということをお考えいただきまして、次の質問に移らせていただきます。

外国人英語指導助手についてということで、くまもり創生戦略における重要業績評価指標（KPI）のところで外国青年英語指導助手が配置人数になっているんですが、この事業の概要なんですけれども、町内中学校3校にネイティブスピーカーである外国青年英語指導助手を1名ずつ配置し、

英語授業の充実を図っている、コミュニケーション能力の育成を目指した英会話能力の向上や小学校外国語活動教科化に向けて、平成28年度からは、増員を含め今後のあり方について検討するという事になっているんですけども、配置人数は一つの要因であって、これは本当はどれぐらい効果が出たのかというのをKPIにするべきかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

議長（重光俊則君）吉田茂昭教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）それでは、まず最初に、現状、配置の状況等についてまずご答弁させていただきたいというふうに思っております。

まず、本町におきましては、児童・生徒が日常的に外国人と接し、学校生活の中で自然に英語を使うことを通して、子どもたちのコミュニケーション力や英語学習への意欲の向上を図るために、平成19年より、全小・中学校にALTを配置しております。

まず、質問の1つ目の、くまもり創生戦略における重要業績評価指標についてでございますが、本町では、くまもり創生戦略の基本目標2、子育て世代の希望を実現するまちづくりの(2)教育の充実の①において、外国人英語指導助手配置人数を重要業績評価指標とし、平成26年度実績は3名、平成31年度の目標を3名増員の6名としております。

目標達成の第1段階といたしまして、平成28年9月から、この9月からですが、ALTを3名から5名に増員いたしました。5名のうち2名を小学校専任とし、各小学校に週2回配置、3名を中学校専任で週5日配置といたしました。

平成30年度1学期末までの2年間は、新たに小学校に配置した2名のALTの活用方法や外国語活動の授業の充実等について、さらなる研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

平成30年9月以降は、平成32年度からの小学校教科化を見据えて6名に増員し、小学校専任ALTを2名から3名とし、各小学校に週3日配置にする予定でございます。

平成32年度からは、小学校3・4年では週1時間の外国語活動、5・6年では週2時間の英語の授業になることから、小学校専任を3名にすることにより、小学校3年から6年の授業に十分な対応ができるというふうに考えております。

そういった中で、今、議員のほうから、指標について、人数にしているからというふうなお話をいただいたんですけども、まず1点、教育でよく考えられるのが、子どもたちがどれぐらい英語の成績が伸びたかであるとか英語の得点がどうなったかというところを指標にしてはどうかといったようなご意見もあつたりする部分があるんですけども、一つ考えたいのは、いわゆる目標の基準得点、それを何%超えたか、超えていないかということ指標にした場合に、例えばそれを超えた子は何%いる、しかしながら、得点には達しなかったけれども、すごく頑張っただけで基準近くまでは行けた、でもその子はその基準をクリアしていないのでそのパーセントの中には入ってこない、あるいは英語が嫌いで、今まで授業もなかなか受けなかった子が、例えばALT配置によって興味・関心を持って、以前より何か意欲を持って学習に取り組んでいるよねと、しかし成績はなかなか上がらない、でもその子にとってみたら、英語に興味・関心を持って、やろうという気持ちを持ったことが大きな成果だと私は考えております。

ですから、ある一定、子どもの成績であるとか子どもが何点以上とったということ、なかなかこう指標にするのが非常に難しいという現実。だから、何よりも子ども個々を見て、それぞれがどう変わってくれたかということをやっぱり一つの評価というふうに考えておりますので、教育委員会として、こういう指標として子どもの成績であるとか得点というものを持ってくるというのは、なかなかそぐわないのかなというふうなこともありまして、今回、この配置人数について指標とさせていただきますというふうな状況でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）重要業績評価指標というのは、誰が見ても、その事業に対して、どれだけゴールに向かって達成できているかという指標やと思うんですね。そこに、この事業に対してのKPIが配置人数やということになったとしたら、それはどの程度達成しているのかということについては、

わからないですよ。

今回、この議員全員協議会のアクションプログラムの27年度実績報告で、中学校3年生で英検3級相当以上の英語力を有する生徒の割合は大阪府平均を大きく上回っており、ALT配置の効果の一つと考えると書いているので、結局これ効果出ていますよね、しっかりと。であれば、大きく平均を上回っているということで、このパーセンテージをKPIにしたら、みんな理解してくれるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今、お話しいただいたように、全国の平均もかなり上回り、大阪府の平均をさらに上回っているというのが現状ではあります。

ただ、KPIにしなかったというのは、これはもう、まさしく先ほどご説明させていただいておりますので、超えた子たち、それは目に見えて何%の子が超えたというのはわかるんですけども、超えていない子たちの頑張りというのが見えてこない部分があると。

それで、我々が、もしこれを目標設定した、クリアしました、次どうしますかといったときに、基準をもっと上げますと、これよりこんだけどうしますというんですけども、我々は、確かにこれは一つの、言えば子どもたちの達成目標ではあるんですけども、それを超える子をふやすんではなくて、やっぱり教育というのは、得意な子も苦手な子もそれなりに頑張る姿勢であるとか、ああ、頑張ってたかった、もっと頑張りたいという気持ち、あるいはそういった成就感・達成感を味わわせることというのは何よりも大事だと思っているので、あえてこれにはさせていたでない。

もう1点、長くなって申しわけございませんが、例えばこの人数・指標に関してなんですけれども、1点、こういったところの説明が足りない部分があったのかもしれませんが、この外国人の青年指導者でALTというのは、基本的に大学を出たての子たちが日本へやってきます。この子たちは、英語を教える教員の免許状を持っているわけでもなく、英語を教えた経験があるわけでもなく、中には日本語が全くわからずに、英語しかしゃべれない子が日本に配置されてやってくるんです。

そうしたら、ただ単にお金をつけてALTをつける、まあ言うたら、人数だけふやして学校にはいお願いねと渡しても、その学校で、日本語のわからない、今まで何も教えたことのない外国人をどう活用するかというと、特に小学校の配置になりますと、小学校には英語という教科が今ございませんので、小学校の英語の教員免許状というのはないんです。大学で、小学校免許を取るために英語の指導方法という授業はやっていないんですよ。だから、今後、それが課題になってきます。

そうやってきたときに、初めて来たALTをどのように活用し、どう使って授業に生かしていくかという、やっぱり学校での積み上げというのが非常に大事になってきます。

ですから、今まで3名いたたALT、このALTは、実は中学校には4日で、1日は小学校へ今まで行ってたんです。それは何かというと、なれたALTを入れながら、小学校でも外国語活動の授業の仕方をどういうふうに行っているかということとずっと研究を重ねて、あるいは休み等を活用しながら、小・中の英語の教師を集めて、研修会もたくさんやってまいりました。

そういった中で、英語の教科化を見詰めて、この9月からは2名増員して、新しい人が来て何とかやっていると体制ができたというふうには我々は考え、2人を配置させていただいている。その中で充実した英語の授業を展開していく。それで、この2年間は、さらにその2名の活用の仕方を研究し、さらに最後1名をふやすという、いわゆる段階を追って計画的に、ですから、ある意味このALTを配置するという事は、つまり受け入れる学校の体制であるとか力を育てていかないとうまくいかないというのがございます。だから、ある意味、これを指標にするというのは、イコール学校の指導の体制を充実させるということにつながると。

ですから、議員ご指摘のとおり、もしそのKPIに書かせていただくとすれば、そういったことを評価しましたということを書かせてもらうことが必要だったのかもしれませんが、そこについては、今後、やっぱり我々のほうもしっかり考えていく必要があるのかなというふう感じており

ます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）参考までに聞かせていただきたいんですけども、英検3級相当の全国平均というのは幾らですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）全国の平均が、平成27年度で36.6%です。大阪府の平均が28.9%です。それに対して、熊取町が46.6%という結果です。

ただ、一つおわかりいただきたいのは、これはあくまで27年度ですので、当然、学年の集団、子どもの違いによってこの値も変わってきますので、一概にこれがいいのか悪いのかという、この平均だけで評価するのはどうかなという思いは持っておりますので、そのあたりよろしくご理解ください。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

ことしについては大きく上回っているということなんで、これ結果は結果で出ていると思うんですね。それで、これだけ費用を費やして外国人の英語指導助手を雇って、結果が出ているのにもかかわらず、自信を持って発表しないのはもったいないかなと思うんですね。

学校内で評価するのは、もちろんしていただきたいし、その子のいろいろ、大学まで行く、高校まで行く、中学校卒業したら仕事する、いろんな子がいるので、英語が必要かどうかなんてわからないんですけども、この授業がどれだけ進んでゴールに近づいているのか、どれだけ進んで達成できているのかという評価については、誰が見てもわかる指標をしないとだめやと思うんですね。

成績だけで評価するというのも、一定難しいというのわかるんですけども、誰が見てもわかりやすいというのは、やっぱりここやと思うんです。そこはいかがですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）確かに、数字で何%が3級相当であるというふうなことは、これを見ればわかるのはわかるんですけども、一つ、先ほどから私のほうが申し上げておりますとおり、子どもの、まあ言うたら頑張りの結果、たまたま今回は46.6%という高い値であった。

ただ、これはもう同じことの繰り返しで非常に申しわけないんですけども、教育委員会として、いわゆる学校という場で子どもたちを育てていく、育てていく立場にある我々の考え方として、いわゆる熊取町のこれは教育の根幹だというふうに我々は思っていますが、得点だけで判断するのではなくて、やっぱり子ども一人一人の頑張りを評価していきたいというのが我々の基本的な姿勢であるというふうに考えております。

ですから、ある意味、この町のKPIに関して、その項目をどうしていくのか等も含めて、当然これがいいとか悪いとかではなくて、どんなふうな形で評価をしていくのがやっぱり妥当なのか、またこの部分はなかなか難しいのかというふうなことも、今後、当然町全体で考えさせていただきながら進めていきたいというふうに思っています。

ですから、その部分に関しては、確かに議員おっしゃるのは非常によくわかりやすいんですけども、ただこの数字がひとり歩きすることの怖さというの我々は重々感じておりますし、当然、この46.6%に入らんかったけれど、頑張った子、いっぱいいるんですけど、そこをやっぱり評価したい我々がいてるという状況の中で、ただ単に何%を超えたからいいとか悪いとかという評価の仕方というのは、やはり難しいなというふうに思っております。それはもう、教育委員会の考え方であるというようなことでご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ただいま、KPIのお話になっておりますので、ちょっと企画部のほうから答弁させていただきますと、結論から申し上げさせていただきますと、こちらのKPIの変更につきましては、この1年目である現時点、変更する予定というのは考えてございません。

各事業原課のほうなんですけれども、先ほど吉田理事からございましたとおり、しっかりとしたそれぞれ事業原課、考え方でこのK P Iのほうを設定してございます。

浦川議員のときも少し述べさせてもらったんですけれども、今般、設定させていただきました39、全てのK P Iというものですけれども、設定した事務事業のうち、その中でも多数ある事務のうちから、より効果的なK P Iを39選定させていただいたものでありまして、このK P Iだけを達成すれば、本町の地方創生、人口ビジョン目標、達成できるという設計にはしてございません。

したがって、このK P Iの設定は、ただいまのこの具体的なK P Iの達成はもとより、設定した事務事業の全ての施策をしっかり行うことで、本町の地方創生、平成52年の人口4万2,000人を達成していくものにつなげていきたいと、そういった大きな意味でご理解いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）そういう答弁あったんですけれども、K P Iを見て、その事業自体がどれぐらい進捗しているか、どれぐらい達成できているかがわかるのがK P Iやと思うんですね。だから、今、現時点でK P I見ただけではわからないという答弁があったんですけれども、それではそのK P Iを設定した意味がないと思います。なので、もしそういう違和感のあるようなK P Iなんであれば、考え直していただきたいなというところはあります。

もとの質問に戻りますけれども、今回の議案書の後ろについていた教育委員会の活動の点検及び評価というところの、その評価に対する意見書についていたんですけれども、4番目の「学校教育に関しては、数値として評価を示すことがむずかしいところであるが、教育委員会の活動によって行動変容が起きたということが理解できるよう、できる範囲で数値を示す等、成果の表現を工夫して欲しい」とありますので、成績出すのが難しいというのであれば、成績の上がり幅やったり、それやと成績が低かった子がちょっと上がったよとか、そういうのができると思いますので、誰が見てもわかるような指標というのを考えていただいて、外国人英語指導助手、その事業に対してどれだけ成果が出たのかと、誰が見てもわかるような指標にしてほしいと思います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）教育委員会の点検評価の評価委員の先生のほうからも、そういったコメントをいただいております。これは、教育に対する評価、教育が評価する際に、なかなか数値化というのが難しいというのは今までもずっと言われていることではありますし、当然評価委員の方も教育、学校現場経験されておられた方ですので、そのあたりは重々わかった上でお話しいただいております。

ただ、議員おっしゃったように、やはり説得力があるのは数値であろうかということも我々は理解している状況の中で、どういったものを取り入れていくのか、どういった表現ができるのかというのは今後もしっかり考えていきながら、理解していただきやすい方法というのは、やっぱり前向きに考えていかないといけないというふうには考えておりますので、そういった状況でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ぜひ、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の健康づくりの推進についての1つ目ですけれども、特定健診、特定保健指導について質問させていただきます。

今年度の予算で約2,000万円かかっていますけれども、これは2008年から始まっているんですね、これ。その当時から2,000万円でしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、早速その額の話になりましたけれども、ちょっと手持ちのほうで持っているのが平成25年度からの分になってしましまして申しわけございませんが、少しずつ、や



はり対象者ふえておりますので、額がちょっと微増やっています。平成25年度につきましては1,700万円強、平成26年度が1,800万円強、それで平成27年度につきましては2,000万円弱になっているかと思えますけれども、そういったような推移でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）これは、法律で絶対やらないといけないと決まっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そういったところの概要もひっくるめまして答弁用意させていただいておったんですけども、法律につきましてはございまして、法律に基づく健診ということでご理解いただければと思います。ですので、保険者の義務ということになります。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

じゃ、実施していない自治体というのはあるんですか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）基本的には、ないと考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）では、法律で絶対実施しないと決まっていることを実施しているんですけども、熊取町では、これを実施し出してからどんなような効果が上がっていますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そういった効果もひっくるめまして、用意している答弁、先に読まさせていただきますのでよろしいでしょうか。

そしたらすみません、用意している答弁のほうからまず入らせていただきます。

特定健診・特定保健指導につきましては、議員おっしゃいました平成20年度におきまして、それまでの治療重視の医療から、疾病予防を重視した保健医療体制への転換が行われ、新たな視点での生活習慣病対策を充実・強化するため、メタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査・特定保健指導の実施が各医療保険者に義務づけられ、現在に至っております。

特定健診の受診率でございますが、平成25年度から人間ドック受診者も特定健診の対象としたことや、未受診者への受診勧奨通知など啓発にも力を入れてきたことにより、導入年度であります平成20年度の25.9%に比べ、平成26年度では36.8%と約11ポイント上昇しているとともに、国の35.4%、府の29.3%と比較しましても高い受診率となっております。

また、特定保健指導におきまして、平成26年度実施率は21%と例年より下回りましたが、平成27年度には30%近くになると見込んでおり、この数値は国・府と比較いたしましても高い実施率となると予測しております。

次に、国保連合会が行ったデータ分析によりますと、本町の特定健診受診者と未受診者の生活習慣病等1人当たりの医療費、これを平成27年度のデータと比較いたしますと、受診者は6,255円、未受診者は3万8,782円と、受診者のほうが未受診者に比べ当該医療費が約6分の1と、大きな差異が見られました。

さらに、国におきましては、特定健診・保健指導の医療費適正化効果についての専門ワーキングを立ち上げ、特定健診・保健指導による検査値の改善や医療費適正化などの効果を検証しております。その結果、特定健診を受診し、特定保健指導の対象者としてしっかりと保健指導を受けられた方々につきましては、一定の医療費削減効果があるということが明らかになってきております。

以上のことから、特定健診や特定保健指導の推進は、個々の生活習慣改善への行動変容を促し、その積み重ねが医療費削減効果につながると考えております。

今後とも、受診率向上や個々に応じた保健指導を実施することで生活習慣病予防対策に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。順番守らなくてすみませんでした。

特定健診を受けた方が6,000円で、受けていない方が3万8,000円ぐらいということであったんですけれども、これは1年全体的に見たらどれぐらいの効果なんですか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）このデータは、国保連合会のほうがレセプトを分析いたしまして出した数値です。年間の医療費ということで聞いておりますので、その差額につきましては3万2,527円が年間、特定健診・特定保健指導を受けられた方々が生活習慣病などにかかる医療費が削減された効果があるということで分析した数値です。その3万2,000円強の額が年間1人当たりの効果額というふうに理解していただいて結構かと思います。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ちょっとよくわからないんですけども、結局その3万2,000円が効果額というところはわかりますけれども、これが熊取町の国保の会計にどれだけ効果が出ているのか、全体として幾らかというのがわかりますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）冒頭、坂上議員のほうから、健診の委託料につきましては2,000万円ぐらいかかっているでしょうというようなお話でした。そして、効果として、順次、私、答弁させてもらった中で、国保連合会のほうからもらったデータで、1人当たりの効果額3万2,000円強ということで答弁させていただきました。

そして、平成27年度の受診者なんですけれども、集団健診のほうが1,674人、個別健診のほうなんですけれども、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、人間ドックが対象になっておりますけれども、それを除いた、町の委託料に反映させている人数なんですけれども、これが865人です。集団1,674人、個別865人、合計2,539人、この方々が平成27年度に受診された方です。一人頭の効果額3万2,527円という医療費の差を掛け合わせましたら、これはあくまでも理論上の、想定の数値ということでご理解いただきたいんですけども、8,258万6,000円、8,000万円強の差額、効果額ということになるかと思います。

ですので、医療費が上がってきているというような、ずっと議論の中にもありましたけれども、この健診をやっていなかったならば、プラス8,200万円かかっていたよというふうに理解していただいて、効果があった額がこの決算にあらわれている数値ということでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）大分、費用に対して効果が出ているようなんですけれども、これをもっと効果上がるように、受診される方をふやすような啓発していると思うんですけども、今後はこれをどれぐらいまで、今年度の目標はどれぐらいまで受診者上げる予定ですか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）平成28年度の目標ということかなというふうに思うんですけども、具体的にこのパーセンテージまで上げるというものは持ち合わせておりません。ただ、国のほうから、60%までいきなさいというようなところで、アプローチが基本的にはあります。

ですが、熊取町、先ほど申し上げましたけれども、36.8%、これは26年度の数値ですけれども、かなり差があるかなというふうに思っております。ですが、ちょっと答弁の中でも紹介させていただきましたように、国・府よりも高い数値になっていると。

ただ、町としたら、それに甘んじることなく、さらにやっばり上を目指して、未受診者への受診勧奨通知でありますとか、過去に受診された経験のある方でちょっと健診が遠のいている方については電話コールさせてもらったりとか、そういったところの丁寧な対応で、少しでも受診率アップに努めているというところをさせていただいております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）これから60%、それ以上を目標にしていきたいということやったんですけども、ことし、国保料、かなり上がったんですけども、これはこういう説明はされていますか、特定健診頑張った中で、これぐらい効果額が出ていますよということに関しては。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）具体の数字、今、ご説明のほうさせていただいておるんですけども、これはもうあくまでも想定の数値ということで、説明の際には、チラシの中には、特定健診の受診率、大阪府内でもかなり上位のランキングに入っております、将来にわたって医療費の適正化、これはもう順次進めておりますと、そういうふうな形でのPRはさせていただいております。

ただ、ちょっと数字のほうにつきましては、これは特定健診の受診者の平均の医療費、それから未受診者の平均の医療費という設定でございます。当然、特定健診なりを受診される方、そもそも健康意識の高い方ということになりますので、その差額イコール効果額というのは、想定の数値としては十分説得力のある数値なんですけれども、本当にそれが満額国保財政の中に溶け込ませることができるかどうかは、それはちょっと微妙なところがございますので、チラシの中にまではその数値は表記はしてございません。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

結局、国保料上がったので、説明する材料としても別に使ってもいいのかなと思うところと、それをやって、この数値に説得力がないというのであれば、熊取町は実際どのぐらい効果が出たんだよというのを熊取町内だけで調べて説明材料にするというのもありやと思うので、その辺は、国保料金上がっているんですから、説明する材料として一生懸命、何らかの数値で説明したほうが皆さんわかると思っていますので、ぜひその辺努力していただきたいなと思います。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員のほうから、ありがたいご意見をいただきました。我々も、その辺のところ、また検証させていただき、今、国保料のそういう上がってきていることに対する説明というのは、今、理事のほうから説明させていただきましたように、受診率も向上していくように我々も努めていますというのは、もうご説明させていただいているとおりでございますので、その辺のところは検証していきたいなと考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。ぜひよろしくお願いします。

では、次の②タピオ体操について質問させていただきます。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の2点目、タピオ体操についてご答弁申し上げます。

くまとりタピオ元気体操は、介護予防の観点から、平成18年度に大阪体育大学に監修していただき、まちの体操として構築したものでございます。ほどなく、当該体操の普及啓発を主な目的として、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊が結成されました。

現在では、住民主体の取り組みとして、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊の方々が、月に1回、練習日の一般開放を行っているほか、地域のいきいきサロンなどに出前講座として出向くなど、介護予防施策の一翼を担っていただいているところであり、年間延べ2,000人を超える方々がこれらの活動に参加されております。

また、町といたしましても、介護予防事業である、ふれあい元気教室などを実施する中で、これらの教室の準備運動としてタピオ体操を活用しており、こちらも年間延べ1,000人を超える方々が参加しております。

さらに、介護予防教室の卒業生により、運動の継続を目的として結成いたしました自主活動グル

ープを初め、一部の地域ではありますが、シニアクラブでの定期的な取り組みや民間事業所が運営する健康づくりサロンなどにおいてもタピオ体操が活用されるなど、少しずつ浸透してきていると実感しているところでございます。

これらは、これまで、町の介護予防を含めた健康まちづくりをボランティアグループであるくまとりタピオ元気体操ひろめ隊の皆さんとともに地道に進めてきたことによる成果であり、本町における大きな財産であると思っております。

また、今年度に入ってから、さらなる普及啓発を目指して、役場ロビー、熊取駅東西自由通路、ひまわりドームでのDVDの放映などを始めており、加えて介護予防の視点に立った体操を充実させたタピオ体操プラスを現在作成中であり、歩いて行ける身近な場所で、住民運営による通いの場を展開する中で、このタピオ体操プラスを広めていきたいと考えております。

なお、現行のくまとりタピオ元気体操につきましては、通いの場での準備運動として組み込んでおり、タピオ体操プラスとともに地域に根づいた体操として引き続き普及啓発に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

介護予防ということで、タピオ体操始められたんですけども、平成18年からですと10年間やっていますが、介護の認定率はどれぐらい下がっていますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そこを目標に、介護予防ということで取り組んできております。下がっているということではございません。やはり、高齢者の方、ふえていきますので、ふえていくんですけども、ふえていく中で抑えているというふうなことでご理解いただければと思います。

一つの指標としましては、これ平成26年9月現在の数値、これ参考なんですけれども、国では17.93%、大阪府では20.3%、これは認定率なんですけれども、町では17.54%、ほぼ国並みなんですけれども、国よりもちょっと低い認定率ということで、大阪府内ではかなり低い認定率。

やはり、介護予防の事業、またタピオ体操を初めボランティアグループの方々の取り組み、こういった方々の取り組み、たくさんの方が参画していただきまして、町の介護予防の事業に参画していただいて取り組んでいった結果がこれだけ抑えられているというふうに理解しております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）この平成26年が熊取町では17.54%やったんですけども、このときの高齢者の人数を平成18年度に合わせてみると、このパーセンテージは上がっているのか下がっているのかというのは、それやとわかると思うんですけども、その辺は計算していらっしゃるでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それは計算しておりません。すみません。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）国より少し低いということで、一定効果は出ているかなと思うんですけども、熊取町としてどれだけ効果が出ているのかというのは、やっぱりわかりにくいので、その辺ぜひ計算していただいて、わかりやすいパーセンテージ出していただきたいなと思います。これで抑えられているんだろうなとは思いますが、実際どの程度介護認定率を抑えられているのかなというのは、抑えられていますといたら、まあそうかなとは思いますが、しっかりした数字出してきていただきたいなと思います。

次に、10年やっていて、このタピオ体操の普及率というのはどれぐらいなのでしょう、どれだけ広まっているのかなというところは。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）普及率は、特段出しておりません。

やはり、目標とするところは、先ほど坂上議員がおっしゃっていただいた認定率、これをどう抑

えていくか、そこをやはり目標にしておりまして、どれだけ健康づくりに効果があったかというところの目安として考えておりますので、やはり広まるということは非常に大事なことだとも思いますが、まず健康づくりの視点であるところを大事にしていきたいなど。そういう意味では、指標として認定率を考えているというところでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）指標として認定率というのはわかるんですけども、結局、今後また認定率を抑えられたり下がっていった場合、これだけ広まったからこれだけ下がったんやというのは、わかりやすいですよ、どちらもわかっていたほうが。ぜひ、どれだけ、どのぐらいの人が、延べじゃなくて実際の人数、どれだけの人がタピオ体操をやっている、これだけ抑えられた、これだけ下がっていますというのがわかれば、このタピオ体操という事業自体の魅力とかというのも住民の人わかりやすいと思いますので、ぜひその辺、検証していただきたいんですけども。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ありがとうございます。

そうですね、住民主体、ボランティアグループの方々が普及啓発、しっかりとここまで10年間やってきていただいているということは、答弁の中にも言わせていただいたように、町としては物すごく感謝しているところでございます。

そこで、普及率の目標、またそれを評価していくというのは、若干ちょっと、我々としたら、取り組みとしたら、それ一つの指標かなというふうには思いますが、そこを取り組んでいただいて健康につながっているというところをやはり我々は大事にしてきたところでございます。

今後、坂上議員おっしゃっていただいたところの部分も一つではあるかと思えます。

この体操は、介護予防から始まっておりますし、その中では3年に1回の計画、介護保険事業計画がございまして、そのときに高齢者の方々に対して実態調査を行います。この中で調査を、高齢者対象になりますが、一つの指標として、今後、データとして残していければというところで、それは一つのデータの積み重ねが財産になっていくのかなというふうに思っていますので、また考えていきたいなというふうには思っておりますし、何よりもタピオ隊の方、ことし10周年迎えるんです。

また、10年後、20年後も、やはり継続して住民主体で活動していただくということが大事で、我々もそれを何とか協力やって、このいい文化を残していきたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

でも、やっている以上は、どれぐらいの効果とか魅力的な運動なんだよというのは言う必要あるかなと思いますので、ぜひ何かいろいろな方法を考えて、これぐらいの効果が出るようなすごい体操なんだよというのはやってほしいと思います。

それで、ことし、タピオ体操プラスというやつをまた新しくやっていっているようなんですけども、以前のタピオ体操は、10年やって、どれぐらいの効果が出ているんかというのは、まだ検証していないということやったんですけども、このタピオ体操プラスというのは、いつ、効果とかの検証をされますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）このタピオ体操プラスにつきましては、これまで介護予防の観点からくまもりタピオ元気体操というものができて10年たちました。それでまた、新しい国の制度の中での介護予防事業ということで、今度さらに、今までの体操も十分介護予防的な観点からはいい体操なんですけれども、さらにどういったところを強化すれば介護予防、健康づくりにつながるのかというところを検証いたしまして、お口の運動であるとか筋力アップであるとか、そういったところをさらに強化すれば、この体操、さらに充実するであろうというところでつくったものです。これを、今後は介護予防ということで広めていきたいなというふうに思っております。

また、広めるのが、今、試行的に平成28年度やります。平成29年度からが本格実施になります。

ここを起点にしまして、また認定率などで検証していきたいなと思っております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

効果が出ているはずなので、ぜひこれは3年後なり5年後なり期限切って、どれぐらい効果が出たかというのをぜひ検証していただいて、その検証した結果をもって、また町民の方、高齢者の方に向けて、魅力的な体操だからやってくださいというふうにはPRしていく方がいいと思いますので、その辺ぜひ考えていただきたいと思います。

では、質問終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で、未来、坂上昌史議員の質問を終わります。

次に、新政クラブを代表して、佐古議員。

10番（佐古員規君）それでは、議長のお許しを得ましたので、新政クラブを代表して会派代表質問させていただきます。

大きな項目は1点でございます。

まず、質問に入る前に、一言ちょっとお礼申し上げたいと思います。

さきのリオオリンピックにて、本町出身のサッカーの室屋成選手これ、私の先輩の息子さんに当たります。への計3回のパブリックビューイングをひまわりドームにて開催していただきました。スポーツ振興グループの職員、それから指定管理者、希望が丘自治区を初め多くの方々にご協力いただきました。この場をおかりして、ご本人、ご家族の方々にかわりましてお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

本題に入っていきたいと思います。

熊取町のスポーツ振興についてであります。

「スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に影響を与えるものであり、生涯にわたってスポーツに親しむことは大きな意義がある」と、くまとりみんなの学びづくりプラン、こちらに掲載されております。

そこで、本町のスポーツに対する熱い思いをお聞かせ願いたいと思います。

まず、1つ目です。

社会体育推進事業、こちらの平成27年度における主要施策の成果に関する説明書、こちらにございます社会体育推進事業のスポーツへの参加意欲を高める機会を創出、この項目についてお尋ねします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、熊取町のスポーツ振興についての1点目、社会体育推進事業のうち、スポーツへの参加意欲を高める機会を創出する事業の内容につきましてご答弁申し上げます。

平成27年度におきましては、主要施策の成果に関する説明書の18ページから19ページに記載のとおり、ひまわりドームでは、第7回中国伝統武術近畿交流大会や第3回全国エアロビク交流大会2016など大規模な大会を招致し、ハイレベルな競技や試合を身近で見ることにより、住民のスポーツへの関心を高める取り組みを行ったところでございます。

また、本年度においては、前述の大会に加えまして、JOCジュニアオリンピックカップ武術太極拳大会や全国トランポリン・シャトル競技大会を招致したところであり、そのほかにも、佐古議員のほうからご紹介がございましたが、リオオリンピックでは男子サッカーのパブリックビューイングを実施するなど、スポーツへの参加意欲を高める機会の創出に努めているところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）まず、この主要成果に関する説明書もそうなんですけれども、これ、ほぼ去年同様、余りぱっとしたものがなかったわけです。それと、こちらのくまとり創生戦略という、これありま

すよね。こちらですけれども、私、目が悪いんかわかりませんが、スポーツのスの字が余り見当たらない。それぐらい、スポーツに対する、この本町はどれぐらい関心があるのかなという事で、今回の質問をさせていただききっかけになっております。

それで、ちょっと今の答弁に対してですけれども、本町は、スポーツに対して、今後どのように力を入れようと考えているのかというのをわかりやすくお示しただけたらと思います。いかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 本町のスポーツの振興についてでございますが、本町では、先ほど佐古議員のほうからご紹介がございましたように、みんなの学びづくりプラン、こちらのほうのスポーツの振興編のところにありますように、特に力を入れておりますのは、いつでも、どこでも、誰でも、気軽にスポーツに親しむことができるという生涯スポーツの推進ということをまず一番に挙げております。

これにつきましては、今後も、子どもから高齢者まで幅広い方々を対象にしまして、ひまわりドームが一番の中心になるとは思いますが、あと大阪体育大学でありますとか体育協会の方々、またスポーツ少年団の方々とともに連携しながらスポーツの振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） ありがとうございます。

そしたら、本題に入ります。スポーツへの参加意欲を高める機会を創出するという項目において、今、最初の答弁にありましたように、大会誘致等をされているわけですが、これは大いに期待するところでございます。

ですけれども、それだけではスポーツへの参加意欲を高める、そこまでつながらないというふうに考えております。大会を招致しただけであれば、見て楽しかったなで、参加したいというところまでいかないわけです。

ですから、その大会終了後に一工夫やっぱり要るのではないかなと思います。大会終了後に選手との触れ合い時間をつくったりとか、教室、ちょっとワンポイントレッスンの時間を設けるとか、そういったことを考えるべきではないかなというふうに考えています。その辺について、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 大きな全国規模の大会というの、これまでも本町のほうでは、ひまわりドームのほうで招致をしているところでございますが、なかなかいきなり全国規模の大会を招致できるということは考えにくいことで、まずは府・県レベルの大会を招致することによって、その開催実績をもとに次の全国大会へつなげていくというふうなことで考えておるんですけれども、この招致した場合に、相手方とのもちろん調整が必要になってくるんですけれども、今まででしたら、その大会を行いまして、それで終わりといいますか、それ以上のかかわりを本町としては持っていなかったんですけれども、いろいろ工夫というのは考えられると思いますので、その辺は考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） ありがとうございます。

関係部署等、いろいろ時間配分等もあるから、なかなか一足飛びにはいかないと思います。ですけれども、そういったのを条件に誘致するとか、そういったので、いかに住民の方が、町民の方が楽しんでもらえるような場をつくるということ、そういったことも参加意欲を高める機会創出に値するのではないかなと思います。ぜひ、それは検討していただきたいと思っております。

それで、続いて質問します。

新たに、今現在、検討しているような大きな大会等は、今ご答弁いただいた以外では何かお考えでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 申しわけございませんが、具体的にこの種目を大会招致できるように目指しているというところについては、ございません。

しかしながら、先ほども申しましたが、府・県レベルの大会を行いながら、まだ全国規模の大会につながっていないというものもございまして、できましたら、そのあたりの大会の招致につながればいいなということで考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） そしたら、今の大会誘致、こちらも大事なんですけれども、参加意欲を高める機会を創出、これは大会を招致する以外に何か事業展開考えてられますでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） これまでも継続して行っている取り組みでございまして、見るスポーツという観点から、企業、具体的にはセレッソ大阪との連携によりまして、町民優待デーであるとか町民デーというようなことで、プロの試合を見ることで興味・関心を高めていただくというふうなことは、今年度も行う予定にしております。

今年度につきましては、10月の23日に、対モンテディオ山形戦、こちらのほうで町民デーを予定しているところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） その町民デーですけれども、人気ぐあいはどんなものでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 現地のほう、長居のほうまでですけれども、現地のほうまで行っていただくという関係もございまして、大体100人程度というぐらいが参加されているという感じなんですけれども、特にフラッグベアラーの方が参加されているというときには人数がやはりふえます。本町のスポーツ少年団、サッカー2チームございまして、そちらのほうからもこぞって参加いただけるんですけれども、そういったことがない、単なる優待価格でサッカーの試合が見られるという優待デーの場合は、割とちょっと少な目になってしまうというのが傾向でございまして。

以上です。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） ありがとうございます。

ぜひ、セレッソ大阪が、今、成績が振るっていませんので、それも我々の力でなるべく上位に来るように持っていければ、もっと参加者もふえるんじゃないかなと思いますけれど、これも順次ご期待申し上げておきます。

次の質問に入らせていただきます。

高齢者等への健康保持増進についてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、ご質問の高齢者等の健康保持増進についてご答弁申し上げます。

高齢化が進み、町民の約4分の1が65歳以上の高齢者という状況になっている中、住民一人一人がいつまでも元気で暮らしていけるよう、町としましては、高齢者を初め住民の方みずからが主体的にご自身の健康保持・増進に取り組んでいただくため、環境整備に力を入れていく必要があると考えております。



具体的に申し上げますと、先ほどの坂上議員への答弁と重なる部分もございますが、くまとりタピオ元気体操をより多くの住民の方々に普及啓発してまいりたいと考えております。

このタピオ体操につきましては、平成18年度に介護予防事業の推進を機に誕生し、時を同じくして、住民活動グループであるくまとりタピオ元気体操ひろめ隊が発足いたしました。そして、このひろめ隊の方々が中心となって、これまで10年間、地道に普及啓発に取り組んでいただいております。ことし10月には10周年を迎えます。

今後も、このひろめ隊の方々と協働し、タピオ体操の普及啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後におけるもう一つの展開としましては、介護予防の視点を取り入れ、体操メニューを充実したタピオ体操プラスを現在作成中でございまして、このタピオ体操プラスを地域の中に住民運営による通いの場を創出し、できる限り多くの方々に広めてまいりたいと考えております。

さらには、タピオ体操に加え、健康づくりに係るほかの住民活動グループの方々との連携・協働や民間事業者の協力なども得ながら、地域ぐるみの健康まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

先ほどの答弁でもございましたように、かなり普及は進んでいそうやというのは私も肌で感じるところですけれども、坂上議員と同じく、やはり参加者の把握であったり、そういったものは指標として持つておくべきかなというのは私も同じ意見です。

それで、一つ、ちょっとこれで提案がございまして。

先般、八潮市に行ってきたときにすけれども、そこでも同じような、八潮いこい体操というのをやっております。そこでは、いろんなリーダーの養成講座とか、そういったものも実施しております。今は、ひろめ隊の方が一生懸命広めていただいているんですけれども、ひろめ隊に認可を受けた指導者なりリーダーというのを養成するような、そういったものもつくっていったらどうかというふうに思っております。

それで、認定証であったりそういったものを、資格証を発行して行って、その方たちが各地区へ戻って、それぞれ広めていただくと。やっぱり何か形になるもんがあると、ちょっと違った自覚というんですか、出てくるのではないかなと思っております。その辺について、いかがでしょう。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）現在、このタピオ隊のサポーター、中心となってくださっている方々は13名となっております。いろいろ講座を開いて、サポーター、リーダー、地域に戻ってのリーダーの方々の養成するような取り組み、これを町主体、また今年度におきましては国保連合会との協働などによりまして取り組んでいまして、ことしの場合、タピオ隊ではないんですけれども、健康くまとり探検隊と、ウォーキングを中心とした、そういった方々のボランティアグループの参画、また食生活改善推進協議会、これは食のボランティアグループの方々ですけれども、こういった方々の参画といいたしめようか、リーダーを養成するような取り組みを今年度はやっております。

タピオ隊につきましては、去年、タピオ体操プラスの発信と同時にこういった講座をして、サポーターを養成するような取り組み、これを行政中心にさせていただいているような状況でございます。佐古議員ご指摘の、民間事業者などの参画も視野に入れてはというようなところの考え方かなというふうには思っております。

先ほどの坂上議員のときも、広めていく、認知度を上げていくということをおっしゃっていただいておりますけれども、やはり基本は健康づくり、介護予防の観点、これは我々としてはぶれることはないんですけれども、やはりできるだけ町の体操として広めていく、これは地域への愛着でありましたり、例えば保育園、保育所などに出向いたときには世代間交流でありましたり、いろんな観点あるかなと思っておりますので、いろんな場面で、いろんなところで広めていけるようには取り組

んでいます。

また、その話に戻りますけれども、民間事業者の方々につきましても、デイサービスなどで皆さん集まったときに、まず最初にタピオ体操をやっていただけるような、そんな熊取町になればいいなというところは感じておりますので、参画していただける事業所などはウエルカムでありまして、そういったところの考え方、そういったシステムといたしましうか、体制も構築していければというふうには思っております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ぜひ、いろんな企業であつたり各種団体、そんなところを巻き込んで、町でできないところ、まさしくそれが協働になります。ですから、そういったところをいち早く構築していただけたらと思います。

少し紹介したいことがございまして、体力チェックを気軽にできるような、何かそういった項目、レク式体力チェック項目と、これ6つぐらいあるわけですがけれども、こういうので自分の体力がどれぐらい今現在あるのかというのをはかった上で、そういったのを取り組んでいくと。その指標だけでも、自分の体がどれぐらいよくなったかというのは目に見えてわかってくるわけです。単純に、握力であればタオル絞りをやってみたりとか、そういった簡単なチェックシートになっていますので、ぜひ、またこういったのも参考にしてはいかかかなというふうには思っています。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ありがとうございます。

例えば、タピオ体操プラスを今後普及していく中で、去年は南山の手台地区にモデルという形でやらせていただきました。現在はDVDの作成を行っておりまして、最終的にこのタピオ体操プラスを確立した上で、地域、2地区を一応予定しております、これもモデルという形でさせていただいて、来年度から本格的に広く広めてまいりたいと考えております。

その中で、タピオ体操プラスの参加前と参加後についての体力でありましたり、手の動きとかの範囲でありましたり、こういったところの体力測定、また自分が健康になったかなという意識の調査、こういったところを行いまして、先ほどの坂上議員の、その効果につながるかもわかりませんが、こういう短期的な、長期的には認定率になりますけれども、短期的な意識の調査、またその測定などをやった上で効果をはかっていきたいなというふうには思っております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ぜひ、それもあわせてお願いしたいと思います。

それから、一つ情報ですがけれども、DVDがせっかくできていますので、熊取町の営業マン14人、こちらに座っています。ぜひ、そのDVDを各議員にお配りいただいて、広めていただくというのはどうでしょうか。ぜひお願いいたします。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ぜひ、お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）かしこまりましたので。

ということで、続いて次の質問に入らせていただきます。

スポーツという観点からで、スポーツ人口、これを子どもからお年寄りまでということでふやす取り組み、これ熊取町のほうはどうお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）次に、スポーツ人口をふやす取り組みについてご答弁申し上げます。

本町では、住民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康状態や体力に応じて健康の保持増進や仲間づくりができるよう、体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ推進委員協議会、また町内大学やひまわりドームの指定管理者と連携しながら、スポーツ種目や活動の場の紹介を行うなど、いつ

でも、どこでも、誰でも、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進しているところでございます。

具体的には、ひまわりドーム等の指定管理者では、年齢によって対象者を分けたスイミングやヨガ、太極拳などのスポーツ教室を開催しており、またスポーツ推進委員協議会との連携によりショートテニス教室を、スポーツ少年団との連携によりジュニアスポーツ体験会を開催しているところです。そのほかにも、大阪体育大学との連携により、ミニバスケットボールのスポーツ教室を開催するなど、スポーツ愛好者の拡大へとつながる取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

この質問をやった背景には、今は行政としての受け皿的な取り組みなんですけれども、これ日本レクリエーション協会の調べなんですけれども、特に女子小・中学生のスポーツ離れというのが問題化されております。小学5年生の女子の1週間の総運動時間、体育を除く、これ60分未満が21%であったり、女子中学生となると29.9%にもなります。そのうち、全然しない、ゼロ分というのが9.7%もいるわけですね。

そういったので、やはり、男子ももちろんそうなんですけれども、女子の小・中学生に結構こういうスポーツ離れが多く、今、問題化されているということについて、教育委員会としてはどうお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今、議員からお話しありましたように、子どもたちが運動する、スポーツに限らず、体を動かして遊ぶという機会が減っているというのが現状であるというのを我々は認識しております。現に、子どもたちの放課後の過ごし方がもう随分変わってしまった、あるいは遊び方というものも、友達同士集まって遊んでいるんだけど、ゲーム機を持って、個人個人がゲームしながら集まっているだけであるといったような遊び。

ですから、本当に子どもたちにスポーツをさせようと思ったときに、ただ単にスポーツ離れ、スポーツをどうするかという観点からだけではなくて、その家庭・地域を含めた全体の子どもの日ごろの生活習慣をどう考えていくのかというふうな、非常に大きなところでやっぱり考えていかざるを得ない状況があるのかなと。

ただ、学校教育におきましては、やはり体育の時間、休憩時間等を活用しながら、子どもたちが少しでも体を動かす機会というものをつくっていきたいというふうに考えておりますので、また放課後等の過ごし方についての啓発についても頑張っていけないというのは我々思っているところでございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）その件ですけれども、やっぱり男の子と女の子で差がありそうなんですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）そのあたり、やっぱり若干差はあるのかなと。ただ、男の子のほうも、やっぱり体力的には落ちてきているという、今、国は昭和63年のレベルにまで戻していこうというんですが、そのころと今とでは、もう全く子どもの生活環境が違うので、なかなかそこへ目標を持っていくのも難しいかなというふうに思っています。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）私自身が、実際にスポーツ少年団、今やっていますけれども、そこでも一緒なんです。やっぱり女の子の数がだんだん減ってきてということで、これはもう昔からそうだったんですけれども、たまたま自分とこの団だけはちょっと女の子が多いんですけれども、そんな感じで、それはなぜ、やっぱり少ないかという、抵抗があるのかどうか。

それを打開するためには、やはりこれ、幼少期から受け入れる体制というか、幼少期から体育と

いか体動かすスポーツなりそういったものを楽しみを覚えて取り組む機会というのが、そういう体制づくりというのが必要であろうという、これ専門家の方の意見もご置います。

そういった意味で、やっぱり幼少期を、その辺、何かプログラマ的に工夫されている等がありましたら、何かお聞かせ願えたらなと思置います。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）幼少期というお言葉がご置いましたが……

（「幼稚園生というか」の声あり）

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）そこまで小さいお子さんを対象にしているというのはなかなかいんですけども、小学生を対象にということでしたら、大阪体育大学と連携いたしまして、小学生を対象に各種スポーツ教室を行っていただけていますと。そこは「Let's SPORT」とか、熊取フェスティバルというような名称で周知をさせていただけてご参加いただいたりとか、スポーツキャンプというような取り組みも大阪体育大学のほうではされてお置います。

これは、もちろん学生の方に指導力をつけていただくということも目的の一つではありますが、熊取町にとっても大学にとっても、よい事業ではないかというふうには考えてお置います。

あと、そのほかでいきますと、体育協会のほうでは、小学生を対象にしまして、例えば少年少女サッカー教室というふうな形で、1年間通じて定期的に開催されているというようなこともされてお置います。

こういった事業につきましては、今後も続けてまいりたいというふうには考えてお置います。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）小学生ではなくて、要は小学生入る前です。ですので、うちの支部でもそうなんですけれども、やはり幼稚園から入りたいという子が、結構、今、ふえてきてお置います。オリンピックでもそうなんですけれども、3歳から卓球を始めていますとかいってオリンピック選手になったよというのもある、結構低年齢化していつているのではないかなという想像です。

ですけど、それを受け入れるための体制というんですか、例えば、今、小学校をお借りしてやっていますけれども、トイレが洋式でなかったりとか、なかなかやっぱり親御さんがついてこないと手放しにできなかったりとか、そういった受け入れ的なこともご置いますので、ぜひ、小学生からではなくて、幼稚園生からでもスポーツに育めるような、そんな体制をぜひ築いていただけたらなというふうには思置います。それが、ひいてはスポーツ人口をふやすみそになるのではないかなというふうには考えてお置います。これはもう、要望だけで結構です。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）就学前ということで、例えば保育所ということもその範囲には入ってくるかと思置いますので、今、議員おっしゃっていただいたところというのが、すみません、私どもでどのようにできるかというの、ちょっとあれですけども、今後、そういうご意見もいただいたということで、現場サイドのほうにも話はしてみたいなと思置いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

では、2つ目の質問にまいります。

スポーツ振興の観点から、町が考える町民総合体育大会、これの意義というか位置づけ、それについてお聞かせ願ひたいと思置います。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）次に、熊取町のスポーツ振興についての2点目、スポーツ振興の観点から、町が考える町民総合体育大会の位置づけについてご答弁申し上げます。

町民総合体育大会につきましては、本町の体育協会が発足した昭和48年に第1回目が開催され、今年度で44回目を迎えたところでご置います。

これまで、この大会については、体育協会の皆様のご理解とご協力をいただきながら、広く住民のスポーツ振興とアマチュアスポーツ精神の高揚を図ることを目的として開催し、体力づくりはもとより、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民が親睦を深める貴重な交流の場にもなっているところ です。

このため、本大会につきましては、子どものスポーツの機会の充実やライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図る、その一助として、今後も継続して開催をしていく予定でございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）わかりました。

そしたら、細かく項目について質問していきたいと思います。

この町民総合体育大会については、パンフレットが2枚あるように、競技種目別の開催と、それから町民グラウンドで行います陸上競技編というのがございます。そのまず1点目の競技種目別、こちらでの開催に対しての課題等がございましたらお聞かせください。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）町民総合体育大会のうち、競技種目別開催要項に基づく陸上競技以外の競技の課題についてご答弁を申し上げます。

今年度の町民総合体育大会は、陸上競技以外に17種目の競技が予定されているところですが、各競技を主管している連盟からご報告いただいた参加者数の過去の推移を見ますと、年度ごと、また競技種目ごとに参加者数のばらつきはあるものの、全体的には減少傾向になっている状況です。このため、各競技を主管している連盟の皆様とこれまで以上に連携し、種目ごとの体験会等の開催を検討するなど、競技人口をふやす取り組みを進めていきたいと考えているところです。

また、その他の課題としましては、この大会運営を支えていただく方が徐々に固定化しているということが考えられるため、スポーツを支える人材の確保や計画的な養成が今後ますます重要になると考えているところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）これ、後のところ辺にもつながっていくんですけども、各連盟の指導者がもう、やっぱりだんだん高齢化していっております。ですから、次の後継ぎの指導者がいないと、なかなか行動力というんですか機動力が低くなってきておるのは、ほかの団体もそうかなと思っております。これも、ぜひ何かの手を打たないと、だんだんマンネリ化してきていますし、参加者も少なくなっていくので、これはもう自分とともうすけれども、何かみんな手を携えて、これを盛り上げる仕組みをつくらんとあかんかなというふうに考えております。

それはまた、後ほどちょっと話しさせていただくんですけども、この項目ですけれども、野球とサッカーについてちょっとお聞きしたいんですけど、やはり競技場が少ないということがあって、大会の期間がすごく長かったりとか雨天は使えない、そういった意味で、これ前々から言っているような、例えばグラウンドの整備であったり新設であったり、そんなことが要望として上がってくるんであるかなと思っております。私は要望していますけれども、そういったのはお聞きにならないでしょうか、各連盟からは。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）これまでにグラウンドの整備、例えばですけれども、ナイター設備のことでありましてとか、今、本町ではない野球場の整備といったことが何回か話題に上ったりということはもちろんあったわけですが、今、具体的にどこかの連盟の方から何がしか要望があったかといいますと、今のところはないというのが現実でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ぜひ、その辺もしっかりお聞きいただいて、我々もどんどん発信していただいて、ともにいろんなよい方法がないかということを検討していけたらというふうに考えております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次いきます。よろしいですか。

陸上競技のほうの部分についてはいかがでしょう。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、町民総合体育大会のうち、陸上競技の課題についてご答弁申し上げます。

陸上競技の部につきましては、毎年、町民総合体育大会の総合開会式の後に引き続いて開催しておりますが、年々参加者が減少傾向にあること、また種目の中にはビーチボール運びや踊りなど、陸上競技というよりもレクリエーションの意味合いが強いプログラムも含まれているのが現状でございます。

この陸上競技の部につきましては、これまでも競技種目や運営時間の見直しを実施してきたところですが、今後も引き続き住民の皆様からご意見いただきながら、競技種目の見直し等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

これ、もう年々、やっぱり参加者少なくなってきた、それから参加されている方というのは半分義務化で出てこられているわけです。こども会について言えば、こども会の役員の方の子どもだけが出ている。その地区全体が出ているわけではないわけなんです。だから、もちろんそんなもん、参加が少なくなるのはわかっています。だから、そういったのではなくて、何かもっと家族で参加できるようなイベントにできないかなというふうに考えております。

それで、午前中で終わっておりますんで、昔は午後もずっとやっていたけれども、熱中症の問題であったりとか、その熱中症の問題は、また季節を変えるなり、そういったこともまた体協のほうにもご提案いただけたらなというふうに思ひます。

それで、一つご提案がございましては、陸上競技プログラム編とかではなくて、名前を町民スポーツ祭り、町民スポーツ祭とか、そういったのにしまして、もっとイベントをするなりコンサートするなり、もっと人がわいわい集うような、そういったお祭りのようなイベントにしませんかという話です。

これ、何か義務化でされているような感じで、陸上競技連盟が主となってやっていたいるんですけども、我々も連盟いろいろ持っておりますけれども、その連盟はそれぞれがやっています。陸上競技連盟の競技だけ、開会式という名のもとに、皆さん、協力へ動員がかかって、駐車場係であったり、いろんな協力させていただいているんですけども、それで何であの競技だけに協力せなあかんねんという声も聞かれます。

ですから、そうじゃなくて、いやスポーツ祭りですよというふうな位置づけにしまして、実際に名前変えたらええっちゃうもんじゃないんですけれども、その陸上競技の分だけ陸連お願ひしますねというふうな形にするとか、何かそういうふうにしなないと、陸上競技の部みたいな感じに書かれると、何で陸連の分だけ我々また協力せなあかんねんという、そんな声も聞かれますので、その辺についての、また何かいい知恵がございましたら、ぜひ進めていただけたらなというふうに考えております。

これ、要望ですけれども、答弁、大丈夫ですか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）この陸上競技の部、総合開会式とあわせて開催しているんですけども、年々減少傾向にあるということで、先ほど答弁させていただきました。

ただ、若干、今年度だけかもわかりませんが、3地区ほど参加していただいたところがふえたという実績もございます。

なかなか、参加者少なくなっているというのは、自治会の行事としての位置づけがなされていないとか、高齢化も若干要因あるのかなというふうなことは考えているんですけども、先ほどおっしゃられましたように、町民総合体育大会ということで、各地区から、また団体から、半ば動員で参加いただいているということは事実だと思います。

ただ、ふだん、体を全く動かす習慣のない方が、動員であったとしても、その現場に来ていただいて、汗かいていただいて、体動かしていただくということも、それは大事なことではないのかなと思います。

また、応援のみで参加されているという方も多いかと思いますが、その方々も周りの方と会話されて、住民同士が交流する場ということにもなっておりますので、44回と歴史のあるこの行事のことです。ですので、これまでの取り組み、大事にしながら、また、ただいま佐古議員のほうからご提案いただいたような次のステップといいますか、どういう行事にしていくかということもあわせて考えながら、今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）今、理事のほうで答弁させていただきましたので、簡潔に一言だけ。

やはり、今回の9月11日、大変楽しんでくださっている自治会もいらっしゃいます。その中で、全てを否定していく必要もないですし、よいところは当然残していかなければいけないと思います。

また、お手伝いいただいている方々、本当に大変なご尽力いただきましてあの大会が成り立っておりますので、企画委員会というものがございまして、そちらのほうに提案していきながら、よりよい、住民の方々皆さんがスポーツに親しめるような楽しいスポーツイベントになっていけるように、企画委員会の方々とともに検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ぜひ期待したいと思います。

それで、もう一つだけ提案して次の質問にいくんですけども、例えばですけども、プロ野球の選手であったり、シーズンオフは11月以降ですけども、そのぐらいに開催してプロ野球の選手を招待するとか、そういった芸能人でも何でもいいです、ちょっと変わった趣向をやることによって、おっ、何やってみよかと、こうなるのではないかなと。何でもきっかけなんです。だから、そういったきっかけをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

これ、要望ですので、次へ進みたいと思います。

3つ目で、熊取町スポーツ推進審議会設置についてということで、答弁お願いいたします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、熊取町のスポーツ振興についての3点目、熊取町スポーツ推進審議会の設置についてご答弁申し上げます。

スポーツ推進審議会につきましては、スポーツ基本法第31条において、スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより設置することができることと規定されています。

この審議会は、大阪府下におきましては、43市町村のうち10市で設置されており、本町を含め残り33市町村においては、現在、設置されていないのが現状でございます。

なお、この審議会の設置目的ともなるスポーツ推進計画の審議等については、本町においては社会教育委員会議などでこれまで審議されているため、現在のところ、設置の予定はございません。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）予想のとおりのお返りなんですけれども、推進審議会というのを、これ法的にか、設置ができるということになっているんでしょうけれど、こんなかた苦しいことを私は望んでいるのではなくて、要はスポーツ関係諸団体とか、そういう官民いろんなところを交えて、何かテーマを持って、熊取町のスポーツ、どうやっていこうやというのを話し合いできる場というのが、全然、今、ございません。スポーツ少年団はスポーツ少年団だけ、体協は体協だけ、陸上競技の実行委員会になったら、それぞれの長は集まりますけれども、そのテーマで話しますので、熊取町のスポーツについてみたいな、そんなテーマで話していただける場というのはございません。

ですから、そういった場をぜひつくっていただきたいというふうに考えております。その辺について、いかがでしょう。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） みんなの学びづくりプランを冒頭で紹介いただいたと思うんですけども、こちらの計画期間が29年度で満了することになっております。このため、今後、今年度からなんですけれども、改訂の準備にかかることになっておりまして、もちろんスポーツの分野に関する計画につきましても、今後どういうふうな計画にするかということを検討していく時期にまいっております。

そういった意味からも、条例設置であるとか、その組織の名称ということにはこだわらずに、できるだけスポーツ関係者、大学の方とかも含めて一堂に会するような場の設置というのをできないかということ、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進協議会等にまたご意見も伺いながら、その中で今後判断していきたいというふうに考えます。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） ありがとうございます。これ、時間、50……

（「15分、あと15分」の声あり）

10番（佐古員規君） そしたら、ちょっともう次へいかせていただきます。

ぜひ、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

4番目で、スポーツ・文化に関する、教育委員会と首長との職務権限の範囲についてという質問です。お願いします。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 次に、熊取町のスポーツ振興についての4点目、スポーツ・文化に関する、教育委員会と首長との職務権限の範囲についてご答弁申し上げます。

スポーツ・文化に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条により、教育委員会が管理及び執行する事務と規定され、また同法第23条には、地方公共団体の長が、スポーツ・文化に関する事務の一部について管理及び執行する場合の職務権限の特例が規定されているところです。

なお、大阪府下では、43市町村のうち6市町が、当該特例規定をもとに、教育委員会の意見を聞いた上で、条例の定めるところにより、首長がスポーツ・文化に関する事務の一部を管理及び執行し、本町を含め残り37市町村においては、教育委員会で全て事務をとり行っているというのが現状でございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） この質問の趣旨は、今、教育委員会がスポーツに関する業務を全て管轄しているわけなんですけれども、今からちょっと提案していくような、スポーツであったり、例えばですけども、トップアスリートを養成しようみたいな、そういうイベントをしたいとか、そういう事業をやりたいときに、これ教育委員会の範疇だけでできるのかどうか。それを、今回の教育委員会制度の見直しの中でなるんでしょうか。

首長にも権限が委譲されるというか、要するに特例というのが設けられました。職務権限の首長



の特例で「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」、「文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」、これは「地方公共団体の長が、次の各号に掲げる」、「全てを管理し、及び執行することとすることができる」というふうに、町長部局でこれを音頭としてやれるようになります。

これは、条例制定等必要になってくるわけですが、例えばですけれども、今からご提案する内容なんです、先ほど、この学びづくりプランで言っていました、いつでも、どこでも、誰でも、気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくり、これ具体にとっても、多分今までやってきたことを並べられるんでしょうけれども、そうでなくて、ちょっと一つ紹介したいのが、笹川スポーツ財団というところが、住民総参加型のスポーツイベントでチャレンジデーというのをやっております。

それはどんなものかといいましたら、各自治体、例えば熊取町であったら熊取町、それと同規模の全国の自治体とでスポーツに参加した方を競うという、ちょっとゲーム的な感覚のチャレンジデーというものなんですけれども、要するに、いつでも、どこでも、誰でも参加できるスポーツ、要するに15分だけスポーツしましょうという内容なんです。その15分スポーツした方をカウントして、それで勝負するという、それは建前は勝負なんですけれども、実は自治体間の交流のきっかけに使っていたりとか、誰でも、チャレンジデーを実施しますよということによって、皆さんがそれに向けて、目標に向けて気軽にスポーツをしていただけると、それで健康づくりに対する意識もアップします、みんなで元氣いきいきということで書いております。スポーツによるまちづくりにも役立ちますと。

そういったことで、その財団は、これ、日にちが決まっておってですけれども、毎年5月の第4最終水曜日に平日です、しかも平日にそのスポーツのイベントを開催します。だから、参加する手を挙げた市町村は、もう1年前からアプローチとかプランニングして、カウントダウン、チャレンジ、フォロー云々ということで計画的にやっていくわけです。

それで、笹川スポーツ財団のほうは何をしてくださるかといったら、必要な資金の援助もしていただきますと。ただ、それは町に入るのではなくて、そのスポーツに参加する団に入りますけれども、そういったイベントをすることによって、年齢問わず、幼稚園生でもそうです、子どもからお年寄りまでの参加した数、それを競い合うという、そういったゲーム的な感覚のチャレンジデーというのをやっております。

大阪では、柏原市が参加しております。これ、毎年参加されているようです。こんな感じに、町全体を挙げてスポーツに何か取り組みましょう、たった1日15分でいいですというのをやるだけで底上げができるのではないかなと、そういった取り組みがございまして。

片や、それ以外でも、これJリーグのほうからですけれども、こころのプロジェクトということで、Jリーガーとか有名な先生が各市町村に出向いて行って教室をさせていただきますと。その費用についても、夢先生講師料というのは1回につき5万円、アシスタント2万円とかいう感じで、宿泊料1万円、そんな感じで、すごくわかりやすく費用の計算等もやっております。そういったので、子どもたちであったりとか職員であったり、いろんな団体でも使えるような、そういう取り組みもやっています。

そういったのをぜひやろうとした場合に、これ果たして教育委員会のほうだけでやれるものなのかどうか。ましてや、教育委員会が、今、言われていましたタピオ体操もそうですけれども、やろうとしたときは、タピオ体操は向こうの部局やからということで、そこは外されてしまいます。やっぱり子どもからお年寄りまで、一括して管理する部署というのはぜひ必要かなというふうに考えています。

そのために、国はスポーツ庁というのができました。それで、各省庁で分かれていたスポーツ部局を一手に集めて、それで音頭取りをするようになったわけですが、そういった意味で、ぜひ町長部局でこれを立ち上げてみたいというふうに思っております。ぜひ、町長部局のほうでも検

討をお願いしたいんですが、この辺どうでしょう。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）まず最初にでございますが、教育委員会ではできないだろうというところから始まっているんでしょうか。となりますと、教育委員会も必要なことはやっておりますし、頑張っておりますので、教育委員会に対して否定的なところから入るのであれば、ちょっとこう考え方をもう少し柔軟に持っていただきたいなというふうに思っております。

タピオ体操につきましても、例としてお出しいただきましたけれども、ひまわりドームのホワイエのほうで、今、DVD流れてございますが、こちらから健康福祉部のほうに提案させていただいたものでございますし、町民総合体育大会なんかいい機会だなと、私も実は今回、最初から最後までずっと見ている中で、準備体操として導入するなんていうのは非常にいい機会なのになとか思いながら、依頼があれば、私どもは別に、それは健康福祉部やからなんていう気持ちも全くございませんし、また熊取町の大きなイベント、教育委員会だけでできない場合は全庁的な応援を求めていることもございますので、ちょっと力的にようせんのかというところであれば、ええ、ちょっと待ってくださいよと思ってしまうんですが、町長部局に行かなければならないという議員の思い、そこはどのあたりにあるのか、ちょっとお教えいただければなというふうに思うんですけれども。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）例えばですけれども、これ前から提案していますように、健康スポーツ推進都市宣言、こういったのを立ち上げたいといったときにも、やはり町長の判断一つでそういうのはできるわけです。これは、やはり、教育委員会はもちろんその辺はプロフェッショナルです、スポーツについてはです。

今、できないであろうと言ったのは、今、スポーツ推進グループの4名プラス嘱託員いらっやいます。この方たちだけで本当に足りるのかなというのが私の考えです。であれば、そこをもう少し増強するなり、課に格上げするなりしないことには、こういったスポーツのことというのは、まず前に進まないと思います。

現に、この辺の内容にも、この主要成果にもスポーツのスの字がそんなにないんですよ。というのは、今のままで満足しているからというしかないわけなんです。できるのであればやってくださいということですよ。

ですから、教育委員会の成果指標についてもですけれども、まず去年と全く一緒です。数字がちょっと違うだけ、27年が28年になっていたりとか、ちょこちょこ違うだけで、内容は全く一緒です。全然進展がないです。

そういったことを、やはり町長部局であれば、もっと推進力が上がるんじゃないかなと、プロジェクトチームなりを立ち上げるのであれば町長部局かなと、そういうふうに思ったんで発言しております。

ですから、やれるのであれば、大いに安心してお任せしたいと思っております。そういった内容でございます。いかがでしょう。

議長（重光俊則君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）すみません、私のほうからですけれども、答弁の中でも職務権限の特例という形で出てまいりましたけれども、この趣旨といいますのは、スポーツ及び行政・文化について、地域の実情や住民のニーズに応じて、地域づくりという観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせて、地方公共団体の長において一元的に所掌するという趣旨のもとで制定されてございます。

今現在、もういろんなスポーツ事業を展開していく中では、今すぐ必要だということは考えは持っておりますが、現在も教育委員会部局、町長部局、仲よく同じ方向を向いて一生懸命させていただいているところでもございます。

ただ、今後も、そういったことでのいろんなスポーツの事業を展開していく中で、業務量も見据えた中で、その必要があれば、関係部局と深い協議も得ながら対応してまいりたいという考えでございますので、よろしくをお願いします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）その項目については、また何かの機会に議論したいと思います。

最後の質問に入りたいと思います。

公益財団等の助成金などの情報提供を各種団体などへ提供できる仕組みづくりができないか、答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、熊取町のスポーツ振興についての5点目、公益財団等の助成金などの情報を各種団体などへ提供できる仕組みづくりについてご答弁申し上げます。

これまで、国や大阪府から通知等があった場合に、各種団体へ伝えるべき情報については、体育協会並びにスポーツ少年団の理事会やその他の会議を通じて周知をしているところでございます。

今回、ご質問いただきました公益財団等の助成金に関する情報等につきましては、公益財団や一般企業において、社会貢献活動の一環として、スポーツに限らず幅広い分野の大変多くの情報がインターネットを通じて公開されている中で、スポーツ団体が利用できる有意義な情報のみを取り出すのが困難な状況でございます。

このため、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、町内大学等のできるだけ多くの関係者がそれぞれ独自で情報収集を行い、その中から役に立つ情報を持ち寄り、スポーツ関係者が情報共有できる仕組みができないかを検討していきたいと考えます。

今後、スポーツに関係する各団体の会議において、このような情報共有のあり方についてご意見をお伺いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほうを賜りますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）行政の方から、こういったものがありますよというのを提供していただくという趣旨はちょっと違って、いろんな方が使っているものの情報共有できる場、先ほど申し上げましたように、そういう各種団体が集まれる場、そういったものを使わせていただいて、そういった情報共有したいなど。

ちなみに、せっかく調べてきていますので、ちょっと紹介だけしておきます。

公益財団法人でライフスポーツ財団とかというものもございます。これも、60万円ぐらいまで各スポーツ団体に出ます。日本生命がやっていますニッセイ財団であったり、それ児童・青少年の健全育成ということで、それも60万円を近くで貝塚市の団体も使われています。

そういった情報が我々のちっちゃなネットワークではあるんですけども、もっと幅広いネットワークであれば、ああ、そういうのがあるんやなということで、もうちょっと自分たちの活動の糧になるのではないかなと。そういう場がないんです、今。だから、ぜひそれをつくっていただきたいなと思います。

これについて、今、つくりたいなというふうな考え、検討していますという答弁だったんで、すよね、それで、これで終わろうかなと思いますけれども、どうでしょう。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）まず、この情報共有をできる場、イコール、さきの質問でございましたスポーツの関係者が一堂に会して議論できるような場づくりということにつながることを思います。

私も、ネットのほうで調べさせていただきましたら、今、ご紹介いただいたところであるとか、そのほかにも2、3、見つけることはできました。ただ、これの内容を見ていますと、対象が誰で、

具体的には何が助成されるんかとか、かなり一つ一つ詳しく調べないと、なかなか受けること難しいなと感じたのも本音のところでございます。

このあたり、できるだけ多くの関係者が集まって、皆さん研究して、それ情報共有できたらうまく使えるんじゃないかと、そういう趣旨で発言させていただいた次第です。よろしく願います。

議長（重光俊則君）一言ありますか。

10番（佐古員規君）ぜひ、それで、ご期待したいと思いますので、よろしく願います。

これで質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）以上で、新政クラブ、佐古議員の質問を終わります。

これをもちまして、会派代表質問を終わります。

---

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議案第75号から議案第81号までの7件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会議事規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に議席3番 浦川議員、議席5番 坂上昌史議員、議席7番 二見議員、議席9番 服部議員、議席10番 佐古議員、議席12番 鯉谷議員、そして私、議席2番 重光、以上7名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を決算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩しますが、3時15分再開を目指したいと思います。

---

（「15時03分」から「15時14分」まで休憩）

---

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に服部議員、副委員長に二見議員、以上のとおりでございます。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第23 請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の件を議題とします。

本件の請願書の朗読をいたします。阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）それでは、請願書の朗読をいたします。

議案書の黄色の分界紙の前ページをごらんください。

請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願。

紹介議員、文野慎二、坂上巳生男、江川慶子、鱧谷陽子。

次ページをごらんください。

平成28年9月5日

熊取町議会 重光俊則議長

くまとり社会保障推進協議会、会長、伊藤守からと記載されておりますが、実際請願者は下段記載の氏名、大浦正義。

住所：大阪府泉南郡熊取町大久保南5-1-23

ほか記載の2名、計3名でございます。

請願の本文を朗読いたします。

国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願。

請願の趣旨

国民健康保険の都道府県化に伴う国保料の値上げの抑制と負担の軽減をはかるために、

1. 大阪府が定める標準保険料率を一律に府下市町村に適用せず、各市町村が地域の実情に応じ保険料を設定することを認めること。
  2. 減免制度については共通基準による統一をせず、各市町村が独自に設けることを認めること。また、独自の加入者への負担軽減策に対し、ペナルティーを科さないこと。
  3. 保険料抑制を目的とした法定外繰入れの解消を市町村に押し付けないこと。
  4. 大阪府による国民健康保険会計への補助を回復し、大幅に拡充すること。
- 以上の項目について、熊取町として大阪府に求めるように請願します。

請願の理由

国が示した2018年度（平成30年度）からの国民健康保険の都道府県化に伴い、大阪府でも、制度設計の検討が進められ、本年3月に開催された大阪府と市町村の国民健康保険広域化調整会議では、①保険料率と減免基準の府内統一、及び②市町村の一般会計からの法定外繰入れ解消などの方向性が示されました。これらは、国の方針や他の多くの都道府県の動向とは、ことなる特異な大阪方式です。

国民健康保険は、各市町村が低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきた経緯があります。大阪府が進めている保険料率や減免制度を府内で統一し、市町村からの法定外繰入れを無くせば、これまで低所得者の保険料軽減や市民の健康増進に努力してきた市町村だけでなく、ほとんどの市町村の保険料が値上げになります。すでに、熊取町では、大阪府が進めてきた大阪方式の保険財政共同安定化事業によっても、近年では、熊取町の拠出金が、府からの交付金より平成27年度予算では約1億5千万円、28年度予算では約2億5千万円と大幅に超過し、町民の保険料負担が過重になっています。このまま、大阪方式による国保統一が実施されると、町民の保険料負担は、各市町村による自主的な保険料決定よりも、大幅に値上がりすることは明らかです。

よって、大阪府が、国民健康保険の大阪方式を中止し、国民健康保険会計への補助を大幅に拡充して、町民の負担軽減をはかるよう熊取町として求めるように請願します。

以上。

議長（重光俊則君）以上で請願書の朗読を終わります。

本件は、議会会議規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（重光俊則君）以上で、本日の日程は終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

---

(「15時21分」散会)

---

9 月熊取町議会定例会（第 4 号）

## 平成28年9月定例会会議録（第4号）

月 日 平成28年10月7日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	住 民 部 長	下中 博之
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	事 業 部 長	泉谷 徹
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	中谷ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第66号 宿泊施設誘致条例

議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について

議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について

議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定について

請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願

追加付議議案

議員提出議案第10号 議案第68号「自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフト



ウェアの購入について」並びに議案第69号「町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について」の2議案に対する附帯決議

委員会提出議案第1号 要議決事件条例の一部を改正する条例

議員提出議案第8号 無年金者対策の推進を求める意見書

議員提出議案第9号 さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める意見書

議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

---

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（重光俊則君）議事に入る前に、藤原町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）改めまして、皆さんおはようございます。

議長のお許しを賜り、議事に入ります前にお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

この場をおかりいたしまして、今回、議会議員皆様のご同意を賜り選任、任命させていただきました行政委員の方々をご紹介させていただきたいと思っております。

まず初めに、固定資産評価審査委員会委員といたしまして改めて選任させていただきました辰巳喜志夫様でございます。

固定資産評価審査委員会委員（辰巳喜志夫君）ただいまご紹介いただき、9月27日付で固定資産評価審査委員会委員を仰せつかりました辰巳喜志夫でございます。どうぞよろしく願いいたします。

町長（藤原敏司君）辰巳様におかれましては、任期3年、4期目として今後よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、教育委員会委員といたしまして改めて任命させていただきました山本洋子様でございます。

教育委員会委員（山本洋子君）ただいまご紹介いただき、改めて10月1日付で教育委員会委員を仰せつかりました山本洋子でございます。気持ちを新たに頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

町長（藤原敏司君）山本様におかれましては、2期目として今後もよろしく願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、同じく教育委員会委員といたしまして新たに任命させていただきました松井みゆき様でございます。どうぞ。

教育委員会委員（松井みゆき君）ただいまご紹介いただき、10月1日付で教育委員会委員を仰せつかりました松井みゆきでございます。どうぞよろしく願いいたします。

町長（藤原敏司君）松井様におかれましては、今回新たに教育委員会委員としてお願いさせていただきました。これからもよろしく願いいたします。

皆さん、ありがとうございました。

ただいまご紹介させていただきました行政委員の皆様におかれましては、これから私どもと一緒にまちづくりの一翼を担っていただく方々でございます。議員皆様方におかれましても、今後ともご支援、ご協力をいただきますようよろしく願いいたします。

以上で行政委員のご紹介を終わらせていただきます。お時間いただきましてありがとうございます。

した。

---

議長（重光俊則君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月27日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成28年9月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、委員会提出の議案として要議決事件条例の一部を改正する条例、次に議員提出議案といたしまして無年金者対策の推進を求める意見書及びさらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める意見書、以上3件を追加議案といたします。

本3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案の意見書2件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長（重光俊則君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第66号 宿泊施設誘致条例の件、日程第2 議案第68号 自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についての件、日程第3 議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についての件及び日程第4 議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件、以上4件を一括議題といたします。

本件は、9月15日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。服部総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（服部脩二君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月15日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、9月28日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第66号 宿泊施設誘致条例の件につきましては、活発な質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についての件につきましては、活発な質疑・応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についての件につきましては、活発な質疑・応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）につきましては、活発な質

疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第66号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号 宿泊施設誘致条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について、討論を行います。

まず、本件について原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、議案第68号に対し反対の意見を述べます。

議案第68号は、自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア、ソフトウェアの購入契約であります。

事務機器で指名願を出している町内、準町内の5社を指名したとのことですが、8月25日開札で結果は3者辞退、1者無効で、残った1者が落札、落札金額は2,866万円、予定価格に対する落札率は98%となっております。5者指名で3者自体、1者無効というケースはあり得ないことではありませんが、結果として全く競争のない状態での落札ということになったわけであります。

このような入札結果が、次の議案第69号と2回連続して発生し、しかも同一業者が落札という結果は極めて不自然な結果であり、公正な入札であったと判断するのは困難であります。入札参加資格及び1者入札となった場合の見直しなど再検討が求められるところであり、共産党議員団としては、今回の議案第68号には反対いたします。

以上をもって反対討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、本件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について、討論を行います。

まず、本件について原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）日本共産党熊取町会議員団を代表して、議案第69号に反対の意見を述べます。

議案第69号は、熊取町立小・中学校校務用パソコン及び校内ネットワーク機器更新業務に関する物品購入契約についてであります。

本町への指名願業者のうち、電算機で物品1位であり本町もしくは他の自治体で100万円以上の実績のある5者を選定したとの説明がありました。開札日は8月5日で、こちらのほうが先に行われています。この案件も3者辞退、1者無効で、落札業者は準町内の議案第68号と同一の業者が落札しています。契約金額2,074万円、落札率は82.7%です。

1者が無効となった理由は、書留で送るべき入札書類を普通郵便で送ったという入札参加業者としてはあり得ないミスによる無効でした。やはり、先ほどの案件同様疑念の残る結果であり、共産党議員団として反対いたします。

以上をもって反対討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、本件について原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件について原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件について原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わります。

それでは、議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

(「議長」の声あり)

佐古議員。

10番（佐古員規君）先ほどの物品購入の2議案、議案第68号並びに議案第69号に対する附帯決議の動議を提出いたします。

議長（重光俊則君）ただいま、佐古議員から附帯決議の動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

(賛成者挙手)

ただいま、佐古議員から議案第68号 自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について並びに議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についての2議案に対する附帯決議の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

議案第68号 自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について

並びに議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についての2議案に対する附帯決議の動議を日程に追加し、追加議事日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、この動議を日程に追加し、追加議事日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

議事の途中ですが、ただいまより議案書の配付の間、休憩といたします。

---

(「10時20分」から「10時21分」まで休憩)

---

議長(重光俊則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、追加議事日程第5 議員提出議案第10号 議案第68号「自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について」並びに議案第69号「町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について」の2議案に対する附帯決議の動議の件を議題とします。

本件について説明を求めます。佐古議員。

10番(佐古員規君) 議員提出議案第10号 議案第68号「自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について」並びに議案第69号「町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について」の2議案に対する附帯決議。

見出しの件について、議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年10月7日 提出

提出者	熊取町議会議員	佐古	員規
賛成者	熊取町議会議員	服部	脩二
同じく		矢野	正憲
同じく		河合	弘樹
同じく		浦川	佳浩
同じく		坂上	昌史
同じく		阪口	均
同じく		二見	裕子
同じく		渡辺	豊子
同じく		文野	慎治

次ページの追-8をごらんください。

案文の朗読で説明といたします。

議案第68号「自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について」並びに議案第69号「町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について」の2議案に対する附帯決議。

今回の2議案については、どちらも物品購入の指名競争入札であるが、ともに5者指名し、3者が辞退、1者が無効となり、結果1者のみの応札となった。適正に入札事務は行われたと考えられるが、結果として1者応札での物品購入契約となっていることから、競争性が十分に発揮されているとは言いがたい。

よって、以下の事項についての改善を求める。

一. 物品購入、建設工事等の入札において、辞退、無効等により実質1者のみの応札とならないよう業者選定基準等関係規則を見直し、入札制度の改善を早急に行うこと。

以上、決議する。

平成28年10月7日

大阪府泉南郡熊取町議会

説明は以上です。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号 議案第68号「自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について」並びに議案第69号「町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について」の2議案に対する附帯決議の件を採決いたします。

議員提出議案第10号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第71号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第5 議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、日程第7 議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第8 議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、9月15日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（江川慶子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月15日の本会議において本委員会に付託されました案件4件の審査を行うため、9月27日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第67号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第72号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第73号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第74号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第9 議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10 議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11 議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12 議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13 議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14 議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第15 議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件は、9月16日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。服部決算審査特別委員会委員長。決算審査特別委員会委員長（服部脩二君）それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月16日の本会議において本委員会に付託されました議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件ほか6件の審査を行うため、9月29日、10月3日及び4日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見・要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、保育士など恒常的業務は正職員を基本とし、適正な職員配置、計画的な職員採用に努められたい。非正規職員の賃金・研修等待遇改善を求めたい。極端な残業抑制は改善されたようだが、職場によっては残業が恒常的になっている。職員配置を常に検討し、労働条件改善に努められたい。

2、保育所については、新設認可保育所での大量退職は大問題。保護者が不安を持つことのないよう、毅然たる姿勢で監督、指導を求め。また、待機児が出ることのないよう職員採用を求め。

3、学童保育所の指定管理者への移行に当たっては、現行の水準を低下させず、安定的な事業の継続ができるよう、十分な配慮をすること。大規模化に対応した施設整備も急がれたい。

4、学校施設については、トイレの洋式化・エアコン設置など、早急に学習環境を改善されたい。子どもの貧困問題については、学習以前の問題で、手を差し伸べられる環境を整えていただきたい。就学援助の支給については、新入生への入学準備金の貸与など、工夫されたい。

5、ひまわりバスは、駅前乗り入れなど、さらなる利便性向上に努められたい。バスカード割引制度も検討されたい。

6、ごみの不法投棄対策を強め、小型不燃ごみの定期収集を検討されたい。

7、防災のまちづくりについては、耐震改修補助や除却補助のPRに努め、耐震化90%を達成されたい。自主防災に役立つ防災マニュアルを検討されたい。

8、永楽ゆめの森公園の管理・運営については、利用者と地域住民にとって安全で快適な公園となるよう、万全の体制で臨まれたい。

9、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、路面標示など交通安全施設の適正管理に努められたい。

10、談合の損害賠償については、積極的に業者と面談し、最終的な処理を進めること。また随時、進捗状況を議会、住民に公表すること。

次に、熊愛の会代表からは、1、決算書が事業別に集約されていてわかりやすくなっているが、主要施策成果等一覧表に記載がない事業が多い。また、主要施策成果等一覧表に記載の決算額が、説明している事業に対応していないものがあるので改善を希望する。



2、町税収納率が平成26年度に比べて0.7ポイント上昇して95.9%になったのは、コンビニ収納の成果もあったと思うが担当課の改善努力が評価できる。

3、熊取町への転入・定住のための施策のうち平成27年で打ち切った施策は、28年上期の転入転出データから見てもその効果は大きかったと考えられる。早期に施策再開の検討をしてほしい。

4、平成27年10月に策定したまち・ひと・しごと創生戦略のK P I 達成に向けた課題に「特段の課題はない」と記載した事業は、K P I の見直しをするか事業削除を行い、新たな目標設定を行うべきである。

5、国際交流はミルデューラとの交流が主体であるが、小・中学生が外国人と接する機会をふやすために、町内の国際交流ボランティア団体と連携して、国際交流のために来日している外国人と交流できる行事開催を検討していただきたい。

6、平成27年度の選挙における人件費の削除努力は非常に評価できる。

7、投票率の向上に向けて、より近くで投票できるように投票所の配置の再検討をしてほしい。

8、成人式の記念品の拡充とともに、選挙権が与えられる18歳になった青年を祝福し、責任を持ってもらえる祝賀イベントの開催を実現してほしい。

9、小・中学校の教員は非常に努力されているが、教員の負担軽減のために部活動補助を含めた大学生の活用をさらに充実してほしい。

10、大阪府の教職員給与が全国及び近畿圏で非常に低いレベルでなくなるように、大阪市と同等となるよう、大阪市以外の自治体と連携して大阪府知事に要請をすべきである。

11、ひまわりバスの目的は公共施設等への循環であり、駅下にぎわい館のある熊取駅前へのひまわりバス乗り入れの早期実現を要望する。

12、アトムサイエンスパーク構想の具現化の第1ステップとして、直接相談とインターネットを活用した主要医療機関の先生との相談もできるよう京大原子炉敷地内に建物を設置する計画を策定して国に要望してほしい。

13、町民がより熊取町を愛することができるように、小・中学生を中心に、文化財や古文書等を活用できる環境整備をしていただきたい。

14、図書館の入り口近傍に屋内空間を新設して、大人や子どもがくつろげる喫茶やイベント開催スペースを確保してほしい。

15、中学校のクラブ及び熊取スポーツ少年団への助成金を大幅に拡充していただきたい。

16、小・中学校のエアコン設置を早期に実現していただきたい。

次に、新政クラブ・守クラブ代表からは、1、転入・定住促進策。転入超過を目指し、効果の検証とほほえみ子育て応援都市宣言の確立。

2、学校教育。放課後学習のさらなる充実とクラブ活動支援として外部コーチなど積極活用の拡大。引き続き「教育のまち・熊取町」の確立。

3、学校教育環境改善。普通教室へのエアコンの早期設置とトイレの洋式化。

4、子育てしやすいまちとしてのブランドの確立。

5、スポーツ推進。熊取町の恵まれたスポーツ環境から、将来のアスリート創出や子どもの体力の底上げ、高齢者の介護予防、地域活性化などを目的として、大学や各種団体、機関との連携をより密にし、宿泊施設や国際規格に沿った施設導入等思い切った施策の実施。

6、永楽ゆめの森公園。新たな町民のオアシスとなる拠点形成の永続的な発展の推進。

7、防災対策。車椅子でも利用可能な避難所への洋式トイレの配備、瓦れき置き場対策の事前協議を実施する等、平時の検討。

8、熊取アトムサイエンスパーク構想。B N C T 実用化に向けて事業の加速的推進。

次に、熊取公明党代表からは、1、地方創生戦略に総力を挙げ自主財源の確保に全力で取り組まれない。さらなる転入促進策の検討、転入増に取り組まれない。また、広告収入や施設利用の検討、観光プロモーション事業や熊取ブランド創出等によるまちおこし、にぎわい創出につながるイベン

トの開催、あらゆる施策の拡充による収入増に積極的に取り組まれない。

2、安全・安心で良好な教育環境づくりとして、普通教室への空調設備の導入、障がい児対応、避難所対応として洋式トイレの設備など、国の補助金などを積極的に活用し、整備を図られたい。

3、安全・安心なまちづくりとして、通学路における路側帯のカラー化、防犯灯やカーブミラーの設置、横断歩道や信号機の設置など交通安全対策のさらなる拡充を図られたい。道路舗装修繕計画の着実なる事業実施など、積極的に取り組まれない。

4、子育て世代包括支援センター等による妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制のさらなる充実、また、産後ケアを広域でできる体制の構築、育児支援ヘルパー派遣事業の導入、産後ケアを担う人材の育成等の取り組みも検討されたい。また、障がい児対策として5歳児健診の導入も図られたい。

5、児童虐待やいじめを断じて許さない環境づくり、他人を思いやる環境づくりを推進し、きめ細やかな相談体制に積極的に取り組まれ、児童虐待ゼロ、いじめゼロ、不登校ゼロを目指されたい。また、放課後の子どもの安全な居場所づくりとして、放課後学習が全ての小学校で取り組まれるように支援されたい。

6、道路橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業の実施、避難行動要支援者への避難支援体制の整備、木造住宅の耐震化、今後の自主防災組織の育成や子育て世帯の防災意識の向上を図り、防災・減災対策、防災力の向上に積極的に取り組まれない。

7、がん検診の受診率の向上に積極的に取り組み、胃がんリスク検診の導入を図られたい。児童へのがん教育についても取り組まれない。

8、町内を循環するひまわりバスについて、住民の利用促進と利便性向上を図るため、駅西整備に合わせて駅への乗り入れ、フリー乗降制度のさらなる拡充等、図られたい。

9、大阪府、京都大学原子炉実験所と連携し、体に優しいがん治療としてのBNCTの早期実用化に向けて、積極的に推進されたい。

10、損害賠償金や遅延損害金については、全額納付を獲得できるように積極的に取り組まれない。

次に、未来代表からは、1、転入・定住促進策について、政策推進による効果は一定評価できるが、自主財源の確保及び若者の転入増に伴う活力の向上のため、新たな施策導入を求める。

2、ひまわりバスについては、ルートの見直しについては評価できるが、住民ニーズの多様化に伴うバス運営の見直しを図り、利用者がさらにふえる取り組みをお願いしたい。

3、国際交流事業施策については、活動の全容が広く一般住民にも理解いただけるよう、取り組んでいただきたい。

4、防犯カメラについては、増設方針は決まっておリ評価できるが、設置場所を早期に決定し、増設の実現化に向けて取り組んでいただきたい。

5、まち・ひと・しごと創生総合戦略を行政主導ではなく、住民主導の施策が繁栄されるよう、一部見直しをお願いしたい。

6、熊取駅改札前投票所については、投票率向上に貢献するための取り組みを検証していただきたい。

7、生涯学習事業については、拡充を図るため、住民協働事業との連携を検証していただきたい。

8、永楽ゆめの森公園については、計画を上回る来園者の動員、さらに公園の安全管理運営に向けた取り組みを非常に評価するが、夏場の公園のにぎわい及び熱中症対策としての水遊び場の設置をお願いしたい。

9、学校トイレの洋式化・エアコンの設置の早期実現をお願いしたい。

10、指定管理料を含めた委託料の費用対効果の検証を徹底していただきたい。

11、図書館そとみせ事業については、一定の評価ができるが、物販の拡充や積極的ににぎわいをつくり、若者・子育て世代の利用者がふえる取り組みを検討していただきたい。

12、図書館司書の全校配置は評価できるが、その効果を示せる指標づくりを検討していただきたい。

い。

13、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育の充実や学習支援ボランティア派遣事業の推進及び小・中学校の耐震化への取り組み、さらには放課後学習実施に伴う子どもたちの安全な居場所づくり等への取り組みを非常に評価する。

以上の意見・要望が出されました。

その後、議案第75号について採決いたしました結果、議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第78号

平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上6件の審査を順次行った結果、質疑応答があり、その後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、日本共産党熊取町議員団代表から、国民健康保険特別会計は国庫負担の増額が必要であるが、住民生活を守る自治体として、保険料軽減のため一般会計からの繰り入れ増額を検討されたい。共同事業の拠出金超過については、国・府に対し財政措置を要求されたい。広域化に当たっては、保険料引き上げにつながる大阪方式には反対するよう求める。資格証明書や短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談、減免制度の拡充を求める。

介護保険特別会計は、国の制度改革で要支援の方がサービスを受けられなくなるおそれがある。町の事業に移行しても、サービス低下とならないよう最大限の努力を求める。

地域包括支援センターは、連携をとりつつ、町の公的責任で安心のできる運営を維持されたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計については、墓地と公園の一体的な管理が行われている。永楽公園の利用者増によって墓地利用者に影響が出ないよう、公園担当課と調整しながら運営に努められたい。共同墓地の設置も検討されたい。

水道事業会計、下水道事業特別会計については、低所得者などへの減免制度を検討されたい。水道水の安全性のPRに努め、引き続き耐震管路への更新に努められたい。また、下水道整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備区域については国の交付金を活用しながら整備を進められたい。

次に、熊取公明党代表から、下水道事業特別会計については、実質収支1万円の黒字、下水道整備は8.9ヘクタールの整備、人口普及率78.3%、水洗化率94.1%となりました。行政運営アクションプログラムに基づき、計画的かつ効率的な下水道建設事業を進められたい。さらに普及率や使用料が拡大する地域への建設整備計画の見直しを図るなど、より効果的・効率的な事業運営に積極的に取り組まれたい。

国民健康保険事業特別会計については、実質収支4,912万9,000円の赤字となりました。被保険者数は昨年より減少しているが、保険給付費は増加し、全体の歳出額も高齢化の進行や高度医療技術の進歩に伴い年々増加している。引き続き、特定検診、特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発など医療費抑制に積極的に取り組まれたい。平成30年度より国民健康保険事業の主体が都道府県化されることを見据え、新たに導入されることになるであろう保険者努力支援制度については、府の検討事項であるが、健康づくりや疾病予防、保険料徴収率等のインセンティブが働くような制度となることを強く要望する。

次に、熊愛の会代表から、国民健康保険事業特別会計について、1、現在大阪府で進められている市町村国民健康保険広域化に対し、以下の項目について改善要望を行うべし。

①府が定めた標準保険料率を市町村に押しつけず、市町村の個々の実情に応じた賦課・徴収がで

きるようにすること。

②現在の25%所得割をベースにした共同事業拠出金の超過に対して、国が示している割合を超える部分を都道府県調整交付金により補填させること。

③これまで国保財政が赤字だった大阪市等の赤字解消の負担を、財政力の弱い市町村の拠出金で補填させないこと。

2、平成28年度以降に熊取町の国民健康保険被保険者の保険料率が高くなならないよう、国・府の交付金拡充を要望すること。

3、熊取町は平成27年度の赤字の原因と平成28年度の保険料値上げの理由を明確かつ詳細にわたり説明責任を果たすべきである。また、現在進めている大阪方式での平成29年度及び平成30年度の保険料率の試算した値を早急に住民に提示すること。

4、国民健康保険制度の改善について大阪府町村長会が大阪府に対して行っている要望事項の実現を強く府に働きかけること。

水道事業会計、下水道事業特別会計については、一般会計からの繰り入れなしで事業継続できるように検討してほしい。

以上の意見・要望が出されました。

その後、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号及び議案第81号について順次採決した結果、議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）確認のため2、3分休憩させてください。

---

（「11時05分」から「11時05分」まで休憩）

---

議長（重光俊則君）再開いたします。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第75号から議案第81号までの7件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第81号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、本7件について原案に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）日本共産党熊取町会議員団を代表して、27年度決算に対しまして反対の立場で討論を行います。

平成27年度は、年度途中で町長選挙があり、藤原町長が誕生いたしました。予算は中西町政の予算を引き継いだものであり、決算内容に大きな変化は見られません。ただ、昨年、一昨年の決算議会で指摘した強圧的な残業代抑制は見直されたものと思われまます。また、議会の提案や住民要望に応えつつ、住民参加と情報公開を進めようとする姿勢が見られます。

27年度決算、一般会計の評価すべき点として、子ども医療費助成の中学3年生までの拡充、永楽ゆめの森公園の開園と利用者増に見合う管理体制の充実、住宅リフォーム助成など転入促進策、産業活性化基金を活用した産業振興策、町道小谷穴釜線拡幅事業など道路整備、交通安全対策等が挙げられます。しかしながら、住民生活を守る立場からすれば納得のいかない重大な問題があります。

それは、第1に、国民健康保険特別会計に対する法の定めのある繰り入れ以外のいわゆる法定外繰り入れについては極力抑え、保険料抑制のための繰り入れを全く認めようとしない姿勢です。保険料軽減のために多くの自治体を実施している法定外繰り入れを罪悪視するような考えはやめていただきたい。

第2に、保育所における臨時保育士依存などに見られるように、本町の職員は正職330人、非正規職員378人で、非正規職員の数が正職員を上回っています。正職員の責任と労働が荷重負担となり、サービスの質の低下につながっていないか懸念されます。恒常的な仕事は正職員とすべきです。また、残業代の抑制は見直されましたが、部署によっては恒常的な残業があり、適切な人員配置が望まれます。

第3に、パブリックコメントの中止の問題です。今年度に入って見直されましたが、平成27年度中は、パブリックモニターの実施により、全ての住民に開かれた意見聴取制度としてのパブリックコメントは中止されていました。再三復活を要望していましたが、27年度中には復活になりませんでした。

以上の理由により、一般会計決算に反対いたします。

次に、国民健康保険特別会計の問題点は、第1に、保険料軽減や減免制度拡充のための町独自の一般会計繰り入れを全く認めようとしないこと、根本的には国庫負担増額など国の制度の改革が必要ですが、町独自の負担であるその他一般会計繰り入れ、すなわち法定外繰り入れはわずか919万円、大阪府下でも最低水準です。本町では、町の条例に基づく保険料減免に265万円、残り654万円は老人医療など福祉医療費助成による国のペナルティー分の補填であり、これらは認められた法定外繰り入れだという説明がありました。赤字補填や保険料軽減のための繰り入れはほしくないよう、国・府に指導されているとも言われました。しかし、多くの自治体が住民の負担軽減を考え、保険料軽減や赤字補填のための繰り入れをしているのが現状です。

今年度の10%の値上げで、多くの住民が苦しんでいます。1,000万円増額すれば、高槻市のような負担割合の高過ぎる世帯への低所得者減免や多子減免など実現可能です。国・府の言いなりになるのではなく、住民の暮らしを守る立場で法定外繰り入れの増額をすべきであります。

第2に、共同安定化事業の拠出金超過についての姿勢です。

決算委員会では、高額医療の共同事業で国・府の負担金があり、トータルでは400万円余りの拠出超過になると説明がありましたが、これはごまかしです。高額医療共同事業の国・府の負担金は各市町村ともにその交付を受けているのであって、拠出超過が問題となっているのはレセプト1円から80万円までの共同事業であります。27年度からのいわゆる1円化で拠出超過が拡大し、1億3,000万円の拠出超過となりました。このことは、大阪府の制度が拠出金の負担割合において所得割25%となっていることが主な原因ですが、そのことを認めようとせず、大阪府に異議申し立てをしようとする姿勢は納得できません。

平成28年度の国保料引き上げの主たる要因は医療費の上昇だという説明もありましたが、少なくとも27年度決算の約5,000万円の赤字は共同事業の出資超過が原因であり、このことが保険料引き

上げの第2の要因であることも事実です。抛出超過に対し、国と大阪府に毅然たる態度で財政措置と制度見直しを求めるべきであります。

同時に、平成30年から始まる都道府県化に当たって、大阪府が保険料統一を進めようとしていることも大問題です。医療費水準を反映しない方式で保険料を統一すれば、さらに保険料が高くなるのは目に見えています。このような都道府県化に従順に従う姿勢にも納得できません。

次に、後期高齢者特別会計です。

後期高齢者保険料も、見直すたびに引き上げられ、導入当初に比べ所得割保険料率で約2割の引き上げ、軽減のない方には大きな引き上げになっています。共産党議員団は、高齢者を別枠の保険制度とするこの仕組みそのものに反対であり、制度の廃止を求める立場から、この決算に反対いたします。

次に、介護保険特別会計です。

平成27年度は介護保険料改定の年であり、約20%の大幅な引き上げがありました。保険料引き上げをしながら、要支援1、2の方を地域総合事業へ、利用料の2割負担、貯金などにより介護施設での食事、部屋代の補助の打ち切りなど、サービス縮小につながる改革がされ、また準備されようとしております。保険料が上がりサービスが受けにくくなる、このような事態は認められません。

以上の理由で介護保険会計に反対いたします。

以上です。

議長（重光俊則君）次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。佐古議員。

10番（佐古員規君）それでは、守クラブ、熊取公明党、新政クラブを代表して、議案第75号から議案第81号までの平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算の認定につきまして総括的に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計についてであります。

今回、決算の特徴につきましては、各種基金を活用することにより、実質収支において昭和38年度以降52年の長きにわたり黒字額を計上する結果となりました。また、財政健全化の指標である実質公債費比率は8.4%、将来負担比率は4.4%と、ともに健全化の判断基準値を大きく下回り、安全な数値となっております。このように安定した財政状況を確保しつつ、平成27年度におきましてもたくさんの事業、施策を実施、推進されました。

まず、子育て施策の充実については、子どもの通院・入院医療費助成制度の助成対象を中学校卒業までに大幅拡充し、また、町立保育所において新たに管理栄養士を配置することで食育を推進されました。さらに、本年4月に新たな認可保育園として開園したすみれ保育園への支援を通じて、延長保育など多様化する保育ニーズへの対応に尽力されました。

また、教育については、全小・中学校の校舎及び体育館の非構造部材耐震化工事を実施し、子どもたちが安全に安心して学べる環境を整備されたことに加え、中学生の居場所を確保するとともに学習の支援を行うため、新たに中学校放課後自習室を開設されました。

そして、そのような本町の魅力を発信するため、JR及び南海電気鉄道の車両内に中吊り広告を実施するとともに、FMラジオや新聞広告など多様な媒体を通じて大規模なプロモーション活動にも取り組まれました。

さらには、社会基盤の整備として、引き続き町道小谷穴釜線道路改良事業や町道野田中央線交差点改良事業を推進する一方、熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき祇園橋の修繕工事及び永楽橋の修繕計画を実施するなど、道路施策の長寿命化に向けた取り組みを積極的に進められました。

公園につきましても、永楽ゆめの森公園の整備工事を完了され、本町の新たな交流拠点として昨年11月にオープンしたところです。

このほか、防災行政無線のデジタル化工事を実施したことや避難所に指定している全小・中学校へ太陽光発電設備及び蓄電池を導入するなど、安全・安心なまちづくりの推進にも積極的に取り組まれました。これ以外では、産業活性化基金を活用し、熊取コロッケの普及活動に対する支援など

を行いました。

今後においても、引き続き健全で安定した財政運営を維持しながら、第3次総合計画に掲げております「みんなが主役『やすらぎと健康文化のまち』」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

平成27年度においては、計画的かつ効率的な整備により、下水道の整備区域は五門、小垣内、青葉台及び大久保地区において8.9ヘクタール増加し、合計574.6ヘクタールとなり、人口普及率が78.3%と着実に下水道整備を推進されるとともに、国の交付金を活用し、長寿命化計画に基づき、マンホール形式ポンプ場や人孔鉄蓋など施設の更新工事にも取り組まれています。一方、下水道使用料や受益者負担金の収納率についても高い水準を維持されています。今後も引き続き、計画的、効率的な事業を推進されることを望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計についてであります。

国民健康保険事業特別会計については、高齢化の進展とともに医療の高度化により年々負担が増大し、極めて厳しい運営であることは認識しております。国民健康保険事業は相互扶助、助け合いの制度であり、負担の公平化を確保するためにも、強化すべき保険料の収納対策については、窓口での納付交渉の機会の確保、きめ細かな納付相談の実施に加え、適切な滞納処分の実施などにより、現年分と滞納繰越分を合わせて全体で85.6%と前年度と同率で高い収納率を維持しています。また、これに加え、特定健診の受診率の向上に向けた取り組みやジェネリック医薬品の普及促進の取り組み、財政健全化に対する努力など、高く評価するものであります。

今後においても、継続した収納対策の強化を図るとともに、保健事業を初めとする医療費適正化の取り組みとあわせ、平成30年度からの広域化を見据え、国民健康保険財政の一層の安定化を望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

平成27年度が制度発足から8年目となり、住民の皆さんにも定着しており、窓口では適切、丁寧な対応を心がけていただいていることを評価いたします。平成27年度実質収支額は259万7,000円の黒字となっていますが、これらは年度内に確定しなかった一般会計からの事務費繰入金に精算に係る返還金及び大阪府後期高齢者医療広域連合への保険料額負担金に充てるための経費であり、翌年度に繰り越し精算となるものであります。

保険料収納率については、現年度分と滞納繰り越し分を合わせて全体が99.2%と前年度と同等の水準を確保し、広域連合の財政健全化に寄与したことを評価するものであります。今後においても、円滑な財政運営が実施されるよう、広域連合や大阪府とともに取り組まれることを望むものであります。

次に、介護保険特別会計についてであります。

支援、介護が必要な方に対して適切な介護サービスを提供されていることは評価するところです。また保険料の収納については、保険料の未納者に対し早期納付を施すなどきめ細かな対応を行った結果、収納率は前年度分は99.2%と前年度に対し0.1ポイント減少となりましたが、滞納繰越分が前年度に対し5.6%増加の14.6%となり、保険料全体では前年度に対し0.3ポイント増加の97.9%と、依然として高い水準を確保しております。

実質収支額については、第6期介護保険事業会計の初年度ということもあり2,842万4,000円の黒字を確保しておりますが、計画期間の後年度においても高齢者人口の増加に伴い保険給付費が増加するものと予想されますので、引き続き、介護保険事業の実施や介護給付費の適正化の取り組みにより、持続可能な財政運営が実施されるよう望むものであります。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

平成26年度末に増設した70区画の販売に伴う永代使用料、管理手数料の増により、決算額が対前年度比173%の増となりました。

事業の内容としては、例年の維持管理に加え、永楽ゆめの森公園が永楽墓地に隣接して開園したため、増設に伴い案内板を書きかえて利用者の利便性を図るとともに、公園との境目に植栽工事を行い、静かな環境づくりに努力していることが認められます。今後とも、墓地基金の適正かつ健全な管理運用のもと、利用者の安心と信頼を確保すべく、安定的で適切な事業運営を遂行し、墓苑の維持管理に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、水道事業会計についてであります。

熊取町水道事業ビジョンに基づき、安全、強靱、持続を目標に、指定避難所となっています南小学校や北小学校への配水管の耐震管路への布設替工事などを実施され、安定した送水体制が確保できました。

一方、事業の運営については、経営の効率化、合理化に鋭意努力されており、平成27年度の徴収率が前年度比で98.6%から98.73%へと0.13ポイント上昇しております。これは、未収納者に対しさまざまな対策を講じることにより、その結果があらわれていると評価できます。引き続き、利用者間の負担の公平性を確保しつつ、収納対策に取り組まれることを期待するものです。

また、今後も給水収益の減少を見込んでいるようですが、老朽化した水道施設の更新費用を確保し、南海トラフ地震に備えた耐震化に向けて計画的に事業を行うとともに、引き続き、経営の合理化、効率化に取り組まれることを望むものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。文野議員。

1番（文野慎治君）熊愛の会を代表して、平成27年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に関して反対討論を行います。

平成27年度の国民健康保険事業特別会計決算に関しては、熊取町監査委員である谷口昇一郎氏並びに渡辺豊子氏がまとめた平成27年度熊取町一般・特別会計決算審査意見書に、平成27年度決算については、歳入から歳出を差し引いた実質収支は4,912万9,000円の赤字になっており、前年度の実質収支351万8,000円の赤字を差し引いても単年度の収支は4,561万円の赤字となった。これは、平成27年度からの保険財政共同安定化事業の拡大、いわゆる1円化により、共同事業交付金と共同事業拠出金の収支差額がこれまで以上に拡大したことが大きな要因であると明確に記載されている。

しかるに、平成28年度の国民健康保険料の約10%の値上げについて、町民に対して配布されたチラシには、共同事業交付金と共同事業拠出金の収支差額が27年度に課題になったこと、また、平成27年度の赤字額を平成28年度の国民健康保険事業特別会計から補填することも一切触れられていない。熊取町は、国民健康保険事業特別会計の財政状況の事実を町民に知らさず、町民に対して配布されたチラシには、65歳から74歳までの前期高齢者が増加し、全体の4割を超え、また、医療の高度化で医療給付費がふえ続けていることだけが保険料値上げの大きな要因であると記載されています。

町配布のチラシには、以下の内容も記載されています。今後も高齢化とともに医療の高度化が進み、医療費は増加の見通しであり、さらに平成30年度の広域化が目前に迫っており、加入者の皆様には応分の負担を求めることとならざるを得ません。

この町のチラシを読んだ人たちは、値上げは仕方がないのかなと思わざるを得ないでしょう。しかし、大阪府町村長会は、平成27年8月に以下の内容が記載された平成28年度大阪府施策並びに予算に関する要望書を大阪府に提出しています。

その内容は、国民健康保険制度の長期的な安定運営を確保するため、医療保険制度の一本化及び保険者の再編統合等の制度改正等に当たっては、町村の意見を十分取り入れるよう国に対し強く働きかけること、特に、広域化支援方針に基づき、保険財政共同安定化支援事業の拠出金算定方法に所得割の導入が行われ、その激変緩和の措置が図られているが、その措置の交付条件を完全撤廃し、負担が増す全ての保険者に対して平成24年度から2%増加された大阪府調整交付金で適正に補填し、平成28年度以降についても特別調整交付金ではなく普通調整交付金として全額交付すること、また、



平成27年度から全ての医療費を対象に保険財政共同安定化事業が実施されるが、その拠出が超過する町村に対しては継続して府財政調整交付金による激変緩和措置を行うものとし、この制度改正により拠出超過が拡大する市町村に対して新たな財政支援措置を講じるよう国に強く働きかけること、さらに、平成30年度からの都道府県化に向けて、保険料率の急激な上昇や市町村間における保険料負担の不公平性が生じないよう、また、累積赤字を抱えている団体の赤字補填を他市町村に転嫁することのないよう、府において市町村赤字解消計画の進捗管理の徹底等を図るとともに、制度構築に係る費用については全額国保負担とするよう国に対して働きかけること、保険財政共同安定化事業の全医療費対象化に伴い、府特別調整交付金で激変緩和措置がとられるものの、年々交付割合が下がり続け、拠出超過による市町村の負担は重くなる一方である。また、特別調整交付金3%のうち普通調整交付金と同じ配分枠の2%の中で激変緩和措置も実施しているため、激変緩和措置の割合に応じた交付が満額でないのが実態である。この実情を踏まえ新たな財政措置を講じるよう国に強く働きかけるとともに、それまでの間は府として予算措置を講じることなどを要望しています。

さらに、平成28年にも大阪府町村長会から大阪府に平成28年度大阪府施策並びに予算に対する要望書が提出されており、同様な要望がなされています。

第2回広域化等支援方針策定に関する研究会、平成26年12月24日開催のシミュレーション資料によると、大阪市は、平成27年度、28年度、29年度に毎年拠出金より約67億円も多い交付金を受け取ることになっています。大阪市以外で交付金が多いのは、泉佐野市の2億7,000万円、東大阪市の1億7,000万円、岸和田市の約1億3,000万円、貝塚市の約1億1,000万円など43市町村のうち11市町村で、32町村が拠出超過となっています。このような状況の中で、さきに述べた大阪府町村長会の要望が大阪府に出されているのが現実であります。

熊取町は、保険財政共同安定化支援事業の拠出超過の現状について、町民について知らせるべき義務を怠っていると云わざるを得ません。熊取町の平成27年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算における赤字原因について、適正な説明がされているとは言いがたい。

さらに、熊取町において、共同事業拠出金超過による激変緩和措置、平成27年度の90%から75%、60%と暫時低減されることにより、熊取町の国民健康保険被保険者の負担は非常に大きなものとなり、一般会計からの大幅な繰り入れを行わなければ平成29年度も保険料の大幅な値上げが回避できないと考えられます。平成28年度の保険料値上げで示された平成28年度の拠出金超過額は平成26年度とほぼ同じであり、第2回広域化等支援方針策定に関する研究会のシミュレーションと比較しても合理的な値とは言いがたい。

以上のことから、熊愛の会は平成27年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に反対をいたします。

また、熊愛の会は、このたびの決算委員会では、大阪府が進めている市町村国民健康保険広域化について、十分な情報が得られなかったことから主要な問題点の的確な掘り下げができなかったことを深く反省しております。

これまで熊取町は、国民健康保険運営について大阪府下で第1位に評価されていましたが、このたびの市町村国民健康保険広域化により、一般会計から多大な繰り入れを行うか保険料率のさらなる値上げを行わざるを得ない状況になろうとしています。

熊愛の会は、現在進められている大阪方式での平成29年度及び平成30年度の保険料率の試算した値を早急に住民に提示することを要求していくとともに、町内の被保険者の負担が過大にならないよう町に働きかけを続けてまいりたいと思っております。

以上で、熊愛の会の反対討論を終わります。

議長（重光俊則君）次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）未来を代表し、平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について賛成の意見を述べさせていただきます。

実質単年度収支は黒字になったものの、自主財源である町税収入は減少し、扶助費も年々増加し

ています。また、経常収支比率は2.8ポイント改善され94%となったが、依然として非常に高い数値を推移していると言わざるを得ません。町税収入は減少しているものの、徴収率においては0.7ポイント上昇し95.9%と高い徴収率となっており、職員の方の日々の努力も見受けられました。

平成27年11月にオープンした永楽ゆめの森公園は、計画を大きく上回る来園者を動員しており、にぎわっております。今後も、よりよい公園となるよう水遊び場の整備など日々の改善を期待しています。

外国語指導助手の配置で平成27年度は中学3年生の英検3級相当の生徒数が全国平均を上回ったこと、また、学習支援ボランティア派遣事業の推進は非常に評価するところです。

全体の施策としてはよい効果が出ていると思われませんが、それぞれ個別の施策としては、指定管理料を含めた委託料や図書館司書の全校への配置など、その効果が示されていない事業もあります。客観的に見てその効果がわかるよう検証していただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

議長（重光俊則君）ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第75号から議案第81号までの7件について、順次採決を行います。

まず、議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第16 請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の件を議題といたします。

本件は、9月16日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（江川慶子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月16日の本会議において付託を受けました請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の審査を行うため、9月27日開催の事業厚生常任委員会に紹介議員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

それでは、少し丁寧に報告させていただきます。

国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止することを求める請願につきましては、請願者が請願書を提出するに当たって、議会基本条例第5条「町民参加及び町民との連携」第4項「議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。」にあるとおり、事業厚生常任委員会で説明したいとの要望がありました。

議会基本条例に基づく請願者の要望のとおり事業厚生常任委員会において請願者の説明を受けるかどうかについて、議員総会と事業厚生常任委員会で取り扱いを検討しましたが、事業厚生常任委員会で説明には条例上の具体的な準備の必要があり、今回は従来どおり、請願の説明は委員会開催

前に行うこととなりました。

請願者から、事業厚生常任委員会開催前に関係資料が複数枚提出され、レジュメに基づいた説明がありました。事業厚生常任委員会では、紹介議員の文野議員、坂上巳生男議員に出席を求め、質疑を行い、活発に意見が出されました。

その中で、浦川委員から、請願は大変重要な問題だ、賛否を判断するにはまだ情報も国保についての理解も不十分な中で採決するのはいかなものかとの意見が出され、重光委員から、今、本請願を採決するには情報不足であり、引き続き必要な情報を収集して継続してはどうかとの発言と継続審査の動議が出されました。

その直後、佐古委員から休憩動議が出され、賛同者があり休憩としました。

再開後、継続審査の取り扱いについても賛同者があることを確認して、継続審査の動議について採決した結果、全員賛成で国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止することを求める請願については12月議会に向けて引き続き継続審査することに決定しました。

本請願につきましては、活発な質疑・応答の後、採決の結果、賛成全員で継続審査と決定し、それによって議会会議規則第74条の規定により、議長宛て閉会中の継続審査の申し出を提出いたしました。

なお、理由及び審査期間は申出書記載のとおりであります。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

事業厚生常任委員会から、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

それでは、委員長の申出書のとおり請願第1号を継続調査とすることについて、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願について、平成28年9月定例会閉会から平成28年12月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることについて採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、継続審査であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、請願第1号の閉会中の継続審査の申し出は可決されました。

よって、事業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、平成28年9月定例会閉会から平成28年12月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第1 委員会提出議案第1号 要議決事件条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、委員会提出議案第1号、要議決事件条例の一部を改正する条例について説明いたします。

追加議案書の追一1ページをお開きください。

この条例案につきましては、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により、議会運営委員会から提出するものでございます。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律により、町の総合計画の柱である基本構想の策定義務が廃止されましたが、引き続き同基本構想等を策定するとともに、議会の議決事件とするため、この条例案を提出するものです。

改正内容ですが、説明につきましては、ピンク色の分界紙の後ろの資料追－１、要議決事件条例の一部を改正する条例新旧対照表により行います。

それでは、資料追－１をごらんください。

右が現行、左が改正案となっております。

現行の第２条の下線部分「法第２条第４項の基本構想に基づく基本計画」を改正案の下線部分「本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び同構想に基づく基本計画」に改めるもので、先ほど提案理由で説明しました総合計画の柱である基本構想及び基本計画の策定等とともに議会の議決事件とするものです。

本文の追－１ページにお戻りください。

附則ですが、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定するものです。

以上で、委員会提出議案第１号 要議決事件条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

本件については、議会議事規則第38条第２項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第１号 要議決事件条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

間もなく正午になりますが、このまま議事を続けますのでご了承願います。

---

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第２ 議員提出議案第８号 無年金者対策の推進を求める意見書及び追加議事日程第３ 議員提出議案第９号 さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める意見書、以上２件を一括して議題といたします。

本２件について説明を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議員提出議案第８号 無年金者対策の推進を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－３ページをお開きください。

議員提出議案第８号 無年金者対策の推進を求める意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者 熊取町議会議員 坂上巳生男

賛成者 熊取町議会議員 文野 慎治

同じく 坂上 昌史

同じく  
同じく  
同じく  
同じく  
阪口 均  
渡辺 豊子  
矢野 正憲  
鱧谷 陽子

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

無年金者対策の推進を求める意見書。

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

2007年調査における、無年金見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割にあたる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

#### 記

1. 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月7日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第9号「さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める意見書」についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-5ページをお開きください。

議員提出議案第9号「さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める意見書」。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者 熊取町議会議員 坂上 巳生男  
賛成者 熊取町議会議員 文野 慎治  
同じく 坂上 昌史  
同じく 阪口 均  
同じく 渡辺 豊子  
同じく 矢野 正憲  
同じく 鱧谷 陽子

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める意見書。

経済的な理由で必要な受診ができない方が増えている。

全国保険医団体連合会が2015年に実施した調査では、経済的な理由による治療中断を経験した医療機関は4割に上っている。(医科診療所では34.9%、歯科診療所例では51.7%、全体で40.9%) 内科では高血圧症、糖尿病、歯科では歯冠修復、欠損補綴などの治療中断が多いとの結果報告である。

「必要な検査を断る」「薬がなくなっているのに受診しない」「入れ歯やかぶせ物の処置をためらう」…これが患者さんの姿である。

本年6月2日に公表された、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2016 ～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)では、社会保障分野において、「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」をはじめとする改革を進めるとしている。財務省・財政制度等審議会は改革の方向として、

- (1) 「受診時定額負担」の導入、(2) 後期高齢者の窓口負担の2割化、
  - (3) 高額医療費制度の限度額の引き上げ、(4) 市販類似薬の保険はずし、
  - (5) 入院時の居住代の徴収拡大など、さらなる患者負担増をもたらす制度設計を提案している。
- さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫する。今でも重い患者負担を軽減することこそが、切実に求められている。

今後、患者負担のありかたについて関係審議会で審議され、2017年度に法案提出も含め、「具体的な措置を講ずる」としている。

関係省庁、関係審議会におかれては、さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月7日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上2件について、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長(重光俊則君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。これら2件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、これら2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、これら2件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第8号 無年金者対策の推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長(重光俊則君)次に、議員提出議案第9号 さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第4 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む。）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成28年9月定例会閉会から平成28年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成28年9月定例会閉会から平成28年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（重光俊則君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。よって、本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご同意、ご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

また、平成27年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましても、ご認定いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

本定例会でご指摘、ご要望いただきました点につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

議員の皆様方におかれましても、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（重光俊則君）これをもちまして、平成28年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「12時13分」閉会）

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成28年10月7日

熊取町議会

議 長 重 光 俊 則

議 員 文 野 慎 治

議 員 坂 上 巳 生 男